

第四次川越市環境基本計画

第二次川越市緑の基本計画

川越市生物多様性地域戦略・第二次川越市環境教育等行動計画

を含む

(原案)

令和7年10月時点

川 越 市

目 次

第1部 基本的事項	1
第1章 基本的考え方	2
1 計画策定の背景・目的	2
2 前計画からの改定の方角性	4
3 本計画とSDGsの関係性	5
4 計画の期間	5
5 計画の位置付け	6
6 各主体の責務と役割	7
7 計画の構成	8
8 計画の概要	9
第2部 本市を取り巻く状況と課題	15
第2章 川越市の概況	16
1 市の概況	16
2 将来動向	19
第3章 現状と課題	22
1 市の環境と第三次計画の進捗評価	22
2 緑の現状と緑の基本計画の進捗評価	36
3 川越市の環境に関するアンケート調査結果概要	50
4 今後の課題	62
第3部 第四次川越市環境基本計画	67
第4章 計画の目標	68
1 望ましい環境像	68
2 環境目標	70
3 施策の体系	74
4 環境指標と目標値について	75
第5章 施策の展開	77
環境目標1 脱炭素社会の実現	78
環境目標2 循環型社会の実現	84
環境目標3 生物多様性の保全	90
環境目標4 安全・安心な生活環境の保全	96
共通目標 地域づくり・人づくり	101
第6章 重点プロジェクト	108
1 重点プロジェクトの概要	108
2 重点プロジェクト	108
重点1 脱炭素につながる暮らし・事業活動の普及プロジェクト	109
重点2 サーキュラーエコノミー(循環経済)推進プロジェクト	112
重点3 生物多様性や地域資源の見える化・活用プロジェクト	114
重点4 環境施策を支える基盤づくりプロジェクト	116
重点5 環境施策を支え実践する企業づくりプロジェクト	118

第4部 第二次川越市緑の基本計画	120
第7章 計画の目標	121
1 望ましい緑の将来像	121
2 計画目標	124
3 施策の体系	136
4 緑の指標と目標値について	138
第8章 施策の展開	140
基本方針1 緑をまもる	141
基本方針2 緑をつくる	144
基本方針3 緑をはぐくむ	149
基本方針4 緑をいかす	153
第9章 重点プロジェクト	156
1 重点プロジェクトの概要	156
2 重点プロジェクト	156
重点1 ネイチャーポジティブの実現に向けた水と緑のまちづくりプロジェクト	157
重点2 自然とふれあい推進プロジェクト	158
重点3 グリーンインフラを活用した防災・減災力向上プロジェクト	160
重点4 緑や花による魅力・賑わいの創出・育成プロジェクト	162
第5部 推進体制と進行管理	164
第10章 推進体制と進行管理	165
1 計画の推進体制	165
2 計画の進行管理	167
資料編	170
資料1 地区別計画	171
1 川越市の地区構成	171
2 地区別計画	172
資料2 策定経過	196
1 策定体制	196
2 策定に係る会議等の開催	198
3 環境審議会答申	200
資料3 市民参加	201
1 かわごえ環境ネットからの提言	201
2 パブリックコメント	206
資料4 川越市良好な環境の保全に関する基本条例	207
資料5 都市公園の種別	211
用語解説	212

第1部 基本的事項

第1章 基本的考え方

- 1 計画策定の背景・目的
- 2 前計画からの改定の方角性
- 3 本計画とSDGsの関係性
- 4 計画の期間
- 5 計画の位置付け
- 6 各主体の責務と役割
- 7 計画の構成
- 8 計画の概要

第1章 基本的考え方

1 計画策定の背景・目的

1-1 計画策定の経緯

本市では、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的として、平成18(2006)年9月に「川越市良好な環境の保全に関する基本条例」(以下「川越市環境基本条例」といいます。)を制定しました。平成28(2016)年3月には、「第三次川越市環境基本計画」(以下「第三次計画」といいます。)を策定し、市民、事業者、民間団体及び市が各主体の責務に応じた役割分担及び協働のもと、将来の望ましい環境像を実現することを目指し同計画を総合的かつ計画的に推進してきました。

一方、都市公園の整備や都市計画制度に基づく緑地保全等を目的として、平成28(2016)年3月には、「川越市緑の基本計画(平成28年3月改定版)」(以下「緑の基本計画」といいます。)を策定し、さらに都市計画制度によらない公共施設や民有地の緑化、普及啓発活動等の諸施策により、同計画を総合的かつ計画的に推進してきました。

1-2 環境問題に関する動向

これまで重きを置かれていた都市化の進展に伴う大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会システムは、地球温暖化や資源・エネルギーの消費増大、廃棄物の増加、自動車による大気汚染、生活排水による水質汚濁などの問題を生じさせ、今世界は気候変動、生物多様性の損失及び汚染という3つの危機に直面しています。

これらの危機を解決するには、物質的な豊かさに重きを置いた「線形・規格大量生産型の経済社会システム」から、地上資源基調の、無形の価値、心の豊かさをも重視した「循環・高付加価値型の経済社会システム」への転換が必要となっています。また、令和12(2030)年頃までに行う選択や実施する対策は、現在から数千年先まで影響を持つ可能性が高いと言われています。

令和6(2024)年5月に閣議決定された国の第六次環境基本計画では、現在及び将来の国民一人一人の「ウェルビーイング／高い生活の質」(以下「ウェルビーイング」といいます。)の実現を環境政策の最上位の目標として掲げています。また、私たちが直面している気候変動、生物多様性の損失、汚染という地球の3つの危機に対し、カーボンニュートラルやサーキュラーエコノミー(循環経済)、ネイチャーポジティブ(自然再興)の総合的実現など、経済社会システムの変革と環境の質を上げることによって「循環共生型社会」を実現していく必要があることが示されています。

1-3 緑に関する動向

近年、少子高齢化と人口減少、都市化の進展と環境問題等への関心の高まり、社会資本の老朽化の進行、財政制約の深刻化、市民の価値観の多様化など従来には見られなかった社会経済状況の変化に対応した都市政策や公園緑地政策が求められています。このような現状に対処するには、ストック効果をより高めることや民間との連携を加速させること、都市公園を柔軟に使いこなすことなどが重要となっており、緑の基本計画を活用した都市の再構築や民有地の緑地との連携強化、公園の配置の見直しや機能の拡充等が新たに求められています。

また、気候変動対策や生物多様性の確保、ウェルビーイングの向上等の喫緊の課題への対応のため、都市における緑地の重要性はより一層高まっている一方、我が国の都市の緑地の充実度は世界と比較して低くなっています。国主導による戦略的な都市緑地の確保や貴重な都市緑地の積極的な保全・更新、都市における緑地確保への民間投資の呼び込み等を進めていくため、令和6(2024)年5月に都市緑地法が改正、12月には「都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する基本的な方針」が定められ、将来的な都市のあるべき姿として、(1)環境への負荷が小さいカーボンニュートラル都市、(2)人と自然が共生するネイチャーポジティブを実現した都市、(3)ウェルビーイングが実感できる水と緑豊かな都市の実現に向けた取組や関連する指標等を位置づけることが求められています。

1-4 生物多様性に関する動向

生物多様性は、世界的に劣化が進んでいるとされ、その要因は過去50年間に加速しているとされています。また、我が国においても、生物多様性の損失速度はこれまでの取組により低下傾向にあるものの、損失を止めるには至っていないとされています。

生物多様性・自然資本は、食料やきれいな水・空気の供給や災害の防止などの、私たちの生活を支える自然の恵みの源流であり、その損失は気候変動と並び世界的な危機とされています。

本市においても、今後気候変動に伴う災害の頻発化・激甚化に直面すると考えられます。また、少子高齢化の進展に伴う地域の生物多様性保全に係る活動の担い手の不足や野生動物との軋轢、外来種の侵入による生態系や農林業への被害なども懸念されており、担い手の確保と健全な生態系を維持・回復させることが重要となっています。

令和5(2023)年3月に閣議決定された国の生物多様性国家戦略2023-2030では、令和12(2030)年に向けた目標として、昆明・モンリオール生物多様性枠組が掲げるネイチャーポジティブの実現を示しています。ネイチャーポジティブ実現のための鍵として①生態系の健全性の回復、②自然を活用した社会課題の解決、③ネイチャーポジティブ経済の実現、④生活・消費活動における生物多様性の価値の認識と行動(一人一人の行動変容)、⑤生物多様性に係る取組を支える基盤整備と国際連携の推進が示されており、これらへの対応が求められています。また、ネイチャーポジティブの実現を加速させるため、令和7(2025)年4月には「地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する

法律」が施行されました。企業等による地域の生物多様性の維持、回復又は創出のための活動を促進するため、当該活動に係る計画の認定制度の創設、認定を受けた活動に係る手続きのワンストップ化・規制の特例等を受けることができるようになっていきます。

1-5 計画策定の目的

第三次計画及び緑の基本計画の計画期間が令和7(2025)年度をもって満了となること、また、前述した国内外の動向や市の状況に対応するため、新たに「第四次川越市環境基本計画」(以下「第四次計画」といいます。)及び「第二次川越市緑の基本計画」(以下「第二次緑の基本計画」といいます。)を策定します。

なお、本計画には、共通する施策が分野横断的に展開していることから、新たに環境や緑と関連が深い「川越市生物多様性地域戦略」(以下「生物多様性地域戦略」といいます。)と「第二次川越市環境教育等行動計画」(以下「環境教育等行動計画」といいます。)を位置付けることとし、相互に連携を図ることとします。

2 前計画からの改定の方向性

前計画からの改定の方向性は以下のとおりです。

	前計画		本計画
包含する計画	環境基本計画(川越市環境基本条例 ^{※1}) 緑の基本計画(都市緑地法)	⇒	環境基本計画(川越市環境基本条例 ^{※1}) 緑の基本計画(都市緑地法) 生物多様性地域戦略(生物多様性基本法) 環境教育等行動計画(環境教育等促進法^{※2})
目標	環境像・緑の将来像の実現	⇒	環境像・緑の将来像の実現 各環境目標・基本方針ごとに、関連する SDGs のゴールを新たに記載
目標値	目標年度(R7)	⇒	中間評価年度(R12) と目標年度(R17) →本計画の中間年度にあたる R12は、国の環境政策のターニングポイントとなっていることから、中間評価年度として追加で設定
計画の構成	第5部第9章と資料編	⇒	第5部第10章と資料編
施策体系	環境:5つの環境目標と11の大施策 緑:3つの基本方針と10の個別計画、12の地区別計画	⇒	環境: 4つの環境目標と1つの共通目標、16の大施策 緑: 4つの基本方針と9の個別計画 (12の地区別計画は資料編へ)
重点	環境:重点的に進める施策(12の中施策)を重点施策に設定、マーク付け 緑:4つの重点計画と重点計画に関連する施策にマーク付け	⇒	施策を横断的・重点的に進めるための枠組として「 重点プロジェクト 」を設定。 新たに章を設け、重点プロジェクトとしての取組イメージや取組方針を記載
その他		⇒	市民・民間団体、事業者に見て実践してもらえることを重視し、 各主体の取組例(みんなで取り組むことの例) を新たに追加

※1:「川越市環境基本条例」=「川越市良好な環境の保全に関する基本条例」

※2:「環境教育等促進法」=「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」

3 本計画とSDGsの関係性

SDGs(持続可能な開発目標、Sustainable Development Goals)とは、平成27(2015)年9月に国連サミットで採択された、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載されている、令和12(2030)年までに持続可能でよりよい世界を目指すための国際目標です。

17のゴールと169のターゲットで構成されており、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓い、途上国の貧困、教育、保健などの開発課題に加え、経済面・社会面・環境面の課題全てに幅広く対応し、調和させていくとされています。

SDGs は、気候変動や生物多様性など環境に関する項目だけでなく、地域経済や生活など環境以外の分野についても幅広く目標が掲げられています。SDGs の達成に向けて取組を進めることは、現在の私たちの暮らしや環境をより良くするだけでなく、将来を担うこどもたちの環境意識の醸成や持続可能なまちづくりを発展させることにもつながります。

このため、本計画では、気候変動対策や生物多様性の保全、資源循環など様々な取組を通じて SDGs のゴール達成を目指します。



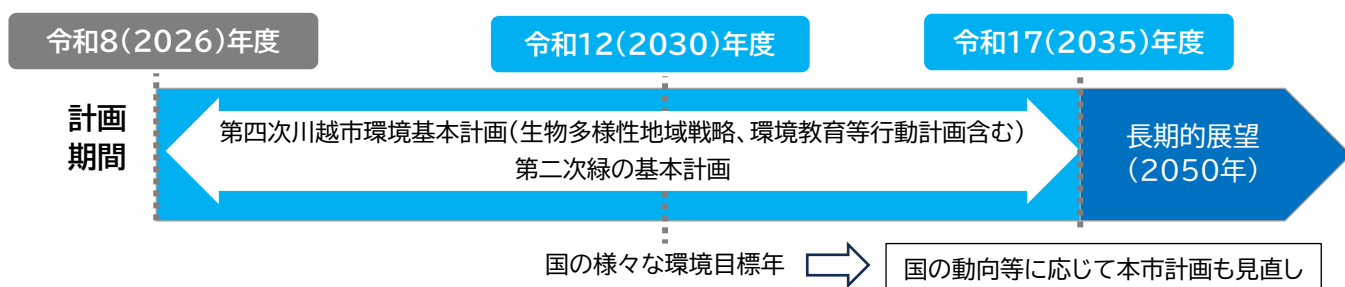
■SDGs の17のゴール

資料：国連広報センター

4 計画の期間

本計画の期間は、令和8(2026)年度から令和17(2035)年度の10年間としますが、令和12(2030)年は本計画の中間年であり、国の様々な環境目標年に該当するため、目標値を設定するとともに国の動向を踏まえ必要に応じて計画内容の中間見直しを行います。

また、カーボンニュートラルや自然共生社会の実現といった令和32(2050)年における国の長期目標・ビジョンを踏まえ、本計画においても長期的展望を併せて示すこととします。



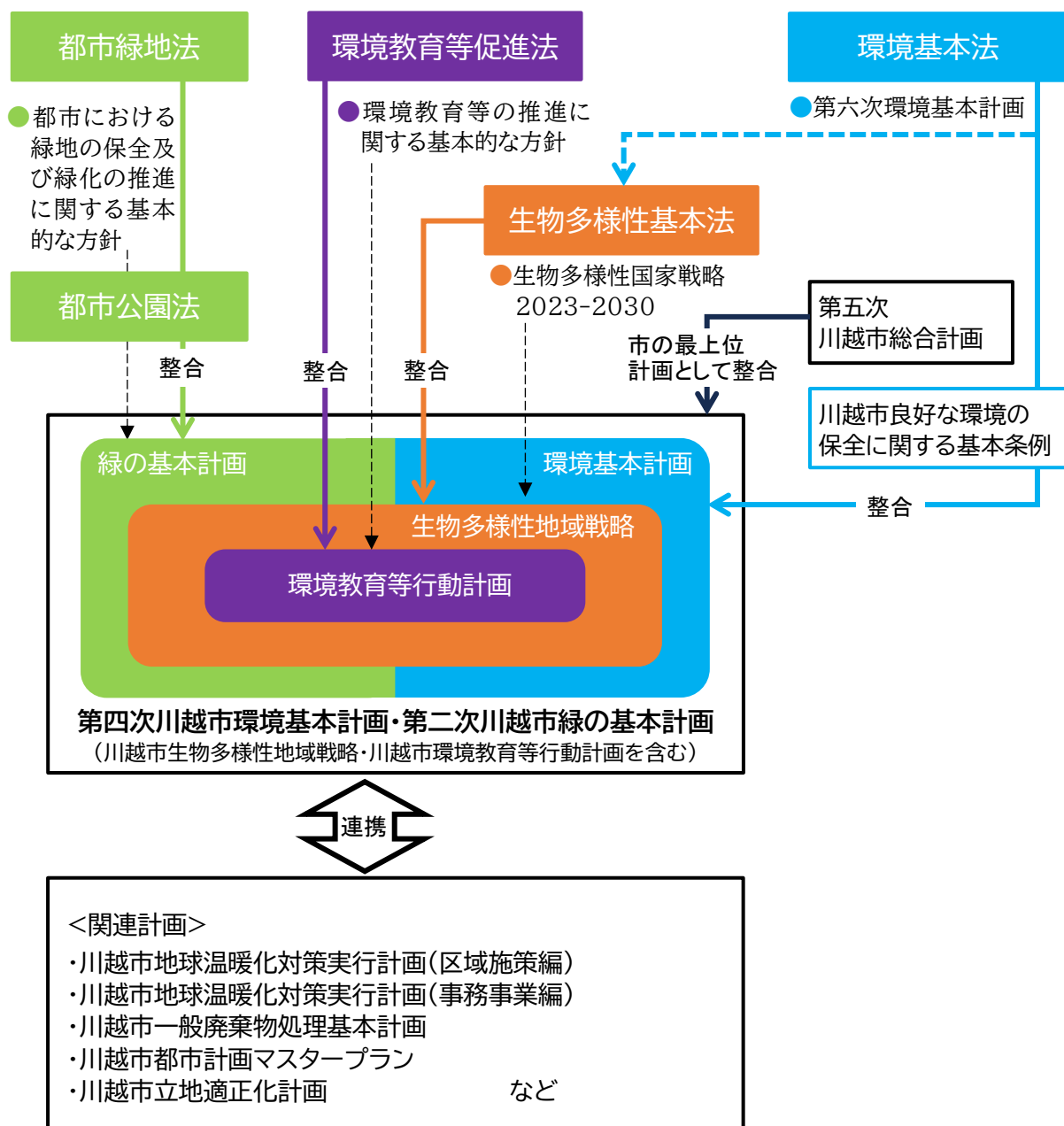
5 計画の位置付け

第四次計画は、川越市環境基本条例に基づき、本市の環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくための計画として位置付けます。

第二次緑の基本計画は、都市緑地法、都市公園法に基づき、本市の緑とオープンスペースに関する施策を総合的かつ計画的に推進していくための計画として位置付けます。

また、本計画に包含している生物多様性地域戦略及び環境教育等行動計画についても、それぞれ生物多様性基本法、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（以下「環境教育等促進法」といいます。）に基づく計画として位置付けます。

本計画は、第五次川越市総合計画（以下「第五次総合計画」といいます。）を市の最上位計画と位置付け整合を図るとともに、川越市地球温暖化対策実行計画、川越市一般廃棄物処理基本計画、川越市都市計画マスタープラン、川越市立地適正化計画などの関連諸計画との連携を図っています。



6 各主体の責務と役割

第四次計画では、将来の望ましい環境像の実現に向けて、市、市民、事業者、民間団体及び滞在者の各主体が下記に示す役割と責務に応じて行動し、計画を推進していくこととします。

【市】

市は、環境保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進する責務があります。また、計画推進の先導役として、率先して市民・民間団体、事業者等の模範となるよう、市の事務事業や公共事業、施設管理等において、環境負荷の低減を実践するとともに、必要な制度の整備等に努めます。

さらに、市は環境の保全及び創造のための広域的な取組が必要な場合は、国及び他の地方公共団体と連携・協力し、計画を推進していきます。

【市民】

市民は、日常生活における環境への負荷を少なくするようライフスタイルの改善が求められています。そのために、環境について学び、理解を深め、良好な環境の保全及び創造のための積極的な行動を実践するよう努める責務があります。

さらに、地域での環境保全活動に主体的に参画することが求められています。

【事業者】

事業者は、環境関連法令に基づく規制基準等を遵守する責務があります。また、従来の大量生産・大量消費・大量廃棄を伴う事業スタイルから、資材・原料の調達からリサイクルに至るまでの各段階において、資源・製品の価値の最大化、資源消費の最小化、廃棄物の発生抑止など環境負荷の低減を行う循環経済型へと見直しを進め、環境配慮型の製品やサービスの開発・販売、社員に対する環境教育及び環境保全活動の奨励、環境保全の取組の公表等を通じて、地域の環境や社会に貢献するように努める責務があります。

【民間団体】

民間団体は、それぞれの団体の特徴を生かした環境の保全及び創造のための活動を自主的かつ積極的に実践するとともに、その活動に伴う環境への負荷の低減に努める責務があります。また、他の団体や市民、事業者等との情報交換に努めるとともに、市との連携を密にし、公益的視点に立った多様な活動を行うことが求められています。

【滞在者】

本市を訪れた観光客及び滞在者は、前述の市民・民間団体や事業者の役割と同じように、市内での生活や事業活動において、環境への負荷の低減に努めるとともに、環境保全及び創造に協力するように努める責務があります。

なお、第二次緑の基本計画についても、望ましい緑の将来像の実現に向けて、市が施策を推進するとともに、市民、事業者、民間団体が主体的かつ積極的に関わっていくことが重要です。それぞれの役割を認識した上で、市民、事業者、民間団体及び市が協働して取り組んでいくことが必要となります。

7 計画の構成

本計画は、5部構成となっており、第1～2部及び第5部が各種計画に共通する事項を、第3部及び第4部でそれぞれの計画を示しています。なお、本計画に包含している生物多様性地域戦略及び環境教育等行動計画は各部に横断して整理しており、詳細は次頁の「8 計画の概要」のとおりです。

第1部 基本的事項

第四次計画及び第二次緑の基本計画に共通する基本的事項について示しています。

第1章 基本的考え方

第2部 本市を取り巻く状況と課題

市の概況、環境や緑の現状、第三次計画と緑の基本計画の評価、アンケート調査結果、今後の課題について示しています。

第2章 川越市の概況

第3章 現状と課題

第3部

第四次川越市環境基本計画

望ましい環境像を明示した上で、4つの環境目標と1つの共通目標に基づいた16の施策に関して、環境指標・目標値やそれらを実現するための具体的取組を示しています。

また、第6章では、第5章の施策などを踏まえ、重点的・分野横断的に進めるべき取組として新たに重点プロジェクトを設け、第四次計画の効果的な推進を図ります。

第4章 計画の目標

第5章 施策の展開

第6章 重点プロジェクト

第4部

第二次川越市緑の基本計画

望ましい緑の将来像を明示した上で、4つの基本方針に基づいた9の施策に関して、指標・目標値を掲げ、それらを実現するための具体的取組を示しています。

また、第9章では、第8章の施策などを踏まえ、重点的・分野横断的に進めるべき取組として新たに重点プロジェクトを設け、第二次緑の基本計画の効果的な推進を図ります。

第7章 計画の目標

第8章 施策の展開

第9章 重点プロジェクト

※地区別計画は資料編に記載

第5部 推進体制と進行管理

計画を推進していくための体制と、PDCA サイクルに基づく施策・事業の継続的な改善による進行管理について示しています。

第10章 推進体制と進行管理

資料編

資料1 地区別計画

資料2 策定経過

資料3 市民参加

資料4 川越市良好な環境の保全に関する基本条例

資料5 都市公園の種別

用語解説

8 計画の概要

8-1 環境基本計画

第四次計画は、川越市良好な環境の保全に関する基本条例に基づき、本市の環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくための計画です。

第四次計画で対象とする環境の範囲は、下表のとおりです。

地球環境	地球温暖化、気候変動 等
資源循環	3R、廃棄物処理体制 等
自然環境	動植物、生態系、生き物の生息・生育空間、樹林地、田・畑、都市の緑化、河川・水辺 等
生活環境	典型7公害(大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭、土壌汚染、地盤沈下)、水の循環、都市生活型公害、化学物質、廃棄物、放射性物質 等
環境施策基盤	自然に関する歴史・文化、景観、交通、自然災害、人材育成、協働 等

8-2 緑の基本計画

第二次緑の基本計画は、都市緑地法、都市公園法に基づき、本市の緑とオープンスペースに関する施策を総合的かつ計画的に推進していくための計画です。

対象とする緑は、市内全域にわたって存在する樹林地、農地、草地、水辺地や公園緑地等の自然的な環境となっている土地や空間とします。

また、緑地の保全や緑化の推進の取組については生物多様性地域戦略に留意し、計画的な生物の生息・生育環境の創出・保全及びネットワーク化を進めていくなど、生物多様性の確保が効果的かつ効率的に推進されるよう配慮することが重要です。加えて、多様な主体の参画・協働の促進に向けた普及啓発、環境教育を推進するため、環境教育等行動計画に留意することも重要です。

(1)緑の定義

本計画では、樹林地、農地、草地、水辺地や公園緑地等の自然的な環境となっている土地全体を「緑」という用語で表します。具体的には、樹林地や河川・沼等の水辺地、公園、広場、グラウンド、住宅の庭、建物の屋上緑化、壁面緑化、街路樹等を含めた広い意味で用います。

(2)緑地の定義

本計画では、前述の「緑」のうち、公園として整備し、また、法律や条例等の指定により保全・活用されるものという意味で「緑地」という用語を用います。

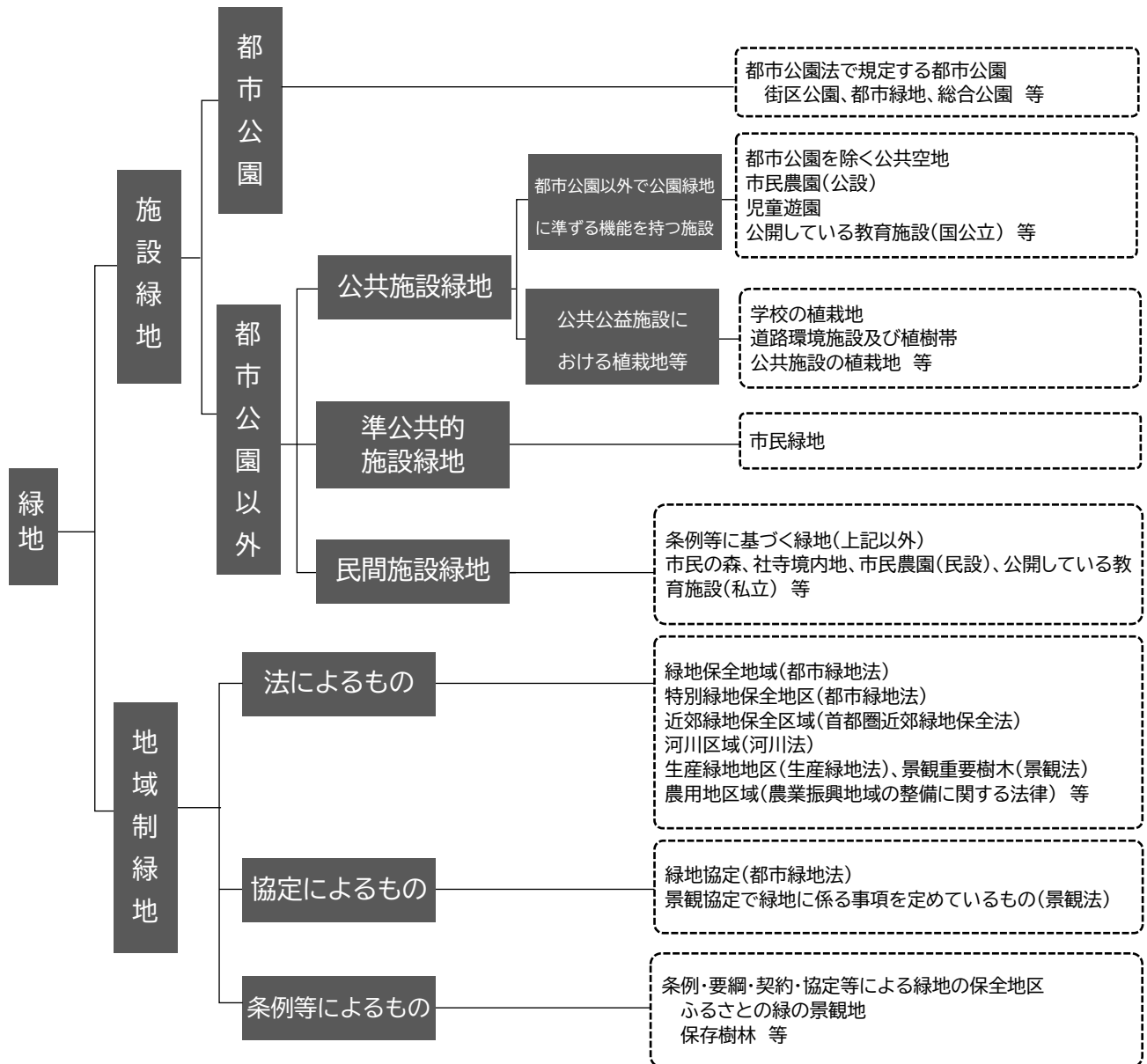
具体的には、都市公園、学校の校庭や植栽地、公共施設の緑化地、市民農園等といった「施設緑地」や、生産緑地地区、近郊緑地保全区域、河川法による指定区域、農業振興地域内農用地区域（以下「農用地区域」といいます。）等の法律の指定地のほか、ふるさとの緑の景観地や保存樹林といった条例や要綱による指定地等の「地域制緑地」を指す言葉として用います。

■本計画における緑と緑地の定義についてのイメージ



また、対象とする緑地の具体的な分類(令和6[2024]年3月末現在)については、以下のとおりです。

■緑地の分類



8-3 生物多様性地域戦略

生物多様性地域戦略は、生物多様性基本法に基づき、自然を次世代に残し、自然の恵みを将来に渡って受けながら豊かで快適な暮らしができるように、市内の生物多様性の保全及び持続的な利用に関する施策を計画的に推進していくための戦略です。

本計画で対象とする区域は市内全域とし、生物の範囲は、市内全域にわたって存在する樹林地、農地、草地、水辺地や公園緑地等の自然的な環境と目にすることができる身近な生き物とします。

『1-5 計画策定の目的』で述べたとおり、本計画は共通する施策が分野横断的に展開していることから、生物多様性地域戦略は、第5章に示す『環境目標3 生物多様性の保全』を中心に、第5章に示す『共通目標 地域づくり・人づくり』、第8章に示す第二次緑の基本計画の施策を生物多様性地域戦略として位置づけることとします。

(1)生物多様性の定義

生物多様性とは、生き物たちの豊かな個性とつながりのことです。地球上の生きものは40億年という長い歴史の中で、さまざまな環境に適応して進化し、3,000万種ともいわれる多様な生き物が生まれました。これらの生命は一つひとつに個性があり、全て直接的あるいは間接的に支えあって生きています。「生物の多様性に関する条約」(以下「生物多様性条約」という。)では、生物多様性を「生態系の多様性」「種の多様性」「遺伝子の多様性」という3つのレベルで区分しています。

■3つのレベルの多様性

森林、里地里山、河川、湿原、沼など	動物、植物、細菌など	同じ種でも異なる遺伝子を持つことにより、形や模様、生態などが多様にあること
生態系の多様性	種の多様性	遺伝子の多様性

(2)生態系サービス

地球の環境とそれを支える生物多様性は、長い歴史の中でつくられたかけがえのないものです。生物多様性はそれ自体に大きな価値があり、私たちの暮らしは食料や水の供給、気候の安定など、生物多様性を基盤とする生態系から得られる恵みによって支えられています。これらの恵みは「生態系サービス」と呼ばれ、大きく4つ(供給サービス、調整サービス、生育地サービス、文化的サービス)に区分でき、私たちが生きていく上で不可欠な存在となっています。

■生態系サービスの例



(3)生物多様性4つの危機

日本の生物多様性は、人間活動による影響を主な要因として、自然状態の約100～1,000 倍ものスピードで絶滅しており、現在は第6の大量絶滅と呼ばれています。

たくさんの生きものたちが以下の4つの危機にさらされ、危険な状態にあります。

■生物多様性の4つの危機

第1の危機 開発や乱獲による種の減少・絶滅、生息・生育地の減少	鑑賞や商業利用のための乱獲・過剰な採取や埋め立てなどの開発によって生息環境を悪化・破壊するなど、人間活動が自然に大きな影響を与えています。
第2の危機 里地里山などの手入れ不足による自然の質の低下	二次林や採草地が利用されなくなったことで生態系のバランスが崩れ、里地里山の動植物が絶滅の危機にさらされています。また、シカやイノシシなどの個体数増加も地域の生態系に大きな影響を与えています。
第3の危機 外来種などの持ち込みによる生態系の攪乱	外来種が在来種を捕食したり、生息場所を奪ったり、交雑して遺伝的な攪乱をもたらしたりしています。また、化学物質の中には動植物への毒性をもつものがあり、それらが生態系に影響を与えています。
第4の危機 地球環境の変化による危機	地球温暖化は国境を越えた大きな課題です。平均気温が1.5～2.5度上がると、高山帯が縮小されたり、海面温度が上昇したりすることによって、動植物の20～30%は絶滅のリスクが高まるといわれています。

8-4 環境教育等行動計画

環境教育等行動計画は、環境教育等促進法に基づく環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する行動計画です。

「環境保全活動」とは、地球環境保全や公害の防止、生物の多様性の保全等の自然環境の保護及び整備、循環型社会の形成やその他の環境の保全（良好な環境の創出を含む）を指します。

「環境教育」は、持続可能な社会の構築を目指して、家庭、学校、職場、地域その他のあらゆる場において、環境と社会、経済及び文化とのつながりその他環境の保全についての理解を深めるために行われる環境の保全に関する教育及び学習を指します。

「協働取組」は、市民や民間団体、事業者、行政がそれぞれ適切に役割を分担しつつ対等の立場において相互に協力して行う環境保全活動、環境保全の意欲の増進、環境教育その他の環境の保全に関する取組を指します。

第2部 本市を取り巻く状況と課題

第2章 川越市の概況

- 1 市の概況
- 2 将来動向

第3章 現状と課題

- 1 市の環境と第三次計画の進捗評価
- 2 緑の現状と緑の基本計画の進捗評価
- 3 川越市の環境に関するアンケート調査結果概要
- 4 今後の課題

第2章 川越市の概況

1 市の概況

1-1 位置

本市は、都心から30km圏内の埼玉県西部地域に位置しており、古くから城下町として栄え、産業・文化・経済の拠点として発展してきました。平成15(2003)年4月には県内初の中核市に移行し、令和6(2024)年1月1日現在の人口は352,717人となっています。

市内には、東武東上線、西武新宿線及びJR川越線の複数の駅が散在しています。鉄道の他にも、市西部を関越自動車道が南北に、首都圏中央連絡自動車道(圏央道)が市北部に接して通り、国道16号が東西に、国道254号が南北に抜けています。また、この間を、主要地方道をはじめとする幹線道路が中心市街地から放射線状に伸びる構造を取り、流通拠点としての位置付けを示しています。

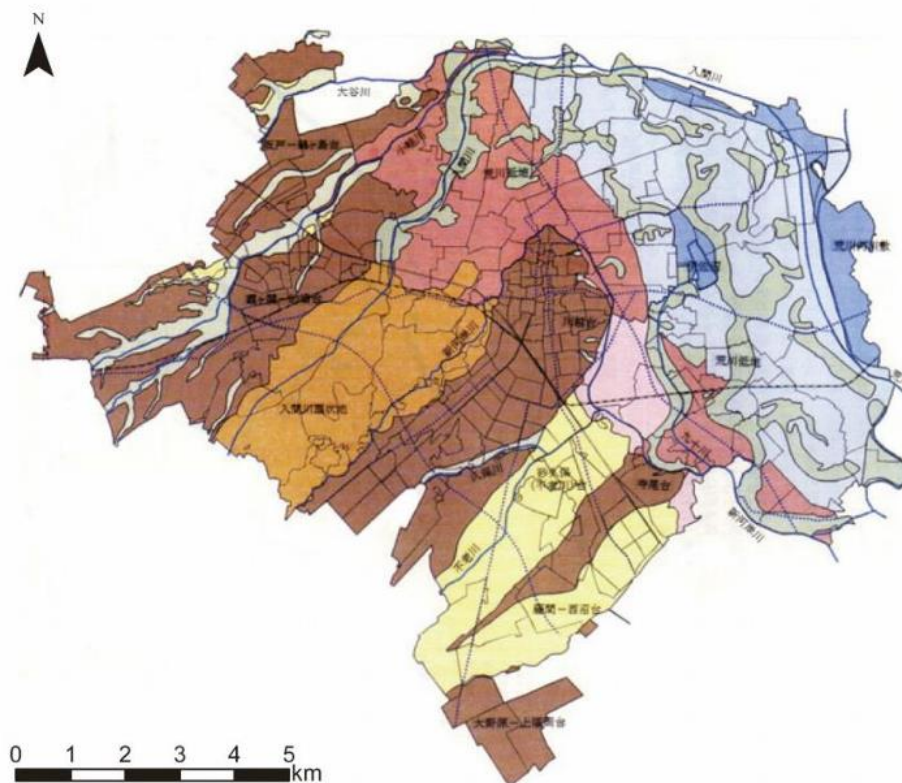


1-2 地形・地質

本市の地形は、武蔵野台地と荒川及び入間川沿いの低地に大きく区分されています。

古くから台地を中心に人々が居住していたことがうかがえ、現在でも台地上に市街地、低地に農地という土地利用が継続されており、入間川右岸の入間川扇状地は、古くからの水田であり、北部及び東部は低層な沖積平野で稲作地帯となっています。

地質は、未固結の堆積物からなる台地と低地からなっており、武蔵野台地では厚さ約4mのロームが砂礫層の上に重なっています。台地の末端では、分布する粘土が不透水層となっており、自由地下水面は比較的浅くなっています。



区 分	主な分布地(地区)	特 徴
①「高い台地」型	坂戸・鶴ヶ島台(霞ヶ関・名細) 霞ヶ関・的場台(霞ヶ関・霞ヶ関北・名細) 川越台(本庁・大東)、寺尾台(高階・福原) 大野原・上福岡台(福原)	・関東ローム(3~5m)と台地を構成する砂礫層からなる。 ・砂礫層の下位に東京層(注1)の粘性土が分布することがある。
②「低い台地」型	砂久保(不老川)台(本庁・高階・福原) 藤岡・西沼台(高階・福原)	・関東ローム(1~1.5m)と砂礫層からなるが、関東ロームは①の約半分の厚さ。砂礫層の下位は粘性土もしくは砂。
③「台地を刻む谷」型	小畔川、大谷川、久保川及び不老川に沿う地域	・最上部に粘土や泥炭土が薄く分布するが、その下は台地を構成する砂礫。最下流部は粘性土がやや厚い。
④「扇状地」型	入間川低地のJ R川越線以南(大東)	・砂礫層が卓越する(沖積層)。
⑤「埋没段丘(注2)」型	入間川低地の川越線以北及び台地末端部からおおよそ1kmの範囲(市街地周辺・南古谷・名細・山田)	・地下10~20mに砂礫層(洪積層)が存在し、その上に粘性土(埋没関東ローム及び沖積層)が堆積している。
⑥「埋没段丘“浅”」型	「砂久保(不老川)台」及び「藤岡・西沼台」の荒川方面への延長部(本庁・市街地周辺・南古谷・高階)	・地下10m以浅に砂礫層が存在し、その上に粘性土が堆積している。
⑦「自然堤防」型	荒川に平行する自然堤防地域及び入間川下流部の自然堤防(芳野・古谷・南古谷・名細・山田)	・沖積層基底(⑤以外では20~30m)まで砂層が卓越する。
⑧「中間型」	荒川低地(芳野・古谷・南古谷・山田)	・沖積層基底(⑤以外では20~30m)まで砂層と粘土層が混在する。
⑨「後背湿地」型	荒川河川敷・伊佐沼付近(芳野・古谷)	・沖積層基底(20~30m)まで粘土層が卓越する。

1-3 気象

本市の気候は太平洋側気候に属しており、年間を通じて晴天の日が多く、穏やかな気候となっています。直近5ヵ年(令和元[2019]年度～令和5[2023]年度)の本市の気象に関するデータをみると、平均気温は16.3℃(全国平均16.3℃)、平均湿度は64.5%(全国平均70.9%)、年間日照時間は2,251.7時間(全国平均2,039.7時間)、平均風速2.1m/秒、降水量1,316.3mm(全国平均1,711.3mm)となっています。

■川越市の気象状況

	令和元(2019)年度～ 令和5(2023)年度の5年間 の平均	全国平均※2 令和元(2019)年度～ 令和5(2023)年度
平均気温(℃)	16.3	16.3
平均湿度(%)	64.5	70.9
年間日照時間(時間)	2,251.7 (熊谷市)※1 2,121.0 (さいたま市)※1	2,039.7
平均風速(m/秒)	2.1	-
降水量(mm)	1,316.3	1,711.3

資料: 令和5(2023)年度版統計かわごえ

※1 気象庁「過去の気象データ」の数値より算出、※2 総務省統計局「日本統計年鑑」の数値より算出

1-4 歴史・文化

大正11(1922)年に埼玉県下で最初に市制を施行した本市は、大正12(1923)年の関東大震災に際しては軽微な被害にとどまったこともあり、市内の随所に貴重な建造物等が残っています。「小江戸」という呼称に代表されるように、自然と調和した歴史や文化が今なお息づいているのも本市の特徴のひとつです。国の重要伝統的建造物群保存地区の選定を受けており川越の歴史的景観を代表する「一番街」の重厚な蔵造りを連ねる町並みや、ユネスコ無形文化遺産に登録されている川越氷川祭の山車行事(川越まつり)、そのほか、市内には国・県・市の指定文化財が多く所在しています。

1-5 産業

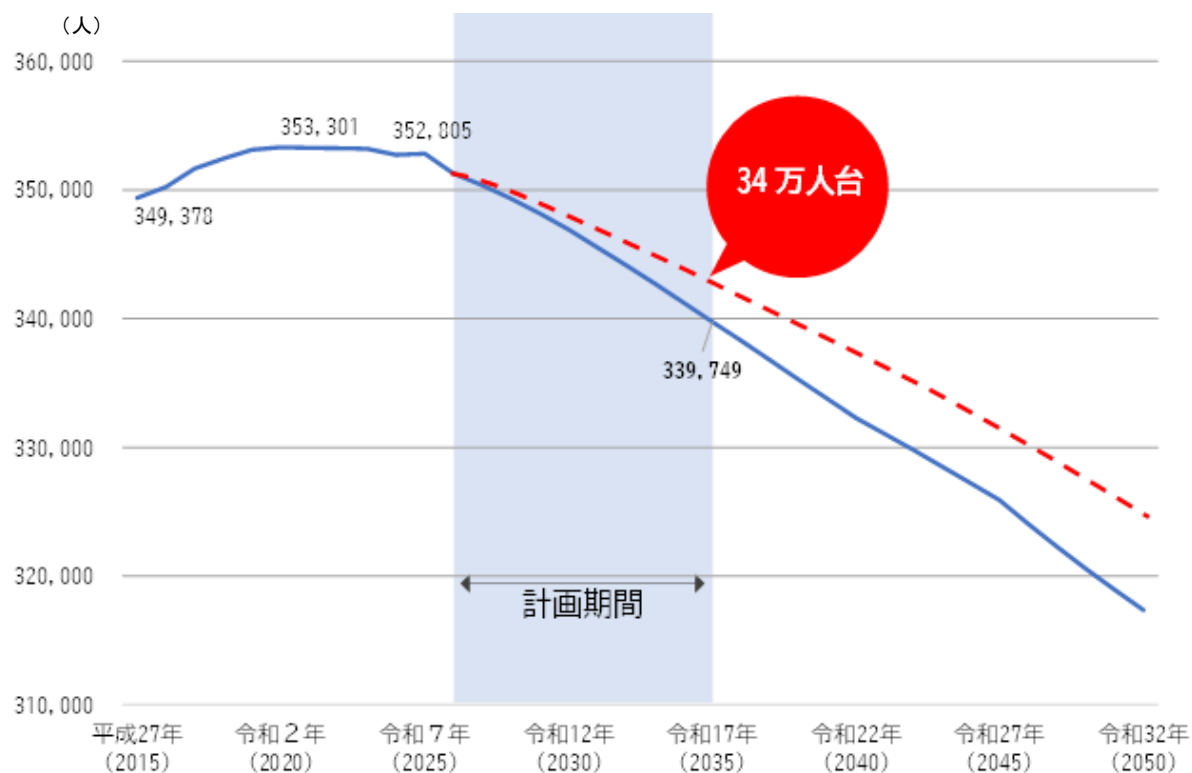
本市の産業は、古くから農業・工業・商業がそれぞれに発展してきました。農業については、河川沿いに広大な水田地帯が開けており、耕地面積、農家戸数とも県内の上位を占めています。工業では計画的な工業団地の整備(川越狭山工業団地、富士見工業団地、川越工業団地等)により、内陸型の工業都市として製造業、流通業などが集積し、また、県西部地域の中心都市として商業が栄えてきました。さらに、蔵造りの町並みなど、歴史的・文化的資源により地域の魅力を高めており、令和6(2024)年には年間約735万8千人の観光客が訪れるなど、観光も発展してきました。

2 将来動向

2-1 将来人口

本市の将来人口は、令和17(2035)年に34万人を割り込むと見込まれていますが、第五次総合計画の施策を確実に推進し、34万人台を維持することを目指します。

■将来人口推計と目標値



— 将来人口推計 ※令和7年以前は実績値（川越市住民基本台帳（各年1月1日））
 - - - 目標値

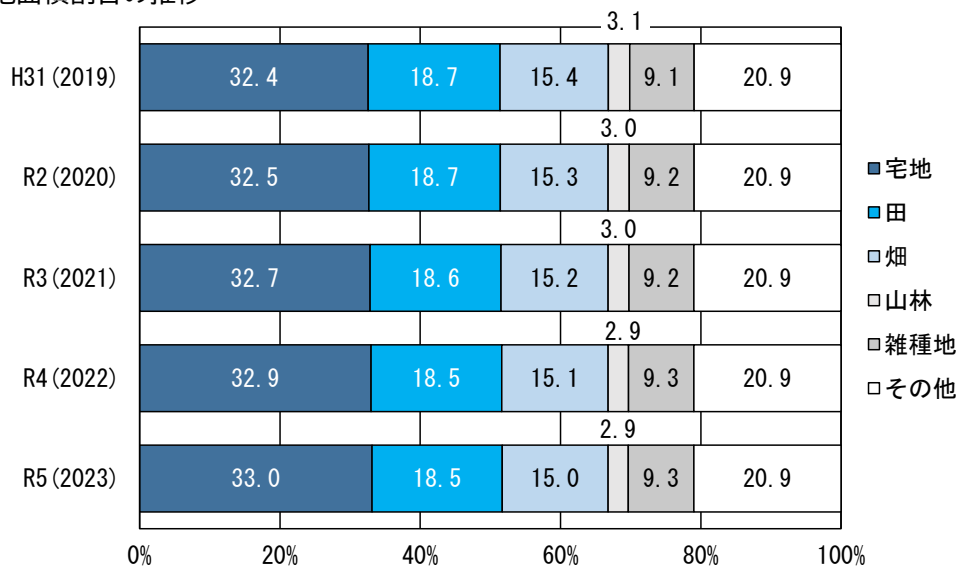
出展：第五次総合計画

2-2 土地利用

令和5(2023)年現在の本市の地目別土地面積の割合は宅地が33.0%と最も高く、次いでその他が20.9%、田が18.5%、畑が15.0%で高くなっています。

直近5年(令和元[2019]年～令和5[2023]年)の地目別土地面積の割合をみると、宅地が0.6ポイント増加する一方で田と畑はそれぞれ0.2ポイント、0.4ポイント減少しています。

■地目別土地面積割合の推移



出典：統計かわごえで公表されている地目別土地面積を基に作成

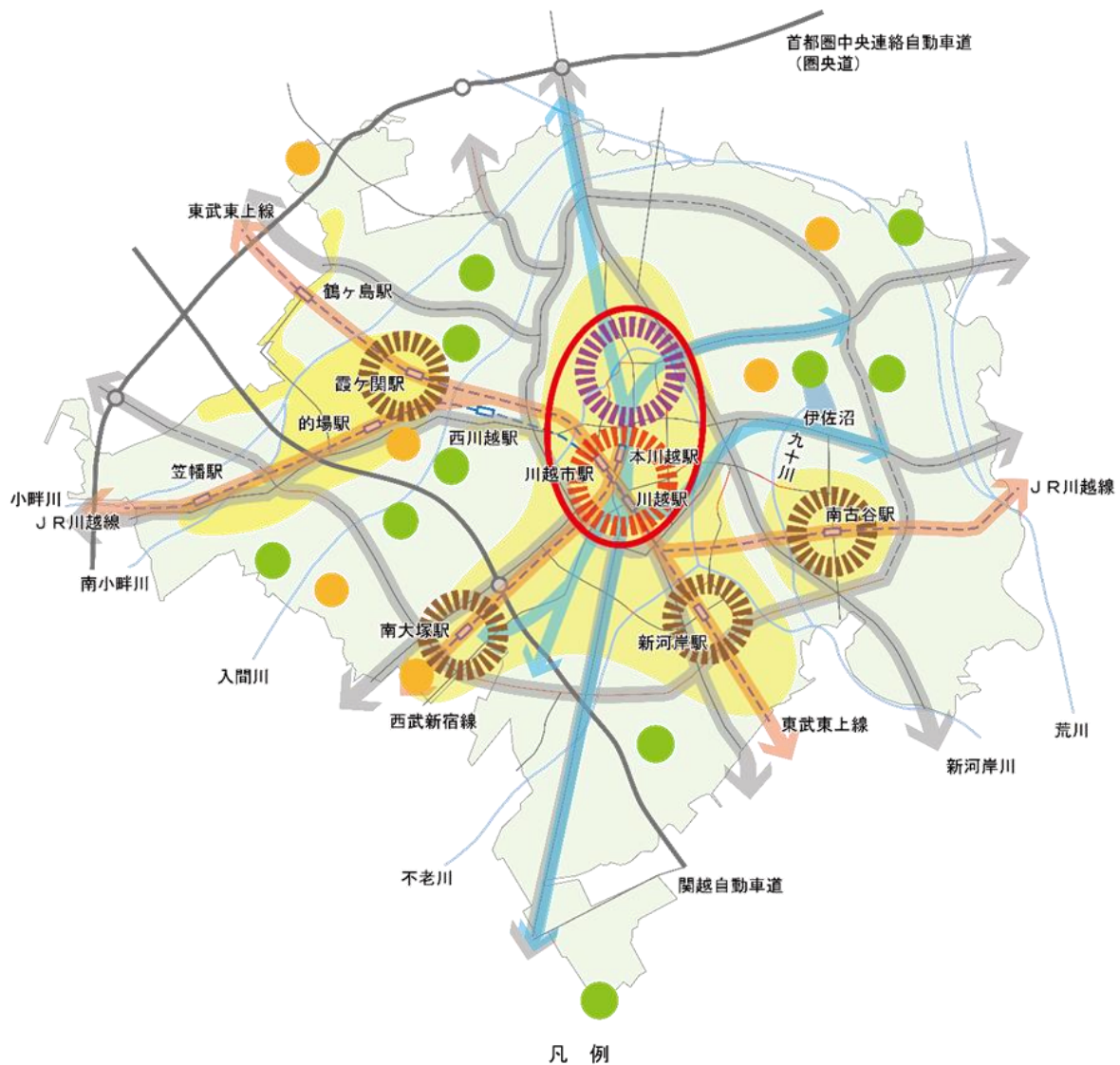
2-3 土地利用の方向性

第五次総合計画では、目指すべき将来都市構造について、様々な機能が集積する箇所を示す「核・拠点」、交通ネットワークを示す「軸」、土地利用の在り方を示す「ゾーン」の3つの構成要素で整理しています。

本計画に関連する事項としては、川越運動公園、河越館跡、(仮称)川越市森林公園計画地、くぬぎ山地区、伊佐沼、川越公園(川越水上公園)、なぐわし公園、(仮称)池辺公園、安比奈親水公園、河川敷公園(芳野地区)の10箇所を「水・緑拠点」に位置付け、保全・活用を図ることが示されています。

また、市街地を包み込む自然環境のまとまりを「自然共生ゾーン」に位置付け、自然と集落(都市)が共生する環境整備及び自然環境を保全・活用していくこととしています。

■将来都市構造図



凡 例

<拠点>		
	都心核	
	都市的活動核	
	歴史・水・緑核	
	地域核	
	産業拠点	
	水と緑の拠点	
<都市活動軸>		
	都市活動軸(道路)	
	都市活動軸(鉄道)	
	都市活動軸(バス)	
<ゾーン>		
	地域活動ゾーン	
	自然共生ゾーン	
	高速道路・インターチェンジ	
	鉄道・駅	
	主要幹線道路 (一般国道、主要地方道等)	
	主要幹線道路 (未整備路線(現道あり))	
	主要幹線道路 (未整備路線(現道なし))	
	河川・沼	

*主要幹線構想道路：構想路線であり、具体的なルート・位置等は未定。

出典：第五次川越市総合計画

第3章 現状と課題

1 市の環境と第三次計画の進捗評価

1-1 市の環境

(1)脱炭素

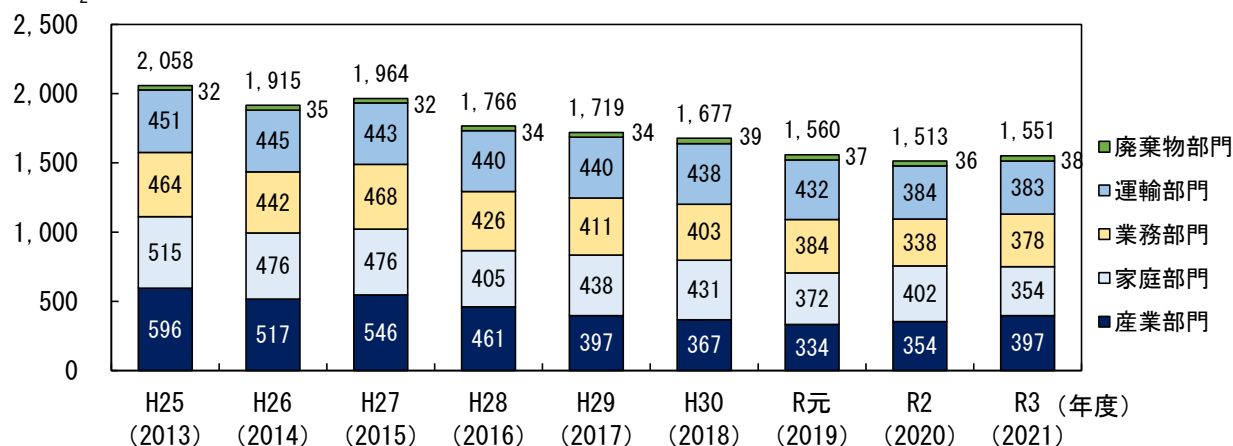
①温室効果ガス排出量

本市の温室効果ガス総排出量のうち98.8%を二酸化炭素が占めています。令和3(2021)年度の二酸化炭素排出量は、1,551千 t-CO₂となっており、平成25(2013)年度から24.6%減少しています。部門別では産業部門からの排出量が最も多く、次いで運輸部門が多くなっています。市内の温室効果ガス総排出量は減少傾向にあるものの、市が掲げる目標の達成には至っていない状況です。

本市では、令和3(2021)年5月に「小江戸かわごえ脱炭素宣言」を表明し、令和32(2050)年カーボンニュートラルの実現を目指して、地球温暖化対策を進めています。

■二酸化炭素排出量の推移

(千t-CO₂)



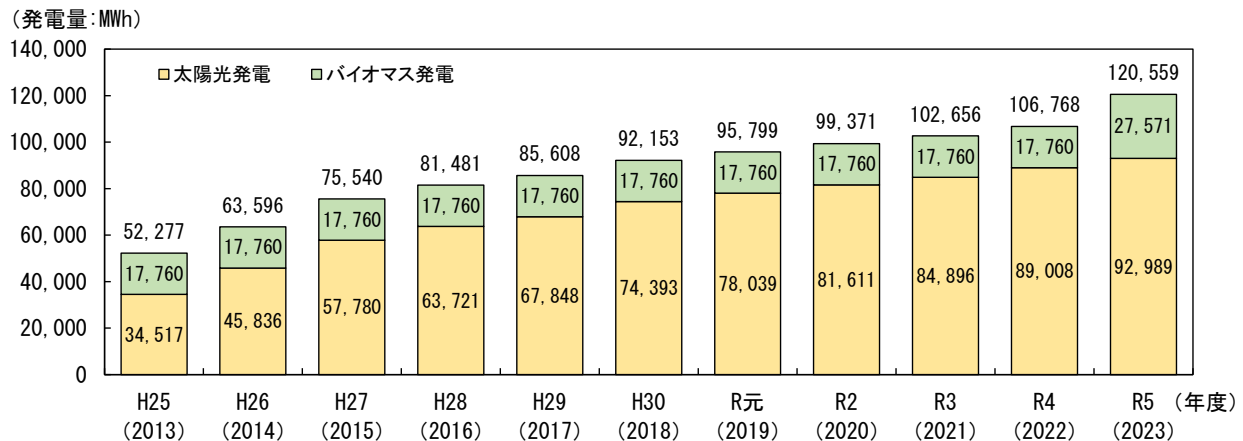
出典:第三次川越市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)令和5年度年次報告書

※四捨五入の関係で、合計が合わない場合があります

②再生可能エネルギーの導入状況

再生可能エネルギー固定価格買取制度に基づく本市の令和5(2023)年度の再生可能エネルギーの導入量は120,559MWhとなっています。導入されている再生可能エネルギーの種類としては、太陽光発電とバイオマス発電(※一般廃棄物によるもの)となっており、大部分が太陽光発電で導入量は増加しています。

■再生可能エネルギー導入量の推移



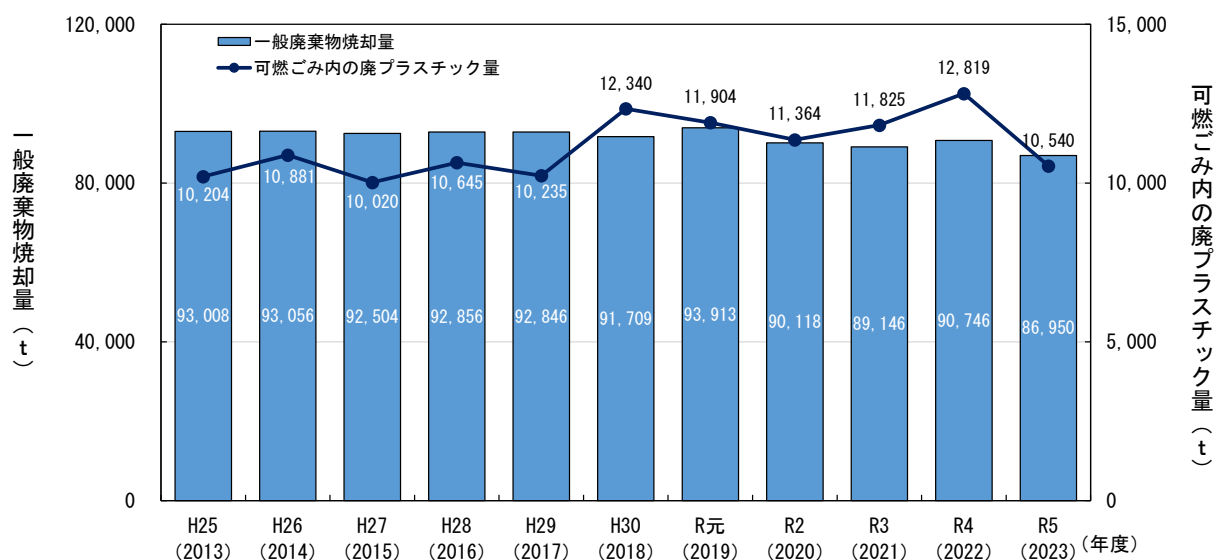
出典: 自治体排出量カルテ(環境省)
※四捨五入の関係で、合計が合わない場合があります

(2)循環

①一般廃棄物の処理状況

本市の令和5(2023)年度の一般廃棄物の焼却量は、86,950tとなっており、ほぼ横ばいで推移しています。また、可燃ごみ内の廃プラスチック量については、令和5(2023)年度は10,540tとなっており、平成25(2013)から平成29(2017)年度とほぼ同程度の焼却量となっています。

■一般廃棄物の焼却量の推移

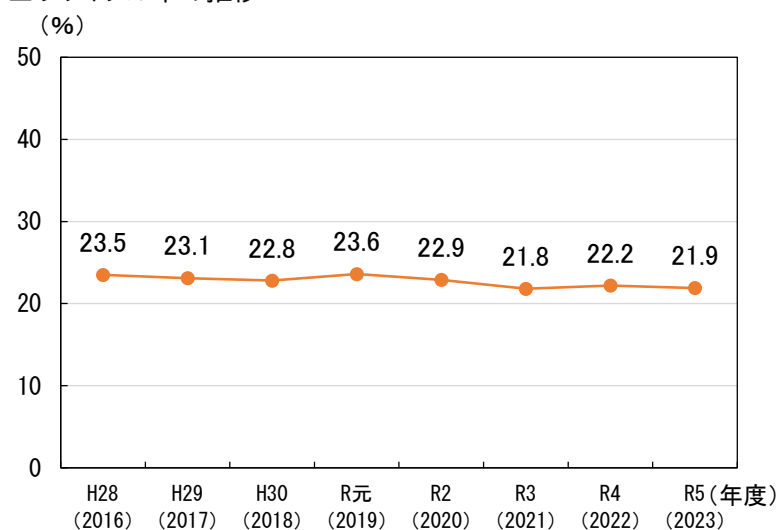


出典: 環境施設課提供資料を基に環境政策課にて算出

②リサイクル率

本市の令和5(2023)年度のリサイクル率は21.9%となっており、ほぼ横ばいで推移しています。

■リサイクル率の推移

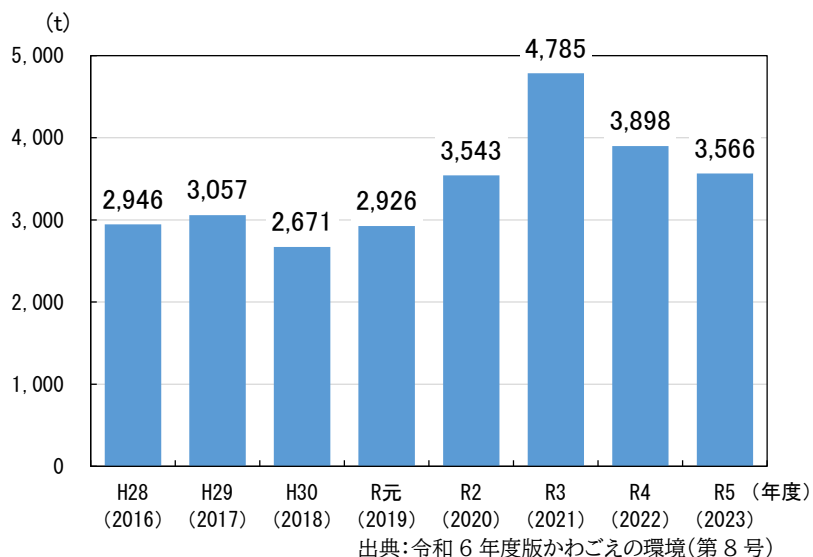


③最終処分量

本市の令和5(2023)年度最終処分量は3,566tとなっています。

最終処分量については、令和2(2020)年度から令和3(2021)年度にかけて増加しています。これは、ごみ処理経費を削減し新型コロナウイルス感染症の流行に係る社会保障費を優先するため、民間処理施設に再資源化処理を委託していた焼却残渣の一部を、市最終処分場における埋立処分に切り替えたことが要因となります。

■最終処分量の推移



④資源循環促進に向けた取組

本市では、3Rの普及に向けて施設見学やリサイクル体験講座の開催などを行っています。

このほか、生ごみの減量に向けて、生ごみ処理機の購入補助や給食センターから出る生ごみの堆肥化を進めています。

事業者への取組としては、エコオフィス・エコストアの認定や搬入検査を実施し、収集運搬業者に指導・助言などを行っています。

(3)生物多様性

①かわごえ生き物調査

本市では市民が市内に生息・生育する動植物に親しみながら調査・観察することにより、市内の生物多様性の認識や自然環境の保全の意欲を高めるとともに、環境データの収集・蓄積に資することを目的として、かわごえ生き物調査を実施しています。

調査では、平成29(2017)年～令和3(2021)年の5年間で計1,584種の動植物を確認しています。

■分類群別報告種数

種名	指標種	指標種以外	全ての種
植物	24	812	836
鳥類	13	113	126
昆虫	18	351	369
両生・爬虫類	6	10	16
哺乳類	3	5	8
その他	3	226	229
合計	67	1,517	1,584

出典:かわごえ生き物調査活動報告書

埼玉県レッドデータブックの指定を受けており、指標種として調査をしている9種の希少な生き物の確認状況をみると、カワセミ(地帯別危惧)やニホンカナヘビ(地帯別危惧)が多くなっています。

このほか、平地林ではオオタカやキンラン、伊佐沼ではクロツラヘラサギの飛来やキタミソウ、河川ではミナミメダカといった希少な生き物が確認されています。

■指標種(希少な生き物)の報告状況

種名	区分	報告件数
クチナシグサ	準絶滅危惧(NT)	42
シュンラン	準絶滅危惧(NT)	33
カワセミ	地帯別危惧(RT)	84
コサギ	準絶滅危惧2型(NT2)	61
ニホンカナヘビ	地帯別危惧(RT)	84
アオダイショウ	準絶滅危惧2型(NT2)	24
トウキョウダルマガエル	準絶滅危惧1型(NT1)	37
ニホンアカガエル	絶滅危惧Ⅱ類(VU)	6
マルタニシ	絶滅危惧Ⅱ類(VU)	6

絶滅危惧Ⅱ類(VU)
絶滅の危険が増大している種
準絶滅危惧(NT)
現時点では絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」に移行する可能性のある種
準絶滅危惧1型(NT1)
種本来の特性として脆弱な要素をもつ種
準絶滅危惧2型(NT2)
生息状況の推移から判断して種の存続への圧迫が強まっていると判断される種
地帯別危惧(RT)
地帯区分でみた場合にすでに絶滅した、もしくは絶滅の恐れを危惧すべき地帯があると判断される種

出典:かわごえ生き物調査活動報告書

環境省が公表する生態系被害防止外来種リストの指定を受けており、指標種として調査をしている8種の注意すべき生き物の確認状況をみると、セイヨウタンポポ(重点対策外来種)やアカボシゴマダラ(重点対策外来種)が多くなっています。

このほか、市内ではアライグマやセイタカアワダチソウ、アメリカザリガニといった外来種が確認されています。

■指標種(注意すべき生き物)の報告状況

種名	区分	報告件数
アレチウリ	緊急対策外来種	58
オオフサモ	緊急対策外来種	49
オオブタクサ	重点対策外来種	97
セイバンモロコシ	重点対策外来種	76
セイヨウタンポポ	重点対策外来種	155
ガビチョウ	重点対策外来種	49
アカボシゴマダラ	重点対策外来種	157
ミシシippアカミミガメ	緊急対策外来種	49

緊急対策外来種
対策の緊急性が高く、積極的に防除を行う必要がある種
重点対策外来種
甚大な被害が予想されるため、対策の必要性が高い種

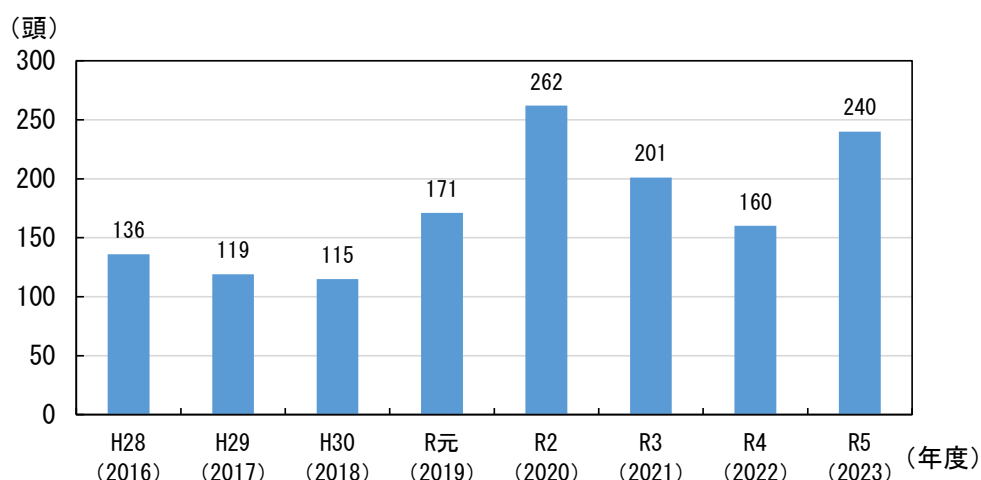
出典:かわごえ生き物調査活動報告書

②野生鳥獣・外来生物

ドバト等の鳥獣による生活環境や農作物への被害等の防止・軽減を図るため、市では有害鳥獣の捕獲等の許可証の交付を行っており、令和5(2023)年度は37件と近年で最も多くなっています。

また、埼玉県が策定した防除実施計画に基づき、特定外来生物に指定されているアライグマの防除を毎年実施しており、令和5(2023)年度は240頭捕獲しています。また、アライグマのほか、市内では、オオフサモやナガエツルノゲイトウ、クビアカツヤカミキリなどの特定外来生物が新たに確認されています。

■アライグマの捕獲頭数の推移



出典:令和6年度版かわごえの環境(第8号)

③平地林

本市の南部にはクヌギ、コナラ、アカマツなどの樹林地と畑地で構成される平地林が多く残っており、オオタカやキンランなど希少な生き物が生息する重要なエリアとなっています。

また、平地林が広がる武蔵野台地は火山灰土に厚く覆われ作物が育ちにくい土地であり、江戸時代から多くの木を植えて平地林として育て、木々の落ち葉を掃き集めて堆肥にして畑に入れ、土壌を改良して農業を営んできました。

こうして360年以上にわたり続けられてきた伝統農法は「落ち葉堆肥農法」と呼ばれ、人との関わりを通じて景観や生物の多様性を育むシステムが評価され、「武蔵野の落ち葉堆肥農法」は、平成29(2017)年3月に日本農業遺産に、令和5(2023)年7月には世界農業遺産に認定されました。

④農地

本市は、県内でも有数な農業が盛んな地域となっています。農地には米や野菜などの食糧生産の場としての役割のほか、雨水の一時貯留機能、農地や水路などで構成される農空間は、トンボ類やコオロギ類などの昆虫やそれらを餌とする鳥類のすみ処になるなど多面的機能を有しています。令和6(2024)年には、南古谷地区の水田でコウノトリの飛来も確認されました。

⑤社寺・史跡・旧跡

市内に点在する社寺や史跡・旧跡に残るまとまった緑地は、緑地の少ない市街地における生き物のすみ処となるため、生物多様性の観点から重要となっています。山王塚古墳は7世紀後半に造られた日本最大の上円下方墳で大型古墳築造の終焉を考える上でも重要であり、歴史・文化的な観点も含め、川越らしい自然環境の一つとなっています。

⑥文化財

令和6(2024)年1月現在、本市における指定文化財の総数は、248件となっており、このうち自然環境として扱える史跡は36件、天然記念物は9件、旧跡が4件となっています。天然記念物としては、並木の大クス(県指定記念物)や出世稲荷神社のイチョウ(市指定記念物)、鯨井のヒイラギ(市指定記念物)などがあります。

■指定文化財一覧

指定の種別	有形文化財						
	建造物	絵画	彫刻	工芸品	古文書 書跡・典籍	考古資料	歴史資料
総数(件)	64	5	14	26	36	7	7
国指定文化財	5	2	-	3	1	-	-
県指定文化財	9	2	2	5	7	1	1
市指定文化財	50	1	12	18	28	6	6

指定の種別	有形民俗 文化財	無形民俗 文化財	史跡	天然 記念物	旧跡	総数
総数(件)	21	19	36	9	4	248
国指定文化財	-	1	2	-	-	14
県指定文化財	1	6	3	1	4	42
市指定文化財	20	12	31	8	-	192

出典:統計かわごえ

⑦公園・市街地

市街地には、初雁公園や御伊勢塚公園などの大規模な都市公園や緑道、生産緑地地区を含む都市農地、事業地内の緑地、住宅の庭など、多様な緑地があります。これらの緑地は、生き物のすみ処や餌場、移動経路として重要な役割を担っています。

⑧池沼・湿地

伊佐沼は自然沼としては埼玉県内最大の大きさであり、農業用水として利用されています。伊佐沼は、希少な湿生植物であるキタミソウの群生地であるだけでなく、野鳥の観察スポットとしても知られており、クロツラヘラサギが飛来するなど多様な生き物が生息・生育する貴重な場所となっています。

⑨河川

本市は、入間川や小畔川、新河岸川など、川に囲まれる形で位置しています。これらの河川にはミナミメダカやドジョウなど多様な魚類が生息しています。

新河岸川はかつて舟運により川越と江戸の物資輸送に利用されており、川岸に河岸場が開設されるとそこに農産物等様々な品物を扱う河岸問屋ができ、本市の商業の繁栄を支えました。

(4)安全・安心

①大気環境に関すること

大気汚染物質の環境基準等が定められている項目について、測定局で大気汚染状況の監視を実施しています。令和5(2023)年度時点で二酸化硫黄(SO_2)、浮遊粒子状物質(SPM)、二酸化窒素(NO_2)、一酸化炭素(CO)、微小粒子状物質($\text{PM}_{2.5}$)及び有害大気汚染物質については、測定している測定局全てで環境基準等を達成しています。しかし、光化学オキシダント(Ox)については、県外から風で運ばれる大気汚染物質の影響などにより環境基準を超過する日が発生しています。

また、大気中のアスベスト(石綿)濃度を測定しており、総繊維数濃度は1本/リットル以下で低い値を維持しています。

②水環境に関すること

水環境については、公共用水及び地下水の水質調査を実施しています。公共用水域については、河川の水質環境の指標であるBODは、令和5(2023)年度時点で環境基準をおおむね達成、その他の項目は全地点で環境基準を達成しています。

地下水については、一部の区域で地下水の環境基準の超過が確認されています。

③化学物質等の環境リスクに関すること

特定化学物質については、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(PRTR法)及び埼玉県生活環境保全条例に基づき、事業者の化学物質排出状況等を把握し、公表しています。

また、ダイオキシン類については常時監視を行っており、令和5(2023)年度時点において全地点で環境基準を達成しています。

大気中の放射線量については、公共施設等でモニタリングしており、令和5(2023)年度時点において全地点で日本の自然放射線量の平均値と同程度となっています。

(5)地域づくり・人づくり

①歴史・文化、地域美化に関すること

本市には、昔ながらの町並みが残り、江戸時代の史跡や明治時代に築かれた蔵造りの町並みが賑わいをみせるなど、周辺都市にはない特色をもった都市を形成しています。環境面から見ても昔ながらの町並みや社寺林は重要で、将来に渡って残したい景観として適切に保存・保全していくことが望まれています。

自然と調和した歴史的町並みの保存に向けて、川越市川越伝統的建造物群保存地区では、伝統的建造物の保存修理のほか、新築の修景事業などを行っています。

地域美化については、毎年緑の募金を原資とした緑化活動やごみゼロ運動などを実施しています。

このほか、景観を損なう可能性がある空家等・あき地については、所有者等に対し、適切な管理を促すために情報提供や助言などを行っています。

②まちづくりに関すること

本市は高速道路や国県道などの幹線道路や鉄道、路線バスにより周辺都市と広域的に結ばれている県西部地域の拠点となっています。

交通網の円滑化や利便性の向上に向けて、道路の整備や川越シャトルの運行などを行っています。また、環境負荷の少ない徒歩・自転車の利用促進に向けて、パークアンドサイクルライドやパークアンドバスライドの実施やシェアサイクルの運用なども行っています。

このほか、災害への備えとして、毎年度帰宅困難者対策訓練の実施やハザードマップの周知などを行っています。

③人材育成に関すること

環境保全意識の醸成に向けて、広報川越や市ホームページ、パブリシティ、川越シャトルのデジタルサイネージ放映などを活用し、環境情報を発信しています。

将来を担うこども達に対しては、持続可能な開発のための教育(ESD)の実践や社会見学、校外学習など身近な環境について学ぶ機会を提供し環境保全意識の醸成を図っています。

また、地域における環境学習・環境活動に対しては、環境に関する各種講座や生き物調査、観察会の開催など環境について学ぶ機会を提供するとともに、つばさ館や公民館、児童館などを活用した情報発信や啓発なども行っています。

1-2 第三次計画の進捗評価

第三次計画では、望ましい環境像である「みんなでつくる、自然・歴史・文化の調和した人と環境にやさしいまち」の実現に向けて、5つの環境目標を設定した上で、環境目標に沿った11の大施策と37の中施策、これを実現するための200の具体的取組を示しています。さらに、計画の実効性を確保するため、目標値設定のある50の環境指標と目標値設定をしない19の環境指標との合計69の環境指標を設定しています。

ここでは、①目標値設定のある50の環境指標の達成状況、②目標値設定をしない19の環境指標の進捗状況、③環境目標達成に向けた200の具体的取組の実施状況の3つの視点から評価しました。

なお、第三次計画の進捗詳細については、本市の環境の現状と環境の保全・創造に関する施策についての実施状況を取りまとめた年次報告書「かわごえの環境」を毎年度発行し、市民に公表しています。

①目標値設定のある50の環境指標の達成状況

目標値設定のある50の環境指標について、平成26(2014)年度を基準年度として、令和5(2023)年度の実績を基に評価しました。達成した環境指標が19、未達成だった環境指標が31となっています。

また、目標値が未達成だった31の環境指標については、基準年度である平成26(2014)年度の実績と令和5(2023)年度の実績を比較した進捗状況を、「進展が見られる」、「横ばい」、「進展が見られない」の3区分に整理しました。

未達成だった環境指標のうち、約58%に進展が見られており、おおむね良好に推移していると評価します。

■目標値設定のある50の環境指標の達成状況

施 策		指標数	目標値設定のある50の環境指標の達成状況			
			達成した 環境指標		未達成の環境指標	
					(再掲)目標値が未達成の 31の環境指標の進捗状況	
環境目標1 地球環境にやさしく、豊かさを実感できる二酸化炭素 排出の少ないまちを実現します「低炭素」	1. 地球温暖化対 策の推進	6	2	4	進展が見られる	4
					横ばい	0
					進展が見られない	0
環境目標2 資源の循環的な利用を促進し、ごみを減らした 美しいまちを実現します「循環」	2. 循環型社会 の構築	6	3	3	進展が見られる	0
					横ばい	0
					進展が見られない	3
環境目標3 自然を大切にし、ともに生き、次の世代に 引き継ぎます 「自然共生」	3. 生物多様性の 保全	2	0	2	進展が見られる	1
					横ばい	1
					進展が見られない	0
	4. 貴重な緑の保全	3	1	2	進展が見られる	0
					横ばい	0
					進展が見られない	2
	5. 多様な緑の創出 ・育成	2	0	2	進展が見られる	2
					横ばい	0
					進展が見られない	0
環境目標4 健やかな暮らしのできる環境を確保し、市民の 健康を守ります 「安全・安心」	6. 大気環境の保全	4	2	2	進展が見られる	1
					横ばい	1
					進展が見られない	0
	7. 水環境の保全	7	3	4	進展が見られる	2
					横ばい	2
					進展が見られない	0
	8. 化学物質等の 環境リスク対策	3	3	0	進展が見られる	0
					横ばい	0
					進展が見られない	0
環境目標5 市民、事業者、民間団体との協働により、歴史と 文化を生かし、快適に暮らせるまちを実現します 「地域づくり・人づくり」	9. 歴史と文化を 生かした地域 づくり	6	1	5	進展が見られる	4
					横ばい	1
					進展が見られない	0
	10. 快適に暮らせる まちづくり	8	3	5	進展が見られる	4
					横ばい	0
					進展が見られない	1
	11. 人づくり・ネット ワークづくり	3	1	2	進展が見られる	0
					横ばい	0
					進展が見られない	2
目標値設定のある50の環境指標の達成状況・目標値が未達成の31の環境 指標の進捗状況		50	19	31	進展が見られる	18
					横ばい	5
					進展が見られない	8

出典：令和6年度版かわごえの環境(第8号)

②目標値設定をしない19の環境指標の進捗状況

目標値設定をしない19の環境指標について、基準年度である平成26(2014)年度の実績と令和5(2023)年度の実績を比較した進捗状況を、「進展が見られる」、「横ばい」、「進展が見られない」の3区分に整理しました。

進展が見られる指標が7で約37%、横ばいの指標が3で約16%、進展が見られない指標が9で約47%となっています。施策分野によって進展が見られる分野と進展が見られない分野があり、特に進展が見られない指標が多い「4. 貴重な緑の保全」や「5. 多様な緑の創出・育成」、「11. 人づくり・ネットワークづくり」については原因となる要因の把握と対策が重要となっています。

■目標値設定をしない19の環境指標の進捗状況

施 策		指標数	進捗状況	
環境目標1 地球環境にやさしく、豊かさを実感できる二酸化炭素排出の少ないまちを実現します「低炭素」	1. 地球温暖化対策の推進	0	進展が見られる	0
			横ばい	0
			進展が見られない	0
環境目標2 資源の循環的な利用を促進し、ごみを減らした美しいまちを実現します「循環」	2. 循環型社会の構築	0	進展が見られる	0
			横ばい	0
			進展が見られない	0
環境目標3 自然を大切にし、ともに生き、次の世代に引き継ぎます 「自然共生」	3. 生物多様性の保全	3	進展が見られる	3
			横ばい	0
			進展が見られない	0
	4. 貴重な緑の保全	3	進展が見られる	1
			横ばい	0
			進展が見られない	2
	5. 多様な緑の創出・育成	3	進展が見られる	0
			横ばい	0
			進展が見られない	3
環境目標4 健やかな暮らしのできる環境を確保し、市民の健康を守ります 「安全・安心」	6. 大気環境の保全	1	進展が見られる	0
			横ばい	0
			進展が見られない	1
	7. 水環境の保全	3	進展が見られる	2
			横ばい	1
			進展が見られない	0
	8. 化学物質等の環境リスク対策	1	進展が見られる	0
			横ばい	1
			進展が見られない	0
環境目標5 市民、事業者、民間団体との協働により、歴史と文化を生かし、快適に暮らせるまちを実現します 「地域づくり・人づくり」	9. 歴史と文化を生かした地域づくり	0	進展が見られる	0
			横ばい	0
			進展が見られない	0
	10. 快適に暮らせるまちづくり	1	進展が見られる	0
			横ばい	0
			進展が見られない	1
	11. 人づくり・ネットワークづくり	4	進展が見られる	1
			横ばい	1
			進展が見られない	2
目標値設定をしない19の環境指標の進捗状況		19	進展が見られる	7
			横ばい	3
			進展が見られない	9

出典：令和6年度版かわごえの環境(第8号)

③環境目標達成に向けた200の具体的取組の実施状況

環境目標達成に向けた200の具体的取組について、基準年度である平成26(2014)年度からの実績を確認し、実施状況を「完了」、「順調」、「遅れ」、「未着手」の4区分に整理しました。

完了及び順調が約9割を占めており、おおむね良好に進行していると評価します。

一方、遅れは約4%、未着手は約1%となっており、全体として約5%の取組について、その原因を検証するとともに見直しを図る必要があります。

■環境目標達成に向けた200の具体的取組の実施状況

施 策		200の具体的取組の実施状況				
		施策数	完 了	順 調	遅 れ	未着手
環境目標1 地球環境にやさしく、豊かさを実感できる二酸化炭素排出の少ないまちを実現します「低炭素」	1. 地球温暖化対策の推進	21	1	16	4	0
環境目標2 資源の循環的な利用を促進し、ごみを減らした美しいまちを実現します「循環」	2. 循環型社会の構築	21	0	21	0	0
環境目標3 自然を大切にし、ともに生き、次の世代に引き継ぎます 「自然共生」	3. 生物多様性の保全	14	0	14	0	0
	4. 貴重な緑の保全	19	0	19	0	0
	5. 多様な緑の創出・育成	14	0	11	3	0
環境目標4 健やかな暮らしのできる環境を確保し、市民の健康を守ります 「安全・安心」	6. 大気環境の保全	14	0	14	0	0
	7. 水環境の保全	24	0	24	0	0
	8. 化学物質等の環境リスク対策	17	0	17	0	0
環境目標5 市民、事業者、民間団体との協働により、歴史と文化を生かし、快適に暮らせるまちを実現します 「地域づくり・人づくり」	9. 歴史と文化を生かした地域づくり	11	0	11	0	0
	10. 快適に暮らせる まちづくり	23	1	21	0	1
	11. 人づくり・ネットワークづくり	22	1	19	1	1
合 計		200	3	187	8	2

出典：令和6年度版かわごえの環境(第8号)

④第三次計画の評価

第三次計画では、望ましい環境像の実現を目指し、各種の施策に取り組んできました。

前述のとおり、①目標値設定のある50の環境指標の達成状況、②目標値設定をしない19の環境指標の進捗状況、③環境目標達成に向けた200の具体的取組の実施状況は、全体としておおむね良好に成果を上げてきました。一方で、進捗が芳しくない指標や既に事業を完了したもの、一部に遅れが生じている事業などがあり、今後の方向性を検討する必要があります。

進捗が芳しくない指標としては「4. 貴重な緑の保全」や「5. 多様な緑の創出・育成」、「11. 人づくり・ネットワークづくり」に関する指標があり、緑については今後の人口の展望やまちづくりの方針などを踏まえ指標や目標値などを見直す必要があります。また、人づくり・ネットワークづくりについては、新型コロナウイルス感染症の流行などによる外出自粛の影響が大きかったことから、流行前後の実績等を踏まえ、目標値を検討する必要があります。

既に事業を完了したものとしては、本庁舎、東庁舎、分室及び上下水道局庁舎における自動水栓又は節水型機器の導入や工業団地の造成・企業への引き渡しなどがあります。

一部遅れが生じている事業としては、「1 地球温暖化対策の推進」の公共施設における省エネの推進や市民・民間団体や事業者等への啓発などに関する取組や「5 多様な緑の創出・育成」の歴史と水と緑の回廊の整備や伊佐沼及び伊佐沼公園の整備などとなっています。また、「10 快適に暮らせるまちづくり」及び「11 人づくり・ネットワークづくり」では地区計画等の活用や環境アドバイザー制度等の活用に関する取組で未着手が生じており、今後の方針を検討する必要があります。

第四次計画では、これらの評価結果や社会情勢、市民意識などを踏まえ、方向性を再検討し、本市の実情に応じた取組を推進していきます。

2 緑の現状と緑の基本計画の進捗評価

2-1 緑の現状

(1) 緑の構成

令和6(2024)年3月末現在、本市における緑の現況面積は5,464.7ha で、市域面積の50.1%を占めています。その内訳は「農地、牧草地その他これらに類するもの(以下「農地・牧草地」といいます。)」が3,722.4haで最も多く、次いで「水辺・水面」、「山林・原野その他これらに類するもの(以下「山林・原野」といいます。）」、「都市公園」、「公共施設緑地」、「民間施設緑地」の順となっています。

「農地・牧草地」は市街化区域を取り囲む形でまとまった規模で位置しており、市街化区域内においても、南古谷地区、高階地区、福原地区、大東地区等の市の南部を中心に点在しています。

「山林・原野」は、福原地区、霞ヶ関地区西部、名細地区北部等にまとまった量が分布しており、これらの多くは雑木林です。また、市街化区域内の「山林・原野」は少なく、社寺境内地に見られる程度となっています。

「水面・水辺」は入間川、小畔川が市を取り囲むように流れています。また、東部の古谷地区には、県内最大規模の自然湖沼である伊佐沼が位置しており、ここから九十川が南部に向かって流れています。また、本庁地区を取り囲むように流れる新河岸川をはじめ、多くの河川が市内を流れています。

■緑の構成

区 分		令和6年3月 面積(ha)	平成26年3月 面積(ha)	平成17年3月 面積(ha)	平成26年からの 増減面積(ha)
施設緑地	都市公園 ()内は緑被面積を示す	168.1 (139.5)	161.3	146.0	6.8
	公共施設緑地	158.8	162.9	152.4	-4.1
	民間施設緑地	97.6	104.9	102.7	-7.3
その他の緑 (地目別)	水面・水辺：河川・池沼・水路・河岸	905.2	867.0	884.9	38.2
	山林・原野その他これらに類するもの	412.6	473.9	475.4	-61.3
	農地・牧草地その他これらに類するもの	3,722.4	3,894.9	4,210.0	-172.5
緑の現況量 総計		5,464.7	5,664.9	5,971.4	-200.2
市域に対する割合		50.1%	51.9%	54.7%	-1.8%

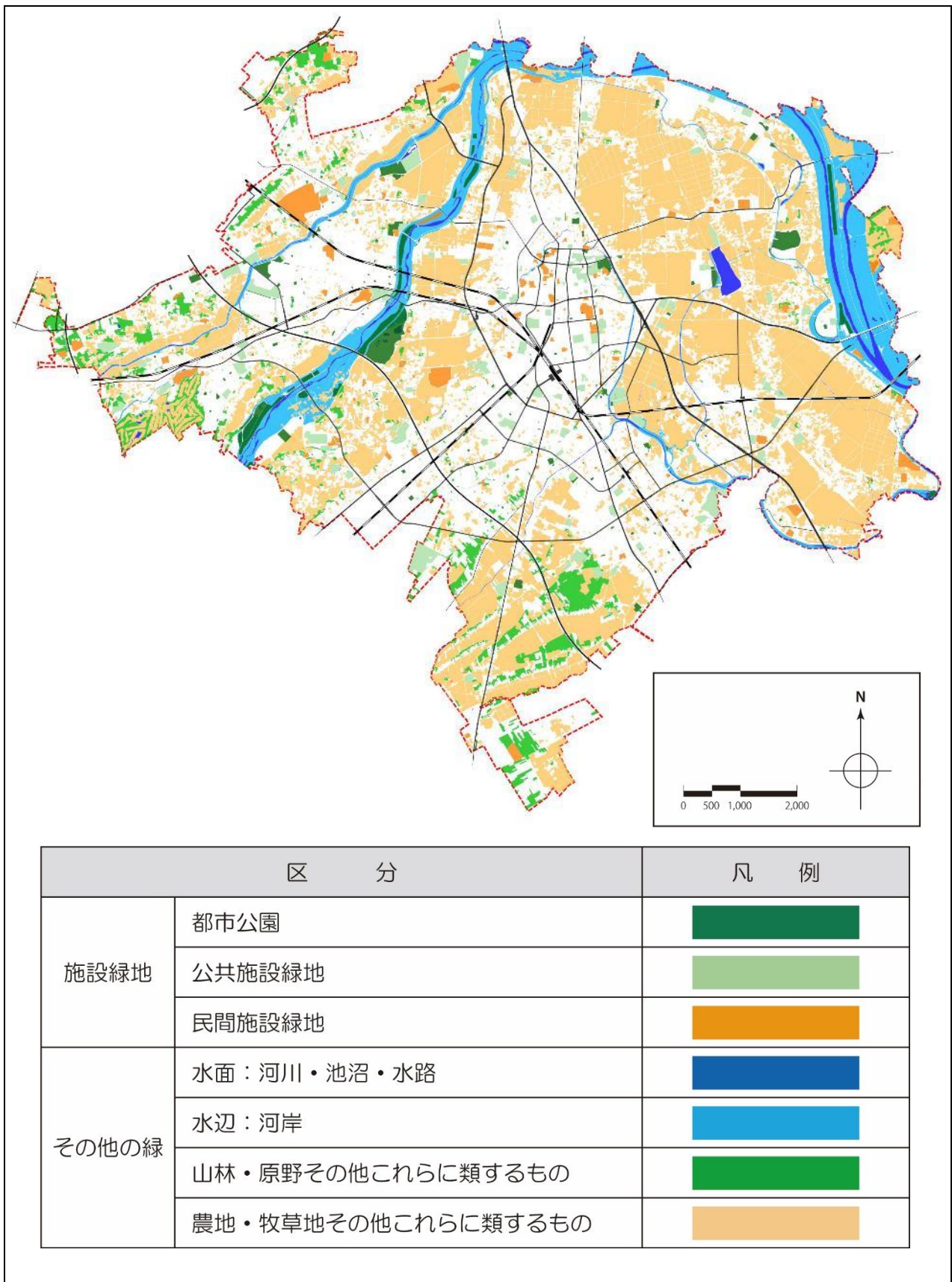
※ 緑の現況調査方法について

空中写真のオルソ画像より、「緑被率標準調査マニュアル」(東京都環境保全局)に基づき、緑被等抽出(樹木地、草地、農地、裸地、水面)を行い、施設緑地では自然面(樹木地、雑草地、農地、裸地、水面)を緑地面積とし、その他の緑は、緑被地を地目別に水面・水辺・農地に分類し、山林・原野については、民有林・保存樹林等を含むまとまりのある緑被地を対象とした。

※ 市の面積について

国土地理院が公表した全国都道府県市区町村別面積調の値を用いた(平成17～26年:10,916.0ha、令和6年:10,913.0ha)。

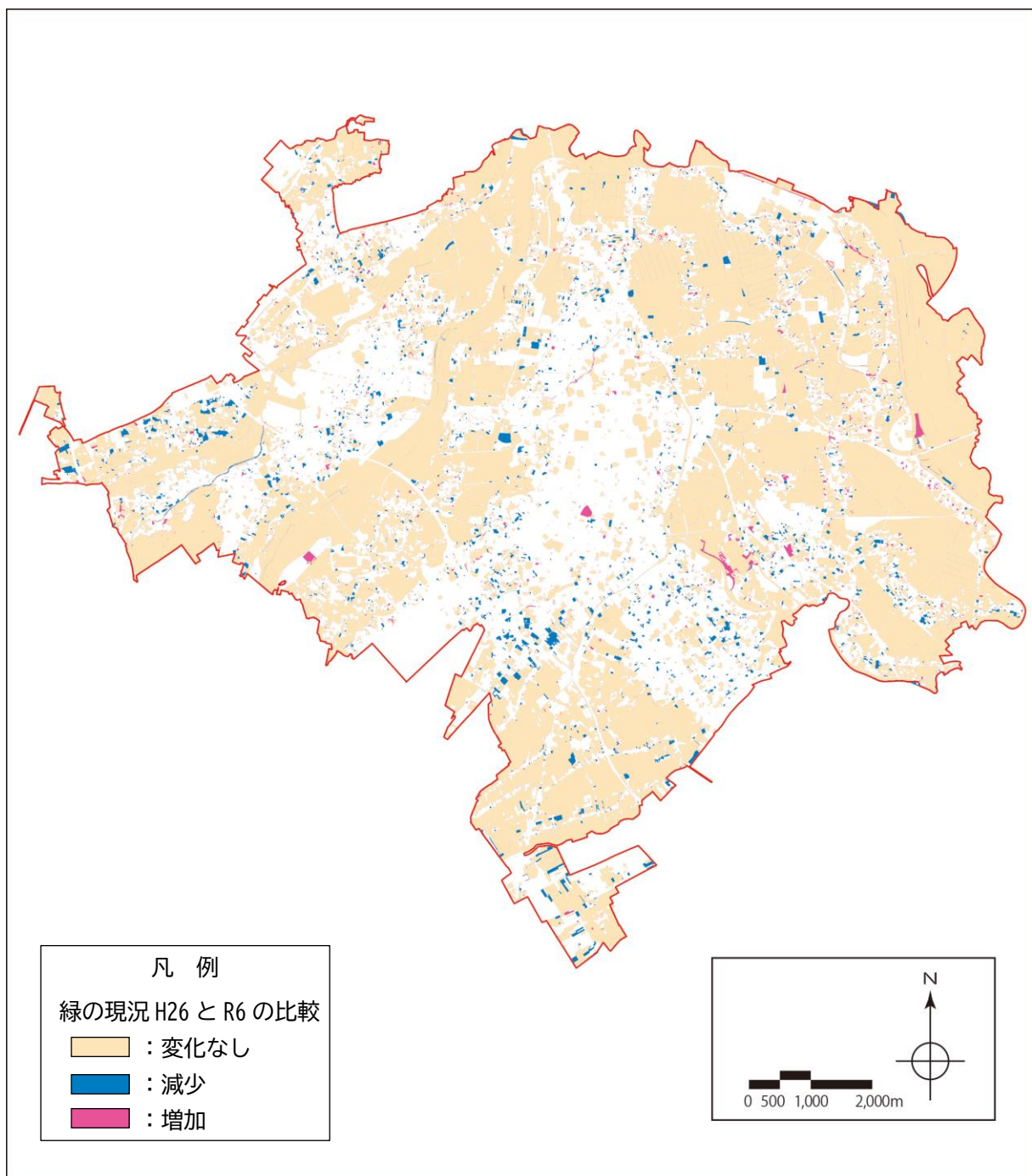
■緑の現況図



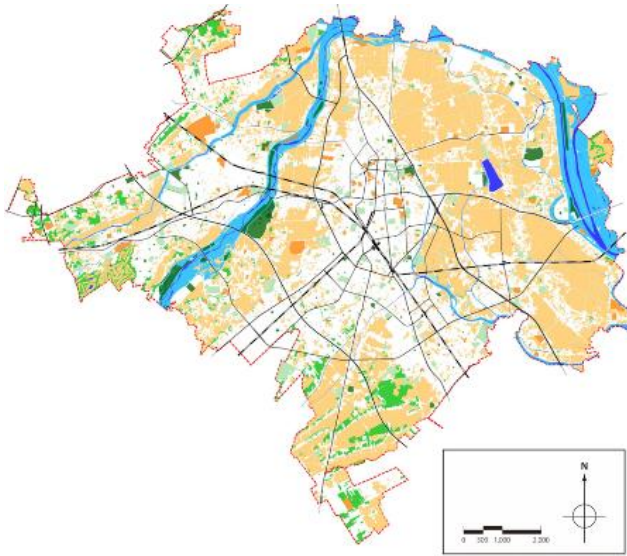
平成26(2014)年からの緑の変化を見ると、全体では200.2haの緑が減少しています。特に「農地・牧草地」が著しく、172.5haの緑が減少しています。霞ヶ関地区北部や大東地区南部では、宅地化の進行等により、「農地・牧草地」と「山林・原野」の減少が際立っています。

また、平成17(2005)年からの緑の変化をみると、大東地区南部や高階地区では「農地・牧草地」が、霞ヶ関地区北部や福原地区南部では「山林・原野」が特に減少しています。

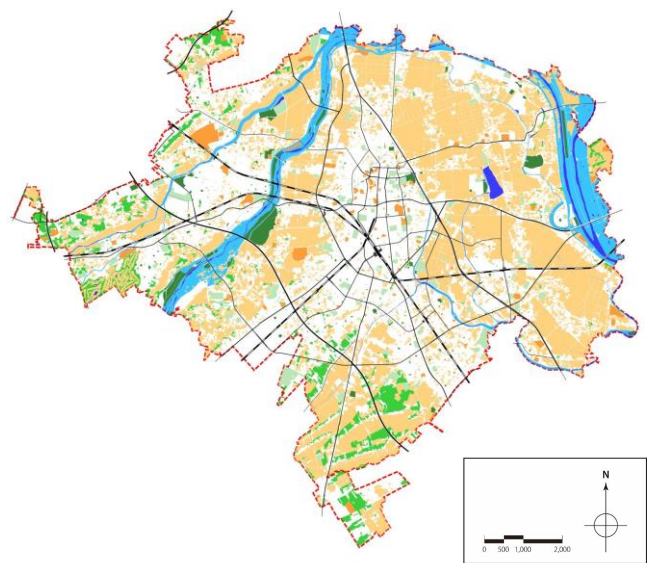
■緑の変遷



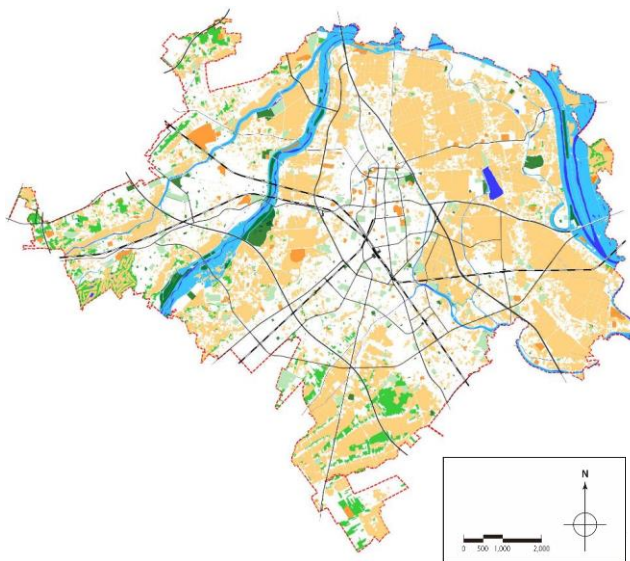
■緑の現況図の推移



(平成17[2005]年3月末時点)



(平成26[2014]年3月末時点)



(令和6[2024]年3月末時点)

区 分		凡 例
施設緑地	都市公園	
	公共施設緑地	
	民間施設緑地	
その他の緑	水面：河川・池沼・水路	
	水辺：河岸	
	山林・原野その他これらに類するもの	
	農地・牧草地その他これらに類するもの	

(2)緑地の概要

1)施設緑地の現況

①都市公園

都市公園の整備状況は、都市計画区域内全体で325箇所(平成26[2014]年から27箇所増)、168.1ha 整備されており、市民1人当たりの都市公園面積は、4.8㎡(平成26[2014]年から0.2㎡増)となっています。

主な公園としては、川越運動公園(運動公園)、初雁公園(運動公園)、御伊勢塚公園(地区公園)、伊佐沼公園(風致公園)、安比奈親水公園(都市緑地)、仙波河岸史跡公園(歴史公園)、なぐわし公園(総合公園)、川越公園(総合公園:県営)等が挙げられます。

■都市公園の種別ごとの整備状況(令和6[2024]年3月末現在)

種類		市街化区域		都市計画区域	
		箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)
基幹公園	住区基幹公園	181	32.9	289	43.1
	街区公園	175	21.5	281	27.6
	近隣公園	5	7.0	7	11.1
	地区公園	1	4.4	1	4.4
	都市基幹公園	2	44.1	4	63.0
	総合公園	1	39.6	2	45.0
	運動公園	1	4.5	2	18.0
特殊公園		2	1.0	4	5.3
風致公園		0	0.0	1	2.9
動植物公園		0	0.0	0	0.0
歴史公園		2	1.0	3	2.4
墓園		0	0.0	0	0.0
その他		0	0.0	0	0.0
広場公園		1	0.1	1	0.1
広域公園		0	0.0	0	0.0
緩衝緑地		1	1.2	1	1.2
都市緑地		7	3.8	26	55.5
緑道		0	0.0	0	0.0
都市林		0	0.0	0	0.0
国の設置によるもの		0	0.0	0	0.0
都市公園合計		194	83.1	325	168.1

資料:公園整備課

※四捨五入の関係で、合計が合わない場合があります

②公共施設緑地

公共施設緑地は、公立の教育施設、公営の市民農園、児童遊園等が挙げられます。総面積は、158.8ha です。平成26(2014)年と比較すると、4.1ha 減少しています。

2)地域制緑地の現況

地域制緑地の指定状況は、以下のとおりです。

平成26(2014)年と比較すると、農用地区域が18.0ha、生産緑地地区が13.7ha、保存樹林が9.1ha 減少しています。

■地域制緑地の指定状況(令和6[2024]年3月末現在)

区分	面積(ha)	備考
生産緑地地区	128.5	都市計画課資料
近郊緑地保全区域	512.9	環境政策課資料
農用地区域	2,369.0	農政課資料
河川区域	1,102.4	緑地現況図
天然記念物	(9箇所)	文化財保護課資料
史跡	4.8	文化財保護課資料(河越館跡のみ)
ふるさとの緑の景観地等	48.0	環境政策課資料
保存樹林	36.8	環境政策課資料

※河川区域は、県管理河川(約281.7ha)を含めて算出したことで平成26年より増加。

3)緑地の総量

本市における緑地の総量は、4,014.5haとなり、市全体で36.8%を占めています。平成26(2014)年と比較すると、面積で74.8ha、割合で0.7%増加しています。なお、増加した要因としては、その他法等によるものに含まれる河川区域において、新たに県管理河川を含めて算出したことが挙げられます。

■施設緑地及び地域制緑地の現況量(令和6[2024]年3月末現在)

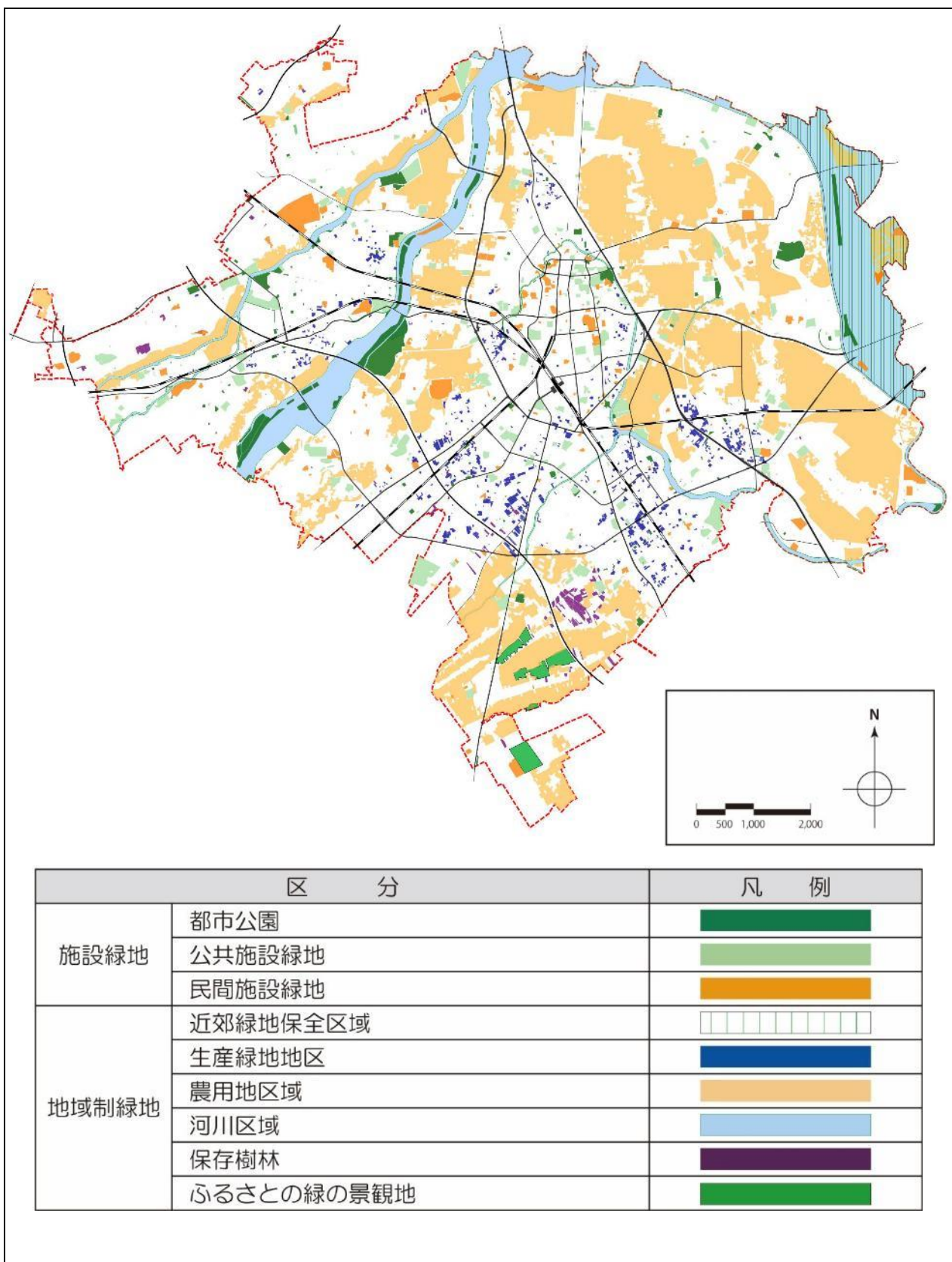
区分		面積(ha)
施設緑地	都市公園	168.1
	公共施設緑地	158.8
	民間施設緑地	97.6
	施設緑地小計	424.5
	施設緑地間の重複	0.0
	施設緑地合計	424.5
地域制緑地	近郊緑地保全区域	512.9
	生産緑地地区	128.5
	その他法等によるもの	3,561.0
	地域制緑地小計	4,202.4
	地域制緑地間の重複	-531.9
	地域制緑地合計	3,670.5
施設・地域制緑地間の重複		-80.5
緑地現況量		4,014.5
市域(10,913.0ha)に対する割合		36.8%

※ その他法等によるもの：農用地区域、河川区域、史跡、保存樹林、ふるさとの緑の景観地

※ 緑地の総量調査方法について

施設緑地は緑の現況調査と同様で、地域制緑地は各課の資料をもとに卓上積み上げを行い、重複部分を計測処理した。

■緑地の現況図



2-2 緑の基本計画の進捗評価

ここでは、便宜的に緑の基本計画の評価をするため、①目標の達成状況、②目標値設定のある10の指標の達成状況、③目標値設定をしない8の指標の進捗状況、④重点計画における30項目の取組の実施状況、⑤個別計画における104項目の取組の実施状況といった5つの視点から評価しました。

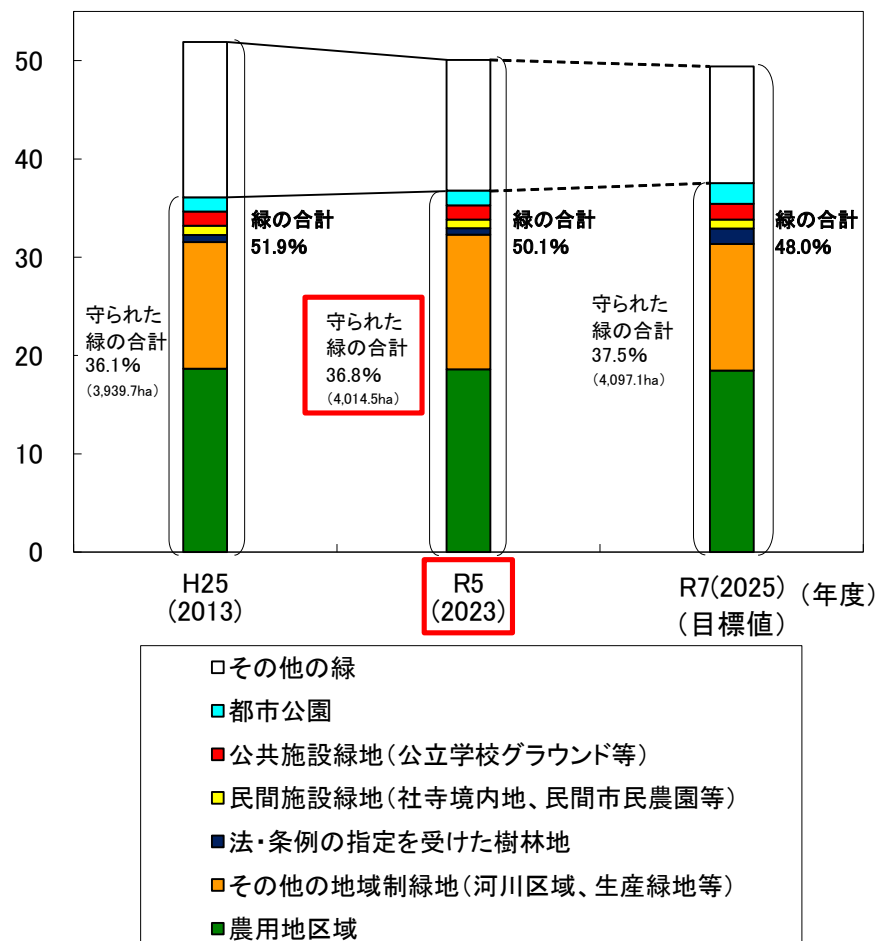
なお、緑の基本計画の進捗詳細については、年次報告書「かわごえの環境」に取りまとめ、毎年度発行し、市民に公表しています。

①目標の達成状況

緑の基本計画における目標の達成状況(数値目標)は、いずれの目標も達成できませんでした。特にその他の緑の面積や法や条例等の指定を受けた樹林地の面積は、従前値を下回っており、その原因を検証し、改善を図っていく必要があります。

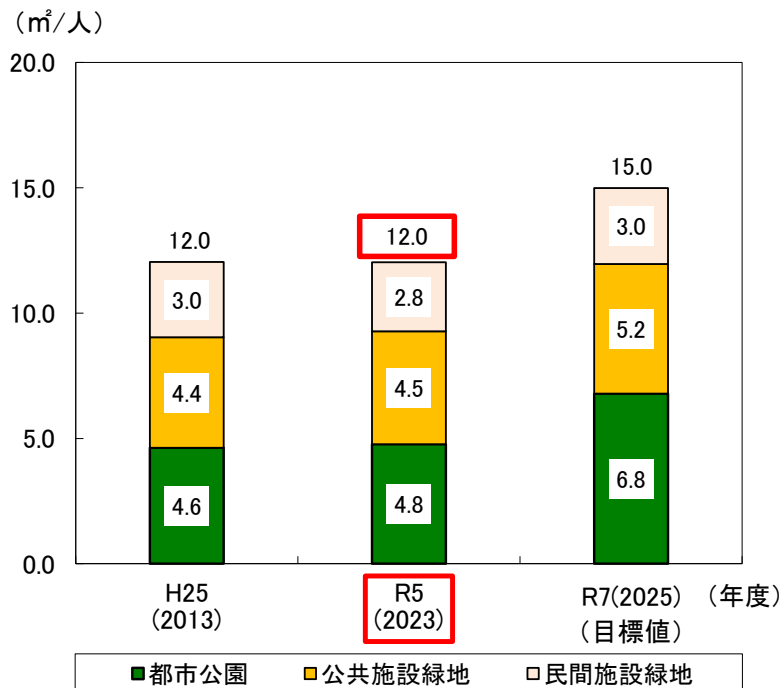
計画の目標:法指定の拡大や施設緑地の整備により、市域に対して約4割の緑を維持していくことを目指します。		
従前値 (平成25[2013]年度)	目標値 (令和7[2025]年度)	評価値 (令和5[2023]年度)
36.1% (3,939.7ha)	37.5% (4,097.1ha)	36.8% (4,014.5ha)

(%)



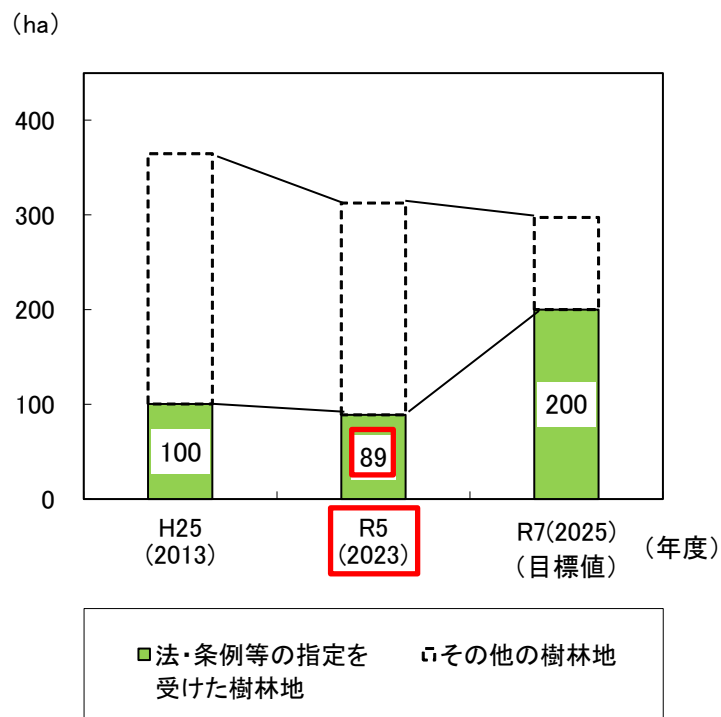
計画の目標:都市公園や広場等の面積を、現在の約1.3倍(市民1人当たり15.0㎡)とすることを目指します。

従前値 (平成25[2013]年度)	目標値 (令和7[2025]年度)	評価値 (令和5[2023]年度)
12.0㎡/人	15.0㎡/人	12.0㎡/人



計画の目標:法や条例等の指定により維持する樹林地の面積を、約2倍に拡大することを目指します。

従前値 (平成25[2013]年度)	目標値 (令和7[2025]年度)	評価値 (令和5[2023]年度)
100ha	200ha	89ha



②目標値設定のある10の指標の達成状況

目標値設定のある10の指標について、平成26(2014)年度を基準年度として、令和5(2023)年度の実績を基に評価しました。達成した指標が2、未達成だった指標が8となっており、達成した指標は全体の約20%にとどまっています。

また、目標値が未達成だった8の指標については、基準年度である平成26(2014)年度の実績と令和5(2023)年度の実績を比較した進捗状況を、「進展が見られる」、「横ばい」、「進展が見られない」の3区分に整理しました。

未達成だった指標のうち、進展が見られる指標が3で約38%、横ばいの指標が1で約13%、進展が見られない指標が4で約50%となっています。

■目標値設定のある10の指標の達成状況

基本方針	個別計画	指標数	目標値設定のある10の指標の達成状況			
			達成した指標		未達成の指標	
					(再掲)目標値が未達成の8の指標の進捗状況	
1. 川越の歴史的環境を形成する水と緑をまもります ～緑をまもる～	1)水と緑と農地の保全	4	1	3	進展が見られる	0
	2)歴史的環境の保全				横ばい	1
	3)生き物の生息・生育空間となる緑の保全				進展が見られない	2
2. 歴史と文化が香る緑豊かなまちをつくります ～緑をつくる～	4)水と緑のネットワークの形成	4	0	4		
	5)身近で安全・安心な都市公園等の整備					
	6)歴史・自然を生かしたシンボル空間となる都市公園等の整備					
	7)公共施設緑化の推進					
3. 水と緑のまちをそだてます ～緑をはぐくむ～	8)民有地緑化の促進	2	1	1	進展が見られる	3
	9)緑に親しむきっかけづくり				横ばい	0
	10)水と緑を守り・つくり・育てるしくみづくり				進展が見られない	1
目標値設定のある10の指標の達成状況		10	2	8	進展が見られる	3
					横ばい	1
					進展が見られない	4

③目標値設定をしない8の指標の進捗状況

目標値設定をしない8の指標について、基準年度である平成26(2014)年度の実績と令和5(2023)年度の実績を比較した進捗状況を、「進展が見られる」、「横ばい」、「進展が見られない」の3区分に整理しました。

進展が見られる指標が2で約25%、横ばいの指標が1で約13%、進展が見られない指標が5で約63%となっています。特に進展が見られない「2. 緑をつくる」や「3. 緑をはぐくむ」については原因の把握と対策が重要となっています。

■目標値設定をしない8の指標の進捗状況

基本方針	個別計画	指標数	進捗状況	
1. 川越の歴史的環境を形成する水と緑をまもりまします ～緑をまもる～	1)水と緑と農地の保全	5	進展が見られる	2
	2)歴史的環境の保全		横ばい	1
	3)生き物の生息・生育空間となる緑の保全		進展が見られない	2
2. 歴史と文化が香る緑豊かなまちをつくりまします ～緑をつくる～	4)水と緑のネットワークの形成	2		
	5)身近で安全・安心な都市公園等の整備			
	6)歴史・自然を生かしたシンボル空間となる都市公園等の整備			
	7)公共施設緑化の推進		進展が見られる	0
	8)民有地緑化の促進		横ばい	0
3. 水と緑のまちをそだてまします ～緑をはぐくむ～	9)緑に親しむきっかけづくり	1	進展が見られない	2
	10)水と緑を守り・つくり・育てるしくみづくり		進展が見られる	0
			横ばい	0
目標値設定をしない8の指標の進捗状況		8	進展が見られる	0
			横ばい	0
			進展が見られない	1
		8	進展が見られる	2
			横ばい	1
			進展が見られない	5

④重点計画における30項目の取組の実施状況

重点計画における30項目の取組の実施状況は、順調が8割以上を占めており、おおむね良好に進行していると評価します。

一方、遅れは約6.7%、未着手は10.0%となっており、その原因を検証するとともに見直しを図る必要があります。

■重点計画における30項目の取組の実施状況

重点計画	重点計画における30項目の取組の実施状況				
	施策数	完了	順調	遅れ	未着手
1. 花いっぱい運動の展開	8	0	7	0	1
2. ふれあいの水辺づくり	10	0	7	2	1
3. ふるさとの雑木林づくり	5	0	5	0	0
4. 小江戸回廊づくり	7	0	6	0	1
合 計	30	0	25	2	3
重点計画における30項目の取組の実施状況の割合	100.0%	0.0%	83.3%	6.7%	10.0%

⑤個別計画における104項目の取組の実施状況

個別計画における104項目の取組の実施状況は、順調が8割以上を占めており、おおむね良好に進行していると評価します。

一方、遅れは約6.7%、未着手は約7.7%となっており、取組が十分に進んでいない原因を検証し、改善を図っていく必要があります。

■個別計画における104項目の取組の実施状況

基本方針	個別計画	個別計画における104項目の取組の実施状況				
		施策数	完了	順調	遅れ	未着手
1. 川越の歴史的環境を形成する水と緑をまもりまします ～緑をまもる～	1)水と緑と農地の保全	23	0	23	0	0
	2)歴史的環境の保全	6	0	4	1	1
	3)生き物の生息・生育空間となる緑の保全	7	0	6	1	0
2. 歴史と文化が香る緑豊かなまちをつくりまします ～緑をつくる～	4)水と緑のネットワークの形成	19	0	13	2	4
	5)身近で安全・安心な都市公園等の整備	11	0	10	1	0
	6)歴史・自然を生かしたシンボル空間となる都市公園等の整備	7	0	6	1	0
	7)公共施設緑化の推進	9	0	9	0	0
	8)民有地緑化の促進	6	0	5	1	0
3. 水と緑のまちをそだてまします ～緑をはぐくむ～	9)緑に親しむきっかけづくり	7	0	6	0	1
	10)水と緑を守り・つくり・育てるしくみづくり	9	0	7	0	2
合 計		104	0	89	7	8
個別計画における104項目の取組の実施状況の割合		100.0%	0.0%	85.6%	6.7%	7.7%

⑥緑の基本計画の評価

緑の基本計画では、計画の基本姿勢を「みんなではぐくむ 水と緑と歴史のまち・川越」としています。その基本姿勢を先導する計画を「重点計画」として、また、基本方針を実現させるための具体的な計画を「個別計画」として、さらに、地区ごとの緑に関する方針を示す計画を「地区別計画」として構成しました。

前述のとおり、①目標の達成状況、②目標値設定のある10の指標の達成状況、③目標値設定をしない8の指標の進捗状況については、人口増加などを背景に全体として進展が見られない、未達成のものが多く、指標や目標値の見直しが重要となっています。

重点計画について、「1 花いっぱい運動の展開」では、道路緑化や道路の余剰地等を活用したポケットパークの整備、花苗の支給など順調に進む一方で、緑化センターの設置に関する取組については未着手となっています。また、「2 ふれあいの水辺づくり」については、安比奈親水公園や上戸緑地など河川空間を活用した公園の整備や公園整備の際には、雨水流出抑制対策として浸透トレンチ等を設置するなど順調に進む一方で、水辺の拠点を結ぶ河川等の緑化に関する取組については未着手となっています。

「4 小江戸回廊づくり」については、市民花壇制度による緑の創出や本丸御殿周辺広場整備など順調に進む一方で、歩行者空間としての緑道やコミュニティ道路の整備に関する取組については未着手となっています。

個別計画について、多くの取組が順調に進んでいる一方で、「4 水と緑のネットワークの形成」については、水辺の拠点を結ぶ河川等の緑化や歩行者空間としての緑道やコミュニティ道路の整備、安心して歩ける緑道やコミュニティ道路の整備などに関する取組が未着手となっています。

緑の現況からは、都市公園数は着実に増加しているものの、宅地化などにより農地や樹林面積は年々減少していることがわかります。これらの現状から、開発に伴う緑化を誘導するとともに、法や条例等で担保された緑をいかに増やしていくかが重要となります。

都市公園等については、公園施設の老朽化や人口減少による公園の利用低迷、住民ニーズの多様化など新たな問題が浮き彫りになっており、新たな公園の整備だけでなく維持管理や既存公園の機能分担などを検討していくことが重要です。

緑に関する施策をより推進していくためには、計画の中に位置付けられた取組を長期的な視点で捉えて、段階的に進めていく必要があります。また、市だけでなく、市民、事業者及び民間団体との協働による取組が必要不可欠で、それぞれが役割を認識したうえで積極的に行動することが重要です。

3 川越市の環境に関するアンケート調査結果概要

3-1 調査の概要

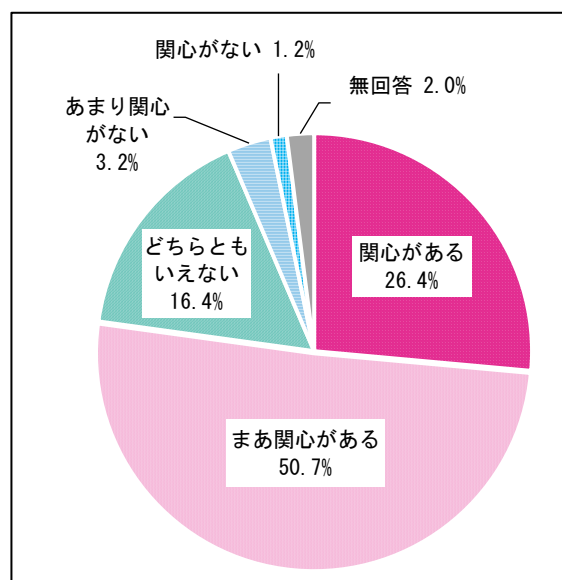
第四次計画及び第二次緑の基本計画の策定に当たり、市民と事業者に対し、川越市の環境及び緑に関するアンケート調査を実施しました。以下にその結果の概要を示します。
※集計は、小数第2位を四捨五入して算出しているため、回答率の合計が100%にならない場合があります。

対象者	市民	事業者
抽出方法	18歳以上の市民の中から無作為に抽出	市内の事業所から無作為に抽出
サンプル数	2,000人	300事業所
調査期間	令和6(2024)年8月30日～9月17日	
調査方法	調査票の郵送配布・郵送回収(Webでの回答にも対応)	
回収数(回収率)	745通(37.3%) うち、Web 回答は147通	101通(33.7%) うち、Web 回答は23通

3-2 市民アンケート調査結果

①環境問題への関心度

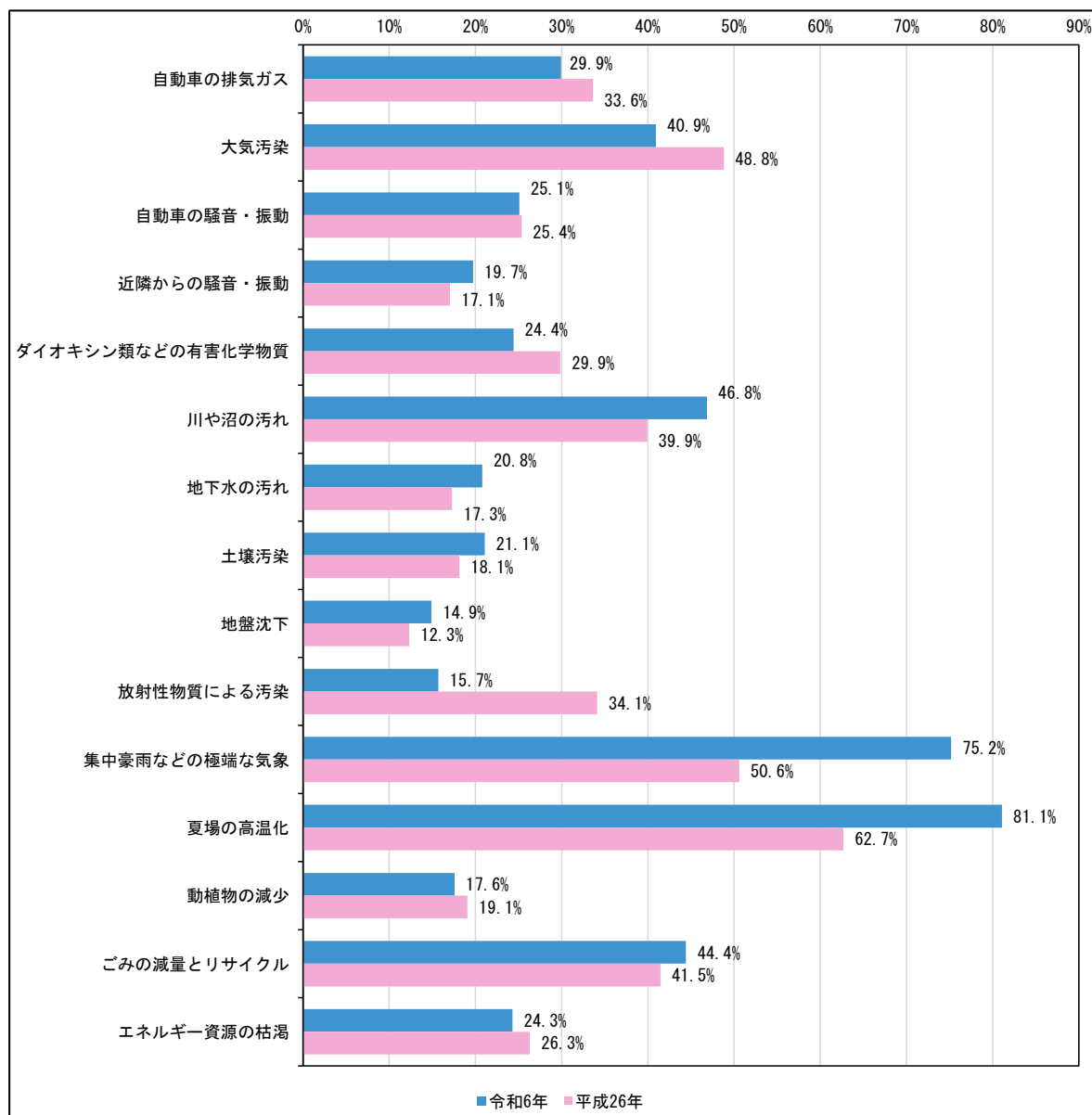
市民の環境問題への関心度を見ると、「関心がある」又は「まあ関心がある」と回答した割合は合わせて約77%と高く、市民の環境問題への関心の高さがうかがえます。



②身のまわりで関心のある環境問題

下のグラフでは、身のまわりの環境問題の中で、特にどのような問題に対する関心が高いかをアンケート結果から示しています。

平成26(2014)年に実施したアンケートで最も関心の高かった「夏場の高温化」や、次いで関心の高い「集中豪雨などの極端な気象」の気候変動問題への関心が引き続き最上位を占めており、さらに、近年多発・激甚化する集中豪雨や酷暑などの影響を受け、その関心度合いも大幅に高まっています。

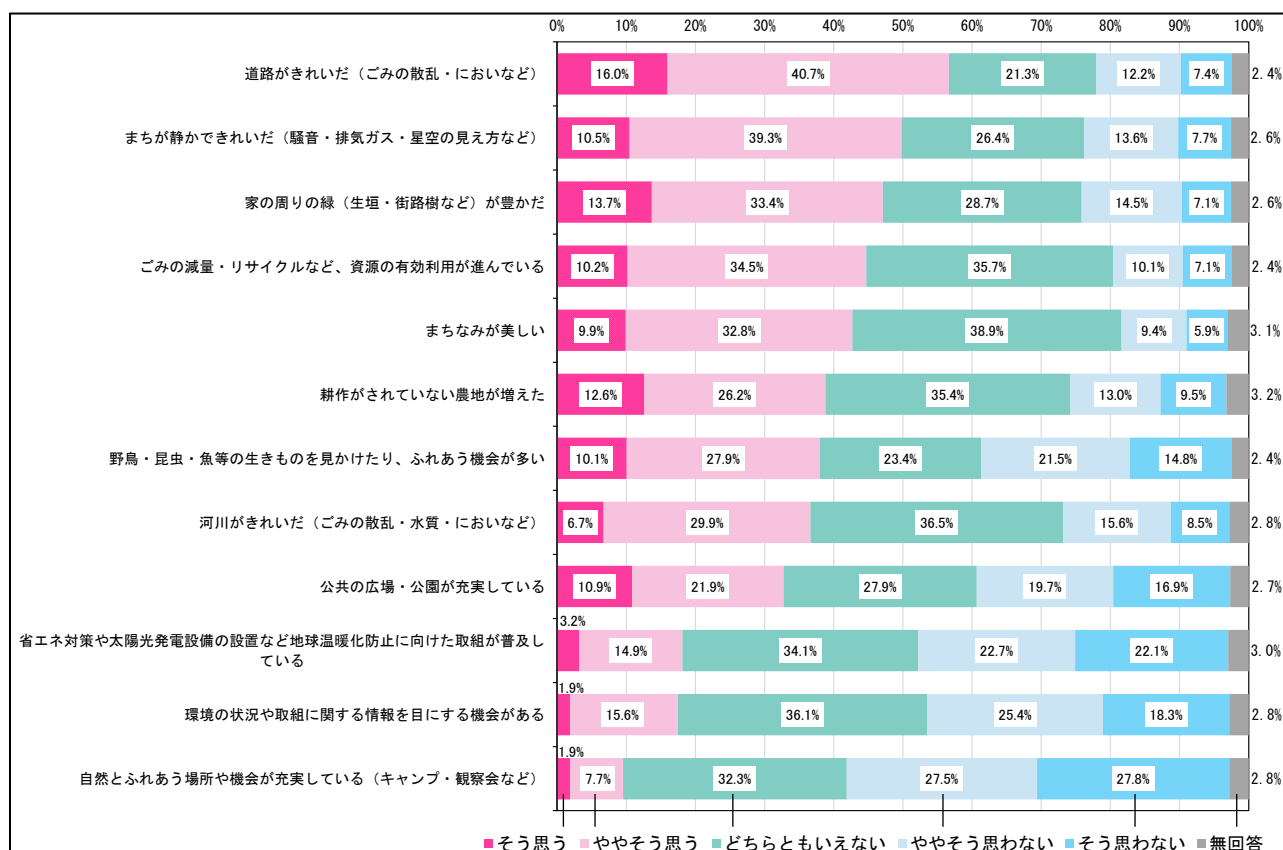


③身近な地域の環境の状況

下のグラフでは、身近な地域の環境がどう感じているかを示しています。

道路のきれいさ(ごみの散乱・においなど)、まちの静かさやきれいさ(騒音・排気ガス・星空の見え方など)などは、「そう思う」「ややそう思う」を合わせた割合が高く、満足度が高いことがうかがわれます。

一方で、自然とふれあう場所や機会が充実している(キャンプ・観察会など)ことや環境の状況や取組に関する情報を目にする機会があるなどは、「そう思わない」「ややそう思わない」を合わせた割合が高く、満足度が低くなっています。

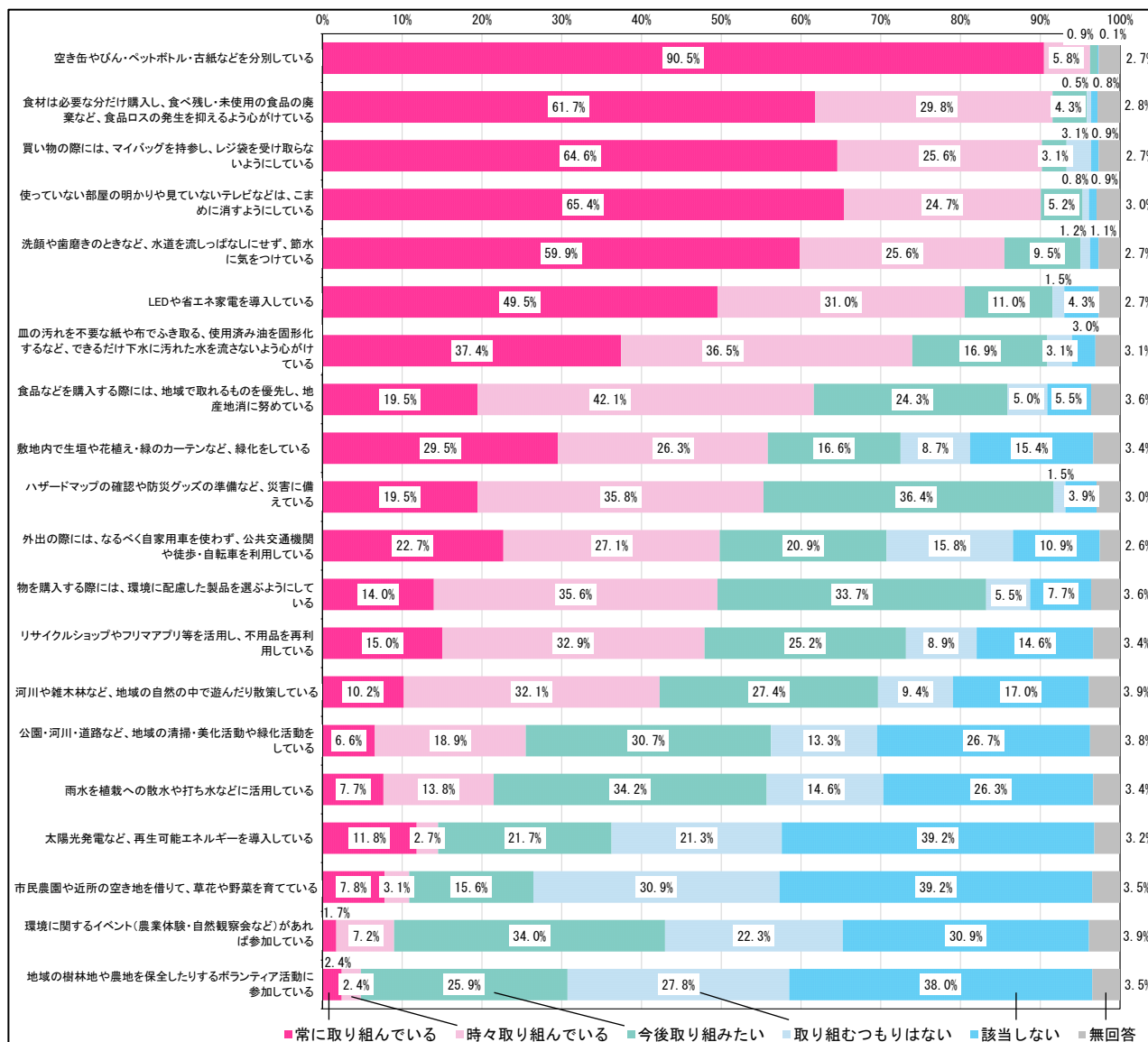


④環境に負担をかけないよう実践していること

下のグラフでは、環境に負担をかけないために、どのようなことを実践しているかを示しています。

ごみの分別や節水・節電といった取組は、「常に取り組んでいる」の割合が高く、多くの市民に浸透していることがうかがわれます。

一方で、環境に関するイベントやボランティアへの参加や自然とのふれあい、再生可能エネルギーの導入に関する取組など、十分に浸透していないと考えられるものも見られます。

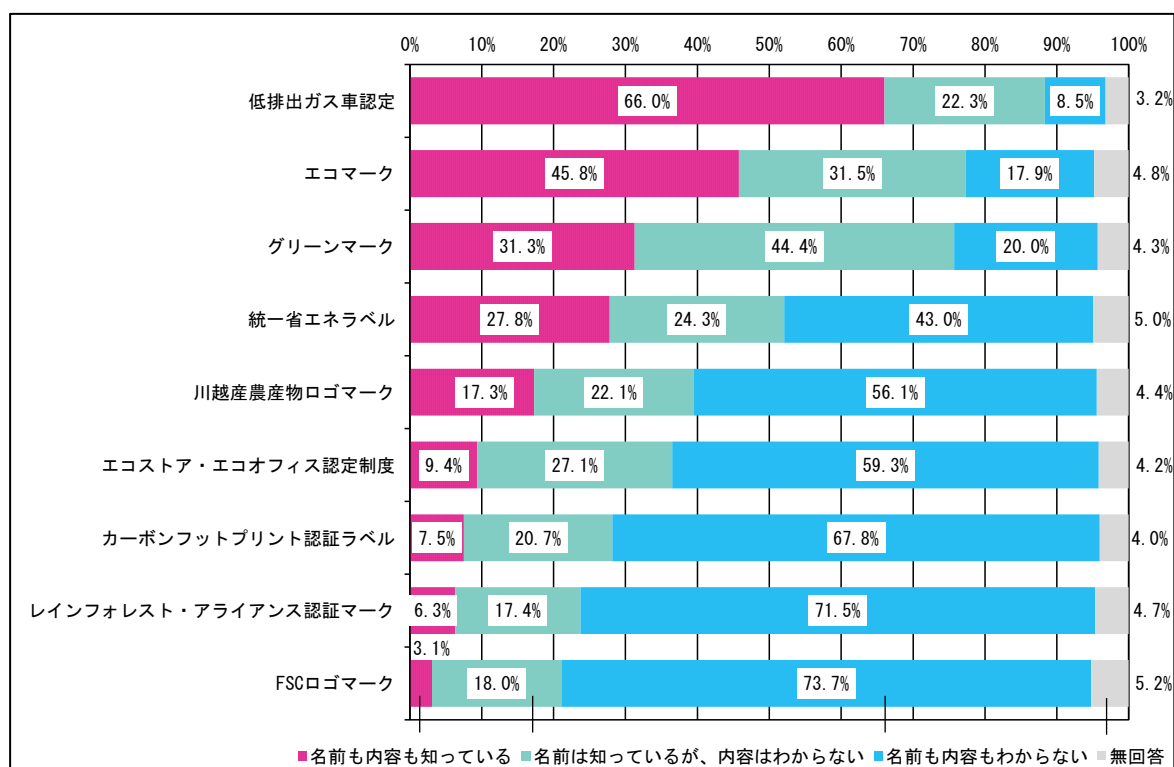
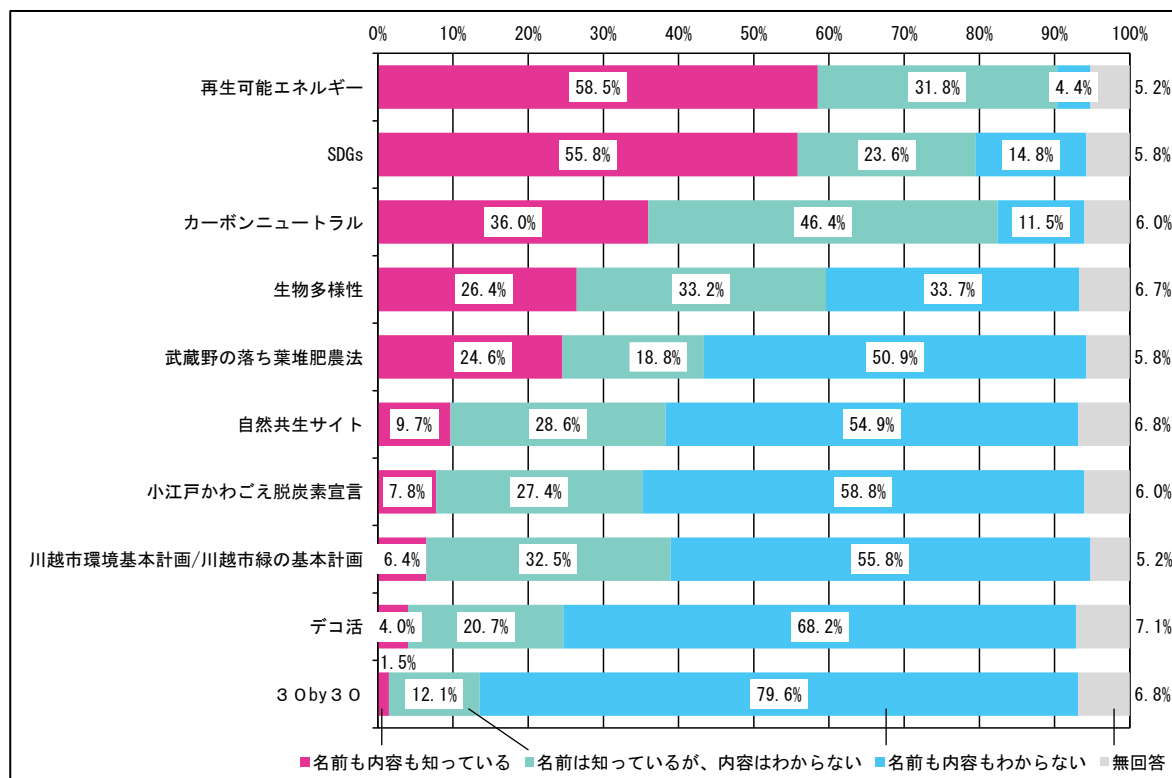


⑤環境用語や環境ラベルの認知度

下のグラフでは、環境施策を推進する上で重要な環境に関する用語や環境ラベル等がどれくらい知られているかを示しています。

SDGs や再生可能エネルギー、低排出ガス車認定ラベルは、「名前も内容も知っている」の割合が高く、多くの市民に浸透していることがうかがわれます。

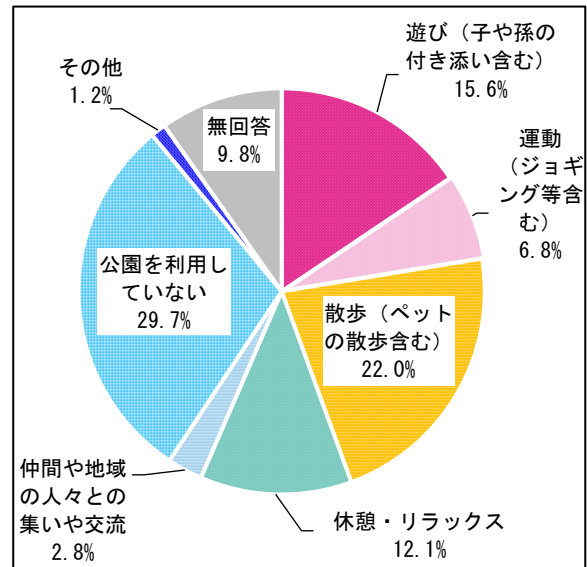
その他の環境に関する用語や環境ラベル等については十分に知られておらず、啓発していくことが重要です。



⑥公園の利用状況

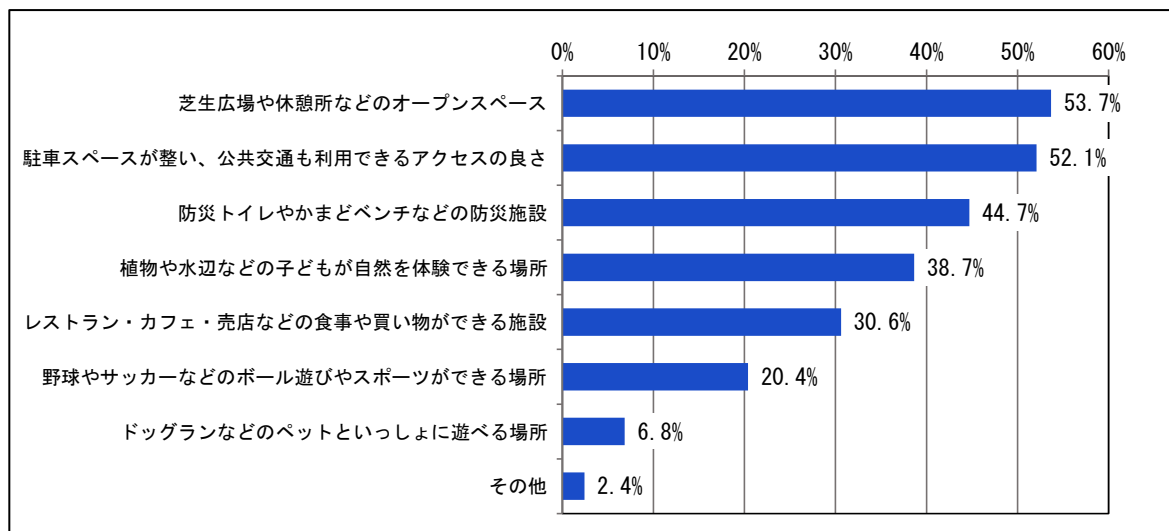
公園の利用状況を見ると、公園を利用しているのは約60%、利用していないのは約30%となっています。

利用状況としては、散歩や遊びが多くなっています。



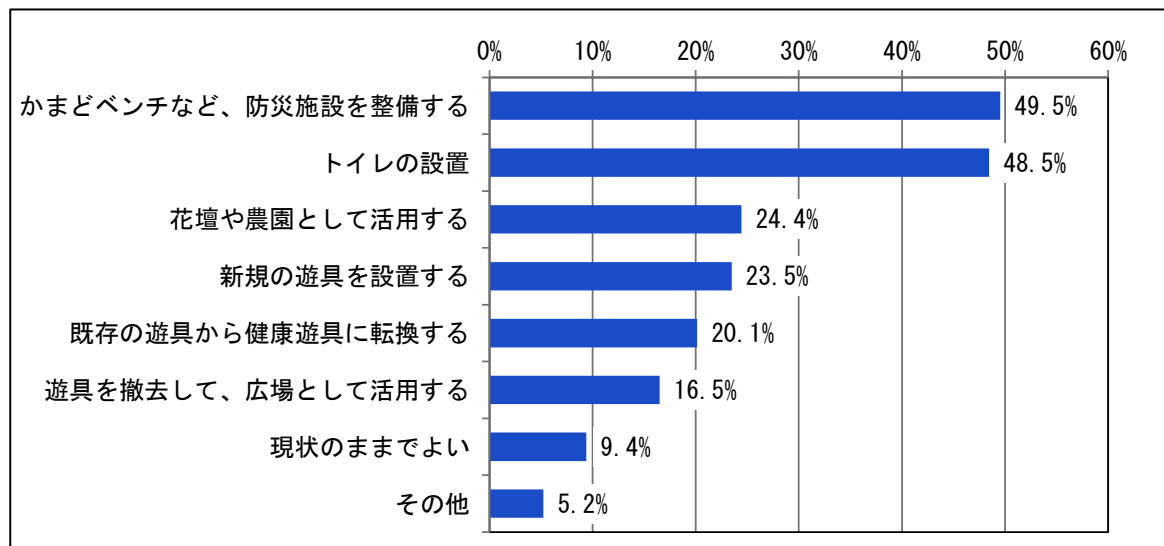
⑦大きな公園を作るときに必要な施設等(3つ以内で選択)

市が大きな公園をつくるときに必要な施設等について、「芝生広場や休憩所などのオープンスペース」が53.7%と最も高く、次いで「駐車スペースが整い、公共交通も利用できるアクセスの良さ」が52.1%となっており、これらに対応した公園づくりが求められています。



⑧様々な要因で利用の仕方が変化している公園への対策(3つ以内で選択)

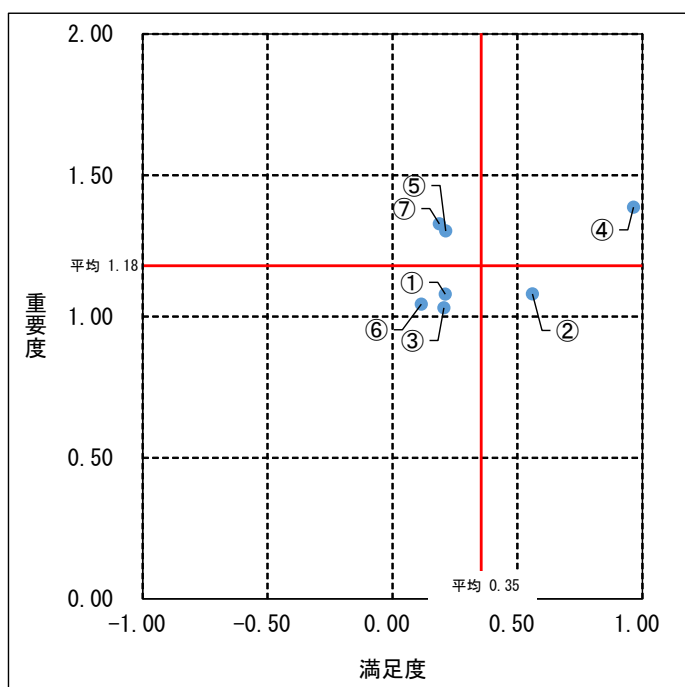
「かまどベンチなど、防災施設を整備する」が49.5%と最も高く、次いで「トイレの設置」が48.5%となっており、これらに対応した公園へのリノベーションが求められています。



⑨川越市の様々な「緑」の現状の満足度・重要度の相関図

重要度が高いのに満足度が平均より低い緑は「⑤身近な公園等の緑地」「⑦河川などの身近な水辺環境」となっており、「改善が必要な緑」として重点的な対策が必要です。

重要度も満足度も平均より高い緑は「④社寺林など歴史的景観」となっており、良好な緑環境が維持されていると考えられ、今後も現状を維持していくことが重要です。



注意) 図中の重要度・満足度に対する評価の数値は、以下の算式にて求めています。

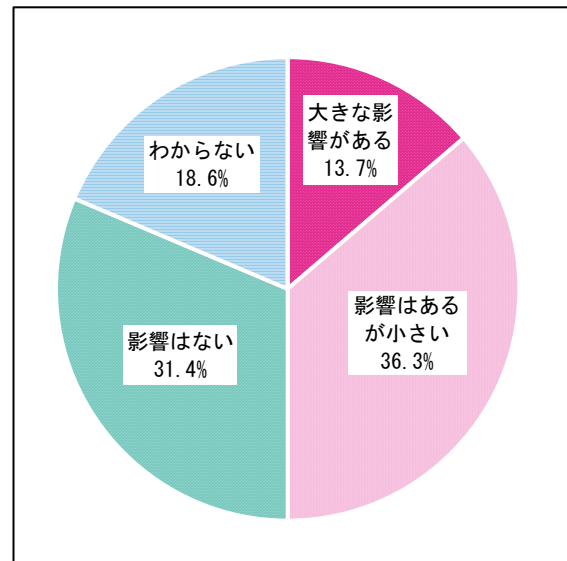
$$\text{重要度(満足度)} = \frac{(\text{「重要である」} \times 2 \text{点} + \text{「まあ重要である」} \times 1 \text{点} + \text{「あまり重要でない」} \times -1 \text{点} + \text{「重要でない」} \times -2 \text{点}) \div \text{回答者数}}$$

- ① 生垣や街路樹などの身近な緑
- ② 田んぼや畑などの田園景観
- ③ 雑木林などの森林景観
- ④ 社寺林などの歴史的景観
- ⑤ 身近な公園等の緑地
- ⑥ スポーツなどレクリエーションの場となる緑地
- ⑦ 河川などの身近な水辺環境

3-3 事業者アンケート調査結果

①事業活動が地域の環境に与える影響

事業活動が地域の環境に与える影響について、「影響はあるが小さい」が36.3%と最も高く、次いで「影響はない」が31.4%となっています。



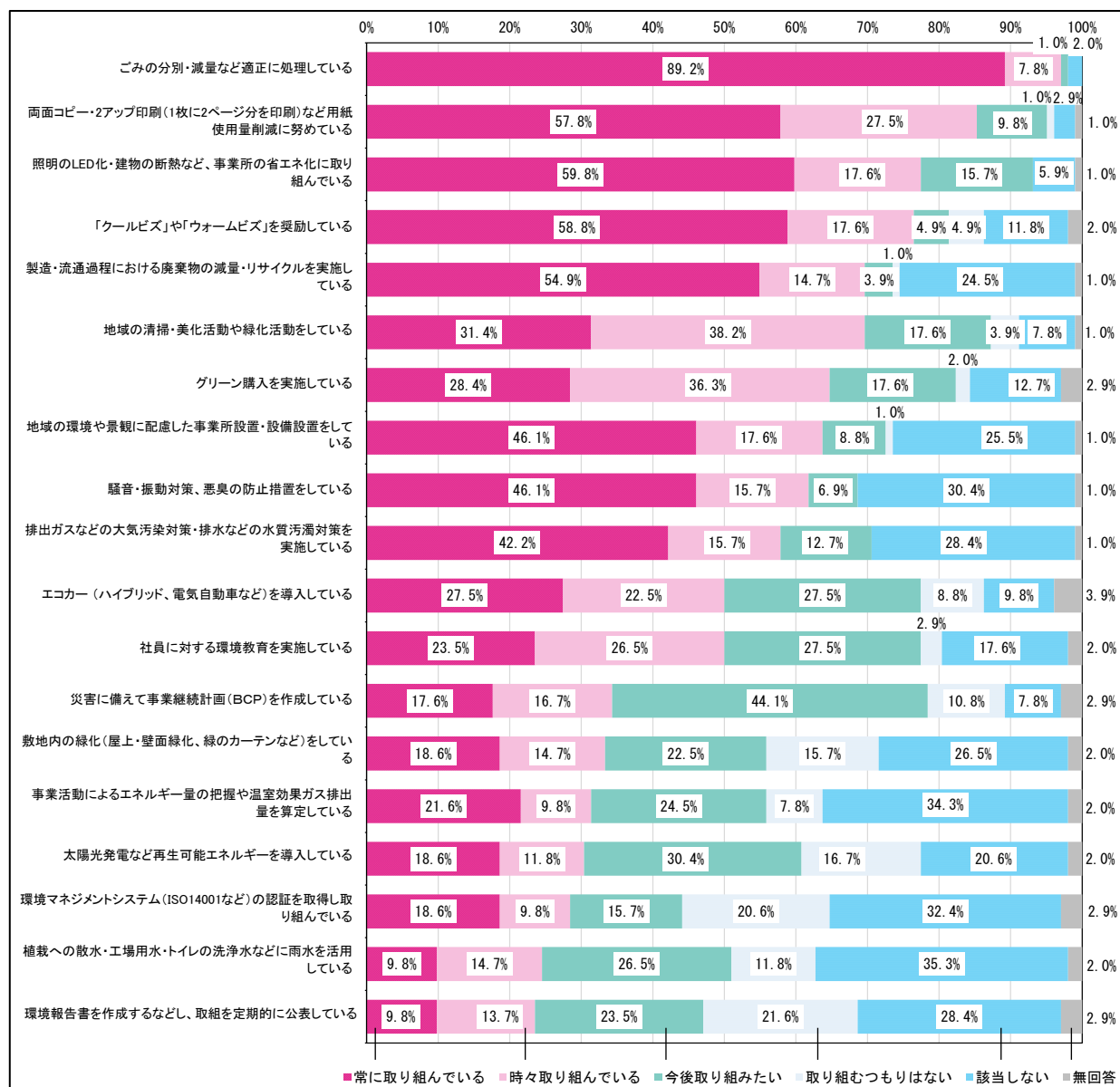
②環境に負担をかけないよう実践していること

次ページのグラフでは、環境に負担をかけないために、どのようなことを実践しているかを示しています。

ごみの減量に関する取組や省エネに関する取組については、他の項目と比べて取り組んでいる事業所が多く、事業活動にあたって普及が進んでいると考えられます。

一方で、コストが高い再生可能エネルギーの導入や手間のかかる環境報告書の作成・公表、環境マネジメントに関する取組については、他の項目と比べて取り組んでいる人が少なく、十分に浸透していないと考えられるものも見られます。

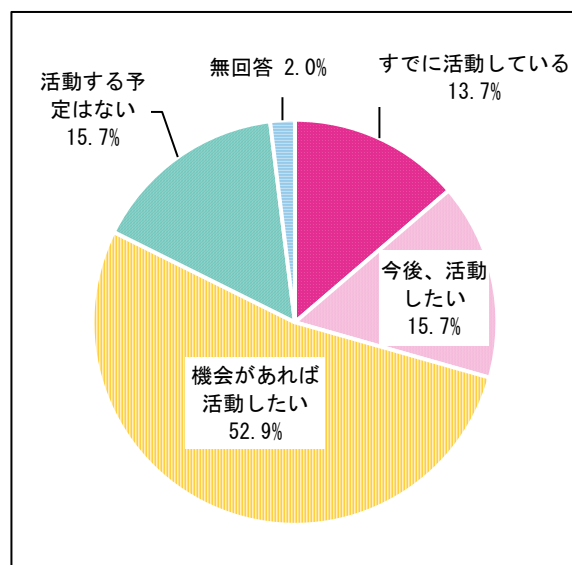
「太陽光発電など再生可能エネルギーを導入している」「エコカー（ハイブリッド、電気自動車など）を導入している」「災害に備えて事業継続計画(BCP)を作成している」「社員に対する環境教育を実施している」については「今後取り組みたい」の割合が高く、より普及させるチャンスとなっています。



③他の団体等と連携した活動の実施状況

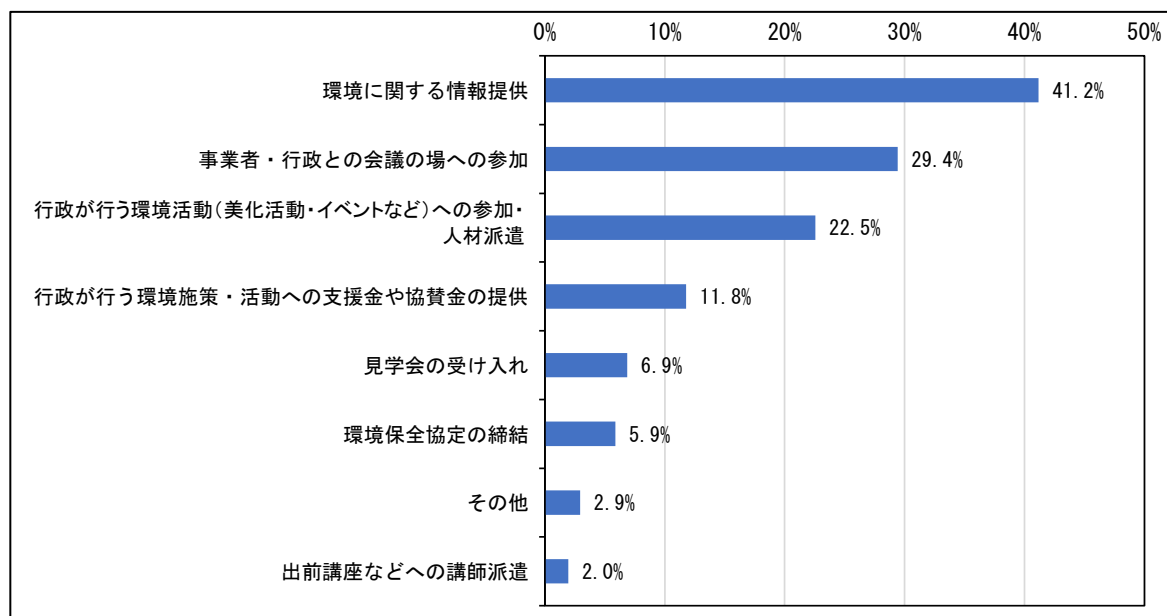
他の団体等と連携した活動の実施状況について、「機会があれば活動したい」が 52.9%と約半数を占めており、連携した取組を進めるチャンスとなっています。

既に連携している団体としては、「県や市などの自治体」と「自治体などの地域の団体」が同率50.0%で最も高くなっています。また、活動内容としては埼玉県環境 SDGs取組宣言や省エネの推進、清掃活動、環境経営情報の共有、環境イベントへの協賛などとなっています。



④今後市が環境対策を推進する上で協働できる(協働したい)と思う取組について (該当するもの全てに○)

今後市が環境対策を推進する上で協働できる(協働したい)と思う取組について、「環境に関する情報提供」が41.2%と最も高く、次いで「事業者・行政との会議の場への参加」が29.4%となっています。



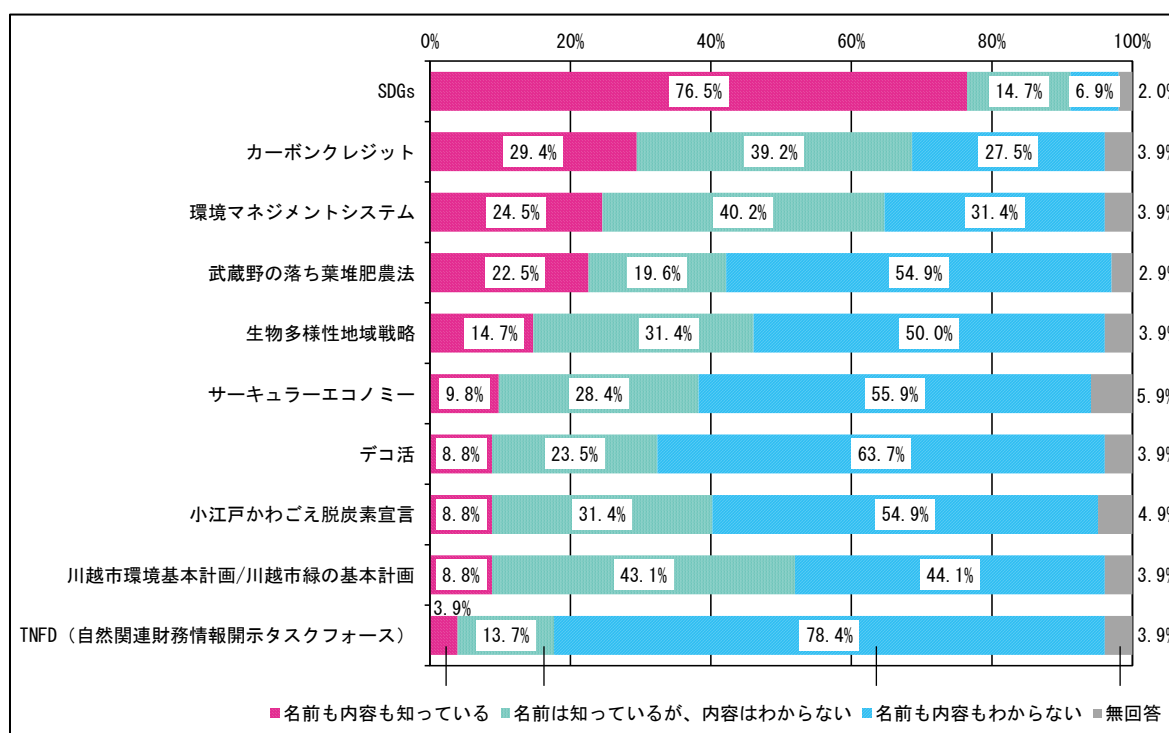
⑤環境用語の認知度

下のグラフでは、環境施策を推進する上で重要な環境に関する用語がどれくらい知られているかを示しています。

SDGs は、「名前も内容も知っている」の割合が高く、多くの事業所に浸透していることがうかがわれます。

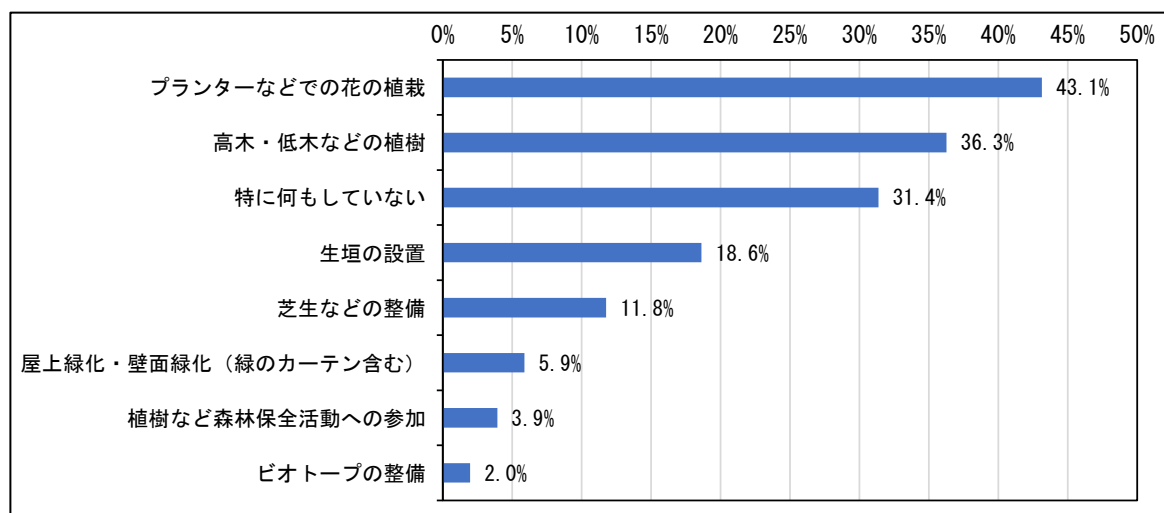
カーボンクレジットや環境マネジメントシステムは「名前は知っているが、内容はわからない」の割合が高く、用語の内容(意味)を中心に啓発していくことが重要と考えられます。

その他の環境に関する用語については十分に知られておらず、積極的に啓発していくことが重要です。



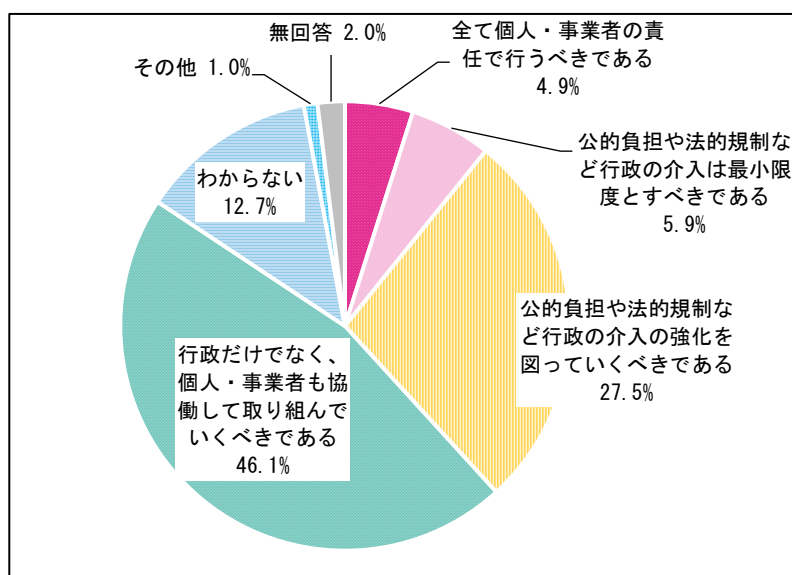
⑥緑化・緑地保全に関する取組状況

緑化・緑地保全に関する取組状況について、「プランターなどでの花の植栽」が43.1%と最も高く、次いで「高木・低木などの植樹」が36.3%となっており、事業敷地の緑化が進んでいることがうかがえます。



⑦緑の守り手を増やすための負担のありかた

緑の守り手を増やすための負担のありかたについて、「行政だけでなく、個人・事業者も協働して取り組んでいくべきである」が46.1%と最も高く、次いで「公的負担や法的規制など行政の介入の強化を図っていくべきである」が27.5%となっており、協働した取組が重要であることがうかがえます。



4 今後の課題

4-1 環境基本計画の課題

(1)計画の考え方について

「1-2 第三次計画の進捗評価」に見られるとおり、第三次計画に示した環境指標及び具体的取組は、おおむね順調に進行していると評価できます。既に事業を完了した取組や一部に遅れが生じているもの、未着手の取組も見られ、これらについては今後の方向性を検討する必要があります。

国の第六次環境基本計画では、ウェルビーイングの実現が環境政策の最上位の目標として新たに掲げられました。また、現在私たちが直面している気候変動、生物多様性の損失、汚染という地球の3つの危機に対し、早急に経済社会システムの変革を図り、環境収容力を守り環境の質を上げることによって、経済社会が成長・発展できる「循環共生型社会」を実現させる必要性が示されています。

第四次計画においては、これらの考え方を取り入れた施策の体系に整備するとともに、市の環境や第三次計画の評価で明らかになった課題や国内外の環境政策の動向を取り入れた新たな環境指標・目標値を検討し、本市の環境政策を効果的かつ効率的に推進していきます。

(2)課題

①脱炭素社会の実現に向けて

気候変動に関する政府間パネル(IPCC)第6次評価報告書統合報告書では、極端な高温、海洋熱波、大雨の頻度と強度の増加などを含む気候変動の多くの変化は、地球温暖化の進行に直接関係しており、その結果、何百万人もの人々が急性の食料不安に曝されるとともに、深刻な水不足に陥っていることなどが示されています。我が国も例外ではなく、年平均気温の上昇や真夏日や猛暑日、熱帯夜等の日数が増加、大雨や短時間強雨の発生頻度増加など様々な影響が出ています。

平成30(2018)年に公表された IPCC「1.5℃特別報告書」によると、パリ協定の実現(世界全体の平均気温の上昇を、2℃を十分下回り、1.5℃の水準に抑える)には、二酸化炭素排出量を令和32(2050)年頃に正味ゼロにする必要が示されています。この報告書を受け、我が国を含む世界各国で、令和32(2050)年までのカーボンニュートラルを目標として掲げる動きが広がっています。

気候変動のリスクを抑制することは、生き物全てにとって喫緊の課題です。本市では、こうした状況を受け、「令和32(2050)年二酸化炭素排出量実質ゼロ」のカーボンニュートラルを目指し、市民・事業者・民間団体と力を合わせて地球温暖化対策に取り組んでいく「小江戸かわごえ脱炭素宣言」を令和3(2021)年5月に宣言しています。川越に暮らす私たちも地球上で生活する一員という認識に立ち、温室効果ガスの排出削減や気候変動への適応策を通じて、脱炭素社会の実現に向けて取り組む必要があります。

②循環型社会の形成に向けて

循環型社会の形成に向けて資源生産性・循環利用率を高める取組を一段と強化するためには、従来の延長線上の取組を強化するのではなく、経済社会システムそのものを循環型に変えていくサーキュラーエコノミーへの移行が重要です。

プラスチックを含む海洋ごみは、生態系を含めた海洋環境の悪化や海岸機能の低下、景観への悪影響、船舶航行の障害、漁業や観光への影響など、国内外で様々な問題を引き起こす可能性があります。こうした問題に対応すべく、我が国では、令和元(2019)年5月に「プラスチック資源循環戦略」を策定し、3Rに加えて、廃棄時に環境への負担がかかる化石燃料由来のプラスチックを植物由来の素材に変更する取組である「Renewable」を加え目標にしています。また、令和3(2021)年6月には、プラスチック使用製品の設計からプラスチック使用製品廃棄物の処理まで、プラスチックのライフサイクルに関わるあらゆる主体におけるプラスチックの資源循環の取組を促進するための措置を盛り込んだ「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が成立しており、サーキュラーエコノミーへの移行に向けた取組を本市でも加速化していく必要があります。

③生物多様性の保全に配慮した自然共生に向けて

生物多様性の観点からは、愛知目標に替わる新たな世界目標として令和4(2022)年12月に採択された「昆明・モントリオール生物多様性枠組」において、生物多様性の損失を止め反転させるネイチャーポジティブの実現に向けた緊急の行動をとることが令和12(2030)年ミッションとして定められました。この実現に向けて、令和12(2030)年までに、陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする「30by30目標」に向けた取組が重要となっています。

本市は、荒川、入間川、伊佐沼等の水辺空間、武蔵野の面影を残す雑木林等の樹林地、広大な水田や畑等、自然的な環境資源を有しています。しかし、都市化に伴う土地の改変や後継者不足などによる雑木林の放置や農地の減少などが進んでいます。また、雑木林や河川敷などへの不法投棄による環境の悪化や在来生物の減少、外来種の増加などにより、このような豊かな環境資源が脅かされつつあります。

自然の恵みを将来にわたり享受できる自然共生社会の実現に向け、人と自然が共生できるよう、身近な自然を守り、次世代に継承していく取組や、野生生物の適正な保護管理と外来種対策の強化、自然に対する市民意識の向上・醸成等について取り組む必要があります。

④自然災害に備えた防災・減災対策や環境リスクへの対応

気候変動がもたらす大規模な自然災害や、短時間での強雨がもたらす浸水、冠水等の都市型災害は、市民の生活に直結する脅威となります。避難場所の確保から市民・民間団体や事業者等への情報伝達まで、多様な災害対策が求められています。

また、環境リスクについては、放射性物質による環境汚染など引き続き監視が必要なものに加えて、環境目標値の設定等がない化学物質による新たな環境リスクへの対応も必

要となっています。市民の健康上の不安を解消するため、今後も継続して大気中及び除染土埋設地点の放射性物質のモニタリング、ごみ処理施設における放射能濃度及び空間放射線量の測定、水道水における放射性物質検査等を実施し、併せて、市民からの健康相談、持ち込み検査、放射性物質の影響等についての情報提供にも適切に取り組んでいくことが求められています。

また、国・県の動向を見据えながら、自然災害に備えた防災・減災対策の充実や新たな環境リスクへの対応を推進していくことも重要です。

⑤持続可能な社会の実現に向けて

環境・経済・社会的側面が複雑にかかわっている現代において、環境問題の影響を未来に残すことを極力防ぎ持続可能な社会を実現するには、環境・経済・社会のそれぞれにおいて、持続的な新たな方向へ転換する必要があります。この転換には、デジタル・トランスフォーメーション(DX)を活用しながら、「環境の質を上げることによって経済社会が成長・発展できる」仕組みづくりを進めるとともに、気候変動や生物多様性、汚染の危機を軽減することが重要です。また、健全な物質・生命の「循環」を実現するとともに、健全な生態系を維持・回復し、自然と人間との「共生」や地域間の「共生」を図る循環共生型の社会「地域循環共生圏」の形成が、目指すべき持続可能な社会の姿として国の環境基本計画に示されています。

持続可能な社会の実現には、あらゆる主体・世代が環境保全活動やライフスタイル・事業スタイルの転換に向けた取組に参画することが重要です。社会のリーダーを含む全ての大人やこどもに対して、そうした参画を支える情報提供や普及啓発、環境教育の機会が必要です。また、ICTの進展や新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大を契機に、タブレットPC端末等を活用した小中学校における授業の実施、イベントや研修のオンライン開催が広がるなど、環境教育や学習、コミュニケーションの方法などが大きく変わってきており、多様な手法による対応が求められています。

さらに、情報提供や普及啓発と併せて多様な主体の参加によるパートナーシップを構築していくことも重要です。

本市では生物調査や環境学習講座など多種多様な啓発活動を行っていますが、あらゆる主体・世代が環境保全活動に参画できるよう取組を強化する必要があります。

4-2 緑の基本計画の課題

(1)社会動向を踏まえた計画の方向性について

緑に関する取組は長期的な視点で捉える必要があるため、基本的には緑の基本計画の考え方を継承し、施策を推進していくことで本市の緑を保全・創出していきます。

緑の基本計画策定以降、都市緑地法や都市公園法、生産緑地法など緑に関する法律が改正され、従来の緑を増やす取組だけでなく、ストック効果をより高めることや民間との連携を加速させること、都市公園を柔軟に使いこなすことなど連携と緑の質の向上が重要となっています。具体的には緑の基本計画を活用した都市の再構築や民有地の緑地との連携強化や公園の配置の見直し、機能の拡充、Park-PFI 制度や市民緑地の活用など公園管理の新たな取組やグリーンインフラの活用、生物多様性への配慮等への対応が必要となっています。

(2)課題

①緑の保全・維持・活用に向けて

【環境保全機能】

荒川、入間川、小畔川、新河岸川等の河川や福原地区、霞ヶ関地区西部等の樹林地、伊佐沼等の池沼は、環境基盤の骨格であるだけでなく、生き物の生息・生育空間としても重要であるため、計画的な保全が必要です。

歴史ある社寺の緑や屋敷林等は、都市環境負荷の低減につながるため、将来にわたって保全していく必要があります。

【レクリエーション機能】

都市公園や広場等は利用者のニーズに対応するよう維持・活用施策を検討する必要があります。

市民農園は自然や農業とふれあう空間として重要であるため、市街地内の農地を有効活用する必要があります。

【防災機能】

災害時の安全性の確保に資する緑として、延焼・類焼の緩衝地帯となる樹林地や緑地、避難場所となる学校や公園、避難経路となる道路等の樹木等をグリーンインフラとして活用するため、保全・育成を図る必要があります。また、内水対策として調整池の整備や保水・遊水機能を有する農地や樹林地等の保全が必要です。

【景観保全機能】

武蔵野の面影を残す雑木林や屋敷林、市東部地域の広大な田園等、地域における人々と自然との関わりの中で形成されてきた歴史的文化的景観の保存活用を図る必要があります。

②都市公園等の整備に向けて

平成26(2014)年3月末と比較すると、都市公園数は27箇所増加したものの、市民1人当たりの都市公園面積は0.2㎡の増加にとどまり、埼玉県の1人当たりの都市公園面積(7.7 ㎡/人)を下回っています。さらに、アンケート調査の結果では、身近な地域の環境について、公園等が充実していると思う人は全体の約1割にとどまっており、引き続き公園整備を進めていく必要があります。また、社会が成熟化し、市民の価値観も多様化する中、都市基盤も一定程度整備された現代において、緑とオープンスペースが持つ多機能性を地域や市民のために発揮すべく、そのポテンシャルを最大限発揮させるための施策へ移行することが重要です。

令和6(2024)年12月に公表された国の緑の基本方針では、将来的な都市のあるべき姿「人と自然が共生し、環境への負荷が小さく、Well-Being が実感できる緑豊かな都市」の実現に向けて国全体として都市計画区域を有する都市の緑地を郊外部も含め保全・創出し、そのうち市街地については緑被率が3割以上となることを目指すとともに、本方針に基づき都道府県が定める全ての広域計画及び市町村が定める全ての基本計画において、「環境への負荷が小さいカーボンニュートラル都市」「人と自然が共生するネイチャーポジティブを実現した都市」「Well-Being が実感できる水と緑豊かな都市」の実現に向けた取組及び関連する指標等を位置づけることが示されています。この実現には引き続き都市公園等の整備を進めるとともに、既存公園施設の維持管理や公園管理の DX 化、Park-PFI の導入など公民連携による公的な緑地の確保を図るとともに、民間による緑地の保全・創出を促進させる必要があります。

③都市緑化の推進に向けて

施設緑地の減少を踏まえ、民有地や公共施設に対する緑化施策を継続すると同時に、市街地においては、小規模開発等により減少している緑を充実するため、緑地協定の締結や屋上、壁面、駐車場等における緑化等、都市に緑を創出する施策を推進する必要があります。

土地区画整理事業区域や今後整備される道路等については、緑化施策の展開により都市に緑の空間を創出することが必要です。

市民、事業者、民間団体及び市の連携による都市の緑化を推進していくため、Park-PFI や市民緑地認定制度などの活用に向けた、周知・啓発・仕組みづくり等が必要です。

第3部 第四次川越市環境基本計画

(川越市生物多様性地域戦略、第二次川越市環境教育等行動計画含む)

第4章 計画の目標

- 1 望ましい環境像
- 2 環境目標
- 3 施策の体系
- 4 環境指標と目標値について

第5章 施策の展開

- 環境目標1 地球環境にやさしく、豊かさを実感できる 二酸化炭素排出を実質ゼロにするまちを実現します「脱炭素社会の実現」
- 環境目標2 ごみを減らし循環を促す、持続可能な形で資源を利用するまちを実現します「循環型社会の実現」
- 環境目標3 自然を守り育み、ともに生き、次の世代に引き継ぎます「生物多様性の保全」
- 環境目標4 健やかな暮らしのできる環境を確保し、市民の健康を守ります「安全・安心な生活環境の保全」
- 共通目標 市民、事業者、民間団体との協働により、地域の魅力を生かし、快適に暮らせるまちを実現します「地域づくり・人づくり」

第6章 重点プロジェクト

- 重点プロジェクト1 脱炭素につながる暮らし・事業活動の普及プロジェクト
- 重点プロジェクト2 サーキュラーエコノミー(循環経済)推進プロジェクト
- 重点プロジェクト3 生物多様性や地域資源の見える化・活用プロジェクト
- 重点プロジェクト4 環境施策を支える基盤づくりプロジェクト
- 重点プロジェクト5 環境施策を支え実践する企業づくりプロジェクト

第4章 計画の目標

1 望ましい環境像

第四次計画の望ましい環境像は、第三次計画を踏襲し下記のとおりとします。

なお、ここで示す環境像は、国の環境政策の最上位目標として掲げているウェルビーイングの実現に向けて、本市が目指す長期的展望として位置付けます。

■望ましい環境像

**みんなでつくる、自然・歴史・文化の調和した
人と環境にやさしいまち**

私たちの生活は、科学技術の発展とそれを応用した産業生産力の増大により豊かで便利になった一方で、開発による自然環境の破壊や限りある資源やエネルギーの大量消費など、環境負荷の大きい大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会システムを生み出しました。

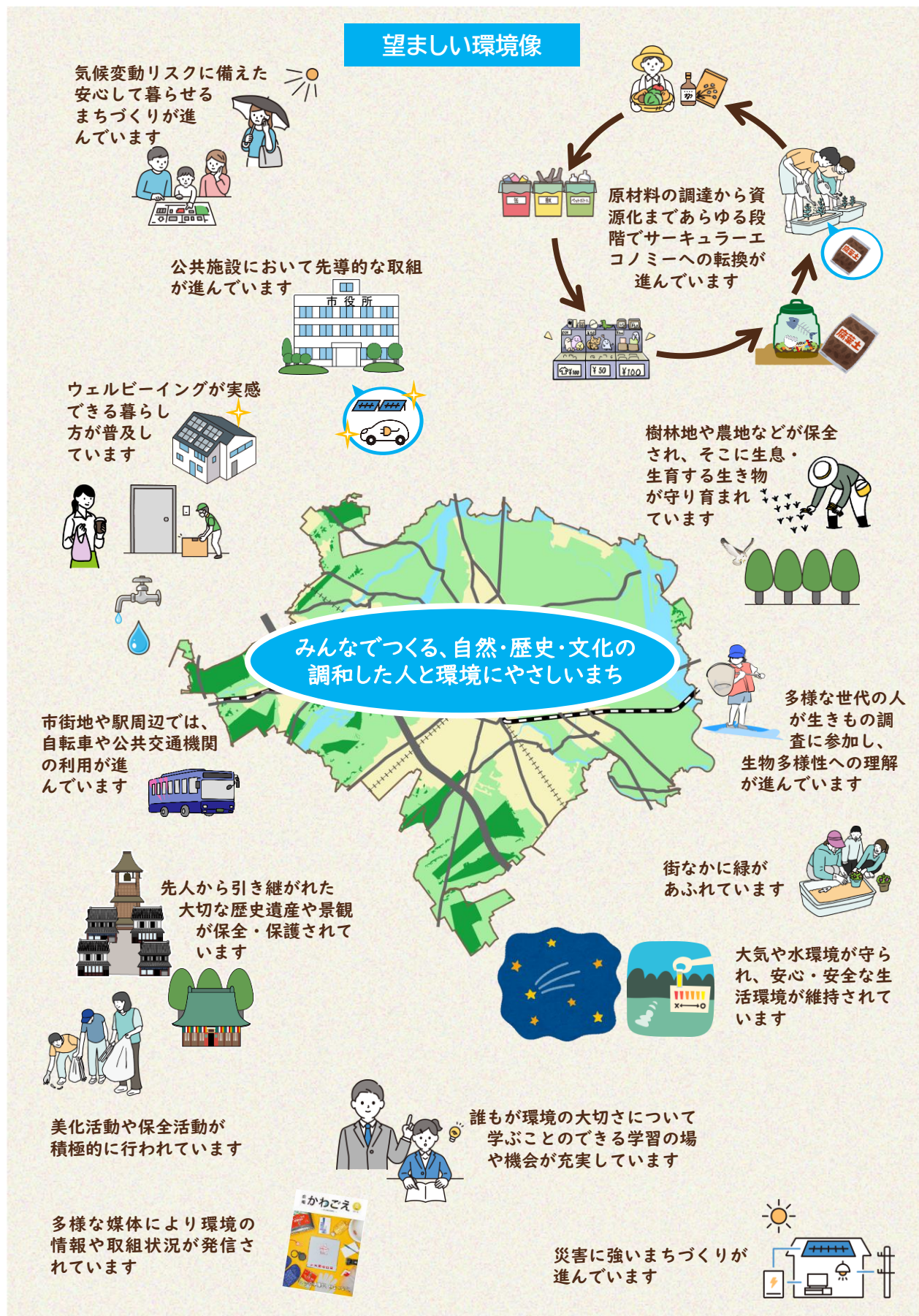
このような生活や生産活動は、地球温暖化や地球温暖化が原因と考えられる気候変動とそれに伴う災害、生物多様性の損失や汚染、水・食料・エネルギーの枯渇問題など多様な問題を生じさせた要因の一つとして考えられています。

また、人口減少や少子高齢化の進行は、担い手不足による農地や雑木林の荒廃リスクの高まりという問題にもつながっています。

本市が有する豊かな農地や河川、先人から受け継いできた歴史・文化は何ものにも代えがたい地域の宝です。この地域の宝を将来の世代に引き継ぐためには、これまでの生活や生産活動を見直し、持続可能なまちづくりやライフスタイルへの転換が重要となっています。

望ましい環境像の実現に向けて、本市は「環境」「経済」「社会」の統合的向上や自然と人との「共生」、地域と地域の「共生」を目指す取組を市民・民間団体・事業者・行政の協働のもと進めます。

■望ましい環境像のビジョン



2 環境目標

本計画では、望ましい環境像の実現に向けて、令和17(2035)年を目標とした4つの環境目標と1つの共通目標を設定するとともに、その達成に努めます。なお、各環境・共通目標については、施策を展開するに当たっての「キーワード」を設定しています。

■ 環境目標1

**地球環境にやさしく、豊かさを実感できる、
二酸化炭素排出を実質ゼロにするまちを実現します「脱炭素社会の実現」**

地球温暖化は、二酸化炭素をはじめとする大気中の温室効果ガスが増加することによって引き起こされるものであり、既に国内外や本市においても猛暑や豪雨の頻発・激甚化など様々な影響が確認されています。地球沸騰の時代と言われる深刻な環境危機に対応するには、経済発展や生活の質を維持・向上させながら、同時に温室効果ガスの排出を削減するライフスタイルへと転換し、脱炭素社会・カーボンニュートラルを実現することが重要です。

今後も家庭や学校等、日々の暮らしから生産、流通、販売等の事業活動に至るまで率先して地球温暖化防止に取り組む活動の輪を広げていき、猛暑や豪雨対策など避けられない影響への対策も進めます。

■ 環境目標2

**ごみを減らし循環を促す、
持続可能な形で資源を利用するまちを実現します「循環型社会の実現」**

従来の大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会システムは、環境に大きな負荷を与えた結果、地球規模での深刻な環境問題を引き起こしました。

廃棄物の問題の解決には、こうした線形経済から、持続可能な形で資源を効率的・循環的に有効利用するサーキュラーエコノミーに移行するための施策を講じていくことが重要です。また、一人ひとりのライフスタイルや事業者の経営姿勢等においても、ごみを減らしていく行動を促進していく必要があります。

廃棄物等の発生・排出抑制や資源化の促進、適正な処分の実施などにより、新たに採取する資源をできるだけ抑制・循環させ、環境負荷を可能な限り低減する循環型社会の構築を目指します。

■ 環境目標3

自然を守り育み、ともに生き、次の世代に引き継ぎます

「生物多様性の保全」

自然環境は、ひとたび大きく改変されると、元の状態へ回復するまでに長い時間が必要となります。私たちが生きる現代は「第6の大量絶滅時代」とも言われるほど生物多様性の損失が大きく、その主な原因は私たちの活動による影響と考えられています。

武蔵野の面影を残す雑木林をはじめ、湧水といった特徴的な自然、それらに生息する身近な生き物は、本市のまちの魅力であり心にやすらぎを与えてくれます。

これらの自然を次の世代に引き継ぐには、ネイチャーポジティブの実現が重要です。都市的土地利用と自然環境的土地利用の計画的な推進により、豊かな生物多様性の損失を食い止め、その恵みを将来にわたって享受できるよう守り育むことで自然との共生を進めます。

■ 環境目標4

健やかな暮らしのできる環境を確保し、市民の健康を守ります

「安全・安心な生活環境の保全」

安全・安心な生活環境を守るため、大気環境や水環境の保全や化学物質等の対策が継続して進められています。一方で、プラスチックによる海洋汚染など人の健康や生活環境に影響を与える可能性のある新たな課題への対応も求められています。

身近な生活環境における大気環境の保全、水環境の保全及び化学物質等の対策を実践し、さらに国、県等の情報を収集することで、安全・安心な暮らしを確保し、市民の健康を守ります。

■ 共通目標

市民、事業者、民間団体との協働により、地域の魅力を生かし、快適に暮らせるまちを実現します
「地域づくり・人づくり」

「小江戸」と呼ばれる本市は、自然と一体となった歴史的建造物や町並み、文化財が残っており、多くの観光客が訪れる魅力を有しています。こうした地域の魅力を大切に守り、地域の特性に応じた景観を形成するとともに、道路交通の円滑化や災害対策を充実させ、快適な都市環境を創造します。

また、幼児から大人まであらゆる年齢階層に応じて、自主的かつ主体的な環境活動を実践していくために、持続可能な開発のための教育(ESD)の視点を取り入れた環境教育・環境学習の推進を図ります。

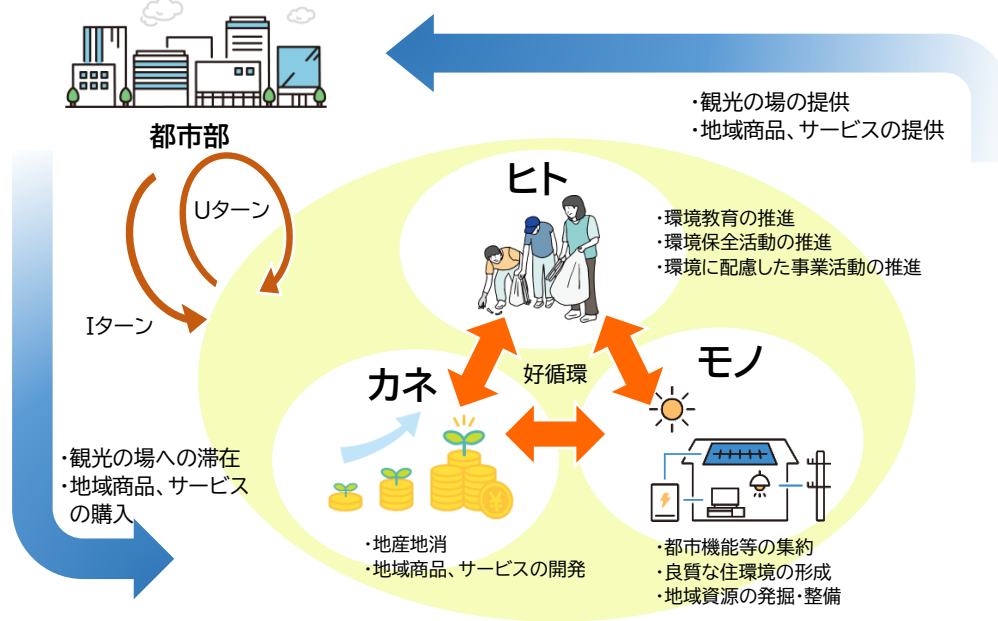
これからも、市民、事業者及び民間団体の各主体との協働による地域づくり・人づくりを推進しながら、地域循環共生圏の実現を目指します。

TOPIC 未来の私たちのまちの姿、地域循環共生圏

地域循環共生圏とは、各地域が美しい自然景観等の地域資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し、支え合うことで、地域の活力が最大限に発揮されることを目指す考え方のことです。

本市は県内有数の広さの農地や社寺・史跡、多様な生き物が生息・生育する伊佐沼や平地林など多数の地域資源を有しています。これらを活用して観光客の誘致や環境を担う人材を育成するなど、都市部や近隣地域と連携しながらヒト・モノ・カネ・情報の循環を促し、持続可能なまちづくりを進めて行くことが重要となっています。

■本市における地域循環共生圏のイメージ



社会情勢など

- SDGs の達成への貢献
- 2050 年カーボンニュートラルの実現
- ネイチャーポジティブ(自然再興)の実現
- サーキュラーエコノミーへの移行に向けた課題(プラスチック問題、食品ロス問題等)への対応
- 将来的な少子高齢化への備え
- DX の促進
- 生活様式の変化、ウェルビーイングへの対応など

市の環境面における主な現状・課題

- 小江戸かわごえ脱炭素宣言の実現
- サーキュラーエコノミーへの移行に向けた取組強化
- 緑や生物多様性の保全・活用
- 良好な生活環境の継続的な維持
- 川越らしい景観・まちなみの保全
- 第三次計画の進捗を踏まえた施策や指標の見直し など

アンケートなどから見える主な現状・課題

【市民】

- 関心の高い環境問題である、集中豪雨などの極端な気象や夏場の高温化への対応
- 満足度が低い自然とふれあう場や機会、環境情報を目にする機会などへの対応
- 普及が進んでいるごみの分別やマイバッグの持参、省エネ行動などの継続と、取組が進んでいない再生可能エネルギーの導入やボランティア活動などへの対応
- デコ活や 30by30 など知られていない環境用語の啓発 など

【事業者】

- 普及が進んでいるごみの分別や省エネ行動などの継続と、取組が進んでいない再生可能エネルギーやエコカーの導入などへの対応
- 機会があれば他団体等と連携して活動したいと思っている事業者は約半数 など

環境目標1

地球環境にやさしく、豊かさを実感できる、二酸化炭素排出を実質ゼロにするまちを実現します

「脱炭素社会の実現」

環境目標2

ごみを減らし循環を促す、持続可能な形で資源を利用するまちを実現します

「循環型社会の実現」

環境目標3

自然を守り育み、ともに生き、次の世代に引き継ぎます

「生物多様性の保全」

環境目標4

健やかな暮らしのできる環境を確保し、市民の健康を守ります

「安全・安心な生活環境の保全」

共通目標

市民、事業者、民間団体との協働により、地域の魅力を生かし、快適に暮らせるまちを実現します 「地域づくり・人づくり」

分野横断的な取組:重点プロジェクト

望ましい環境像

みんなでつくる、自然・歴史・文化の調和した 人と環境にやさしいまち

3 施策の体系

望ましい
環境像

みんなでつくる、自然・歴史・文化の調和した人と環境にやさしいまち

<環境・共通目標>

<大施策>

<施 策>

環境目標1

地球環境にやさしく、豊かさを
実感できる、二酸化炭素排出
を実質ゼロにするまちを実現
します

「脱炭素社会の実現」

1 温室効果ガス削減に向けた緩和策の推進

1-1 公共施設等における地球温暖化対策の推進
1-2 再生可能エネルギー等の普及促進
1-3 家庭等における省エネ行動促進
1-4 事業所における省エネ行動促進

1-5 住宅・建築物の省エネ化
1-6 移動の省CO₂化
1-7 環境価値の活用

2 気候変動への適応策の推進

2-1 治水・水害対策の促進
2-2 熱中症対策の促進

2-3 その他適応策の促進

環境目標2

ごみを減らし循環を促す、持続
可能な形で資源を利用するま
ちを実現します

「循環型社会の実現」

3 循環経済への移行に向けた啓発の推進

3-1 教育・啓発活動の推進

3-2 つばさ館の活用

4 3R の推進

4-1 ごみの減量化の推進
4-2 リユース品の活用推進

4-3 ごみの再資源化の推進

5 環境に配慮した廃棄物処理システムの構築

5-1 廃棄物処理システムの見直し
5-2 プラスチック資源の循環推進

5-3 不法投棄対策
5-4 産業廃棄物等の適正処理

環境目標3

自然を守り育み、ともに生き、
次の世代に引き継ぎます

「生物多様性の保全」

川越市生物多様性地域戦略

6 生物多様性を「知る」

6-1 生物多様性に関する調査・研究の推進
6-2 生物多様性について知る場と機会の提供

6-3 生物多様性保全活動への支援

7 生物多様性を「まもる」

7-1 樹林・樹林地の保全
7-2 農地の保全

7-3 河川や水辺等の保全
7-4 貴重な動植物の保護や外来種対策

8 生物多様性を「つくる」

8-1 まちなかの緑をつくる

8-2 エコロジカル・ネットワークの形成

9 生物多様性を「いかす」

9-1 川越らしさをいかす

9-2 暮らしにいかす

環境目標4

健やかな暮らしのできる環境を
確保し、市民の健康を守ります

「安全・安心な生活環境の保全」

10 大気環境の保全

10-1 大気汚染対策

10-2 騒音・振動・悪臭の対策

11 水・土壌環境の保全

11-1 水循環の保全対策

11-2 水質汚濁対策

11-3 土壌汚染対策

12 化学物質等の環境リスク対策

12-1 化学物質・有害物質等対策
12-2 化学物質の適正管理
12-3 環境コミュニケーションの支援

12-4 ダイオキシン類対策
12-5 放射性物質対策
12-6 事故時の対策

共通目標

市民、事業者、民間団体との協働
により、地域の魅力を生かし、快
適に暮らせるまちを実現します

「地域づくり・人づくり」

※環境目標1～4全てに関係する
施策

13 歴史と文化を生かした地域づくり

13-1 歴史的町並みや文化財の保存・整備

13-2 自然と一体となった文化・景観の保全

14 快適に暮らせるまちづくり

14-1 交通の円滑化とネットワーク化の推進
14-2 徒歩・自転車の利用促進
14-3 災害対策の充実

14-4 地域環境美化の促進
14-5 空き家等・空き地対策の推進

第二次川越市環境教育等行動計画

15 自ら進んで学び行動する人づくり

15-1 環境情報の提供
15-2 学校等における環境教育の推進

15-3 地域における環境学習・環境活動の推進
15-4 協働による取組の推進

16 地域循環共生圏の実現

16-1 地域資源の保全・活用 16-2 環境に配慮した企業づくり 16-3 市域を越えた連携の推進

4 環境指標と目標値について

本計画では、計画の実効性の確保に資するため、環境の状況、環境に対する取組の状況等を総合的に示す環境指標を設定しました。これらの指標については、可能な限り数値目標を定めています。

なお、目標値について、本計画の中間年度にあたる令和12(2030)年度は、国の環境政策のターニングポイントとなっていることから、令和12(2030)年度と令和17(2035)年度の両方で目標を設けることとします。また、令和17(2035)年度の目標は国等の新たな環境政策の方向性を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

■環境指標一覧

★：KGI(重要目標達成指標、達成するゴールを表す指標)

環境目標1 脱炭素社会の実現			
指標	現状 (令和6[2024]年度)	目標値	
		令和12(2030)年度	令和17(2035)年度
★市域における温室効果ガス排出量(千t-CO ₂ /年)	1,570 (令和3[2021]年度)	1,119	833
市役所における温室効果ガス排出量(t-CO ₂ /年)	62,290	37,475	31,456
市域における再生可能エネルギー導入量(MWh)	120,559 (令和5[2023]年度)	212,192	268,413
地球温暖化対策に取り組んでいる市民の割合(%)	43.3	55.0	65.0
指定暑熱避難施設(川越ひと涼み処)指定施設数(施設)	27	40	54
環境目標2 循環型社会の実現			
指標	現状 (令和6[2024]年度)	目標値	
		令和12(2030)年度	令和17(2035)年度
★1人1日当たりのごみ排出量(g/人日)	777 (令和5[2023]年度)	750	730
つばさ館来館者数(人/年)	39,411	44,000	47,000
リサイクル率(%)	21.9 (令和5[2023]年度)	30.0	35.0
フードドライブによる食品回収量(kg/年)	194	210	220
家庭系プラスチック類年間排出量(t/年)	5,264.83	5,081.61	4,946.30
環境目標3 生物多様性の保全			
指標	現状 (令和6[2024]年度)	目標値	
		令和12(2030)年度	令和17(2035)年度

★生物多様性の認知度 (%)※名前も内容も知っている又は名前を聞いたことがある割合	59.6	68.0	75.0
法令等の指定を受けた緑地面積(ha)	3,097.0	3,097.0	3,097.0
生き物調査における希少種の確認数(種類)	79	79	79
市内における自然共生サイト認定サイト件数(件)	1	2	3
落ち葉サポーター登録者数(人)	37	73	103
グリーンツーリズム拠点施設における農業体験参加者数(延べ人/年)	6,529	7,600	7,600
市内農産物直売所年間販売額(億円)	8.7	10.5	11.0

環境目標4 安全・安心な生活環境の保全

指標	現状 (令和6[2024]年度)	目標値	
		令和12(2030)年度	令和17(2035)年度
大気汚染に係る環境基準達成状況(%)	82.3	100	100
水質汚濁に係る環境基準達成状況(%)	88.9	100	100
地下水環境基準達成状況(%) 市内32メッシュ(2km)	84.4	100	100
市内湧水の箇所数(箇所/年)	26	26	26

共通目標 地域づくり・人づくり

指標	現状 (令和6[2024]年度)	目標値	
		令和12(2030)年度	令和17(2035)年度
景観重要建造物等の指定件数(都市景観重要建築物からの移行を含む)(件)	61	67	72
自転車シェアリングの年間トリップ数(回)	188,888	131,900	131,900
市内循環バス「川越シャトル」の年間利用者数(人)	401,632	401,632	401,632
環境問題に関心がある市民の割合(%)	77.1	78.6	80.0
環境学習講座への参加者数(延べ人/年)	1,421	前年以上	前年以上
クリーン川越市民運動参加人数(人/年)	80,947	81,000	81,000
かわごえ環境ネットやその他団体と協働等により実施した環境関連事業数(事業/年)	20	前年以上	前年以上
ISO14001等※認証取得事業所数(事業所) ※ISO14001、エコアクション21、埼玉県エコアップ認証、グリーン経営認証を対象	131 (令和5[2023]年度)	145	150

第5章 施策の展開

本章では、第4章で示した施策の体系における環境目標、施策などについて、具体的な内容を次頁以降に示します。

なお、市が推進する事業や取組は施策に、市民・団体等及び事業者に取り組んでいただきたいことは「みんなで取り組むことの例」に示しています。

環境目標1

地球環境にやさしく、豊かさを実感できる、二酸化炭素排出を実質ゼロにするまちを実現します

「脱炭素社会の実現」

【関連する SDGs目標】



■ 目指す姿

目指す姿

- ・公共施設において先導的に省エネ対策や再生可能エネルギーの導入が進んでいます。
- ・脱炭素の取組が日常的なものとなり、環境に配慮したライフスタイルや事業活動への転換が進んでいます。
- ・住宅・建物の断熱化や ZEH・ZEB など省エネ住宅・建物が普及しています。
- ・住宅・建物では太陽光発電設備や蓄電池が導入され、再生可能エネルギーで作られた電気の自家消費が進んでいます。
- ・気候変動リスクに備えた安心して暮らせるまちづくりが進んでいます。 など

施策1 温室効果ガス削減に向けた緩和策の推進

地球温暖化を防止するにはその原因となる二酸化炭素をはじめとする温室効果ガス排出量を削減する必要があります。徹底した省エネ対策と再生可能エネルギーの導入、自転車や公共交通機関の利用促進などにより、エネルギー効率が高く二酸化炭素の排出を最小限に抑えたライフスタイルやまちづくりへの転換を図ります。

施策2 気候変動への適応策の推進

私たちは気候変動が引き起こす猛暑や豪雨の頻発・激甚化など避けられない危機にさらされています。気温の上昇や降水パターンの変化による影響・被害に関する理解と認識を深めるとともに避けられない影響・被害への備えを強化することで、気候変動リスクを最小限に抑制し一人ひとりが安心して暮らせるまちづくりを推進します。

■指標、目標値

★:KGI(重要目標達成指標、達成するゴールを表す指標)

指標	現状 (令和6[2024]年度)	目標値	
		令和12(2030)年度	令和17(2035)年度
★市域における温室効果ガス排出量 (千t-CO ₂ /年)	1,570 (令和3[2021]年度)	1,119	833
市役所における温室効果ガス排出量 (t-CO ₂ /年)	62,290	37,475	31,456
市域における再生可能エネルギー導入量 (MWh)	120,559 (令和5[2023]年度)	212,192	268,413
地球温暖化対策に取り組んでいる市民の割合(%)	43.3	55.0	65.0
指定暑熱避難施設(川越ひと涼み処)指定施設数(施設)	27	40	54

施策1 温室効果ガス削減に向けた緩和策の推進

施策1-1 公共施設等における地球温暖化対策の推進

- ・日常業務における節電や高効率設備の導入等を通じ、効果的な省エネ活動を推進します。
- ・庁用車のエコドライブを推進します。また、導入時は、電気自動車、ハイブリッド自動車など環境性能に優れた自動車(以下「環境性能に優れた自動車」といいます。)を選択します。
- ・太陽光発電や地中熱利用等の再生可能エネルギー設備の導入や、廃棄物発電などの廃熱の有効活用を図ります。
- ・電力調達に当たっては、低炭素電力(二酸化炭素排出係数の低い電力)の調達に努めます。
- ・市の環境に配慮した取組を推進するため、職員への意識啓発に取り組みます。
- ・市の公共施設の照明器具について、LED 照明への切り替えを推進します。

- ・節水やペーパーレス化等を推進し、省資源化を図ります。
- ・川越市グリーン購入基本方針及びガイドラインに基づき、環境に配慮した物品等の調達に努めます。
- ・市が公共工事を実施する際には、公共工事における環境配慮指針に基づき実施します。

施策1-2 再生可能エネルギー等の普及促進

- ・補助制度や太陽光発電設備の共同購入、PPA モデルの周知等により、太陽光発電設備の普及を促進します。
- ・補助制度の活用等により、太陽熱利用システムの普及を促進します。
- ・低炭素電力(二酸化炭素排出係数の低い電力)の利用について普及啓発を図ります。

施策1-3 家庭等における省エネ行動促進

- ・市ホームページ等を通じ、脱炭素につながる新しい暮らしを豊かにする国民運動「デコ活」や「地球にやさしいエコライフ」と「小江戸の知恵」を融合させた川越らしい地球温暖化対策「川エコの知恵」を推進します。
- ・環境ラベルやグリーン購入について普及啓発を図ります。

施策1-4 事業所における省エネ行動促進

- ・エネルギー使用量もしくは温室効果ガス排出量が一定量以上の事業者に対し「温室効果ガス排出削減計画書」の作成を義務付け、実施状況を公表することにより、温室効果ガスの排出削減を促進します。
- ・市ホームページ等を通じ、国民運動「デコ活」や事業者の地球温暖化対策に関する具体的な取組や支援制度等の情報を提供する「エコチャレンジカンパニーの広場事業」を推進します。

施策1-5 住宅・建築物の省エネ化

- ・ZEH・ZEB 等の省エネ住宅・建築物の普及を促進します。
- ・住宅や建築物の断熱・省エネルギーフォームに関する情報を発信するなど省エネ化を促進します。
- ・省エネ診断や家庭の省エネ相談会を促進します。

施策1-6 移動の省 CO₂化

- ・徒歩や自転車、公共交通機関の利用などを促し、環境に配慮したまちづくりを推進します。
- ・環境性能に優れた自動車の普及を促進し、自動車からの二酸化炭素の排出抑制を図ります。
- ・エコドライブの普及推進により、自動車からの二酸化炭素の排出抑制を図ります。
- ・荷物の受取時における営業所受取や宅配ボックス・置き配の活用などについて、普及啓発を図ります。

施策1-7 環境価値の活用

- ・市域における温室効果ガスの排出量削減を推進するとともに、非化石証書、J-クレジットなどの環境価値の活用についても検討します。

施策2 気候変動への適応策の推進

施策2-1 治水・水害対策の促進

- ・気候変動がもたらす集中豪雨による洪水などの災害に備え、計画的な河川の整備によるはん濫リスクの低減に努めます。
- ・学校の校庭、駐車場、道路、公園等を利用した雨水流出抑制対策を推進します。
- ・雨水流出抑制対策を推進するため、開発規模に応じた指導基準に基づき、施設整備を促進します。
- ・市街地内の浸水防除を目標に、雨水管きよ、雨水調整池、雨水ポンプ場の整備を図ります。

施策2-2 熱中症対策の促進

- ・暑熱化による熱中症などの健康リスク低減のため、指定暑熱避難施設「川越ひと涼み処」の選定・周知や熱中症の予防に関する情報提供、注意喚起、普及啓発等に取り組めます。

施策2-3 その他適応策の促進

- ・蚊等の媒介生物を介した感染症のリスクについて情報収集・発信を行い、必要に応じて関係機関との連携を図ります。
- ・その他気候変動に関するリスクについて情報収集・発信を行い、必要に応じて関係機関との連携を図ります。

みんなで取り組むことの例（脱炭素社会の実現）

市民・団体等

<気づく（理解）>

- デコ活や省エネラベル等に関する情報の収集・共有
- ハザードマップを確認するなど防災に関する情報の収集・共有
- 熱中症対策や暑さ指数状況の把握

<動く（行動）>

- デコ活の取組実践
- 太陽光発電設備の導入や再生可能エネルギー由来の電力の購入
- 自転車や公共交通機関の利用 など

事業者

<気づく（理解）>

- 事業活動におけるエネルギー使用量や二酸化炭素排出量の把握

<動く（開発、活動）>

- 事業活動におけるエネルギー利用の見直し・高効率設備の選択
- デコ活の普及につながる製品やサービスの開発・提供
- 太陽光発電設備の導入や再生可能エネルギー由来の電力の購入
- エコドライブの実践、環境性能に優れた自動車の導入

<整える（仕組みづくり）>

- BCP（事業継続計画）の作成 など

TOPIC 国民運動「デコ活」で新しい豊かな暮らしへ

「デコ活」とは、令和32(2050)年カーボンニュートラル及び令和12(2030)年度削減目標の実現に向けて、国民・消費者の行動変容、ライフスタイル転換を強力に後押しするための国民運動です。また、二酸化炭素を減らす脱炭素(Decarbonization)の活動・生活と、環境に良いエコ(Eco)な活動・生活を組み合わせた造語でもあります。

この新たなライフスタイルの普及には市・事業者・民間団体・市民の連携が重要となっています。

■脱炭素につながる新しい豊かな暮らしの10年後(デコ活ホームページ,環境省)



市民

デコ活アクションや脱炭素につながる行動の推進 など



事業者

デコ活アクションの推進や脱炭素につながる製品・サービスの提供、デコ活宣言 など



市役所

デコ活の必要性やデコ活に関する情報の発信 など

暮らしが快適・お得になるデコ活の具体的な取組例は、111ページ参照



デコ活ホームページ

環境目標2

ごみを減らし循環を促す、持続可能な形で資源を利用するまちを実現します

「循環型社会の実現」

【関連する SDGs目標】



■ 目指す姿

目指す姿

- ・出前講座やつばさ館での取組などを通じてサーキュラーエコノミーや3R への理解が進んでいます。
- ・家庭や事業所において、ごみの分別や減量化、リユース、資源化が徹底され、食品ロスや使い捨てプラスチックのポイ捨てなどが大幅に減っています。
- ・事業所においては原材料の調達から資源化まであらゆる段階で資源の効率的・循環的な利用と付加価値の最大化を図るサーキュラーエコノミーへの転換が進み、環境に配慮した廃棄物処理システムが構築されています。 など

施策3 循環経済への移行に向けた啓発の推進

サーキュラーエコノミーへの移行は、廃棄物などを資源として有効に活用し、付加価値を生み出すことで、温室効果ガスの削減やプラスチック海洋ごみによる汚染防止など多様な環境問題解決にもつながります。将来を担うこどもを対象とした教育やつばさ館等を活用してサーキュラーエコノミーへの移行に向けた啓発を推進します。

施策4 3R の推進

ごみの3R(発生抑制【リデュース:Reduce】、再使用【リユース:Reuse】、再生利用【リサイクル:Recycle】)を基本として、市民・民間団体や事業者等との協働により、ごみの減量・資源化を推進します。

施策5 環境に配慮した廃棄物処理システムの構築

廃棄物処理の効率化や不法投棄対策、プラスチック資源の循環など環境負荷の低減に向けた対策により、サーキュラーエコノミーへの移行や資源循環型社会の実現を加速化します。

■指標、目標値

★:KGI(重要目標達成指標、達成するゴールを表す指標)

指標	現状 (令和6[2024]年度)	目標値	
		令和12(2030)年度	令和17(2035)年度
★1人1日当たりのごみ排出量(g/人日)	777 (令和5[2023]年度)	750	730
つばさ館来館者数(人/年)	39,411	44,000	47,000
リサイクル率(%)	21.9 (令和5[2023]年度)	30.0	35.0
フードドライブによる食品回収量(kg/年)	194	210	220
家庭系プラスチック類年間排出量(t/年)	5,264.83	5,081.61	4,946.30

施策3 循環経済への移行に向けた啓発の推進

施策3-1 教育・啓発活動の推進

- ・「家庭ごみの分け方・出し方」や小学校の社会科副読本等にごみ処理の過程を掲載し、ごみの分別・減量意識の高揚を図ります。
- ・エシカル消費やサステナブルファッションなど循環経済につながるライフスタイルや事業活動の普及を図ります。
- ・事業者に対して、エコストア・エコオフィスの認定取得を促すとともに、優良な事業所は、ゴールドエコストア・ゴールドエコオフィスとして認定します。
- ・かわごえ環境推進員制度を充実し、地域の実情に合った環境保全に関する活動を支援します。

施策3-2 つばさ館の活用

- ・学校や団体等による施設見学希望者への対応、資源化センターの見学コースを常時公開することで、ごみ処理の現状を確認し、ごみ問題への理解を促進します。
- ・ごみの減量・リサイクルに関するイベントや講座などを開催し、市民、事業者等の積極的な参加を促進します。

施策4 3Rの推進

施策4-1 ごみの減量化の推進

- ・マイバッグやマイボトル、マイ箸の持参を促進し、使い捨てごみの削減を図ります。
- ・生ごみ処理機器等の購入支援や堆肥化などにより、生ごみの減量等を推進します。
- ・賞味期限が3か月以上の食品や家庭で余っている食品について、それらを必要な方に提供する活動を行う団体と連携してフードドライブを実施するなど、積極的な活用を図ります。

- ・市の処理施設に月平均5t 以上(前年度実績)のごみを搬入している事業者を多量排出事業者として認定し、必要な助言・指導を行い、事業系ごみの減量を促進します。
- ・清掃センターに搬入される事業系ごみを検査し、適切な排出を促進します。

施策4-2 リユース品の活用推進

- ・市民が不用になった物を引き取り、つばさ館にて頒布します。
- ・再使用の普及を進めるため、フリーマーケットやリサイクルショップ、フリマアプリの利活用について普及啓発を図ります。

施策4-3 ごみの再資源化の推進

- ・分別収集の徹底を図り、ごみの資源化を促進するため「家庭ごみの分け方・出し方」や「ごみ品目マニュアル」等により家庭ごみを出す際のごみ区分を分かりやすく示します。また、「川越市ごみ分別アプリ」の普及を図ります。
- ・民間団体が行う集団回収事業を支援し、地域による資源物の回収を促進するとともに、紙類等の多様な排出方法について検討します。
- ・廃棄物の減量化及び適正処理を推進するため、容器包装、家電、食品、建設、自動車、小型家電など各種リサイクル法の的確な運用に向け、普及啓発や情報提供を促進します。
- ・可燃ごみの減量と市民のリサイクル意識の高揚を図るため、公園等から排出されたせん定枝類の資源化を図ります。
- ・草木類資源物の受け入れ拡大について検討します。
- ・ごみの資源化及び最終処分場の延命化を図るため、焼却灰等の再資源化を推進します。
- ・事業者に対して彩の国リサイクル製品認定制度の認定取得を促し、リサイクル資材の普及拡大とリサイクル産業の育成を促進します。
- ・外国人居住者への分別収集の周知徹底を行います。

施策5 環境に配慮した廃棄物処理システムの構築

施策5-1 廃棄物処理システムの見直し

- ・高齢化の進展や単身世帯の増加に対応するため、ふれあい収集の充実を図ります。
- ・家庭系ごみ有料化と併せて、戸別収集等の収集方法について検討します。
- ・清掃センターや環境衛生センター等の各処理施設においては、それぞれの個別計画に基づき適切な管理・運用を推進します。
- ・焼却残渣等の資源化及び外部最終処分場の活用により、小畔の里クリーンセンターの延命化を図ります。
- ・食品ロス削減を組み合わせた食品廃棄ゼロエリア創出に向けたシステムの構築・実践に努めます。
- ・資源ごみの排出機会拡充に合わせた収集運搬体制の整備を図ります。
- ・中間処理施設の安全で効率的な維持管理を図ります。
- ・川越市災害廃棄物処理計画に基づき、災害時の処理体制の整備を図るとともに、事故発生時の広域的な協力体制の整備を推進します。

施策5-2 プラスチック資源の循環推進

- ・プラスチック資源循環促進法に基づき、リサイクルの質と量を向上させるため、家庭におけるプラスチック製品の分別徹底を促進します。
- ・廃棄物として排出されるプラスチックの実態を把握し、より高度なりサイクルの取組について研究します。

施策5-3 不法投棄対策

- ・市民の協力を得ながら、関係機関と連携し、不法投棄防止パトロールや啓発活動を実施します。
- ・監視カメラ等の活用を推進し、不法投棄の未然防止や早期発見に努めます。
- ・空き缶やたばこの吸いがら等のポイ捨てを防止するため、民間団体等と連携し、啓発活動を展開します。

施策5-4 産業廃棄物等の適正処理

- ・排出事業者に対して、産業廃棄物の減量や資源化の普及・啓発を推進します。
- ・産業廃棄物の適正処理を促進するため、排出事業者や処理事業者へ立入検査等を実施するとともに、電子マニフェストの普及を推進します。
- ・優良な産業廃棄物処理事業者の育成のため、優良産廃処理業者認定制度の普及を推進します。
- ・ポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物について、期限内の確実かつ適正な処理を推進します。
- ・再生資源物の屋外保管(ヤード)の適正管理を促進します。
- ・使用済太陽光パネルのリユース・リサイクル体制について国や県等の動向に注視し、適切な情報発信等を行います。

みんなで取り組むことの例（循環型社会の実現）

市民・団体等

<気づく（理解）>

- 3Rに関する情報の収集

<動く（行動）>

- ごみの分別の徹底
- 不用品について、つばさ館やリサイクルショップ、フリマアプリの活用
- 料理の食べきりや使い切りなど食品ロスの削減
- マイバッグやマイボトルの利用など使い捨てプラスチックの削減 など

事業者

<気づく（理解）>

- ごみの排出量の把握

<動く（開発、活動）>

- ごみの分別や適正処理の徹底
- 環境に配慮した製品の利用
- 循環経済の移行につながる製品やサービスの開発・提供
- エコオフィス・エコストアやゴールドエコストア・ゴールドエコオフィスの取得 など

TOPIC 環境に優しい証、エコストア・エコオフィス

市が独自で取り組んでいる「エコストア・エコオフィス」は知っていますか？

脱炭素社会やサーキュラーエコノミーへの移行を後押しするため、簡易包装やはかり売りの推進、ごみの減量や分別の徹底、節電や雨水利用など環境への負荷の低減を積極的に行っているお店や事業所を認定する取組のことです。

認定事業者には、認定証と認定板が交付され、環境にやさしい事業者であることが示すことができます。

エコストア・エコオフィスの詳細については
こちら



市ホームページ

<認定状況(令和7年3月時点)>

●エコストア登録件数

45 件

●エコオフィス登録件数

38 件

TOPIC 他人事じゃない！マイクロプラスチックと川越市



川越市には海がないのに「14 海の豊かさを守ろう」のSDGsのゴールが記載されていることに疑問をもった方はいませんか？

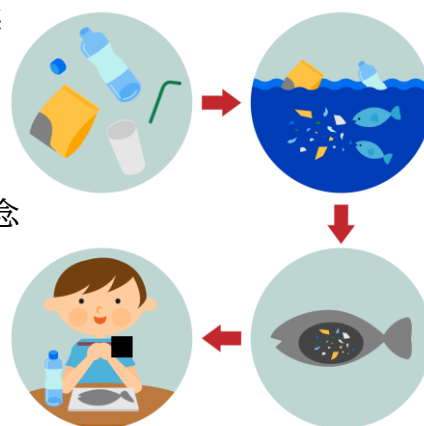
実は私たちのちょっとした配慮が遠く離れた海を守る取組につながるのです。

最近よく耳にする「マイクロプラスチック」とは、プラスチックごみのうち、直径5mm 以下の破片のことを言います。さらに細かい0.001mm～0.1mm くらいの破片は「マイクロビーズ」と言われ、洗顔料や歯磨き粉など身近な日用品にも利用されています。

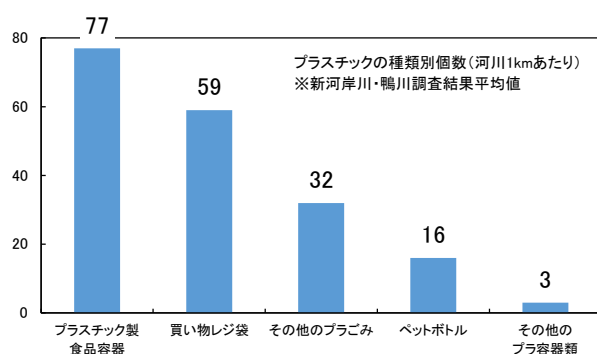
レジ袋やトレーなどポイ捨てされたプラスチックごみは、海に流れ込む過程でマイクロプラスチックとなります。

海の生物がエサと間違えてマイクロプラスチックを食べてしまうと、食物連鎖を通じて有害化学物質が生物の体内に蓄積していき、私たちの健康にも影響がでる可能性が懸念されています。

マイクロプラスチックの問題は本市とも無関係ではありません。埼玉県が令和元(2019)年と令和2(2020)年に県内の河川を流下するマイクロプラスチックについて調査を行っており、本市を流れる入間川や新河岸川など、調査をした全ての地点でマイクロプラスチックが検出されています。



■マイクロプラスチックの主要発生源別確認個体数



■市内河川での確認状況(R元実績)

河川名	場所	確認数※
荒川	開平橋	8.4
入間川	入間大橋	2.9
入間川	落合橋	2.2
新河岸川	旭橋	7.4

※河川水1立方メートルあたりのマイクロプラスチック個数

出典：埼玉県ホームページ(マイクロプラスチック調査及び発生源対策)

調査で見つかったマイクロプラスチックは、屋外に放置されたり、ポイ捨てされたりした身近なプラスチック製品が大部分となっています。ポイ捨てをしない、プラスチック製品が劣化する前に交換する、分別を徹底するなど、私たちが少し配慮することで、マイクロプラスチックの発生を減らし、SDGsのゴール「14 海の豊かさを守ろう」の達成にもつながるのです。

自然を守り育み、ともに生き、次の世代に引き継ぎます

「生物多様性の保全」

【関連する SDGs目標】



■生物多様性地域戦略としての位置付け

環境目標3を主軸とし、第5章に示す「共通目標 地域づくり・人づくり」(101ページ～107ページ)、「第二次緑の基本計画」(120ページ以降)と合わせて、生物多様性基本法に基づき策定する「川越市生物多様性地域戦略」とします。

■目指す姿

目指す姿

- ・将来を担う子どもや学生、地域の大人が生きもの調査に参加し、地域の生物多様性への理解が進んでいます。
- ・樹林地や農地などの保全・維持管理を通じて、本市の豊かな自然環境とそこに生息・生育する生き物が守り育まれています。
- ・農業や工業などあらゆる産業で、環境に配慮した事業活動が行われて、街なかに緑があふれています。
- ・武蔵野の落ち葉堆肥農法や伊佐沼周辺地域などで生物多様性やグリーンインフラを活かして地域が活性化されています。 など

施策6 生物多様性を「知る」

私たちの生活は、食料や水の供給、気候の安定など、多様な生き物が関わり合う生態系から得られる恵みによって支えられており、今後もその恩恵を享受し、利用していくためには現状を維持するだけではなくネイチャーポジティブの実現が不可欠です。本市の生物多様性がどのような状況か把握し情報を発信するとともに、ネイチャーポジティブの実現に向けた啓発や保全活動の支援を推進します。

施策7 生物多様性を「まもる」

身近な生き物の生息・生育空間である樹林地、農地、河川や水辺などの良好な自然環境を積極的に保全するとともに、地域の特性に応じた生息・生育空間の創出を推進します。

また、貴重な動植物の保護や外来種による生態系等に関わる被害の防止に取り組み生態系の健全性の回復を図ります。

施策8 生物多様性を「つくる」

生物多様性を保全する上で、まちなかの緑を守りネットワーク化することは、野鳥などの生物の移動・採食・休息場所を確保するだけでなく、餌となる昆虫などの個体・種類数の増加など生態系全体の向上にもつながります。街区公園や近隣公園の整備、民有地の緑化、道路緑化などにより、まちなかの多様な緑の保全・創出とネットワーク化を促進します。

施策9 生物多様性を「いかす」

本市が有する樹林地や水辺、農地について、洪水や土砂流出などに対する防災機能の強化や体験学習・レクリエーションの場などとして活用するなど、自然を活用して多様な社会課題の解決を図ります。

■指標、目標値

★：KGI(重要目標達成指標、達成するゴールを表す指標)

指標	現状 (令和6[2024]年度)	目標値	
		令和12(2030)年度	令和17(2035)年度
★生物多様性の認知度 (%)※1	59.6	68.0	75.0
法令等の指定を受けた緑 地面積(ha)※2	3,097.0	3,097.0	3,097.0
生き物調査における希少 種の確認数(種類)	79	79	79
市内における自然共生サ イト認定サイト件数(件)	1	2	3
落ち葉サポーター登録者 数(人)	37	73	103
グリーンツーリズム拠点施 設等が主催する農業体験 参加者数(延べ人/年)	6,529	7,600	7,600
市内農産物直売所年間販 売額(億円)	8.7	10.5	11.0

※1 名前も内容も知っている又は名前を聞いたことがある割合

※2 首都圏近郊緑地保全区域、ふるさとの緑の景観地、史跡、保存樹林、農用地区域、生産緑地地区の合計面積

施策6 生物多様性を「知る」

施策6-1 生物多様性に関する調査・研究の推進

- ・水辺の環境調査を定期的実施し、生物環境指標等を活用した汚濁状況や水生生物等の生息・生育環境を把握します。
- ・市民や市民団体、事業者等と連携して市内に生息・生育する野生生物の分布、生態等を調査し、データベース化を図ります。その上で、特に保護対策を講じる必要のある希少な野生生物を把握し、川越市版レッドリストの作成を進めます。
- ・上記データベースを基に本市の生物多様性の保全上重要な地域をホットスポットとして選定し、重点的に調査や保全を実施します。
- ・自然環境データを基に、生物多様性の現状や保全上効果的な地域をマップ化するなど生物多様性の重要性や保全活動の効果を市全体で「見える化」し、生態系の質的な変化も含めて評価・把握する手法の構築を図ります。

施策6-2 生物多様性について知る場と機会の提供

- ・多くの市民が本市の生き物に関心を持ち、知識を深め、生物多様性の保全に積極的に取り組むよう市民参加による生物調査を推進します。
- ・生物多様性に関する情報発信と環境学習・教育の推進を通して、生物多様性の保全・向上と、将来を担うこどもや市民の生物多様性保全の意識醸成を図ります。
- ・生物多様性に関する出前講座や体験イベントなどを開催し、多くの人が自然とふれあい、自然の豊かさを実感できる場と機会を提供します。
- ・農業者が開設する市民農園の運営支援を行うとともに、川越市グリーンツーリズム拠点施設において、農業の役割や自然とのふれあいの大切さを体験できる機会を提供します。

施策6-3 生物多様性保全活動への支援

- ・市民や活動団体等の生物多様性の保全・活用に関する取組について情報を収集・整理し、市民、事業者に向け情報を発信することで生物多様性の保全・活用に係る取組の活性化を図ります。
- ・表彰制度を活用するなど事業者を支援し、事業者の生物多様性分野への参画・人材の育成を促します。
- ・民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている地域について「自然共生サイト」への登録を促します。
- ・管理放棄地等の生態系の保全活動など、民間等による自主的な活動や地域における多様な主体が連携して行う活動への支援を進めます。

施策7 生物多様性を「まもる」

施策7-1 樹林・樹林地の保全

- ・健全な生態系を育む緑を保全します。
- ・残された一団の樹林地は、都市の中の貴重な緑として、各種保全制度により保全を図ります。

施策7-2 農地の保全

- ・農薬の取扱いや適正管理について農業者へ啓発を促すとともに、減農薬・減化学

肥料等の環境保全型農業の普及を図ります。

- ・地域計画の推進などにより、認定農業者等の中核的な担い手の育成を継続的に実施します。
- ・農業生産基盤の整備等を推進し、地域農業の担い手となる意欲的な農業後継者の育成を図ります。
- ・定年就農者、農業者が組織する法人等、幅広い担い手を視野に入れた支援に取り組めます。
- ・関係機関等と連携し、貸し手と借り手のマッチングを進めるなど、遊休農地の発生防止と解消に努めます。
- ・IoT・AIなどを活用して農作物を生産・育成するスマート農業の普及を進めます。
- ・農用地区域を中心とした郊外の農地については、今後も保全を図ります。
- ・都市における良好な生活環境を確保するための農地として、生産緑地地区の保全や都市農地の利活用に関する支援、情報提供に努めます。

施策7-3 河川や水辺等の保全

- ・国や県等の河川管理者や民間団体などの協力を得ながら、本市の環境基盤を構成する荒川、入間川、小畔川、新河岸川等の河川やその周辺の自然環境を保全し、良好な河川環境を維持します。
- ・関係機関との連携に努めながら、河川や湧水地などの身近にある水辺を活用し、地域の特性に応じた親水空間の整備を図ります。
- ・河川や調整池整備の際は、治水機能を優先しつつ、周辺環境の配慮に努めます。

施策7-4 貴重な動植物の保護や外来種対策

- ・市民・事業者等と連携してキタミソウなどの希少な野生動植物の保護に努めます。
- ・法令に基づき、鳥獣の保護に努めるとともに、被害防除を含めた管理を検討します。
- ・水生外来植物による水路等の機能阻害を防止するため、民間団体等と連携して必要な管理を実施します。
- ・生活環境被害や農作物被害をもたらすアライグマをはじめとする特定外来生物の積極的な防除を継続して実施します。
- ・侵略的外来種の拡大防止のため、外来種に関する情報を収集し、その特徴や防除方法をわかりやすく市ホームページに掲載するなど、市民等へ情報発信します。
- ・外来種の移植や放流、ペットの放逐などによる生物多様性に及ぼす影響について市民・事業者等の理解を進めます。
- ・公園や緑地等の整備に当たっては、外来種の使用を控え、「市の木(かし)」や「市の花(山吹)」など在来種の使用に努めます。

施策8 生物多様性を「つくる」

施策8-1 まちなかの緑をつくる

- ・良好で快適な生活空間を確保するため、公共施設や道路等の緑化を推進します。
- ・宅地開発や事業所等の緑化にあたっては、接道部緑化や在来種の使用など、まちなかの緑の確保と生物多様性に配慮した緑化となるよう事業者働きかけます。
- ・地域の身近な公園である街区公園、近隣公園等の整備を図り、まちなかの緑を創出します。

施策8-2 エコロジカル・ネットワークの形成

- ・優れた自然環境が残っている場所を整備する際は、環境負荷の少ない整備手法を検討します。
- ・良好な自然環境が残る河川や水路の整備に当たっては、治水機能を優先しながら、環境に配慮した工法も検討します。
- ・エコロジカル・ネットワーク形成のため、福原地区の連続的な緑や高階地区、大東地区等に点在する緑を一体的に保全します。
- ・関越自動車道や首都圏中央連絡自動車道(圏央道)の道路緑化部分の連続性が保たれるよう、管理者に働きかけます。
- ・市街地において生き物の移動・休息空間を提供し、併せて環境学習の場として活用できるよう、公園整備の際は生物多様性に配慮した整備に努めます。
- ・中心市街地の初雁公園等の拠点と伊佐沼を結ぶ道路緑化など緑のネットワーク化を推進します。
- ・植栽可能な幅員を持つ都市計画道路等の緑化に努めます。
- ・安心して歩ける緑道やコミュニティ道路の整備について検討します。

施策9 生物多様性を「いかす」

施策9-1 川越らしさをいかす

- ・世界農業遺産武蔵野の落ち葉堆肥農法推進協議会と連携し、「武蔵野の落ち葉堆肥農法」の維持・保全と栽培された農産物の付加価値の向上を目指します。
- ・農産物直売所の情報提供やマルシェの開催を通じた直売機会の拡充と、市内農業者と飲食店とのマッチング、学校給食等における利用促進により、川越産農産物のPRを図り、地産地消を推進します。
- ・伊佐沼公園や伊佐沼、周辺の田園景観を生かし、農業とのふれあいをコンセプトとした川越市グリーンツーリズム拠点施設において、農のある生活を楽しむ場の提供等を行い、グリーンツーリズムを推進します。
- ・伊佐沼の水質を保全するとともに、関係団体と連携し、群生していたハスの再生を目指します。

施策9-2 暮らしにいかす

- ・民間団体等と連携し、里地里山的環境を活用したエコツーリズム的要素を取り入れた事業を推進します。
- ・生物多様性の保全につながる消費行動や配慮事項について、市民や事業者に向け情報を発信します。

みんなで取り組むことの例（生物多様性の保全）

市民・団体等

<気づく(理解)>

- 生物多様性や外来生物に関する情報の収集

<動く(行動)>

- 水を汚さない、外来生物を捨てたり放したりしないなど自然環境や動植物に配慮した行動の実践
- 地元農産物など生物多様性に配慮した商品・サービスの選択・購入
- キャンプや生き物観察会など自然とのふれあう機会を増やす
- 美化活動や外来生物の防除、生き物調査への参加・協力・連携
- 農薬・肥料の適正利用や環境保全型農業の実践
- 敷地内の緑化
- 環境保全活動のリーダーとなる人材の育成(団体)
- 環境保全活動等への参加機会の提供(団体)

<伝える(発信)>

- 自然の素晴らしさを写真や絵、文章で身近な人に見て貰う
- 生き物調査や環境保全活動に関する情報発信(団体) など

事業者

<気づく(理解)>

- 生物多様性保全に貢献するビジネス活動等の情報の収集

<動く(開発、活動)>

- 自然環境や動植物に配慮した事業活動の実践
- 生物多様性に配慮した原材料の調達やサービスの利用
- 地元農産物の活用など生物多様性に配慮した商品・サービスの開発・提供
- 美化活動や環境保全活動への参加・協力・連携
- 保有する敷地内緑地や社有林について、自然共生サイトへの登録や OECM(保護地域以外で生物多様性保全に資する地域)としての管理
- 地域の自然を活かしたエコツーリズムの企画提案

<伝える(発信)>

- 環境保全活動の情報発信 など

環境目標4

健やかな暮らしのできる環境を確保し、 市民の健康を守ります「安全・安心な生活環境の保全」

【関連する SDGs目標】



■ 目指す姿

目指す姿

- ・市内の大気・水質などの調査状況や結果について誰もが知ることができ、安全・安心な生活環境が維持されています。
- ・家庭では、ごみの適正処理や生活排水による水の汚れ防止、雨水の活用など環境に配慮したライフスタイルが普及しています。
- ・工場や事業所では、環境に配慮した事業活動が徹底され、化学物質や廃棄物の適正管理・処理により良好な生活環境が守られています。 など

施策10 大気環境の保全

市内の大気環境について、環境基準が定められている項目のうち、光化学オキシダント以外は全て環境基準を達成しています。今後も良好な大気環境を維持し、私たちがより安全で健やかな生活を送るため、適切な大気汚染状況の監視の実施や原因物質の排出抑制対策を推進し、健康被害を防止します。

施策11 水・土壌環境の保全

市内の水環境について、公共用水域や地下水の水質調査を行っており、概ね環境基準を達成しています。また、市内の土壌汚染の状況を把握し、汚染があった場合には適切な対策の実施を図っています。今後も良好な水・土壌環境を維持するため、水質調査や排水対策、土壌汚染の把握を行い、健康被害防止を図るとともに良好な水循環を促します。

施策12 化学物質等の環境リスク対策

私たちの生活では、多くの化学物質が様々な用途で使用されています。中には人の健康や生態系に影響を及ぼすような物質も存在しています。このため、化学物質に対する意識啓発、情報発信、適正管理等を通じて、化学物質対策を進めます。

また、香害や化学物質過敏症、有機フッ素化合物(PFAS)など新たな環境リスクについても施策を展開し、市民等の安全・安心な暮らしと健康を守ります。

■指標、目標値

指標	現状 (令和6[2024]年度)	目標値	
		令和12(2030)年度	令和17(2035)年度
大気汚染に係る環境基準達成状況(%)	82.3	100	100
水質汚濁に係る環境基準達成状況(%)	88.9	100	100
地下水環境基準達成状況(%) 市内32メッシュ(2km)	84.4	100	100
市内湧水の箇所数 (箇所/年)	26	26	26

施策10 大気環境の保全

施策10-1 大気汚染対策

- ・工場・事業場に対し立入検査を実施し、法令に定められている基準を遵守するよう指導します。
- ・大気汚染の状況を引き続き監視するとともに、大気汚染が著しくなり、人の健康又は生活環境に係る被害が生じるおそれがある場合には、その事態を市民に周知する等の確に対応します。
- ・環境基準が未達成である光化学オキシダントの原因物質である揮発性有機化合物について、法令に基づき排出抑制対策を推進します。
- ・長期間暴露することにより発がん性や慢性毒性等、人の健康に有害な影響を及ぼすおそれがある有害大気汚染物質の汚染状況を監視し、市民へ適切に情報を提供することにより、健康被害を防止します。
- ・関係法令に基づき建設・解体工事等への立入検査を行い、アスベストの飛散防止・適正処理について指導等を行います。
- ・大気中のアスベスト濃度をモニタリングし、市民へ適切に情報を提供することにより健康被害を防止します。
- ・公共施設等におけるアスベスト使用箇所については、既に対策を講じています。また、解体時等でアスベストを除去する際には、適正に処理します。
- ・アスベストに関する健康相談に適切に対応し、健康被害の疑いが認められる場合、関係機関と連携を図ります。

施策10-2 騒音・振動・悪臭の対策

- ・自動車交通騒音の調査を引き続き実施します。
- ・工場や事業場から発生する騒音・振動・悪臭を防止するため、法令に定められている基準を遵守するよう指導します。
- ・騒音・振動・悪臭の抑制のため、関係法令の周知・啓発を行います。

施策11 水・土壌環境の保全

施策11-1 水循環の保全対策

- ・公共施設の水道設備に対して、節水対策として自動水栓又は節水型機器の導入を推進します。
- ・広報川越・上下水道局だより等の各種媒体や、浄・受水場施設開放・水道ポスター展等の事業を通して、水の大切さの啓発に努めます。
- ・水源維持のため、浄水場の既設井戸の保全・管理に努めます。
- ・雨水の利用に向けて、雨水貯留施設や雨水浸透ますの設置を推進します。
- ・雨水の一時的な流入抑制及び有効利用を図るため、家庭用小型雨水貯留槽等の設置支援を行い、導入を促進します。
- ・湧水の保全に向けて、湧出量の測定や新たな湧出地点の確認等、モニタリング調査を実施します。また、水量の減少や水質の悪化等の問題がある湧水については、復活を目指す対策について検討します。
- ・大切な水を有効に利用するという観点から、定期的に漏水調査を実施し、早期発見、迅速な修理に努めます。
- ・歩道については、透水性舗装整備など、水循環対策に努めます。

施策11-2 水質汚濁対策

- ・埼玉県測定計画地点に加え、市単独で測定地点をきめ細かく設定し、定期的に水質調査を実施します。
- ・工場・事業場に対し立入検査を実施し、法令に定められている基準を遵守するよう指導します。
- ・流域住民と事業者との連携により、河川浄化対策に関する協働事業を推進します。
- ・近隣自治体との広域連携により、生活排水対策を推進します。併せて、県と連携を図り、不老川流域生活排水対策推進協議会や不老川水環境改善連絡会による対策の進捗管理を行います。
- ・公共下水道整備が完了した区域については、下水道への切り替えを指導していきます。また、市街化調整区域については、地域に応じて公共下水道の整備や農業集落排水処理施設の維持管理と合併処理浄化槽の設置・維持管理を促進します。
- ・地下水モニタリングにより、有害物質による汚染状況を把握します。

施策11-3 土壌汚染対策

- ・法令に基づき土地所有者等に土壌汚染状況調査の実施や汚染土壌の適切な管理を指導します。

施策12 化学物質等の環境リスク対策

施策12-1 化学物質・有害物質等対策

- ・工場や事業場における管理体制の整備を促進し、公害の未然防止を図ります。
- ・化学物質・有害物質の取扱事業者に対して立入検査を実施し、法令に定められている基準の遵守及び適正管理について指導します。
- ・食品や農作物等に含まれる化学物質についての基礎知識と、化学物質の摂取量をできるだけ低減するために心がけること等についての情報を提供し、食の安全性に対する市民の意識を高めます。
- ・食品の放射性物質測定を実施し、食の安全・安心を提供します。
- ・建材及び家具等から発散するホルムアルデヒドや VOC(トルエン、キシレン等の揮発性の有機化合物)による室内空気汚染の被害を防止するための啓発を行います。
- ・環境基準や規制の対象となっていない化学物質・有害物質等に関する問題についても、必要に応じて調査や市民への情報発信を行います。
- ・子どもたちが多く利用する保育園や学校等の施設では、化学物質の使用について適切な対策を講じます。また、大規模改造工事等の際には、環境に配慮した学校づくりを図ります。
- ・公共施設等における非喫煙者の保護(受動喫煙防止)に関する情報提供や啓発を行います。

施策12-2 化学物質の適正管理

- ・事業者からの化学物質排出状況等を把握し、公表することにより、化学物質の適正管理を促進します。
- ・市で使用する消毒薬等の化学物質の管理徹底及び適正な使用を図ります。

施策12-3 環境コミュニケーションの支援

- ・事業者等が自主的に実施する環境コミュニケーション等により、地域住民に対し、化学物質や土壌汚染、アスベスト等に関する適切な情報提供を行えるよう指導・助言に努めます。

施策12-4 ダイオキシン類対策

- ・大気、水質、土壌等のダイオキシン類による汚染状況の監視を実施します。
- ・ダイオキシン類発生施設に対して立入検査を実施し、法令に定められている基準を遵守するよう指導します。

施策12-5 放射性物質対策

- ・大気中及び除染土埋設地点の放射線量をモニタリングするとともに、その結果を市民へ公表します。
- ・空間放射線量測定器の貸し出しを通じて、市民に安全・安心を提供します。

施策12-6 事故時の対策

- ・工場・事業場の施設の破損その他の事故により、大気汚染又は水質汚濁が発生した場合には、原因者による対策が適切に実施されるよう指導します。

みんなで取り組むことの例（安全・安心な生活環境の保全）

市民・団体等

<気づく(理解)>

- 大気環境や水環境に関する情報の収集

<動く(行動)>

- 自転車や公共交通機関の利用
- 貯めた雨水について、打ち水やガーデニングなどへの活用
- 節水や生活排水の適正処理
- 川や池などにごみを捨てない など

事業者

<気づく(理解)>

- 最新の科学的知見や環境に対するリスクなどの情報収集

<動く(開発、活動)>

- 大気環境や水環境などに関する各種法令の遵守
- 自然や生活環境に配慮した事業活動・開発の実践
- 事業活動で発生した廃棄物の適正処理
- 化学物質などの適正保管や適正処分 など

TOPIC 雨水貯留タンクと浸透ますで家と水の循環を守ろう

市が補助を行っている家庭用小型雨水貯留槽（雨水貯留タンク）と浸透ますがどんなものか知っていますか？これは、雨水を貯めたり地中に浸透させたりすることで、住宅等の浸水被害を軽減するための設備です。

住宅等で浸水被害が起こるのは、都市化に伴い多くの土地がコンクリートなどに覆われ、大雨が降ると地中に浸透せず、水が水路や下水道に一気に流れ込み溢れやすくなってしまふことが要因の一つとなっています。

本来降った雨は、蒸発又は地中に浸透し、河川に流れ込み、地表面や植物から再び大気に還ります。雨水貯留タンクや浸透ますを設置することは、本来自然が持っている水の循環を促すことにつながるのです。



共通目標

市民、事業者、民間団体との協働により、地域の魅力を生かし、快適に暮らせるまちを実現します

「地域づくり・人づくり」

【関連する SDGs目標】



■目指す姿

目指す姿

- ・先人から引き継がれた大切な歴史遺産や景観が地域住民や事業者、観光客の連携・協力のもと保全・保護されています。
- ・市街地や駅周辺では、自転車や公共交通機関の利用が進み、自動車は環境性能に優れた自動車が主流になるなど環境負荷の少ない交通体系への転換が進んでいます。
- ・太陽光発電設備や蓄電池の導入などが進み、災害に強いまちづくりが進んでいます。
- ・学校では誰もが環境の大切さについて学ぶことのできる学習の場や機会が充実しています。
- ・地域では美化活動や保全活動だけでなく、環境保全や地域活性化につながるツーリズムも積極的に行われており、誰もが気軽に参加することができます。
- ・ホームページや SNS など多様な媒体により環境の情報や取組状況が発信されており、誰もが気軽に情報を手に入れることができます。 など

施策13 歴史と文化を生かした地域づくり

本市は、蔵造りの町並みをはじめ、城下町として栄えてきた時代の面影など、自然と調和した歴史遺産を多数有しています。これらを地域の重要な歴史・文化や景観資源として保全し、次の世代に継承していくため、歴史と文化を生かした地域づくりに努めます。

施策14 快適に暮らせるまちづくり

まちづくりを考える上で、景観に配慮したまちづくりや環境負荷の少ない交通体系の確立は、重要な課題として挙げられます。また、近年では、気候変動による水害や猛暑、地震等の自然災害への対応も重要な課題となっています。

地域の特性や魅力を生かした都市機能の集約化を目指しながら、誰もが安心して快適に暮らせるまちづくりを目指します。

施策15 自ら進んで学び行動する人づくり

第二次川越市環境教育等行動計画

市民、事業者、民間団体及び市の各主体が自主的に、かつ、協働で環境保全活動を実践するためには、各主体が日常生活や事業活動と環境との関わりに気付き、自分の役割や責任を理解し、行動・参加するための力を身に付けることが重要です。そのために、環境に関する情報を幅広く提供するとともに、多様な場や機会での環境教育・環境学習を推進します。

施策16 地域循環共生圏の実現

今、世界が抱える問題は環境だけにとどまらず、経済・社会の課題にも複雑に関連しています。それらの解決には、地域の資源や人材を最大限に活用して環境・経済・社会を良くしていく仕組みづくりと地域同士で支え合うネットワークを形成していく「地域循環共生圏」の実現が重要です。そのために、現在取り組んでいるものを磨き上げ、多様な主体と連携することで本市の特性・地域資源を活かした自立・分散型の社会の構築を図ります。

■指標、目標値

指標	現状 (令和6[2024]年度)	目標値	
		令和12(2030)年度	令和17(2035)年度
景観重要建造物等の指定件数(都市景観重要建築物からの移行を含む)(件)	61	67	72
自転車シェアリングの年間トリップ数(回)	188,888	131,900	131,900
市内循環バス「川越シャトル」の年間利用者数(人)	401,632	401,632	401,632
環境問題に関心がある市民の割合(%)	77.1	78.6	80.0
環境学習講座への参加者数(延べ人/年)	1,421	前年以上	前年以上
クリーン川越市民運動参加人数(人/年)	80,947	81,000	81,000
かわごえ環境ネットやその他団体と協働等により実施した環境関連事業数(事業/年)	20	前年以上	前年以上
ISO14001等※認証取得事業所数(事業所) ※ISO14001、エコアクション21、埼玉県エコアップ認証、グリーン経営認証を対象	131 (令和5[2023]年度)	145	150

施策13 歴史と文化を生かした地域づくり

施策13-1 歴史的町並みや文化財の保存・整備

- ・古い町並みや歴史的建造物が多く残る北部市街地などは、街路美装化など歴史的環境に配慮した整備を推進するとともに、歩行者空間の環境改善や回遊性の向上を図ります。
- ・郷土学習の場、市民の憩いの場として、国指定史跡河越館跡史跡公園の有効活用を図ります。また、史跡公園の充実を図るため、引き続き整備事業を継続します。
- ・歴史的風致維持向上計画の重点区域内の都市景観形成地域では、自然と調和した良好な都市景観の形成を推進し、歴史的景観の維持保全に努めます。また、今後、新たな地域指定を検討します。
- ・川越のシンボルであり、市民にも親しまれている時の鐘の音を聞きながら暮らせるような、音風景の保全に努めます。
- ・郷愁漂う菓子屋横丁について、だんごや駄菓子等の懐かしいかおりとともに、かおり風景の保全に努めます。
- ・指定文化財の所有者や管理者に対して、文化財の保存や修理の指導・助言を行い、維持・管理の充実に努めます。
- ・未指定文化財の調査・研究を行い、優れた文化財は指定文化財に指定します。

施策13-2 自然と一体となった文化・景観の保全

- ・川越市景観計画に基づき、景観重要建造物・景観重要樹木の指定を推進し、保全・継承を図ります。
- ・伝統的建造物群保存地区保存計画に基づき、環境物件の指定・保全に努め、自然と一体となった歴史的風致の維持・向上に努めます。

施策14 快適に暮らせるまちづくり

施策14-1 交通の円滑化とネットワーク化の推進

- ・バス等の総合案内板及びバス停への上屋の整備等を促進することで利便性の向上を図り、バスの利用促進に努めます。
- ・市内循環バス「川越シャトル」は、路線や運行本数、目的地等の見直しと改善を継続的に行います。
- ・川越市都市・地域総合交通戦略や川越市都市計画マスタープランに基づき、駅周辺や道路の整備を進め、渋滞の緩和や市民・観光客の利便性の向上、安全性・快適性の確保に努めます。
- ・中心市街地への車両の流入を抑制し、交通渋滞の緩和及び歩行者の安全確保を図るため、郊外型駐車場の整備によるパークアンドライドを推進します。
- ・道路整備に当たっては、資材に環境配慮型の製品を使用するなど、環境に配慮した整備に努めます。

施策14-2 徒歩・自転車の利用促進

- ・自転車専用レーンの整備を検討するなど、自転車利用の促進を図ります。
- ・中心市街地における観光客の回遊性向上と賑わいの創出、既存公共交通機関を補完することによる観光客や市民の利便性向上、自動車から自転車への利用転換

- による自動車交通量の削減等を図るため、自転車シェアリング事業を推進します。
- ・駅周辺の自転車駐車場の整備を推進し、自転車利用の促進を図ります。
- ・自転車駐車場の修繕を行うなど、施設の保全を適切に行うとともに、利用者が安全で利用しやすい施設運営に努めます。
- ・歩行者が安全に歩ける歩行空間(歩道等)の整備を推進します。

施策14-3 災害対策の充実

- ・川越市地域防災計画に基づき、災害時や緊急時に備えた食料、飲料水、生活必需品及び応急災害対策用資機材の質と量の充実を図ります。また、市内主要駅において、帰宅困難者対策訓練を実施し、関係機関と連携を強めます。
- ・公共施設において、かまどベンチなど防災機能の充実を図るとともに、主要な避難施設等においては、停電時にもエネルギー供給が可能な再生可能エネルギー設備等の導入を促進します。
- ・災害状況、指定緊急避難場所・指定避難所、各種ハザードマップについて、市民や事業者等への周知を図ります。
- ・防災訓練や講話など、あらゆる機会を捉え、自助、共助の周知・防災意識の醸成に努めます。

施策14-4 地域環境美化の促進

- ・市民によるクリーン川越市民運動(ごみゼロ運動)や自主的な地域環境美化活動を支援します。
- ・観光客も含め、ごみの持ち帰りを促進し、地域環境美化への意識を高めます。
- ・市内各駅周辺の自転車放置禁止区域における自転車置き方指導員の配置や、通行の妨げとなる自転車の撤去により、良好な景観の保持に努めます。

施策14-5 空家等・あき地対策の推進

- ・空家等・あき地の所有者又は管理者に対して、適切な管理を促進するため情報の提供や助言等を行います。

施策15 自ら進んで学び行動する人づくり

施策15-1 環境情報の提供

- ・出前講座やイベント、環境関連施設の活用等により、様々な環境に関する情報を提供し、啓発を図ります。また、各種メディアを活用し、誰にでも分かりやすい環境に関する情報の積極的な提供に努めます。
- ・星空観察会、自然観察会等を実施し、体験型環境学習の機会を充実させます。
- ・市民参加による市民環境調査・自然環境調査を実施し、市内の環境に関するデータを収集するとともに、暮らしの中の環境を考えるきっかけづくりとします。
- ・講演会、フォーラム、出前講座など各主体が環境学習を推進するための機会を支援します。

施策15-2 学校等における環境教育の推進

- ・持続可能な開発のための教育(ESD)など、幼児期・学童期から環境教育に積極的に取り組むことで、環境問題、自然との共生等、環境への意識を育みます。
- ・省エネ活動に取り組む家庭を認定する「エコチャレンジファミリー認定事業」や学校版環境 ISO を実践する学校を認定する「エコチャレンジスクール認定事業」など各種啓発事業を実施します。
- ・小学校については、社会科副読本の作成、社会見学、校外学習等、身近な環境についての学習を促進します。
- ・小中学校の先生を対象とした環境教育研修会を実施し、学校における環境教育を支援します。
- ・環境省の『環境学習 STATION』をはじめ WEB で閲覧・取得できる動画や資料の活用や、埼玉県環境学習機材貸出等について情報提供を行います。
- ・SDGs パートナーや埼玉県環境学習応援隊による出前授業の活用を啓発します。
- ・研修会や発表会の場を設けることで、こどもエコクラブの活動を支援します。また、こどもエコクラブ間の交流を図ります。

施策15-3 地域における環境学習・環境活動の推進

- ・県の環境アドバイザー制度等を広く周知し、活用を推奨します。
- ・専門的な技術や豊富な経験を持つ人材を積極的に活用し、次世代の育成に取り組めます。
- ・表彰制度や研修の機会の提供等を通じて自発的な取組を促進します。

施策15-4 協働による取組の推進

- ・かわごえ環境ネット等とのパートナーシップの強化に努め、地域全体の環境保全活動を推進します。
- ・協働による事業を展開していくための情報交換、相互交流等、各主体の環境保全活動を支援します。

施策16 地域循環共生圏の実現

施策16-1 地域資源の保全・活用

- ・地域の文化・歴史や森林、景観などの多様な地域資源を活用して市内の環境スポットを巡る見学・体験ツアーを企画し、環境意識の啓発を図ります。
- ・太陽光発電や熱などの多様な分散型エネルギーを活用するなど、地域における効率的なエネルギー利用について検討します。
- ・AI や IoT 等の新技術を生かした啓発事業を推進します。

施策16-2 環境に配慮した企業づくり

- ・ISO14001、エコアクション21、埼玉県エコアップ認証等の環境マネジメントシステムに関する認証制度や、市ゴールドエコストア・エコオフィス等の認定制度について周知啓発・認証取得促進に取り組み、環境経営の普及を図ります。
- ・「埼玉県 SDGs パートナー登録制度」への登録に向けた啓発事業を進めます。
- ・環境ビジネスの普及に向けて、事業者の環境 SDGsに関する取組の PR やモデル事例を共有するなど優良事例の発信・共有を図ります。
- ・環境に配慮した企業の立地を促進します。

施策16-3 市域を越えた連携の推進

- ・地球温暖化、大気汚染、水質汚濁、廃棄物、交通問題等、広域的な取組が必要な課題については、国及び関係自治体との連携・協力を強化します。
- ・姉妹・友好都市提携を結んでいる国内3都市、海外3都市との交流を通じて、環境対策の情報発信・交換に努めます。

TOPIC より快適でスマートな暮らしを助ける技術

環境保全の取組は不便で手間がかかるといませんか？

もちろん、時間と手間をかける必要があるものもありますが、私たちの暮らしをより快適にしながら環境に貢献するような新技術も普及しつつあります。

●スマート家電

スマート家電は、IoT 技術を使って、スマホやタブレットなどと連携して操作できる家電製品のことです。例えば、スマートテレビやスマート照明、スマートロボット掃除機などがあります。便利で効率的な暮らしを実現するだけでなく、冷蔵庫の在庫状況に合わせて温度を自動調整したり、スマートリモコンで消し忘れ防止をしたりと、省エネにも貢献します。



●スマート農業

スマート農業は、ロボットや AI、IoT 技術等を使って、農作業の負担軽減や効率化を図る農業のことです。例えば、アシスト機能付き田植え機やアシストスーツ、ロボット草刈り機などがあり、このようなスマート農機を取り入れることにより農作業の負担が減り農地が維持されれば、地域の生物多様性の保全にもつながります。

みんなで取り組むことの例（地域づくり・人づくり）

市民・団体等

<気づく（理解）>

- 環境に関する情報の収集

<動く（行動）>

- ごみゼロ運動など地域美化活動への参加
- 自転車や公共交通機関の利用
- ハザードマップの確認や防災グッズの準備
- 生き物調査や観察会への参加
- 環境に関する講座やイベントへの参加 など

事業者

<気づく（理解）>

- 環境に関する情報の収集

<動く（開発、活動）>

- ごみゼロ運動や地域美化活動への参加
- 公共交通機関の利用
- 災害時の BCP（事業継続計画）対策の作成
- 研修の開催など環境保全を担う人材の育成
- 埼玉県 SDGs パートナー登録制度への登録
- ISO14001、エコアクション 21 等の認証取得
- 地域の文化・歴史や森林、景観など農林水産物以外の多様な地域資源を活用した製品やサービスの開発・提供

<伝える（発信）>

- CSR（企業の社会的責任）活動の情報発信

<支える（協力、支援）>

- 見学の受け入れや講師の派遣 など

第6章 重点プロジェクト

1 重点プロジェクトの概要

第6章では、第5章の施策や市の地域特性・課題、環境に関する最新の動向などを踏まえ、特に重点的かつ分野横断的な展開を図る必要のある主要なテーマを「重点プロジェクト」と位置づけ、第四次計画の効果的な推進を図ります。

なお、重点プロジェクトは以下の方針に基づき設定しました。

- 特に取り組む必要性が高く、施策全体を牽引する効果が期待されること
- 次世代を担う人材の育成やまちづくりにつながるものであること
- 単独の分野だけでなく他分野への貢献や地域課題の解決につながるものであること

2 重点プロジェクト

前述の方針に則り、以下5つの重点プロジェクトを設定、推進します。

■重点プロジェクト一覧

- 重点プロジェクト1 脱炭素につながる暮らし・事業活動の普及プロジェクト
- 重点プロジェクト2 サーキュラーエコノミー(循環経済)推進プロジェクト
- 重点プロジェクト3 生物多様性や地域資源の見える化・活用プロジェクト
- 重点プロジェクト4 環境施策を支える基盤づくりプロジェクト
- 重点プロジェクト5 環境施策を支え実践する企業づくりプロジェクト

重点1 脱炭素につながる暮らし・事業活動の普及プロジェクト

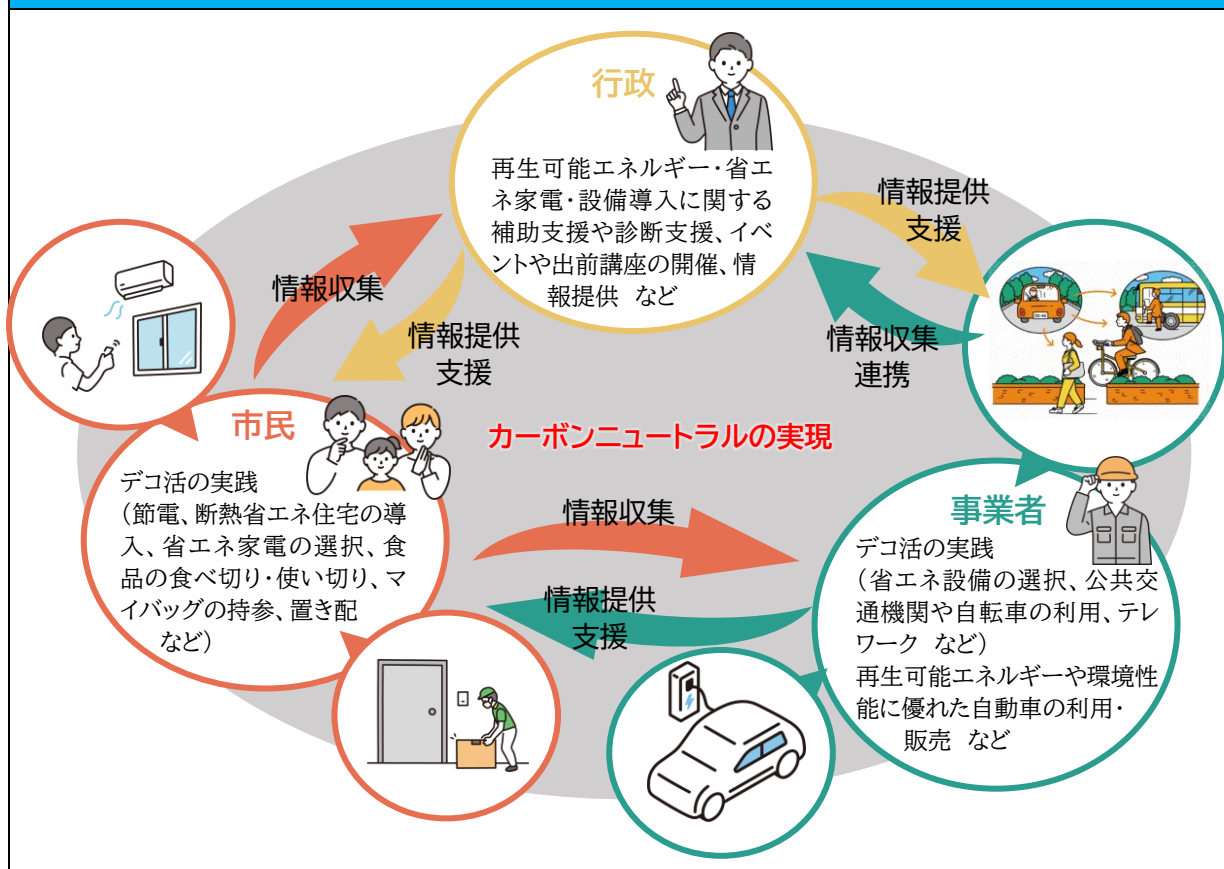
重点設定の背景

- パリ協定の達成には徹底した省エネや再生可能エネルギーの導入、脱炭素型ライフスタイルへの転換などによるカーボンニュートラルの実現が重要となっています。
- 本市の温室効果ガス排出量は減少傾向にあるものの目標の達成には至っていない状況です。また、地球温暖化対策の取組として「デコ活」や「小江戸かわごえ脱炭素宣言」はほとんど知られていない状況です。
- 地球温暖化対策を普及させるには脱炭素に貢献するまちづくりやライフスタイル・事業活動をさらに周知・発展させることが重要です。

重点プロジェクトの概要

デコ活やデコ活を促す事業活動の普及を通じて、脱炭素につながる暮らし方や事業活動の普及、市域の温室効果ガス排出量を削減し、カーボンニュートラルの実現を目指します。

重点プロジェクトの全体イメージ

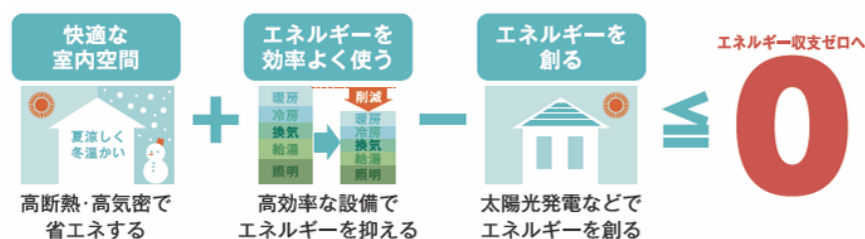


取組方針
再生可能エネルギー・省エネ家電・設備導入に関する補助支援 市民・事業者を対象に再生可能エネルギー・省エネ家電・設備導入に関する補助支援や診断支援、情報提供などを通じて、家庭や事業所の徹底した省エネ対策と再生可能エネルギーの普及を図ります。
脱炭素につながる暮らし方に関する普及啓発の推進 市民を対象として多様な媒体を活用した情報発信やイベント、出前講座などにより、生活をより豊かに、より快適・健康で温室効果ガス削減目標も同時に達成する新しい豊かな暮らし「デコ活」の普及啓発を進めます。
脱炭素につながるビジネスの普及促進 事業者への様々な情報提供や取組の表彰などを通じて、事業活動の脱炭素化を図るとともに市民のデコ活を促すビジネスや活動（マイバッグ持参や食べきりに関する啓発、ZEH・ZEB や環境性能に優れた自動車、太陽光発電の販売促進、省エネ診断支援など）の普及を促進します。
取組の波及効果
・食べ残しゼロやリユース品の購入などごみの削減や資源循環に関する取組の普及により、循環経済の実現につなげます。 ・再生可能エネルギーの導入や ZEH・ZEB、環境性能に優れた自動車の普及により、快適に暮らせるまちづくりや災害に強い持続可能なまちづくりにつなげます。 ・ZEH・ZEB や環境性能に優れた自動車などの需要拡大により、これらに関する雇用の創出につなげます。

TOPIC 快適でお得な ZEH・ZEB

ZEH(ゼッチ)・ZEB(ゼブ)は、net Zero Energy House、net Zero Energy Building の略語で、住宅・建物の高断熱化、高効率設備による省エネルギーで消費エネルギーを減らすとともに、太陽光パネルなどでエネルギーを創ることで、年間のエネルギー消費量が概ねゼロ以下になることを目指した住宅・建物のことを言います。

ZEH・ZEB は、断熱性や設備の効率化を高めることで、夏は涼しく冬は暖かいという快適な室内環境をたもちながら、蓄電システムを備えれば、停電した時にも電気を供給できるなど、災害に強い家・建物としても力を発揮できます。さらに、温度差のある部屋の間を移動した時に起こりやすいヒートショックのリスクが低減されるなど、健康面のメリットも期待できます。



図：ご注文は省エネ住宅ですか(建築物省エネ法特設ページ／国土交通省)

TOPIC 国民運動「デコ活」にチャレンジ！



脱炭素を実現するには私たちの生活(家庭部門)から排出される二酸化炭素を**2万5千 t**※減らさなければいけない。下図の取組を**市内全ての家庭が行えばすぐ達成**できるわ。

市民

断熱リフォームで
冷暖房を節約



年間で
950.44
kg-CO2e/年の
削減効果

図書館やお店で過ぎて
涼しさをシェア
(川越ひと涼み処)



1日あたり
3.59
kg-CO2e/日の
削減効果

洗濯物はなるべく
自然乾燥で



1回あたり
1.05
kg-CO2e/回の
削減効果

リユース品の靴をネットや
アプリで購入・利用



1足あたり
15.3
kg-CO2e/足の
削減効果

リユース品の衣類をネット
やアプリで購入・利用



1着あたり
9.48
kg-CO2e/着の
削減効果

再生材を使用した衣服を
購入・利用



1着あたり
2.91
kg-CO2e/着の
削減効果

使えそうなプラスチック収納や
家具は廃棄でなくリサイクルに



1個あたり
19.2
kg-CO2e/個の
削減効果

生ごみをコンポストで
堆肥化



1日あたり
0.05
kg-CO2e/日の
削減効果

あまった食品を
フードドライブに寄附



1日あたり
0.01
kg-CO2e/日の
削減効果

旬の野菜や果物を食べる



1個あたり
0.1
kg-CO2e/個の
削減効果

牛肉(海外)の代わりに魚
(国産)を食べる



1食あたり
3.66
kg-CO2e/食の
削減効果

食べ残しせずに
食べる



1日あたり
0.01
kg-CO2e/日の
削減効果

自動車での帰省を
たまにはオンラインで



1回あたり
78.32
kg-CO2e/回の
削減効果

宅配便を1回で受け取る



1回あたり
0.18
kg-CO2e/回の
削減効果

EVのレンタカーを
利用する



1回あたり
7.82
kg-CO2e/回の
削減効果

脱炭素を実現するには事業活動(業務部門)から排出される二酸化炭素を**2万 t**※減らさなければいけない。下図の取組を全ての**事業所が行えば目標の半分を達成**できるよ。



事業者

複合機はスリープモード
に設定



1日あたり
0.41
kg-CO2e/日の
削減効果

夏場はクールビズを実施



1日あたり
0.31
kg-CO2e/日の
削減効果

労働時間内で業務を
完了し定時退社



1日あたり
0.11
kg-CO2e/日の
削減効果

オフィスの断熱化で冷暖房を節約



年間で
950.44
kg-CO2e/年の
削減効果

最寄りのシェアリング
オフィスを利用



1日あたり
9.24
kg-CO2e/日の
削減効果

自宅でリモートワーク



1日あたり
1.8
kg-CO2e/日の
削減効果

通勤でバス利用



1回あたり
2.86
kg-CO2e/回の
削減効果

通勤で電車利用



1回あたり
4.43
kg-CO2e/回の
削減効果

エコドライブの徹底



1日あたり
0.34
kg-CO2e/日の
削減効果

※第三次川越市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)改定版 p87 市が中心となって取り組む主なものの削減量から算出

出典:デコ活データベース(Ver.1.1)(環境省)

重点2 サークュラーエコノミー(循環経済)推進プロジェクト

重点設定の背景

- 国の第五次循環型社会形成推進基本計画では、循環型社会の形成には一方通行型の線形経済からサーキュラーエコノミーへの移行が鍵と明記されており、埼玉県でもサーキュラーエコノミーを大きな重点項目として位置付け、ビジネスモデルへの支援や県民の意識醸成を実施しています。
- 食品ロスの削減は、国の第六次環境基本計画の重点戦略の一つ「心豊かな暮らしを目指すライフスタイルの変革の取組」の中の一つに掲げられています。
- 本市においては小売や飲食サービス業が多く、食品ロスとの関係性が高いこと、また、アンケートにおいて分別に次いで食品ロスの削減が求められていることから、さらなる食品ロス削減を進めて行くことが重要となっています。
- また、プラスチックにおいても、直面する環境の危機の1つとして海洋プラスチックごみなどによる「汚染」が挙げられています。プラスチック汚染に関する法的拘束力のある国際文書の策定に向けて政府間交渉委員会が開催されたことやプラスチック製品の資源循環を促す新たな法律「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行されたことを受け、本市でも対応が求められています。

重点プロジェクトの概要

材料の調達や生産から購入、廃棄までの全過程において、食品ロスや使い捨てプラスチックの発生抑制と廃棄物の適正処理、資源化などを図り、サーキュラーエコノミーへの移行や海洋汚染防止につなげます。

重点プロジェクトの全体イメージ



取組方針
食品ロスや海洋プラスチックごみに関する情報提供 食品ロスの現状や環境ラベル、私たちの暮らしと海洋プラスチックごみのつながりなど食品ロスやプラスチックごみを減らす意識の醸成につながる情報を多様な媒体を活用して発信します。
処理施設の適正な整備・管理・運営 資源化センターなどの処理施設において、適正な整備を進めるとともに維持管理の効率化を図り、市内の持続可能な処理体制を確保します。
民間事業者等と連携した取組の強化 人が多く集まる公共施設において、フードドライブを実施するとともに、民間事業者等との連携により食品ロス削減対策を加速させます。
小売店や飲食店による取組の強化 市内の小売店や飲食店による使い捨てプラスチックや食品ロス削減に関するキャンペーンやイベントなどを周知し、食品ロス削減やプラスチックごみ削減対策を加速させます。
循環経済普及に向けた取組の推進 サーキュラーエコノミーに関する産官学のパートナーシップ事業に参加し、事業者、自治体、大学機関、市民による情報交換の場としての活用を図ります。また、先進事例の情報収集や専門的な知見を有する人材との交流などを通じてサーキュラーエコノミー普及に向けた取組を推進します。
取組の波及効果
・ごみの減量・資源化により廃棄物部門の温室効果ガス排出量を削減することで、脱炭素社会の実現につなげます。 ・使い捨てプラスチックの削減によりポイ捨てごみが減り、海の生物多様性の保全につなげます。 ・小売店や飲食店の取組を普及させることで他地域との差別化を図り、商店街や地域の魅力向上や地域活性化につなげます。

TOPIC フードドライブで人も地球もハッピーに

フードドライブとは、「特売で買い過ぎてしまい、食べきれない食品」「お中元等のいただきもので手を付けていない食品」など、家庭で処分できずに余っている食品を回収し、食べ物が必要としている人達を支援する団体等へ寄付する活動のことです。

川越市でもつばさ館や本庁舎で実施しており、令和6(2024)年度はお米・缶詰・瓶詰など合計263点の食品が集まりました。

●回収した食品例

- ・賞味期限が明記・賞味期限が3か月以上ある
- ・常温で保存可能なもの(肉や野菜などの生鮮食品、冷蔵及び冷凍食品は不可)
- ・未開封であるもの
- ・包装や外装が破損していないもの
- ・包装や外装を他のものに差し替えていないもの

●具体的な食品例

お米、乾麺、缶詰、瓶詰、インスタント及びレトルト食品、フリーズドライ食品、乾物(のり、ふりかけ、お茶漬けなど)、調味料、菓子類、飲料(アルコール類除く)、ギフトパック(お歳暮、お中元等の贈答品など) など



重点3 生物多様性や地域資源の見える化・活用プロジェクト

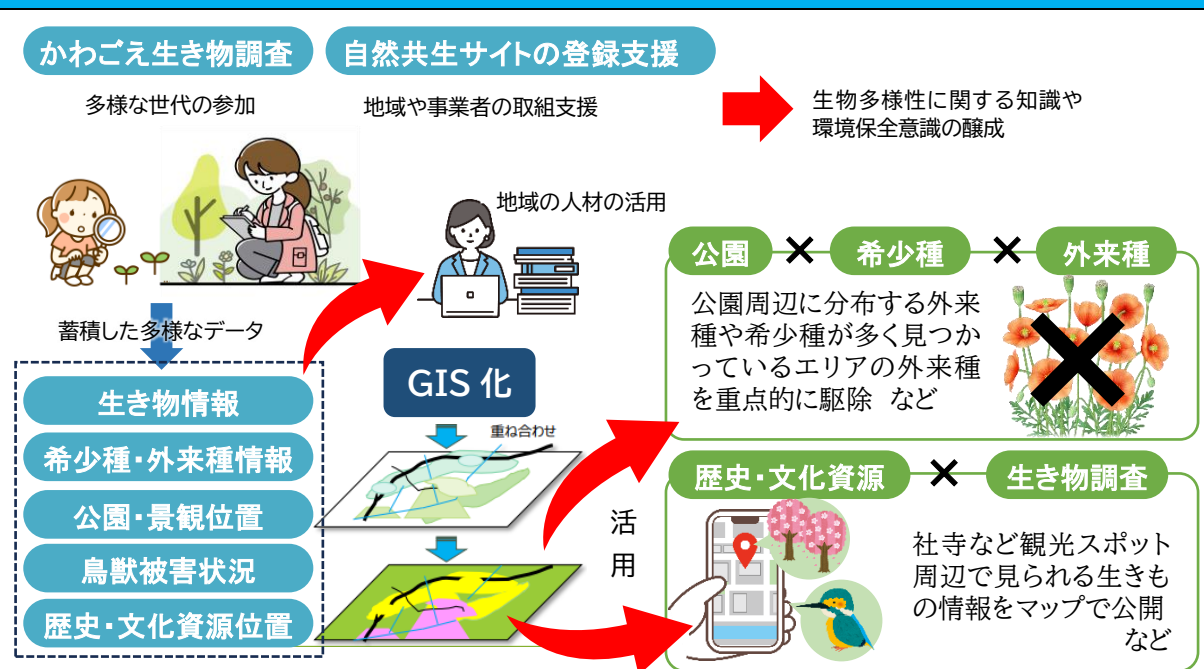
重点設定の背景

- 世界が直面している環境危機の1つに「生物多様性の損失」が挙げられています。
- 本市の生物多様性の状況を把握するため、市民参加によるかわごえ生き物調査や水生生物調査などを継続的に実施しており、蓄積したデータの効果的な活用が求められています。
- 生物多様性を保全するには、こうした生き物調査の機会を積極的に活用するとともに蓄積したデータを見える化して、今後の保全活動や地域活性化などに活用していくことが重要です。

重点プロジェクトの概要

多様な世代が参加する生きもの調査や蓄積したデータの GIS 化と活用を通じて、参加者の生物多様性に関する知識や意識の醸成、効果的な生物多様性の保全、観光への活用などを図ります。

重点プロジェクトの全体イメージ



取組方針

生き物調査の推進

従来の調査体制から新たに将来を担うこどもから高齢者まで多様な世代を巻き込み、生き物調査や環境保全活動を行うことで、参加者の生物多様性に関する知識や環境保全意識の醸成を図ります。

自然共生サイトの登録に向けた啓発推進

団体や事業者が主体となった生物多様性保全活動の促進や新たなホットスポット(多様な生き物が生息・生育する貴重な場所)の創出・保全に向けて、自然共生サイトに関する情報発信や相談窓口の設置など自然共生サイトの登録に向けた支援を推進します。

蓄積した多様なデータの見える化

これまで実施してきた生物調査の結果や鳥獣被害状況、観光資源など蓄積したデータを見える化するため、大学や事業者と連携して GIS(地理情報システム)化を進めます。

蓄積したデータの利活用の促進

GIS 化した生物多様性や地域資源のデータを活用し、外来種・野生鳥獣被害対策や希少種の保全対策を効果的に実施します。また、環境保全に限らず観光資源としての活用も検討します。

取組の波及効果

- ・生物多様性や地域資源の見える化を通じて、観光資源やグリーンツーリズムへの活用など地域の魅力向上や地域活性化につなげます。
- ・データの収集・見える化を通じて、環境保全を担う人材の育成、多様な世代の交流促進につなげます。

TOPIC 自然共生サイトってなに？

生物多様性条約第15回締約国会議において、令和12(2030)年までの新たな世界目標である「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択されました。

この世界目標を踏まえ策定された国の「生物多様性国家戦略」では、令和12(2030)年ミッションとして、生物多様性の損失を止め、反転させる「ネイチャーポジティブ」の実現を掲げるとともに、この実現に向けて、令和12(2030)年までに陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする目標(30by30目標)を位置づけています。

自然共生サイトとは、30by30目標の実現に向けて、企業の森や里地里山、都市の緑地など「民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域」を国が認定する取組のことです。

令和6(2024)年現在、認定サイト数は328か所となっており、このうち川越市内は1か所(三富今昔村)認定されています。

また、単に生物多様性の保全が図られている区域を登録するだけでなく、自然共生サイト等(認定を目指しているサイトを含む)と、それらへの支援(金銭的・人的・技術的支援等)を希望する方とのマッチングを促進する仕組みづくりも進められています。

重点4 環境施策を支える基盤づくりプロジェクト

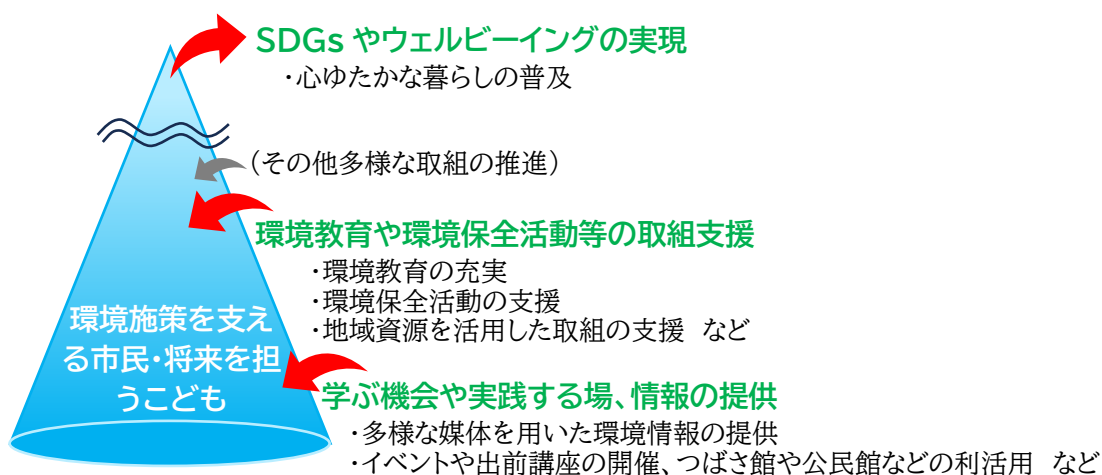
重点設定の背景

- 多様化する環境問題の解決には市民・民間団体・事業者・行政の連携が不可欠であり、第六次環境基本計画の施策の一つとして環境教育や ESD、協働取組の推進が示されています。
- アンケートによると、樹林地や農地を保全したりするボランティア活動に常に取り組んでいるのは2.4%程度に留まっており、参加者を増やすことが重要となっています。
- また、人づくり分野で優先すべき取組として将来を担うこどもたちの環境意識の向上や市内の環境の現状や様々な環境問題についての情報発信が挙げられており、これらへの対応が求められています。

重点プロジェクトの概要

環境保全活動などについて学ぶ機会や実践する場の提供を通じて、環境保全活動の普及・拡大や環境意識の醸成を図ります。また、将来を担うこどもについて環境教育や環境保全活動への支援などを通じて環境保全活動を担う人材の育成・確保を進めます。

重点プロジェクトの全体イメージ



取組方針

環境保全活動などについて学ぶ機会や実践する場の充実

環境に関するイベントや出前講座、生物調査などを通じて環境について学ぶ機会の充実を図るとともにつばさ館や公民館、児童館など環境情報発信拠点の積極的な利活用を推進します。

多様な媒体を用いた情報の発信

若者や親子、年配者など環境情報を見て貰いたいターゲット別に情報の発信方法を変えるなど、多様な媒体を活用して、市民の目につきやすく分かりやすい情報の発信・提供に努めます。

環境教育や環境保全活動等の取組支援

体験学習の推進や教員の指導力強化など学校における環境教育を充実させ、将来を担うこどもの環境意識醸成を図ります。また、市民・民間団体・事業者の環境保全活動や地域資源の活用につながる取組への多様な支援を行い、活動の拡充や環境活動を担う人材の育成につなげます。

取組の波及効果

・環境保全活動などについて学ぶ機会や実践する場の提供、活動の支援を通じて、自然環境の保全や脱炭素につながるライフスタイルの普及などにつなげます。

TOPIC 市が行っているイベント、知っていますか？

川越市では、市内の環境の現状と保全活動の大切さを学び自主的に環境活動に参加する人を増やすため、環境に関する様々な講座や調査、イベントを実施しています。

気になるものがあれば積極的に参加してみませんか。

■市民の参加が可能な環境取組・イベント例

取組名	概要
エコチャレンジファミリー認定事業	イベントへの参加等により、省エネ活動に取り組む家族を認定する事業
かわごえエコツアー	市内の環境に関するスポットをめぐるツアー
環境部出前講座	公民館や学校などに出向いて環境をテーマとした講座 ・地球温暖化対策に関すること ・川越市の緑化施策に関すること ・緑のカーテンに関すること ・川越市内の河川の水質に関すること ・川越市内の大気に関すること ・ごみの減量とリサイクルに関すること ・かわごえ環境推進員に関すること
市民環境調査	市内の環境基礎データ収集に向けた調査
市民参加による生物調査	生物多様性講座、生き物調査会、さかな観察会など
クリーン川越市民運動(ごみゼロ運動)	地域の美化活動(5月、10月) ※自治会(団体)単位での参加
つばさ館まつり	環境や3R(ごみのリデュース・リユース・リサイクル)を身近に学べるイベント
星空観察の集い	星空観察を通して大気環境に関する関心を高めるイベント

重点5 環境施策を支え実践する企業づくりプロジェクト

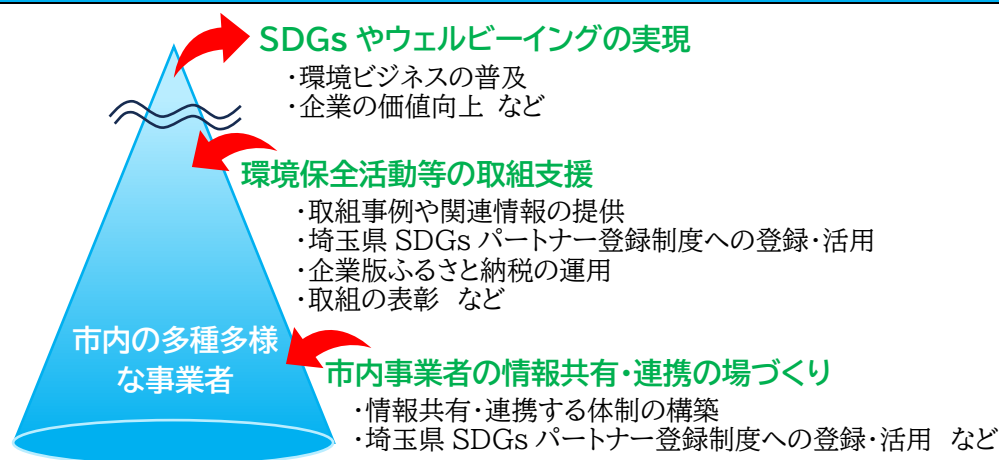
重点設定の背景

- 多様化する環境問題の解決には市民・民間団体・事業者・行政の連携が不可欠であり、第六次環境基本計画の施策の一つとして企業戦略における環境ビジネスの拡大・環境配慮の主流化が示されるなど事業者が環境保全に担う役割は重要性を増しています。
- CSR やサステナビリティを動機として環境問題に取り組むことは、環境保全に貢献するだけでなく、企業価値を高めることにもつながります。
- アンケートによると、他団体と連携した活動について、半数以上の事業者が「機会があれば活動したい」と考えており、多様な主体と連携した活動を普及させる絶好のチャンスとなっています。

重点プロジェクトの概要

市内事業者が環境活動を推進するための体制づくりや制度の活用を通じて環境施策を支え実践する企業の支援を図ります。また、環境ビジネスに関する取組の表彰や企業版ふるさと納税などを通じて環境保全に取り組んでいる企業の価値向上を目指します。

重点プロジェクトの全体イメージ



取組方針

市内事業者の情報共有・連携の場づくり

市内事業者が環境について情報の共有や活動のマッチングなどを進めるための場を整え、積極的な活用を図ることで企業の環境保全活動を促進します。また、埼玉県 SDGs パートナー登録制度への登録を促し、出前授業や講座への講師派遣や協力を促します。

企業の環境保全活動等の取組支援

企業の環境保全活動を促進するため CSR 活動や環境ビジネスなどの事例を多様な媒体を用いて発信します。また、環境ビジネスに関する取組の表彰や企業版ふるさと納税の運用を通じて企業の価値向上につなげます。

取組の波及効果

・環境ビジネスの推進を通じて、企業の価値向上や新規雇用の創出、緑の保全、市民の脱炭素ライフスタイルの普及などにつながります。

TOPIC SDGsに取り組んでいる証、 埼玉県 SDGs パートナー登録制度

埼玉県 SDGs パートナー登録制度とは、SDGs の取組を自ら実施、公表する県内企業・団体等を「埼玉県 SDGs パートナー」として県が登録する制度のことです。

令和7(2025)年3月末時点で1,923者(うち、川越市は122者)の企業・団体が登録されています。

制度に登録すると、以下のメリットを受けることができます。

- 登録証が付与されます。
- 専用ロゴマークが使用できます。
- 県ホームページ等でSDGsの取組をPRできます。
- 埼玉版 SDGs 推進アプリへのPR動画を掲載できます。
- 産業創造資金(県制度融資)が利用可能になります。



「既にSDGsに取り組んでいる」「SDGsに取り組んでいる証がほしい」と考えている企業や団体におススメの制度となっています。

第4部 第二次川越市緑の基本計画

(川越市生物多様性地域戦略含む)

第7章 計画の目標

- 1 望ましい緑の将来像
- 2 計画目標
- 3 施策の体系
- 4 緑の指標と目標値について

第8章 施策の展開

- 基本方針1 川越の歴史的環境を形成する水と緑をまもりまします「緑をまもる」
基本方針2 歴史と文化が香る緑豊かなまちをつくりまします「緑をつくる」
基本方針3 水と緑のまちをそだてまします「緑をはぐくむ」
基本方針4 安全・安心なまちづくりに緑をいかしまします「緑をいかす」

第9章 重点プロジェクト

- 重点プロジェクト1 ネイチャーポジティブの実現に向けた水と緑のまちづくりプロジェクト
重点プロジェクト2 自然とふれあい推進プロジェクト
重点プロジェクト3 グリーンインフラを活用した防災・減災力向上プロジェクト
重点プロジェクト4 緑や花による魅力・賑わいの創出・育成プロジェクト

第7章 計画の目標

1 望ましい緑の将来像

本市は、荒川、入間川、小畔川、新河岸川等の多くの河川や街道の集結する交通の拠点として発達してきました。また、河川による水のネットワークは、生き物の生息・生育空間、人々のやすらぎの場、災害時の焼け止まり線、良好な都市景観の構成要素等として都市の豊かさを支えています。

また、立地条件に恵まれ古い歴史を有することから、蔵造りの町並みや時の鐘といった地域を特色づける様々な歴史遺産が存在しており、それに加えて生活の中に息づく武蔵野の面影を残す雑木林や河川等の優れた自然を多く有しています。また、市街地を取り巻く農地は、身近な自然とのふれあいの場を市民に提供するとともに、樹林地の緑と調和しつつ歴史や文化を支えてきました。今後も、これらを生かした緑豊かなまちづくりを推進していくためには、古くから発達している本市独自のコミュニティを生かし、水と緑豊かなまちづくりに積極的に参加・協力する市民、事業者及び民間団体を支援していくことが重要です。

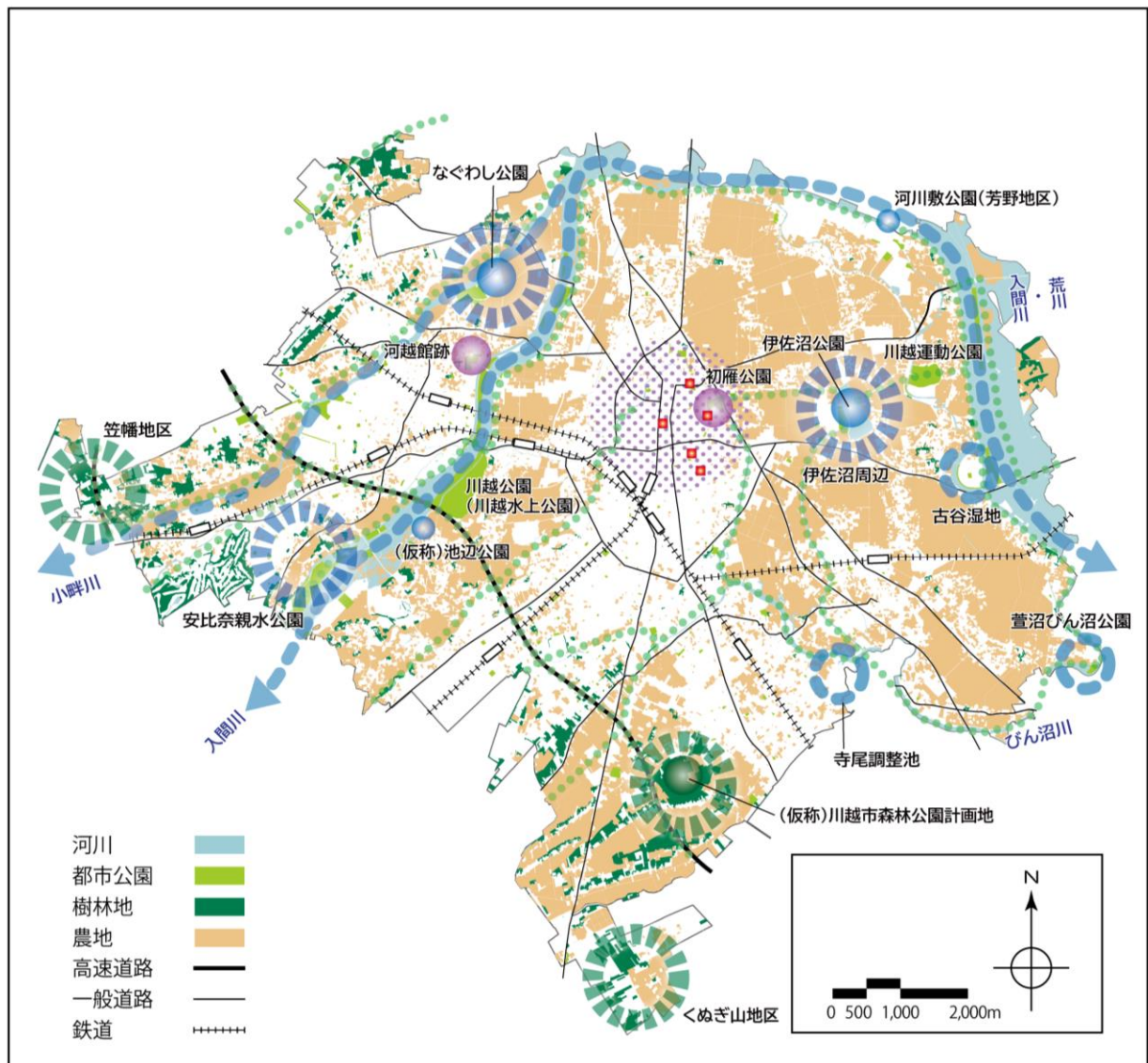
第二次緑の基本計画では、伝統的な文化を生かしつつ市民との協働のもと「緑の保全、緑地の整備、緑化の推進」を積極的に進めていくことで、緑の面から本市の新たな局面を切り開くとともに、緑や歴史遺産との関係をより発展させていくことを目指します。

これらを踏まえ、本市における計画の基本姿勢を以下のように設定します。

■望ましい緑の将来像

みんなではぐくむ水と緑と歴史のまち・川越

■望ましい緑の将来像



ふれあいの水辺づくり

荒川、入間川、小畔川等の河川や伊佐沼等の水辺を、市民が自然とふれあう場として保全・活用します。



ふれあいの水辺拠点の整備



伊佐沼公園、なぐわし公園、池辺公園、河川敷公園(芳野地区)の整備



良好な河川環境・水辺環境の保全

ふるさとの雑木林づくり

市内に点在する大規模な樹林地を“ふるさとの雑木林”として、未来に残し育てていくシンボルとして位置付け、保全・活用します。



ふるさとの雑木林の保全・整備を重点的に行う地区



樹林地の保全



(仮称)川越市森林公園の整備

小江戸回廊づくり

中心市街地の多くの歴史的文化的遺産を活用した拠点や休息空間の整備を図るとともに、これらをつなぐ快適な歩行者空間の形成を図ります。



小江戸回廊づくりを行う区域



初雁公園、河越館跡の整備

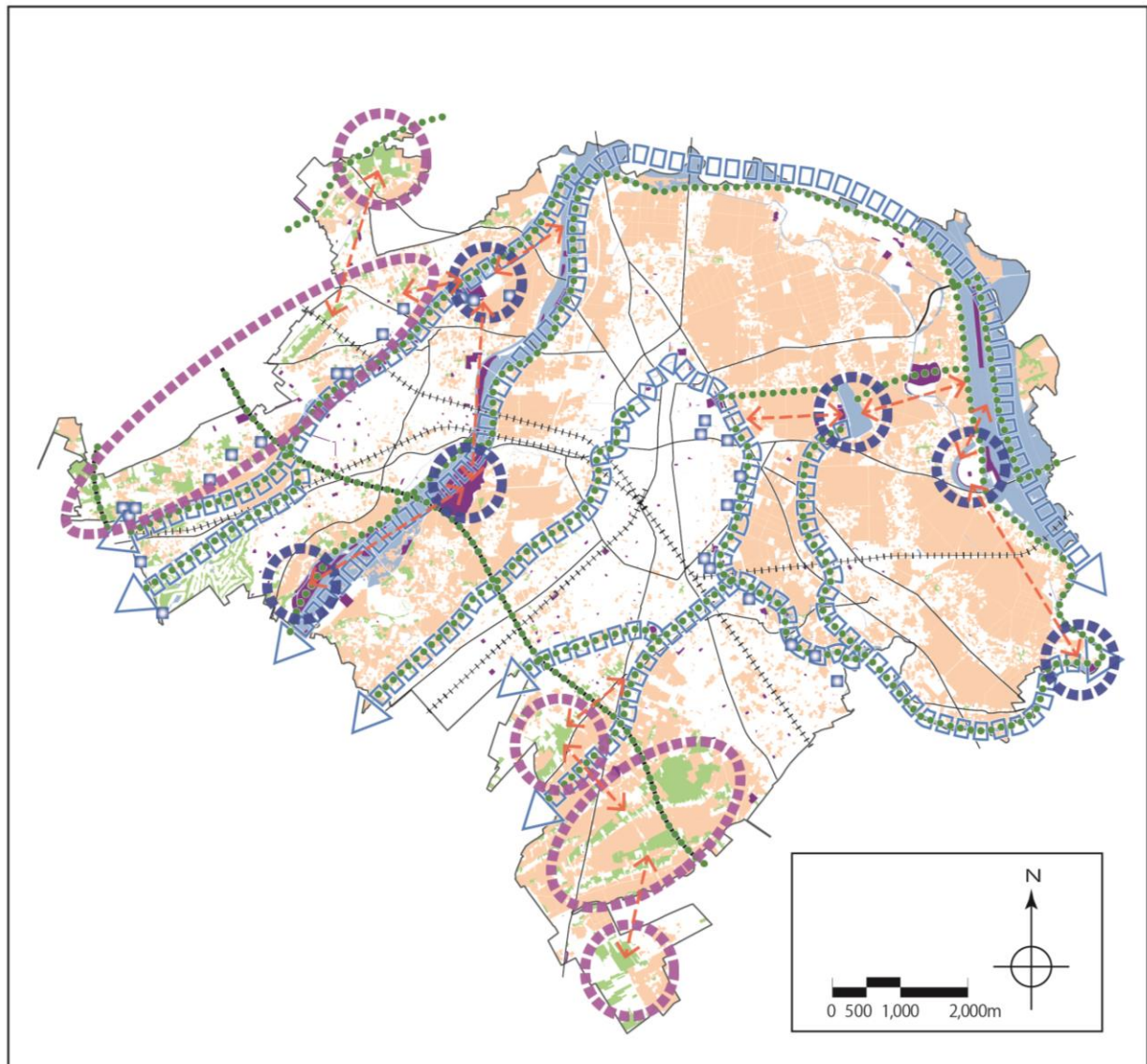


歴史的遺産と一体となった緑の保全



緑道等ネットワーク化

■生物多様性の保全の観点からみた望ましい緑の将来像



多様な生きものの生息・生育環境を形成する貴重な緑



多様な生物が生息・生育する貴重な河川・沼・水辺



多様な生物が生息・生育するまとまった樹林地



緑道等ネットワーク



水と緑のネットワーク



遊水地と一体となった緑



生物の移動イメージ

骨格となる緑



農地



水辺・水面



樹林地



都市公園



高速道路



一般道路



鉄道

2 計画目標

2-1 緑に関する目標

■目標1

**法指定の拡大や施設緑地の整備により、
市域に対して約4割の緑地を維持していくことを目指します。**

令和6(2024)年3月末現在、本市には約4,014.5haの緑地(施設緑地、地域制緑地)があり、市域に対する割合は36.8%となっています。

緑地の面積は減少傾向にあり、緑の基本計画における目標も未達成となっています。

本計画では、減少傾向にある緑を保全するため、約4,014.5haの緑地を将来にわたり維持していくことを目標とし、地域制緑地の指定や都市公園等の整備に努めています。

■目標2

都市化の著しい市街地において、約3割の緑被率確保を目指します。

令和6(2024)年3月末現在、本市の緑被面積は5,464.7haとなっており、市域に対する割合は50.1%となっています。

このうち、市街地の緑被面積は、720.6haであり、市街地に対する緑被率は22.4%となっています。

今後、都市公園の整備や公共施設における緑化の推進、社寺林の保全、民間が主体となった緑化の支援等を行うことにより、将来市街地面積に対して約3割の緑被率の確保に努めます。

■目標3

**都市公園や広場等の面積を、
市民1人当たり15.2㎡とすることを目指します。**

都市公園や広場等の施設緑地の総量は、令和6(2024)年3月末現在、市民1人当たり12.0㎡となっています。

今後、都市公園の新たな整備はもちろんのこと、公共施設の緑地を増やし、また、市民の森の整備や市民農園の運営支援等についても取り組むことで、国が目指す水と緑の公的空間確保量である市民1人当たり15.2㎡の緑地の確保に努めます。

■目標4

**カーボンニュートラルに貢献する樹林地について、
法や条例等の指定により維持していくことを目指します。**

樹林地は多くの生き物の生息・生育空間や二酸化炭素吸収源となるなど様々な機能を有しています。しかし、開発等が進み面積は年々減少の一途をたどっています。

これまで、福原地区を中心に約88.8ha の樹林地をふるさとの緑の景観地等の各制度の指定により保全に努めてきましたが、近年では指定面積が減少しています。

今後、法や条例等の指定などあらゆる制度を検討・活用し、カーボンニュートラルの実現に貢献する樹林地の保全に努めます。

■目標5

緑が連続した快適な生活環境を創出するため、市民、事業者、民間団体及び市の協働により緑化を推進します。

緑豊かなまちづくりを進めるには、行政だけでなく、民間による質の高い緑化も重要となっています。

市民、事業者、民間団体、市の協働による緑化のしくみづくりを積極的に推進することで、緑が連続した快適な生活環境を創出します。

2-2 計画の基本方針

望ましい緑の将来像を受け、計画の基本方針を以下のとおり設定し、その達成に努めます。なお、各基本方針について、施策展開に当たっての「キーワード」も設定しています。

■ 基本方針1

川越の歴史的環境を形成する水と緑をまもります 「緑をまもる」

都市の骨格を形成し、川越の独自性を生かしつつ都市と自然環境との調和のとれた空間を形成するため、歴史的環境と一体となった緑や樹林地、農地、河川等の豊かな水と緑の空間を保全します。

■ 基本方針2

歴史と文化が香る緑豊かなまちをつくります 「緑をつくる」

本市の特性である歴史的文化的な環境を積極的に生かしていくため、市民・民間団体や事業者と連携して自然や歴史を生かした都市公園等の整備や維持管理を推進するとともに、道路及び河川の緑化を進めることで、水と緑のネットワークの形成を図り、川越らしい歴史と緑が調和したまちづくりに努めます。

■ 基本方針3

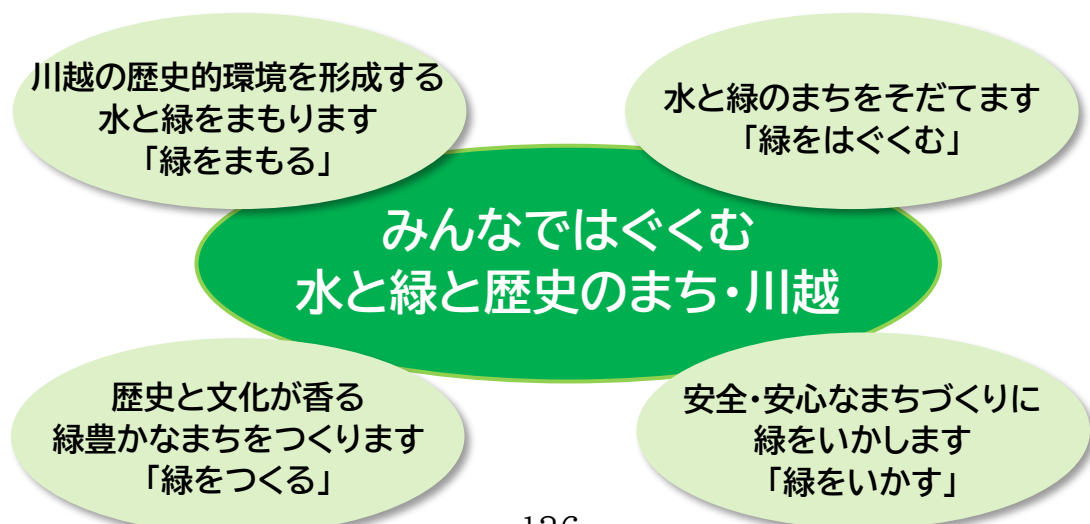
水と緑のまちをそだてます 「緑をはぐくむ」

歴史に育まれてきた川越のまちをさらに魅力的で快適なものとするため、市民参加による緑の保全、緑地の整備及び緑化の推進に関するしくみづくりや市民間の交流活動、市民に対する普及啓発活動を推進し、歴史を生かした水と緑あふれる町並みの形成を図ります。

■ 基本方針4

安全・安心なまちづくりに緑をいかします 「緑をいかす」

本市が有する多様な緑の多面的機能を災害や気候変動対策へ活用を図ります。また、地域の市民のニーズや利用実態などを踏まえ、戦略的なマネジメントで公園機能や公園・樹木の管理の在り方を見直し、公園の利便性や安全性を高めます。



2-3 緑地の保全及び緑化の推進に関する基本的な方針

(1) 個別目標実現に向けた方針

① 環境への負荷が小さいカーボンニュートラル都市の実現

カーボンニュートラルの実現に向けた森林等の吸収源対策として、(仮称)川越市森林公園計画地や伊佐沼公園などの都市公園の整備や、法や条例等に基づく緑地の指定、既存公園の適正な管理、民間事業者等による優良な緑地確保の取組の促進など公民連携した緑地の保全・整備・管理や緑化を推進することにより、環境への負荷が小さく緑豊かなまちづくりを推進します。

② 人と自然が共生するネイチャーポジティブを実現した都市の実現

ネイチャーポジティブ実現の鍵となる30by30目標の達成に向けた都市緑地に関する取組を加速するため、保護地域である特別緑地保全地区等の指定を検討するとともに民間事業者等による優良な緑地確保の取組や、行政・事業者・市民・団体など多様な主体の連携による緑地の確保を進めるとともに、適切な管理による緑地の質の向上を図り、生態系ネットワークとして有機的に結びつけることで、人と自然が共生するまちづくりを推進します。

③ ウェルビーイングが実感できる水と緑豊かな都市の実現

ウェルビーイングが実感できる水と緑を創出するため、公園や緑地が有するグリーンインフラとしての多様な機能を活かした戦略的な取組(雨水の貯留・浸透等の機能を活用したまちなかの安全・安心の確保や公民連携による緑地の保全・活用、人のネットワークを形成するための仕組みづくり、人材育成など)を推進することにより、ウェルビーイングが実感できる水と緑豊かなまちづくりを推進します。

(2) 総合的な緑地の配置方針

市域を流れる荒川、入間川、小畔川、新河岸川等の河川や伊佐沼等の水辺を市民が自然とふれあう「ふれあいの水辺」として、市内に点在する大規模な樹林地を未来に残して育てていく「ふるさとの雑木林」として、中心市街地の多くの歴史遺産を活用した拠点や休息空間をつなぐ歩行者空間を「小江戸回廊」としてそれぞれ骨格となる緑に位置づけ、次世代へ引き継ぎます。

この骨格に伊佐沼公園やなぐわし公園、初雁公園などの都市公園や緑地の配置を行うことで、水と緑と歴史のまちづくりを推進します。

また、本市は、くぬぎ山地区や入間川・荒川など貴重な水と緑が市域を越えて連続しており、国や県、関係市町と連携して取組を推進します。

(3)都市公園の整備・管理方針

①配置基準

本市では、これまで緑の基本計画に基づき、計画的に都市公園の整備を進めてきました。

しかし、公園整備は進んだものの、一方で廃止する都市公園もあったことから、都市公園の面積は目標に至っておらず、今後も新たな都市公園等の用地の確保・配置は困難になっていくと考えられます。

こうした状況や本市の特性を踏まえ、都市公園の配置や規模などの基準を次のページのとおりとします。

②整備方針

- ・子育て環境の向上や少子高齢化に配慮した都市公園の整備を推進します。
- ・健康の維持・増進やレクリエーション活動の場となる都市公園の整備を推進します。
- ・防犯、防災の強化に配慮した都市公園の整備を推進します。
- ・生物多様性やエコロジカル・ネットワークに配慮した都市公園の整備を推進します。
- ・地域固有の歴史遺産や自然環境を生かした都市公園の整備を推進します。
- ・地域の活性化、観光振興に資する都市公園の整備を推進します。
- ・事業者や地域住民等との協働による都市公園の整備及び管理運営を推進します。

③管理方針

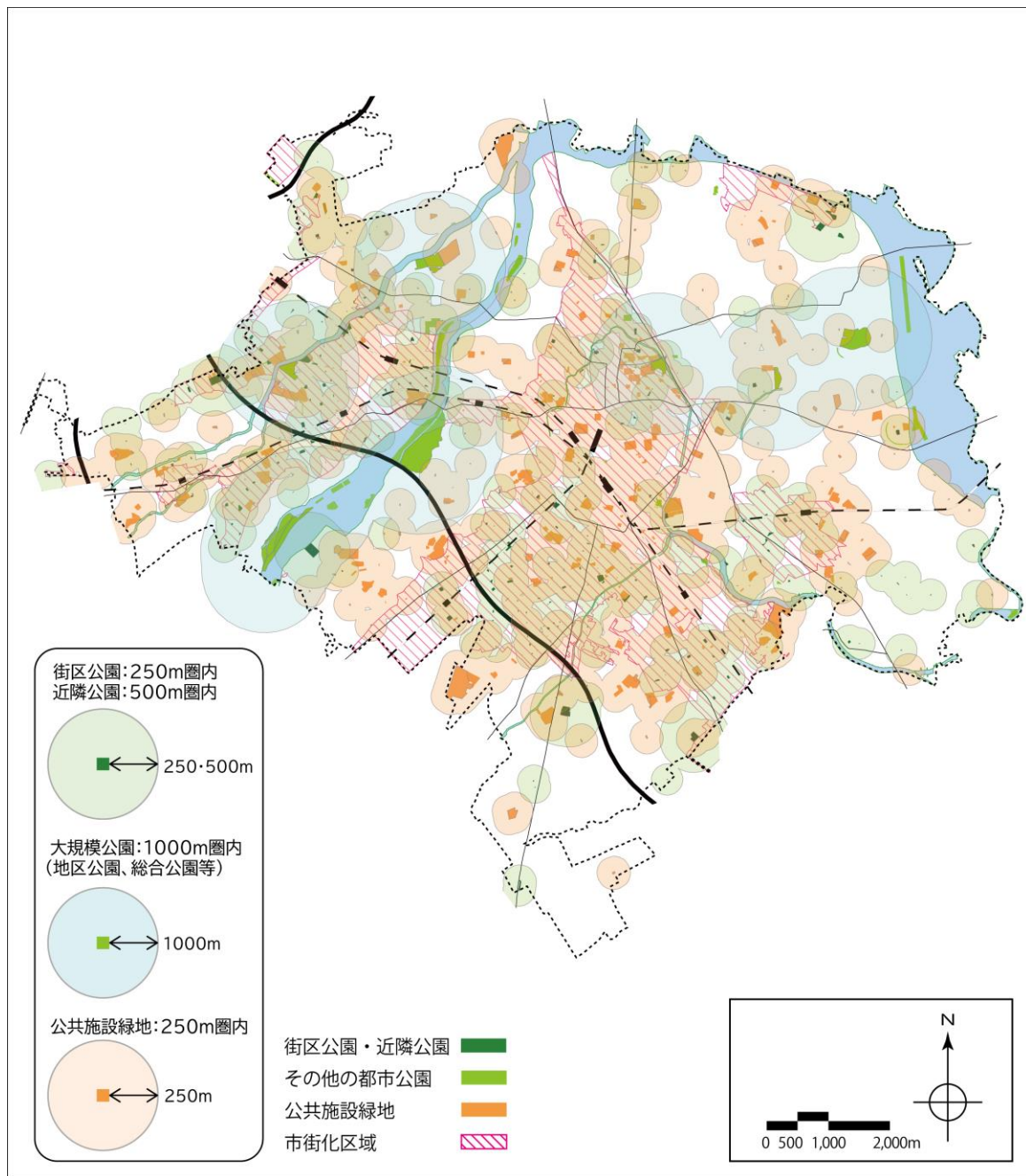
- ・既存の公園について、適切な管理を行うとともに、長寿命化計画等に基づき、計画的な遊具等施設の点検と改修を推進します。
- ・多様な利活用ニーズに応え、ウェルビーイングが実感できる公園の実現に向けて、グリーンインフラとしての活用や公園利用のルールづくり、社会実験の場としての活用、デジタル技術の利活用などの取組を検討します。
- ・公園の更なる魅力向上や利便性の向上、公園管理者の財政負担の軽減などに向けて、Park-PFI 制度をはじめとした民間活力の導入を検討します。
- ・公園の再整備においては、地域の実状やニーズ等を考慮した公園の再編(周辺公園との機能分担)を検討します。

④都市公園種別の方針

【街区公園・近隣公園】

- ・街区公園は、街区に居住する者を対象として、誘致距離250m の範囲内で1箇所当たり0.25ha を標準として適正に配置します。
- ・近隣公園は、幹線街路等に囲まれたおおむね 1km 四方に居住する者を対象として、誘致距離500m の範囲内で1箇所当たり2ha を標準として適正に配置します。
- ・これら身近な公園については、小学校などの公共施設緑地の配置し、次ページに示す充足区域外の区域の解消に努めます。
- ・街区公園については、現状の公園の誘致圏や市民ニーズなどを踏まえ、整備推進に努めます。また、既存公園のうち、遊具や施設の老朽化、住民のニーズに合わず改善を要するものについては再整備を検討します。
- ・近隣公園については、市民ニーズを踏まえ、防災機能やレクリエーション機能などを備えた比較的規模の大きな地域の主となる公園として適切な整備や機能拡充に努めます。また、既存公園のうち、遊具や施設の老朽化、住民のニーズに合わず改善を要するものについては再整備を検討します。

■身近な公園等の充足区域図(令和6[2024]年3月時点)



【地区公園】

- ・地区公園は、多面的機能を有する公園として、誘致距離1km の範囲内で1箇所当たり4ha 以上を標準として必要に応じて適正に配置します。
- ・地区公園である御伊勢塚公園については、現状の維持に努めることとしますが、利用実態や市民ニーズなどを踏まえ、必要に応じて再整備を検討します。

【総合公園】

- ・総合公園は、多面的機能を有する公園として、1箇所当たり10～50ha を標準として必要に応じて適正に配置します。
- ・総合公園であるなぐわし公園については、こどもから高齢者までが利用できるレクリエーションの場として、引き続き整備を推進します。具体的な整備については、市民の意向を踏まえつつ計画的・段階的な整備推進に努めます。
- ・総合公園及び都市緑地である県営川越(水上)公園については、市民のレクリエーションや運動の場として、県と適切な連携に努めます。

【運動公園】

- ・運動公園は、健康増進等につながる機能を有する公園として、1箇所当たり15～75ha を標準として住民が容易に利用できる位置に必要なに応じて配置します。
- ・川越運動公園については、現状の維持に努めることとしますが、利用実態や市民ニーズなどを踏まえ、必要に応じて機能の拡充や再整備を検討します。

【特殊公園】

- ・特殊公園は、既存の歴史・自然などを活かして適正に配置します。
- ・風致公園である伊佐沼公園は、貴重な水と緑の保全や市民の憩いの場、レクリエーションの場、グリーンツーリズム拠点施設と連携して自然環境を生かした整備を推進します。具体的な整備については、市民の意向を踏まえつつ計画的・段階的な整備推進に努めます。
- ・歴史公園である国指定史跡河越館跡史跡公園は郷土学習の場、市民の憩いの場として、引き続き整備を推進します。また、仙波河岸史跡公園、川越城中ノ門堀跡については、利用実態や市民ニーズなどを踏まえ、必要に応じて再整備を検討します。
- ・初雁公園については、文化財的価値を守りながら、歴史を学び、体感する場とするとともに、人の流れをつくる賑わいの場や市民の憩いの場となる歴史公園としての整備を推進します。具体的な整備については公園内の運動施設の移転状況を踏まえつつ段階的な整備に努めます。

【広場公園】

- ・広場公園は、駅前や市街地の中心部の商業・業務系の土地利用がされている地域において、施設の利用者の休憩のための休養施設、都市景観の向上に資する修景施設等として必要に応じて適正に配置します。
- ・クレアパークは、駅周辺の景観の向上、周辺施設利用者の休息等の場として現状の維持に努めることとしますが、利用実態や市民ニーズなどを踏まえ、必要に応じて再整備を検討します。

【緩衝緑地】

- ・緩衝緑地は、大気汚染、騒音、振動、悪臭等の緩和・防止を図るため、公害、災害発生源地域と住居地域、商業地域等とを分離遮断することが必要な位置に必要なに応じて配置します。
- ・竹野緑地は、工業地帯と住居地域を分断し、公害や汚染の緩和・未然防止を図る緑として現状の維持に努めることとします。

【都市緑地】

- ・都市緑地は、都市の自然的環境の保全並びに改善、都市景観の向上を図る公園として、1箇所当たり0.1ha 以上を標準として必要に応じて配置します。
- ・都市緑地については、現状の維持に努めることとしますが、本市を取り巻く社会情勢等の変化や市民ニーズなどを踏まえ、必要に応じて適正に整備するとともに優れた自然にふれ合える場の確保・維持管理に努めます。

【その他】

- ・(仮称)川越市森林公園計画地については、保全や自然とのふれあいの場として活用するため、公園としての整備を進めるとともに、先行して公有地化した樹林地は、「森のさんぽ道」として活用を図ります。

(4)都市公園を除く施設緑地の方針

【公共施設緑地】

- ・学校等の公共施設の緑については、多くの市民に緑化の意義や素晴らしさなどが伝わるよう、樹種や植栽箇所を考慮しつつ、先導的な緑化に努めます。
- ・学校教育施設の緑化活動においては、地域住民と協力しながら緑のカーテンや花植え活動の実践に取り組むなど、緑豊かな教育環境の実現に努めます。

【民間施設緑地】

- ・市域全域に点在する神社や寺院が有する社寺林を民間施設緑地として位置づけ、地域が主体となった維持管理のもと、地域の憩いの場としての活用、所有者の保存意識の向上を図りながら緑の保全、育成に努めます。
- ・私立学校や民間企業が有するグラウンドなどは市民の身近なスポーツ活動やレクリエーションの場としての活用、維持管理に努めます。

(5)地域制緑地の方針

【生産緑地地区・近郊緑地保全区域・農用地区域】

- ・近郊緑地保全区域、農用地区域、生産緑地地区は、法令の主旨を踏まえたうえで適

切に指定し、保全に努めます。

- ・令和6(2024)年3月時点で指定されている128.5ha の生産緑地地区、512.9ha の近郊緑地保全区域、2,369ha の農用地区域については、多面的機能を有する貴重な緑地として保全を図るとともに、体験学習の場としての活用を検討し、緑やオープンスペースの確保に努めます。
- ・満期を迎える生産緑地地区については、特定生産緑地制度の適切な運用により保全を図ります。また、解除に際しては、必要に応じて公共施設としての活用を検討します。

【ふるさとの緑の景観地・保存樹林】

- ・令和6(2024)年3月時点で指定されている48ha のふるさとの緑の景観地等と36.8ha の保存樹林については、カーボンニュートラルに資する貴重な樹林地として保全に努めます。

【その他】

- ・河川区域、天然記念物など、法令に基づく区域等については、法令の主旨を踏まえたうえで適切に指定し、関連部局と連携しながら保全に努めます。

(6)特別緑地保全地区の方針

緑地の保全に関する施策を展開していく中で、次に掲げる事項により特別緑地保全地区の指定・保全を行い、自然環境の保護に努めるとともに、管理協定や市民緑地制度等の併用により、自然とのふれあいの場としての活用を図ります。

①指定方針

良好な自然環境を形成している地域のうち、土地所有者の意向などを踏まえ、指定を検討します。

②買入れの方針

特別緑地保全地区内の土地の買入れの申出があった場合は、都市緑地法に基づき県等と協議の上、土地の買入れを行うものとします。

③保全年方針

特別緑地保全地区に指定された土地は、市民等との協働により適正に管理するとともに、生物多様性の保全についても配慮します。

(7)グリーンインフラの活用方針

①整備方針

- ・グリーンインフラの概念を取り入れた形で、樹林地の保全や都市公園の整備などの様々な取組を推進します。
- ・緑の機能が地域課題の解決にどの程度寄与しうるかを把握した上で、地域のニーズに応じて緑の機能をどこにどの程度導入すべきかの空間分布を検討するとともに、効果の把握や施策へのフィードバックを行います。

- ・地域の実情に応じ、都市・地域全体や流域全体など広域的な観点を踏まえ、緑地の保全・整備を図ります。
- ・グリーンインフラ整備の際は、他分野の専門性を活かした連携や、事業者や市民の活力による保全・整備・創出・維持管理等の可能性を検討します。

②他部局連携に関する方針

- ・グリーンインフラの効果的な推進に向けて、検討する各施策について主導すべき部局を明確にするよう調整します。
- ・公園緑地部局と地域課題の解決に取り組む上で関係する関連部局間で、施策の実施を見据えた連携体制の構築を検討します。

③連携に関する方針

- ・緑地の多様な機能の発揮に向けて、地域住民や民間事業、NPO 等多様な主体と連携して、社会資本の整備、維持管理や自然環境の保全等の活動を推進します。
- ・グリーンインフラの持続的な維持管理やマネジメントを行う際は、エリアマネジメントの取組により、多様な緑を舞台とした様々な公民連携の取組や主体間の連携を図ります。

④広域的な視点に関する方針

- ・グリーンインフラを広域的なネットワークやシステムとして捉え、隣接する自治体にまたがって保全等の必要性が高い緑については、適切に関係機関と連携し、保全・維持管理方針や取組方針の設定・共有に努めます。具体的には、貴重な平地林が分布しているくぬぎ山地区周辺や入間川・荒川流域を広域的な治水対象として、関係機関と連携して適切な保全・維持管理に努めます。

(8)居心地が良く歩きたくなるまちなかづくりに向けた配慮事項

- ・人口減少や少子高齢化が進むと予測されている本市において、居心地の良い緑やオープンスペースの創出は、緑に触れる機会が人々の交流を促進させ、さらに暑熱対策、快適性向上、健康増進など、まちに人々を惹きつけるまちづくりに貢献します。
- ・まちなかにおける「居心地が良く歩きたくなる」空間づくりを促進するため、歩道の拡幅や都市公園における交流拠点の整備のほか、公民の連携強化やまちづくりにおける支援供給の仕組みを活用します。
- ・良好な都市環境や居心地の良い空間の形成に向けて、公園緑地やオープンスペースの滞在性・利便性の向上に向けた整備、花や緑による道路空間の利活用・美しい景観の形成、エリアマネジメントなどに努めます。

■望ましい緑の将来像の実現に向けた方向性

社会情勢など

- SDGs の達成への貢献
- 2050年カーボンニュートラルの実現
- ネイチャーポジティブの実現
- 将来的な少子高齢化への備え
- DX の促進
- 生活様式の変化、ウェルビーイングへの対応
- 緑の新たな方向性(都市のレジリエンスの向上、緑が有する多面的機能のストック効果をより高める、多様な主体の参画・協働の促進、都市公園の柔軟な管理運営等)への対応など

市の緑に関する主な現状・課題

- 農地や平地林など本市を特徴づける貴重な緑の保全
- 既存公園の維持管理や機能の見直し・拡充
- 緑のつながりや生物多様性の保全・活用
- 緑化や緑の保全について、多様な主体の参画・協働 など

アンケートなどから見える主な現状・課題

【市民】

- 満足度が高い社寺林などの歴史的景観となる緑の保全と、満足度が低い身近な公園などの緑への対応
- 公園の利用状況としては散歩や遊びが多い。一方で公園を利用していない市民が約3割おり利用を促進することが重要
- 公園整備の際は、オープンスペースや駐車場の確保などが求められている
- 既存公園の機能としては、トイレの設置や防災施設の設置が求められている など

【事業者】

- 緑化として、プランターなどでの花の植栽や高木・低木などの植樹などが行われている
- 機会があれば他団体等と連携して環境に関する活動をしたいと思っている事業者は約半数 など

基本方針1

川越の歴史的環境を
形成する水と緑を
まもります
「緑をまもる」

基本方針2

歴史と文化が香る
緑豊かなまちを
つくります
「緑をつくる」

基本方針3

水と緑のまちを
そだてます
「緑をはぐくむ」

基本方針4

安全・安心なまち
づくりに緑をい
かします
「緑をいかす」

分野横断的な取組:重点プロジェクト

望ましい緑の将来像

みんなではぐくむ水と緑と歴史のまち・川越

3 施策の体系



■ 緑の持つ機能

私たちを取り巻く環境は、温室効果ガスの増大による地球温暖化、都市化によるヒートアイランド現象等、様々な問題を抱えています。また、生き物の生息・生育環境の悪化、野生生物による農作物や人への被害等も発生しています。既存の緑を保全し、コンクリートやアスファルトで囲まれた都市に緑を創出し、多くの生き物たちにも優しい環境をつくっていくことは、このような環境問題の解決につながっていきます。

一方、緑の効果は環境面だけでなく人間の心の安定にも深い関わりがあります。人々が真に生活の豊かさを実感でき、快適で安全な生活を送るためにも、緑の保全と都市の緑化を進めていく必要があります。

ここで、緑の持つ機能について整理をすると以下のような役割があると考えられます。

《都市気象の緩和機能》

植物は、空気中の二酸化炭素や窒素酸化物等を吸収する働きや、光合成により酸素を供給する働きがあります。また、植物には水分の蒸散作用があるため、都市部の気温が周辺部の気温より高くなるヒートアイランド現象を抑え、悪化する都市の気象を緩和します。

《自然生態系の維持機能》

森林や水辺地等は、生き物たちの貴重な生息地であり、街路樹や点在する小さな緑は移動経路となっています。生態系の維持や種の保存など生物多様性を保全する上で、緑は不可欠な要素となっています。

《レクリエーション機能》

私たちに各種のスポーツや散策、イベントなど様々な種類のレクリエーションの場を提供してくれます。また、こどもの遊び場や地域活動の場など、人々が集う場を提供し、地域コミュニティ醸成に寄与します。

《心理的な機能》

潤いある町並みや都市空間、個性的なふるさとの顔や魅力ある景観をつくれます。また、緑のある空間は、私たちに精神的な安らぎや豊かさをもたらしてくれます。

《防災機能》

土砂崩れを防ぐ効果があるほか、雨水を貯めておく機能があることから洪水を防止する働きもあります。また、災害時には、公園やまとまりのある緑地は避難場所として、緑化されたある程度の幅員をもつ道路は延焼・類焼防止機能等を有する安全な避難路として大切な役割を担います。

《教育的な機能》

多種多様な生き物の生息・生育空間の場となることから、これらの様々な生き物に対する知識や自然環境に対する人間の働きかけを学ぶための環境学習の場として、大切な役割があります。

《経済的な機能》

森林は、私たちの生活に必要な建築物、紙、家具等の材料や薪・炭といった燃料となる木材等を供給してくれます。また、農地は穀物、野菜、果物等の食料や花等を供給してくれます。

4 緑の指標と目標値について

本計画では、計画の実効性の確保に資するため、基本方針ごとに関連する取組の状況等を示す指標を設定しました。これらの指標については、可能な限り数値目標を定め、関連のある主な具体的取組を掲げています。

なお、目標値について、本計画の中間年度にあたる令和12(2030)年度は、国の緑の基本方針のターニングポイントとなっていることから、令和12(2030)年度と令和17(2035)年度の両方で目標を設けることとします。また、令和17(2035)年度の目標は国等の新たな政策の方向性を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

基本方針1 川越の歴史的環境を形成する水と緑をまもります「緑をまもる」			
指標	現状 (令和6[2024]年度)	目標値	
		令和12(2030)年度	令和17(2035)年度
樹林地の面積(ha)	310	300以上	290以上
法令等の指定を受けた緑地面積(ha)	3,097.0	3,097.0	3,097.0
農地の面積(ha)	3,619	3,560以上	3,500以上
指定史跡数(件)	36	36	36
指定天然記念物数(件)	9	9	9
基本方針2 歴史と文化が香る緑豊かなまちをつくります「緑をつくる」			
指標	現状 (令和6[2024]年度)	目標値	
		令和12(2030)年度	令和17(2035)年度
1人当たりの都市公園面積(m ²)	4.78	4.90	5.00
都市公園数(箇所)	325	327	330
公共施設の接道部緑化率(%)	77.4	78.8	80.0
市民花壇累計指定数(箇所)	111	141	166
苗木配布累計本数(本)	75,150	76,650	78,150
基本方針3 水と緑のまちをそだてます「緑をはぐくむ」			
指標	現状 (令和6[2024]年度)	目標値	
		令和12(2030)年度	令和17(2035)年度
緑に関するイベント数 (回/年)	6	6以上	6以上
公園美化活動実施公園数(箇所)	82	83以上	84以上
樹林地保全に関するボランティア 団体数(団体)	5	5以上	5以上

基本方針4 安全・安心なまちづくりに緑をいかします「緑をいかす」

指標	現状 (令和6[2024]年度)	目標値	
		令和12(2030)年度	令和17(2035)年度
公園・広場等の利用のしやすさについて満足している人の割合(%)	57.8	60以上	60以上
防災施設を有する公園数(箇所)	11	13	15
川越市保守点検管理方針に基づき定期点検を行っている遊具の割合(%)	100	100	100

第8章 施策の展開

本章では、第7章で示した施策の体系における基本方針、個別計画などについて、具体的な内容を次頁以降に示します。

なお、市が推進する事業や取組は施策に、市民・団体等及び事業者に取り組んでいただきたいことは「みんなで取り組むことの例」に示しています。

基本方針¹

川越の歴史的環境を形成する水と緑を まもります

「緑をまもる」

【関連する SDGs目標】



■ 目指す姿

目指す姿

- ・特別緑地保全地区などの指定が進み、市内の貴重な樹林の保全・再生が進んでいます。
- ・農業の担い手の育成や遊休農地の活用により、農地が保全され、多面的機能が発揮されています。
- ・歴史遺産等と自然環境の一体的な保全が進み、歴史を生かした水と緑あふれる町並みが形成されています。

個別計画1 骨格となる水と緑の保全

自然豊かな入間川や新河岸川の周辺、武蔵野の面影を残す雑木林等、伊佐沼周辺等を緑・アメニティ拠点と位置付け、潤いのある市民生活を支える拠点として活用するため、保全・整備を図ります。

個別計画2 自然と歴史が調和した川越らしい緑の保全

川越を代表する歴史遺産や都市景観等と一体となった緑の保全を図ります。

また、地域のシンボルとなる巨木・名木・伝承木や各地の社寺林、集落の屋敷林等の保全を図ります。

■指標、目標値

指標	現状 (令和6[2024]年度)	目標値	
		令和12(2030)年度	令和17(2035)年度
樹林地の面積(ha)	310	300以上	290以上
法令等の指定を受けた緑地面積(ha)※	3,097.0	3,097.0	3,097.0
農地の面積(ha)	3,619	3,560以上	3,500以上
指定史跡数(件)	36	36	36
指定天然記念物数(件)	9	9	9

※首都圏近郊緑地保全区域、ふるさとの緑の景観地、史跡、保存樹林、農用地区域、生産緑地地区の合計面積

個別計画1 骨格となる水と緑の保全

施策1-1 武蔵野の面影を残す緑の保全

- ・ふるさとの緑の景観地として指定された地域の保全・活用を図ります。
- ・市内の南部地区から所沢市、狭山市及び三芳町に広がるくぬぎ山地区について、県や近隣市町と広域的に連携し、自然再生推進法に基づく事業を推進します。
- ・保存樹林の指定を推進し、市内に残る樹林地の保全を図ります。
- ・福原地区、霞ヶ関地区等に位置する樹林地の一体的な保全に努め、緑の骨格の形成を図ります。
- ・都市における緑を保全していくため、特別緑地保全地区制度などの法令に基づく地区の指定について検討します。

施策1-2 良好な環境を形成する水辺の保全

- ・国や県等の河川管理者や民間団体などの協力を得ながら、本市の環境基盤を構成する荒川、入間川、小畔川、新河岸川等の河川やその周辺の自然環境を保全し、良好な河川環境を維持します。
- ・関係機関との連携に努めながら、河川や湧水地などの身近にある水辺を活用し、地域の特性に応じた親水空間の整備を図ります。
- ・河川や調整池整備の際は、治水機能を優先しつつ、周辺環境の配慮に努めます。

施策1-3 川越の豊かさを支える農地の保全

- ・農用地区域を中心とした郊外の農地については、今後も保全を図ります。
- ・都市における良好な生活環境を確保するための農地として、生産緑地地区の保全や都市農地の利活用に関する支援、情報提供に努めます。

個別計画2 自然と歴史が調和した川越らしい緑の保全

施策2-1 川越を代表する歴史的環境と一体となった緑の保全

- ・本市を代表する喜多院、川越城本丸御殿等の歴史遺産と一体となった緑の保全に努めます。
- ・都市景観形成地域の新規指定について検討を進めるとともに、区域内の緑の保全に努めます。
- ・川越の発展を支えてきた良好な河川環境を形成する新河岸川の河岸跡と一体となった河岸林等の保全に努めます。

施策2-2 地域のシンボルとなる緑の保全

- ・保存樹木の指定を推進し、市街地に残る樹木の保全を図ります。
- ・市内に点在する社寺林や集落の屋敷林等、自然と歴史が調和した緑を保全するための保全制度を検討します。
- ・並木のダクス、鯨井のヒイラギ、下小坂の大ケヤキ等に代表される巨木・名木・伝承木を保全します。

みんなで取り組むことの例（緑をまもる）

市民・団体等

<気づく(理解)>

- 地域のシンボルとなる緑に関する情報の収集

<動く(行動)>

- 地域に残る樹林地の保全・維持管理活動への参加・協力
- 地域のシンボルとなる巨木や名木などの保全
- 水路の維持管理活動への参加・協力
- 保有する農地の保全 など

事業者

<動く(開発、活動)>

- 自然環境や動植物に配慮した事業活動・開発の実践
- 地域に残る樹林地の保全・維持管理活動への参加・協力
- 地域のシンボルとなる巨木や名木などの保全

<整える(仕組みづくり)>

- 市民農園の開設 など

基本方針2

歴史と文化が香る緑豊かなまちをつくり ます

「緑をつくる」

【関連する SDGs目標】



■ 目指す姿

目指す姿

- ・道路や河川等の緑化により、都市全体にわたる緑のネットワークの形成がされ、都市の美観と生態系の保全が進んでいます。
- ・公園では、スポーツ、レクリエーション、健康増進などに係る機能拡充や分担化が行われ、多くの人の利用につながっています。また、川越の歴史や文化を生かした公園等では、様々な緑に関するイベントが開催されています。
- ・公共施設の率先した緑化や市民花壇の設置等によって、市民・民間団体や事業者による緑化活動も活発化しています。

個別計画3 水と緑のネットワークの形成

連続する緑や点在する緑の一体的な保全に加え、道路緑化やポケットパーク等の整備等によりエコロジカル・ネットワークの形成を図ります。また、歴史的町並みに息づく路地空間を活用した魅力的な歩行者空間や道路沿いのオープンスペースを活用した休息空間等により歩きたくなるまちづくりを推進します。

さらに、水辺の拠点を結ぶ河川等の緑化や親水空間としての利用、河川沿いにおける公園の一体的な整備などにより、ネットワークを形成している緑を徒歩や自転車で周遊できる回廊づくりなど、河川空間の活用を図ります。

個別計画4 身近で安全・安心な都市公園等の整備

都市公園について、公園利用者層の変化や市民ニーズに対応し、安全で誰もが安心して利用できる場となるよう、インクルーシブ等を考慮した身近な公園の整備や、スポーツやレクリエーション、健康増進など活動拠点となる公園の整備・機能拡充を図ります。

また、歴史的文化的資源を活かした公園や豊かな自然環境を活かした公園等、地域の特性と個性を生かした魅力ある公園づくりを進めます。

個別計画5 潤いのあるまちなかの緑づくり

公共施設の敷地内や建物の緑化、市民花壇の設置等により、緑のまちづくりを先導します。また、民有地においても苗木の配布などの支援を通じて市民・民間団体や事業者が主体となった緑化を促進します。

■指標、目標値

指標	現状 (令和6[2024]年度)	目標値	
		令和12(2030)年度	令和17(2035)年度
1人当たりの都市公園面積 (㎡)	4.78	4.90	5.00
都市公園数(箇所)	325	327	330
公共施設の接道部緑化率 (%)	77.4	78.8	80.0
市民花壇累計指定数(箇所)	111	141	166
苗木配布累計本数(本)	75,150	76,650	78,150

個別計画3 水と緑のネットワークの形成

施策3-1 緑あふれる歩きたくなるまちづくりの推進

- ・歴史的町並みに息づく路地空間を活用した魅力的な歩行者空間の創出に努めます。
- ・川越の歴史を探索する歩行者の休息空間として、交差点等の道路沿いの小スペースを有効に活用するなど、オープンスペースの確保に努めます。

施策3-2 都市に潤いを与える河川空間の活用

- ・良好な河川空間の創出と市民の憩いの場となるよう整備した、入間川堤防等の桜づつみ等の維持管理に努めます。
- ・伊佐沼、びん沼、古谷湿地、寺尾調節池等の親水的利用とこれらを結ぶ河川の占用等による整備により、良好な河川空間の創出を図ります。
- ・荒川、入間川等の河川区域を有効活用した、スポーツができる都市公園等の整備を図ります。
- ・河川に公園が隣接する場合は、一体的な整備をするなど、緑豊かな川づくりの拠点となる河川親水拠点の整備を図ります。

個別計画4 身近で安全・安心な都市公園等の整備

施策4-1 身近な都市公園等の整備

- ・緑地・オープンスペース確保のため、市民緑地制度について検討します。
- ・公園利用者層の変化と市民の多様なニーズに対応し、安全で誰もが安心して楽しむことのできるインクルーシブな公園づくりを図ります。
- ・都市公園等の緑化に当たっては、見通しの良い防犯性の高い公園にすることに配慮しつつ、同時に、目に触れる機会の多い接道部の緑化を図ります。
- ・都市公園等において、地域のシンボルとなる樹木の植樹に努めます。
- ・子どもが自由な遊び場を通じて、様々な体験や交流ができるよう、民間団体等との協働により、公園の新たな活用を検討します。

施策4-2 市民の健康増進や活動拠点となる大きな公園等の整備・機能充実

- ・利便性がよく、スポーツやレクリエーション・市民の健康増進などの活動拠点となるような公園の整備や既存公園の機能充実を図ります。
- ・子どもから高齢者までが利用できるレクリエーションの場として、なぐわし公園の整備を引き続き推進します。

施策4-3 歴史・自然を生かした公園等の整備

- ・市民の森等の各種制度により、公開性のある樹林地を保全し、自然とふれあえる場を確保します。
- ・本市南部にある武蔵野の面影を残す雑木林について、保全や自然とのふれあいの場として活用するため、(仮称)川越市森林公園の整備を進めます。また、先行して公有地化した樹林地は、「森のさんぽ道」として整備し、市民の憩いの場として有効活用を図ります。
- ・伊佐沼周辺は、貴重な水と緑の保全や市民の憩いの場、レクリエーションの場として活用するため、伊佐沼公園の整備を進めます。
- ・伊佐沼公園や伊佐沼、周辺の田園景観を生かし、農業とのふれあいをコンセプトとした川越市グリーンツーリズム拠点施設において、農のある生活を楽しむ場の提供等を行い、グリーンツーリズムを推進します。
- ・川越城富士見櫓を含む川越城址については、初雁公園基本計画に基づき整備します。
- ・歴史に培われた市街地の魅力を高めるために、歴史的町並みや時の鐘等に代表される市街地内の歴史遺産の保全を図ります。
- ・国指定史跡となっている河越館跡及び山王塚古墳について、引き続き整備を推進します。

個別計画5 潤いのあるまちなかの緑づくり

施策5-1 公共施設緑化の推進

- ・公共施設等において、市民花壇を設置するなど、花いっぱい運動を展開します。

- ・公共施設の緑の充実を図り、特にエントランスや接道部の緑化を重点的に推進し、景観の向上を促進します。
- ・緑化スペースの確保が難しい施設については、屋上緑化、壁面緑化、駐車場緑化、プランター等を活用した多様な緑化手法で質・量ともに緑の充実を図ります。
- ・公共施設内の緑化されたオープンスペースの開放に努めます。
- ・小中学校の学校緑化を推進するとともに、環境教育・環境学習の場として自然観察空間の整備に努めます。

施策5-2 民有地緑化の促進

- ・市内の住宅地を緑豊かにするために、苗木配布等の支援を通じて、市民と協働で住宅地の緑化を推進します。
- ・工場・事業所などの緑化に当たっては在来種の使用・沿道部緑化など、効果的な緑の配置を推奨します。
- ・市街地にまとまった緑を確保するため、市独自の緑化計画届出制度の導入を検討します。
- ・都市緑地法の運用等により、花の推奨についての項目を加える等により花いっぱい運動を支援します。

みんなで取り組むことの例（緑をつくる）

市民・団体等

<動く(行動)>

- ガーデニングや生垣など敷地内の緑化
- 公園の花壇管理や清掃への参加
- 利用したくなる公園づくりに向けたルールづくりなどへの参加
- 花いっぱい運動や市民花壇など地域の緑化活動への参加
- 緑に関するイベントへの参加 など

事業者

<動く(開発、活動)>

- 優良緑地確保計画認定(TSUNAG 認定)や市民緑地などの制度を活用した緑地の創出
- 事業敷地内の緑化
- 緑化活動への参加
- 公園の花壇管理や清掃への参加
- 公民連携による公園の整備・管理運営

<整える(仕組みづくり)>

- 公園の利用や緑化活動への参加促進に向けたイベント等の企画・開催 など

TOPIC 誰もが楽しめるインクルーシブな公園って？

インクルーシブな公園とは、年齢、性別、障がいの有無、文化や個性の違いに関わらず誰もが一緒に、安心して遊べるように工夫された公園のことで、全国で導入が進められています。

川越市においても、車いすでの移動や介助が容易にできるよう一部バリアフリーが施された公園として、なぐわし公園や南台ふじみ公園、みよしの公園などがあります。また、こどもだけでなく、大人が利用して健康の維持や増進につなげる健康遊具(介護予防遊具)が整備された公園として、岸町健康ふれあい広場や水久保第一公園、濯紫公園などがあります。

今後も安全性と遊びやすさを両立させる遊具や施設の整備を進めていきます。

基本方針3

水と緑のまちをそだてます

「緑をはぐくむ」

【関連する SDGs目標】



■目指す姿

目指す姿

- ・グリーンインフラ等の概念が定着し、自然が有する多様な機能の理解、活用につながっています。
- ・多様な主体の参画・協働が進み、緑に関するボランティアや新たな担い手が緑の保全・創出活動に取り組んでいます。

個別計画6 緑の活用の推進

花いっぱい運動や出前講座、ガイドブックや SNS での情報発信等を通じて、市民・民間団体が行う緑化活動の普及を図ります。

また、環境保全やレクリエーション、防災・減災、地域振興等の機能を発揮するグリーンインフラとして、緑地を適切に保全し、活用を推進します。

個別計画7 水と緑を守り・つくり・育てるしくみづくり

市民、事業者、民間団体及び市が協働して緑化を進められるよう、公園管理のしくみづくりやボランティアの育成を推進します。

また、緑の保全や緑化に関する支援や制度、条例の充実や周知・啓発を図ります。

■指標、目標値

指標	現状 (令和6[2024]年度)	目標値	
		令和12(2030)年度	令和17(2035)年度
緑に関するイベント数(回/年)	6	6以上	6以上
公園美化活動実施公園数(箇所)	82	83以上	84以上
樹林地保全に関するボランティア団体数(団体)	5	5以上	5以上

個別計画6 緑の活用の推進

施策6-1 緑に関する普及活動の推進

- ・市民の花に対する関心を深めるため、花と緑のイベントの開催など、花いっぱい運動の展開を推進します。
- ・緑に関する出前講座の実施や自然観察等の体験イベントを開催し、市民の緑に関する意識を高めていきます。
- ・ガイドブックの作成、ホームページの充実、SNS の活用など、積極的に市民へ情報を発信します。
- ・優れた緑化活動に対する国・県の表彰制度の活用を図ります。
- ・農業者が開設する市民農園の運営支援を行うとともに、川越市グリーンツーリズム拠点施設において、農業の役割や自然とのふれあいの大切さを体験できる機会を提供します。

施策6-2 グリーンインフラの推進

- ・残された一団の樹林地は、都市の中の貴重な緑として、各種保全制度により保全を図ります。
- ・農業振興施策と連携し、保水・遊水機能を果たす農地の保全を図ります。
- ・緑の蒸散作用や緑陰等からもたらされる市街地の暑熱の改善等、幅広いグリーンインフラとしての機能を活用できるよう、公園の維持管理に努めます。

個別計画7 水と緑を守り・つくり・育てるしくみづくり

施策7-1 協働のためのしくみづくり

- ・市民、事業者及び民間団体が、樹林地等の保全・管理について協働していくことができるよう、ボランティアの育成を推進していきます。
- ・公園美化活動制度や市民花壇指定制度等により、主体的に公園や花壇を管理する市民活動を支援します。

施策7-2 緑の保全や緑化に関する支援

- ・みどりの活動支援補助事業等の埼玉県制度の周知・啓発により、市民や企業等の緑に関する取組を促進します。
- ・緑に関する取組の支援、緑の保全・活用等に関する緑の条例の制定を検討します。
- ・保存樹木等の保険制度について導入を検討します。

施策7-3 多様な手法・主体との連携

- ・民間活力を活かした緑・オープンスペースの創出を推進するため、NPO 法人や企業等の民間主体が公園と同等の空間を創出する取組への支援を推進します。
- ・緑の基金や森林環境譲与税等の活用に加え、クラウドファンディングやネーミングライツ等の資金調達の手法により、財源確保を図ります。

みんなで取り組むことの例（緑をはぐくむ）

市民・団体等

<気づく(理解)>

- 緑に関する情報の収集

<動く(行動)>

- 緑に関する出前講座や自然観察等の体験イベントへの参加
- 公園や樹林地などの緑を保全・管理するための活動への参加・協力
- 緑を管理していくための緑の基金やクラウドファンディングなどへの協力 など

事業者

<気づく(理解)>

- 緑化や緑を活用したまちづくりに関する情報の収集

<動く(開発、活動)>

- 埼玉県みどりのアドバイザー制度等を活用した緑・オープンスペースの創出、維持管理
- 公園や樹林地などの緑を保全・管理するための活動への参加・協力

<伝える(発信)>

- 緑化活動に関する情報発信

<支える(協力、支援)>

- 緑に関する出前講座や自然観察等の体験イベント等の開催や協賛
- 緑を管理していくためのクラウドファンディングやネーミングライツなどへの協力 など

TOPIC 緑を活用したグリーンインフラについて

グリーンインフラとは、公園や公共施設などの社会資本の整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力あるまちづくりを進める取組のことをいいます。オープンスペースや公園と一体となった遊水地の整備、まちなかの緑化など多様な緑の整備や活用を通じて、環境保全だけでなく、憩いの場や防災、コミュニティ力の強化、人材や民間投資の呼び込みなど様々な課題解決につながります。

■緑を活用したグリーンインフラの例

従来から自然環境が持つ機能を活用し、防災・減災、地域振興、環境保全に取り組んできた

グリーンインフラで憩う



オープンスペースを活用した健康イベント（東京都立川市）

コロナ禍を契機として、自然豊かなゆとりある環境で健康に暮らすことのできる生活空間の形成が一層求められている

グリーンインフラでつなぐ



地域住民による緑地の維持管理（新潟県見附市）

グリーンインフラは、植物の生育など時間とともに機能を発揮。地域住民が計画から維持管理まで参画できる取組

グリーンインフラで守る



鶴見川多目的遊水地（神奈川県横浜市）

令和元年東日本台風時に、公園と一体となった遊水地が鶴見川の水を貯留し災害を防止するなど、気候変動に伴う災害の激甚・頻発化への対応に貢献

グリーンインフラで呼び込む



緑や水が豊かなオフィス空間の形成（東京都千代田区）

SDGs、ESG投資への関心が高まる中、人材や民間投資を呼び込むイノベティブで魅力的な都市空間の形成に貢献

グリーンインフラの活用により、防災・減災、国土強靱化、新たな生活様式、SDGsに貢献する持続可能で魅力ある社会の実現を目指す

基本方針4

安全・安心なまちづくりに緑をいかします

「緑をいかす」

【関連する SDGs目標】



■ 目指す姿

目指す姿

- ・防災機能を有する公園の整備や治水対策が普及し、急な地震や水害にも安全・安心を実感できるまちづくりが進んでいます。
- ・地域特性や地域のニーズに応じて、公園の機能の再編やリノベーションが行われ公園に活気が生まれています。
- ・市民・民間団体や事業者と連携した緑の保全や公園の管理が進んでいます。

個別計画8 災害や気候変動に強いまちづくりにいかす

大地震などの災害や気象変動の影響により年々頻発・激甚化する水災害を踏まえ、災害に備えた都市公園等の整備や機能確保を図るとともに、雨水貯留・浸透機能の確保や治水対策など都市型水害に強いまちづくりを進めます。

個別計画9 戦略的なマネジメントで緑をいかす

公園管理の DX 化や施設のリノベーション、機能の分担化、Park-PFI の導入による公民連携や市民参加など、戦略的なマネジメントにより緑のストック効果を高めるとともに、市民・事業者との連携加速や公園の利便性向上につなげます。

また、公園の維持管理については、公園施設長寿命化計画に基づく計画的な保全を行います。

■指標、目標値

指標	現状 (令和6[2024]年度)	目標値	
		令和12(2030)年度	令和17(2035)年度
公園・広場等の利用のしやすさについて満足している人の割合(%)	57.8	60以上	60以上
防災施設を有する公園数(箇所)	11	13	15
川越市保守点検管理方針に基づき定期点検を行っている遊具の割合(%)	100	100	100

個別計画8 災害や気候変動に強いまちづくりにいかす

施策8-1 災害に備えた都市公園等の整備、機能確保

- ・公園等の整備にあたっては、延焼・類焼防止のための緑やオープンスペースの確保を図ります。また、災害備蓄庫や災害時でも使用できるトイレなど防災面での機能強化を図ります。
- ・災害時には、円滑な救援活動や物資輸送等の拠点として活用することを視野に入れた公園等の整備を図ります。

施策8-2 都市型水害に強いまちづくり

- ・公園等の整備や雨庭の普及啓発等により、緑を活かした雨水貯留・浸透機能の確保を推進します。
- ・雨水浸透機能を有する市街化区域内の農地を保全します。
- ・市内を流れる一級河川における流域治水のプロジェクトに基づき、国や県等の関係機関と連携し、流域治水を推進します。

個別計画9 戦略的なマネジメントで緑をいかす

施策9-1 都市公園の管理と機能見直し

- ・都市公園について施設の点検・管理のデジタル化やドローンを使った空撮による施設の点検など、公園管理のDX化を推進します。
- ・Park-PFIの導入など公民連携による公園の整備・管理・運営を検討します。
- ・既存の公園については、適切な管理を行うとともに、リニューアルの際は、地域特性に応じた施設改修を行うなど、公園のストック効果を最大限に発揮できるよう努めます。
- ・公園施設の老朽化対策にあたっては、トータルコストの縮減、維持管理コストの平準化を図るため、公園施設長寿命化計画等に基づき、計画的な補修や更新を進め

ます。

- ・民間の質の高いサービスの提供やコスト削減のため、公園の特色に応じ、指定管理者制度の導入を検討します。

施策9-2 樹木の適切な維持管理の推進

- ・学校等の公共施設の樹木については、樹種や植栽箇所を考慮しつつ、過剰な剪定を控え、緑陰とアイレベルの緑の確保に努めます。
- ・街路樹については、樹種に合わせた管理に努めるとともに、道路利用者の安全や交通機能を確保できるように、適正な維持管理に努めます。
- ・日常点検等によりナラ枯れやクビアカツヤカミキリ被害の早期発見に努めるとともに、被害樹木については、被害状況に応じた対応を図ります。
- ・倒木等による事故を未然に防ぐため、必要に応じて専門的な精密診断を行うなど、樹木の健全度の把握に努めます。

みんなで取り組むことの例（緑をいかす）

市民・団体等

<気づく(理解)>

- 地域の公園等に関する情報の収集・発信

<動く(行動)>

- 緑化や公園管理などの活動への参加・協力 など

事業者

<気づく(理解)>

- 緑化や緑を活用したまちづくりに関する情報の収集

<動く(開発、活動)>

- 公民連携による公園の整備・管理運営

<伝える(発信)>

- 緑化活動に関する情報発信

<支える(協力、支援)>

- 緑化や公園管理などの活動への参加・協力 など

第9章 重点プロジェクト

1 重点プロジェクトの概要

第9章では、第8章の施策や市の地域特性・課題、緑に関する最新の動向などを踏まえ、特に重点的かつ分野横断的な展開を図る必要のある主要なテーマを「重点プロジェクト」と位置づけ、緑の基本計画の効果的な推進を図ります。

なお、重点プロジェクトは以下の方針に基づき設定しました。

- 特に取り組む必要性が高く、施策全体を牽引する効果が期待されること
- 次世代を担う人材の育成やまちづくりにつながるものであること
- 単独の分野だけでなく他分野への貢献や地域課題の解決につながるものであること

2 重点プロジェクト

前述の方針に則り、以下4つの重点プロジェクトを設定、推進します。

■重点プロジェクト一覧

- 重点プロジェクト1
ネイチャーポジティブの実現に向けた水と緑のまちづくりプロジェクト
- 重点プロジェクト2
自然とふれあい推進プロジェクト
- 重点プロジェクト3
グリーンインフラを活用した防災・減災力向上プロジェクト
- 重点プロジェクト4
緑や花による魅力・賑わいの創出・育成プロジェクト

重点1

ネイチャーポジティブの実現に向けた水と緑のまちづくりプロジェクト

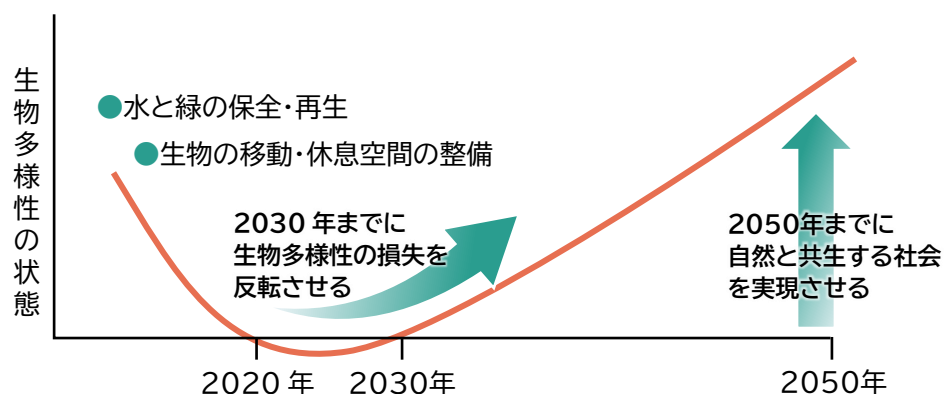
重点設定の背景

- 世界的に生物多様性が急速に失われ続けており、その損失を止め、回復軌道に乗せるネイチャーポジティブの実現が、生物多様性分野において重要な考えとなっています。
- そうしたなか、本市の緑の現状として、多くの生き物の生息・生育空間である樹林地の減少に加え、管理不全となった樹林地の増加が課題になっています。
- ネイチャーポジティブの実現に向け、生物多様性に配慮した緑地の量的拡大・質的向上の推進や、生物多様性に関する意識醸成を図ることが重要です。

重点プロジェクトの概要

- ・生物の生息・生育、移動・休息空間となる樹林地や公園をはじめとする多様な水と緑の保全・再生、質の向上やネットワーク化を通じて生物多様性の確保・ネイチャーポジティブの実現を目指します。

重点プロジェクトの全体イメージ



取組方針

多様な生き物がくらすふれあいの水辺づくりの推進

荒川、入間川、小畔川、新河岸川等の河川や伊佐沼等の水辺は、水生生物や水鳥など多様な生き物とふれあえる貴重な地域資源として適切に保全・活用します。

ふるさとの雑木林づくりの推進

市内に点在する大規模な樹林地を“ふるさとの雑木林”として位置付けるとともに生物の貴重な生息・生育空間として保全します。

街路樹や公園、親水空間の保全・整備

生き物の移動・休息空間となる街路樹や公園、親水空間は、水と緑をつなぐ重要な緩衝地帯として適切に保全・整備し、水と緑のネットワーク化を図ります。

取組の波及効果

- ・水辺や雑木林の保全、公園などの整備により、多様な生き物の生息・生育場所となる環境や生物多様性の保全につながります。
- ・街路樹や公園の維持管理を通じて二酸化炭素の吸収や防災機能の強化につながります。

重点2 自然とふれあい推進プロジェクト

重点設定の背景

- 豊かな自然とのふれあいは、自然との共生への理解を深めるだけでなく、健康増進やストレスの緩和、こどもの自尊感情が高まるなど心身の健康維持にも貢献します。
- 本市では、生き物調査会やさかな観察会など自然とふれあう機会や場を提供していますが、一方でアンケート結果をみると、環境に関するイベント(農業体験・自然観察会など)への参加に常に取り組んでいる市民は約1.7%に留まっています。
- 自然の中での散策について常に取り組んでいる市民の割合も10.2%で、過去の結果と比べて半減しています。
- 自然との共生への理解を深めるとともに私たちの心身をより健康にするには、自然とふれあう機会や場を増やしていくことが重要です。

重点プロジェクトの概要

多様な世代・ライフスタイルに対応した自然とふれあう機会や場の提供を通じて、生物多様性保全に関する意識醸成を図るとともに、市民の心身の健康維持にもつなげます。また、自然とふれあう機会の創出をビジネスチャンスと捉え、地産地消やグリーンツーリズムなどに貢献するビジネスの展開を支援します。

重点プロジェクトの全体イメージ

生物多様性に関する意識醸成、ビジネスとして活用



取組方針

日常的に自然とふれあえる場の整備

緑に囲まれた環境は季節の変化を観察できる機会であるとともに安らぎや安心感を得られる場でもあります。日常的に自然や緑とふれあえる場として身近な公園や農園、親水空間などの整備を図ります。

自然とふれあえる機会の充実

多様な世代・ライフスタイルに対応するため、生きもの調査や観察会の開催場所の見直しや、開催時期や時間に配慮するなど自然とふれあえる機会の充実を図ります。

また、地域住民に限らず本市を訪れた観光客が自然とふれあい、生物多様性を知るきっかけとなる場としてグリーンツーリズム拠点の充実を図ります。

生物多様性に関する普及啓発

出前講座やイベント、多様な媒体を活用して本市の生物多様性に関する情報を発信し、意識醸成を図ります。また、事業者が行うエコツアーや地元農産物を使った料理の提供・販売イベントなどについて、市として後援したり、市のホームページなどを通じて情報を発信したりすることで、地産地消やグリーンツーリズムなどに貢献するビジネスの展開を支援します。

取組の波及効果

- ・生物多様性の大切さなどについて学ぶ機会や実践する場の提供、活動の支援を通じて、生物多様性保全を担う人材の育成や市民の心身の健康維持につなげます。
- ・エコツアーや地元農産物などの需要拡大により、これらに関する雇用の創出につなげます。

TOPIC 川越市グリーンツーリズム拠点施設ってどんな所？

川越市グリーンツーリズム拠点施設は、農業の振興だけではなく、観光の広域化・滞在時間の延長を図ることを目的に、令和4(2022)年に農業ふれあいセンターをグリーンツーリズムの拠点施設としてリニューアルオープンした施設です。

施設は、「農のある生活」を楽しむ場、農業関係者の研修の場、グリーンツーリズムの拠点として、市内外の参加者に向けた農業体験を積極的に行うほか、観光農園や直売所、農家の庭先販売所の情報をはじめとした、川越の農業、農産物の魅力を収集、発信しています。

また、バーベキュー場では、川越産農産物の食材の提供や農業体験で収穫した野菜の使用が可能となっています。

このほか、農業者の皆様に向けた先進的な農業に関する研修や新規就農者向け研修を行うとともに、施設内にキャンプスペースの整備などを進めています。

重点3 グリーンインフラを活用した防災・減災力向上プロジェクト

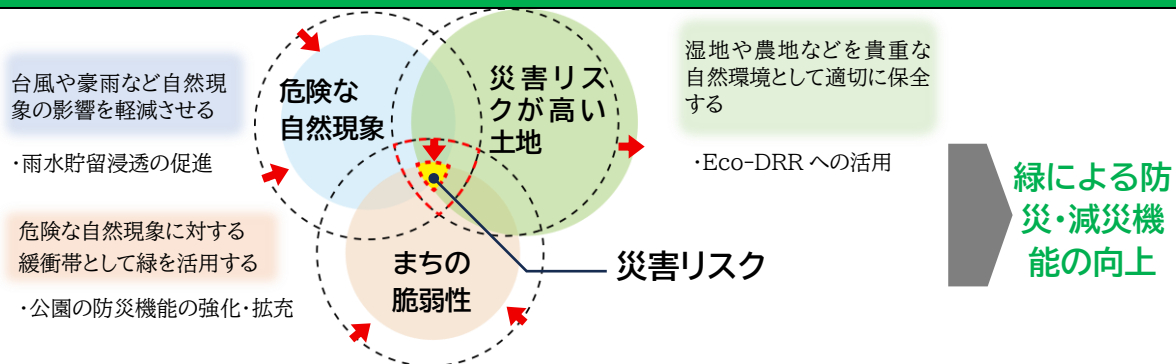
重点設定の背景

- グリーンインフラは、自然環境が有する様々な機能(雨水の貯留や浸透による防災・減災機能、生き物の生息・生育の場の提供、二酸化炭素の吸収など)を活用し、持続可能なまちづくりを進める取組をいい、近年関心が高まっています。
- 近年、台風や集中豪雨など大規模な自然災害による被害が顕著になってきており、気候変動による更なる激甚化・頻発化が懸念されています。
- 本市では都市公園は増加していますが、樹林地や農地などの緑は減少傾向にあります。また、アンケート調査では、公園のあり方として、防災施設の整備が必要との意見が多く挙げられています。
- 自然環境が有する防災・減災機能をグリーンインフラとして効果的に活用するため、緑の保全や整備、利活用を進めることが重要です。

重点プロジェクトの概要

- ・流域全体における雨水の貯留浸透を促進することで台風や豪雨など危険な自然現象への影響の軽減を図ります。
- ・農地や雑木林等の Eco-DRR への活用や公民連携による公園の管理・運営や公園の防災機能の強化、災害リスクの高い土地における土地利用の見直しなどにより、災害リスクの回避やまちなかの脆弱性の低減を図ります。

重点プロジェクトの全体イメージ



取組方針

雨水貯留浸透の促進

公園の新設や更新の機会に合わせた雨庭の整備や雨水浸透ます等の設置、家庭用小型雨水貯留槽等の設置支援などにより流域全体における雨水の貯留浸透機能の向上を図ります。

農地や雑木林、公園等の Eco-DRR への活用

農地や雑木林、公園など多様な緑について、近年激甚化・頻発化する自然災害の防災や減災(Eco-DRR)に活用を図ります。

浸水しやすい場所など災害リスクの高いエリアについては、湿地や農地などを貴重な自然環境として適切に保全します。

公園の防災機能の強化・拡充

都市のグリーンインフラとして防災機能を有する公園を戦略的に整備します。また、公園の管理・運営には、市民参加や Park-PFI の導入など公民連携による実施を検討します。

取組の波及効果

- ・多様な緑をグリーンインフラとして保全することで、災害に強い地域づくりと生物多様性の保全の両立に貢献します。
- ・本市らしい緑の創出・活用を進めることで、まちの風格やイメージの向上、憩いの場や活動の場、協働の場を提供することによるウェルビーイングの向上にもつなげます。

重点4 緑や花による魅力・賑わいの創出・育成プロジェクト

重点設定の背景

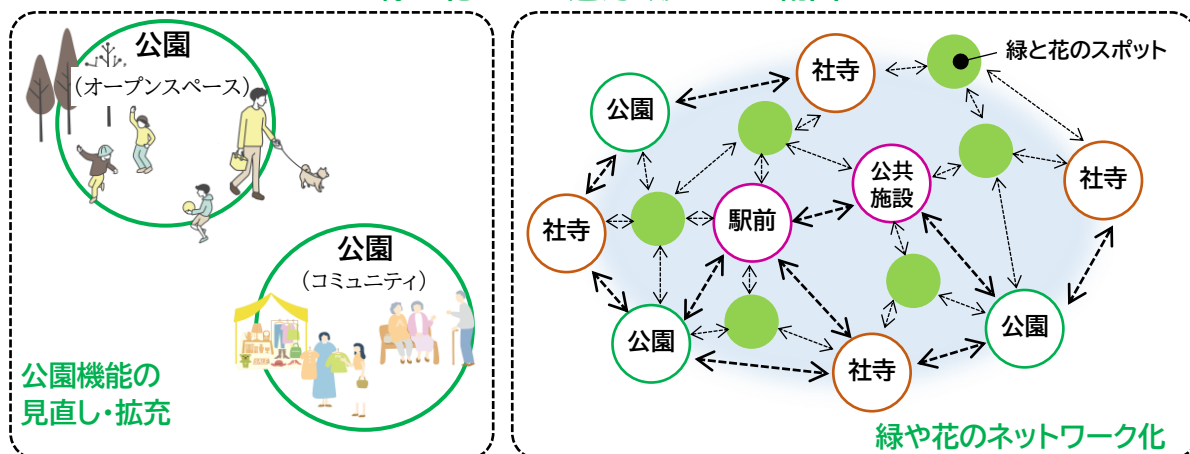
- 本市においては今後人口減少が見込まれており、人口増加を前提とした従来の緑を増やす取組から、民間との連携を加速させること、都市公園を柔軟に使いこなすことなど連携と緑の質の向上が重要となっています。
- アンケートによると、身近な公園等の緑地は重要度が高い一方で満足度が低く、特に一人当たりの都市公園面積が低い地区において、不満の割合が高くなっています。
- 緑とオープンスペースが持つ多面的機能を地域や市民のために発揮すべく、既存の公園機能の見直しや民間と連携した地域の特色ある緑の創出が重要となっています。

重点プロジェクトの概要

- ・民間が主体となった緑の創出や地域のニーズに応じた公園機能の見直し・機能の充実など地域に親しまれる緑の創出・育成を図ります。
- ・公園や駅前など地域の顔となる場所の緑化や特色ある緑や花のスポットを創出し、相互につないでネットワーク化することで、市民や来訪者が歩きたくなる、魅力・賑わいを感じられるまちを目指します。

重点プロジェクトの全体イメージ

緑や花による魅力・賑わいの創出



取組方針

地域の魅力を高める公園づくり

一人当たりの都市公園面積が低い地区において、新たな公園の整備を進めます。また、既存公園においては、市民ニーズを踏まえた公園のリニューアルや機能の拡充、市民と連携した維持管理活動を促進するため、市民参加型の公園づくりを進めます。

地域の顔となる大きな公園については Park-PFI 等の民間活力の導入を検討し、公園の魅力向上に努めます。

地域の顔となる緑づくり

地域の顔となる駅前や公共施設、蔵造りの町並み周辺などにおいては、シンボルとなる緑の創出や季節感の演出に加えてユニバーサルデザインにより歩いて楽しい空間づくりに努めます。

民間が主体となった緑と花のスポットづくり

市民・民間団体や事業者と連携して花いっぱい運動の展開を推進し、良好な景観の形成及び緑と花のスポットづくりを進めます。

また、民間が主体となり緑と花のスポットを創出する取組を促すための情報発信や研修の開催など支援を推進します。

緑や花のネットワーク化によるまちなかの魅力・賑わいの創出

公園や地域の顔となる緑、特色ある緑と花のスポットを活用し、これらを巡る散策・観光ルートなどを設定・ネットワーク化します。

また、散策・観光ルートを活用した観光客の呼び込みや歩きたくなる仕掛けづくりなど、緑や花の創出・ネットワーク化を通じた魅力・賑わいの創出に努めます。

取組の波及効果

・民間と連携して地域に親しまれる緑の創出・育成を進めることで、緑づくりを通じたコミュニティの醸成や緑を担う人材の育成、地域の緑の愛着を育みます。

第5部 推進体制と進行管理

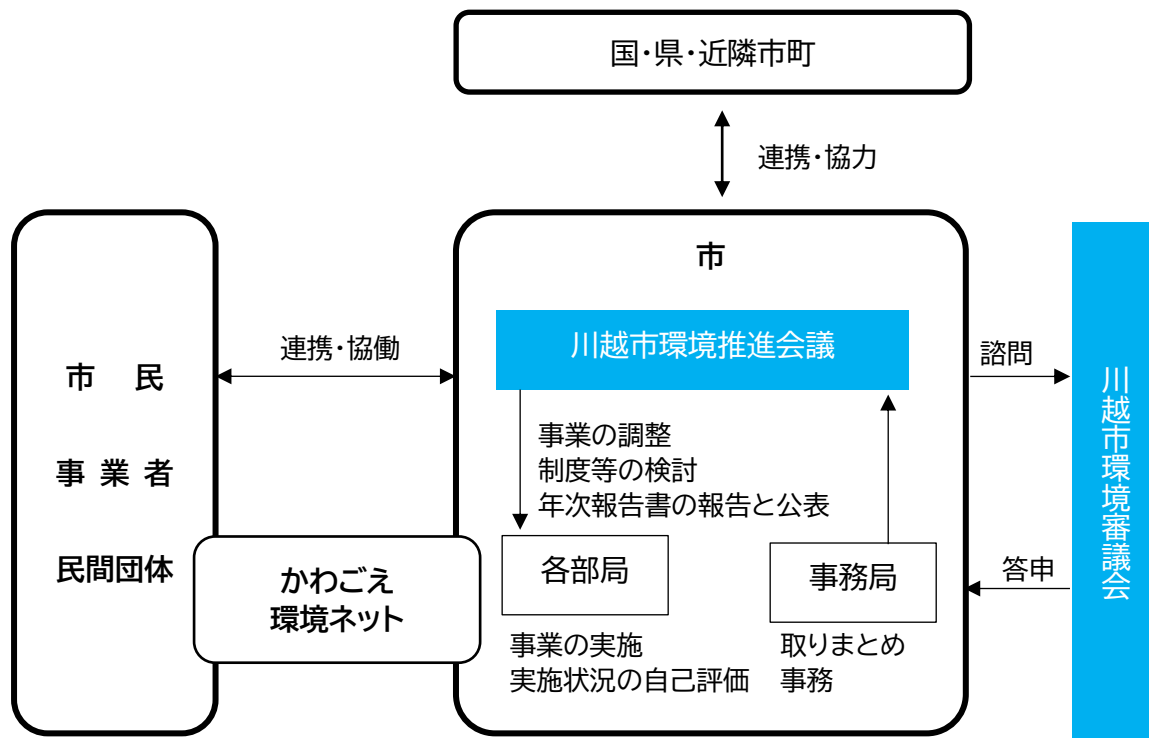
第10章 推進体制と進行管理

- 1 計画の推進体制
- 2 計画の進行管理

第10章 推進体制と進行管理

1 計画の推進体制

計画の推進に当たっては、各主体の行動が原動力となることはもちろんですが、同時に、各主体が互いに認め合い、共通の目的に向かって、ともに考え協力しあう「協働」のもと行います。なお、「協働」とは、平成21(2009)年度に策定された「川越市協働指針」において、自助・共助・公助のうち公助の領域にあり、市民と市がそれぞれの役割に応じて実施する領域と示されています。



協働・連携による「環境」「緑」の保全・創造のための施策・行動の実践



望ましい環境像の実現
望ましい緑の将来像の実現

○川越市環境審議会

川越市環境基本条例に基づき設置されます。学識経験者、公募、関係団体の代表者及び関係行政機関の職員で構成され、市長の諮問に応じ、環境の保全に関する基本的事項について審議します。

○川越市環境推進会議

市の組織において、各部局の役割分担と同時に、横断的な推進体制を構築し、本計画に基づく施策・事業を実施します。この会議では、計画の進捗状況や制度等の検討、複数の所管による関連事業の調整等を行います。

○かわごえ環境ネット

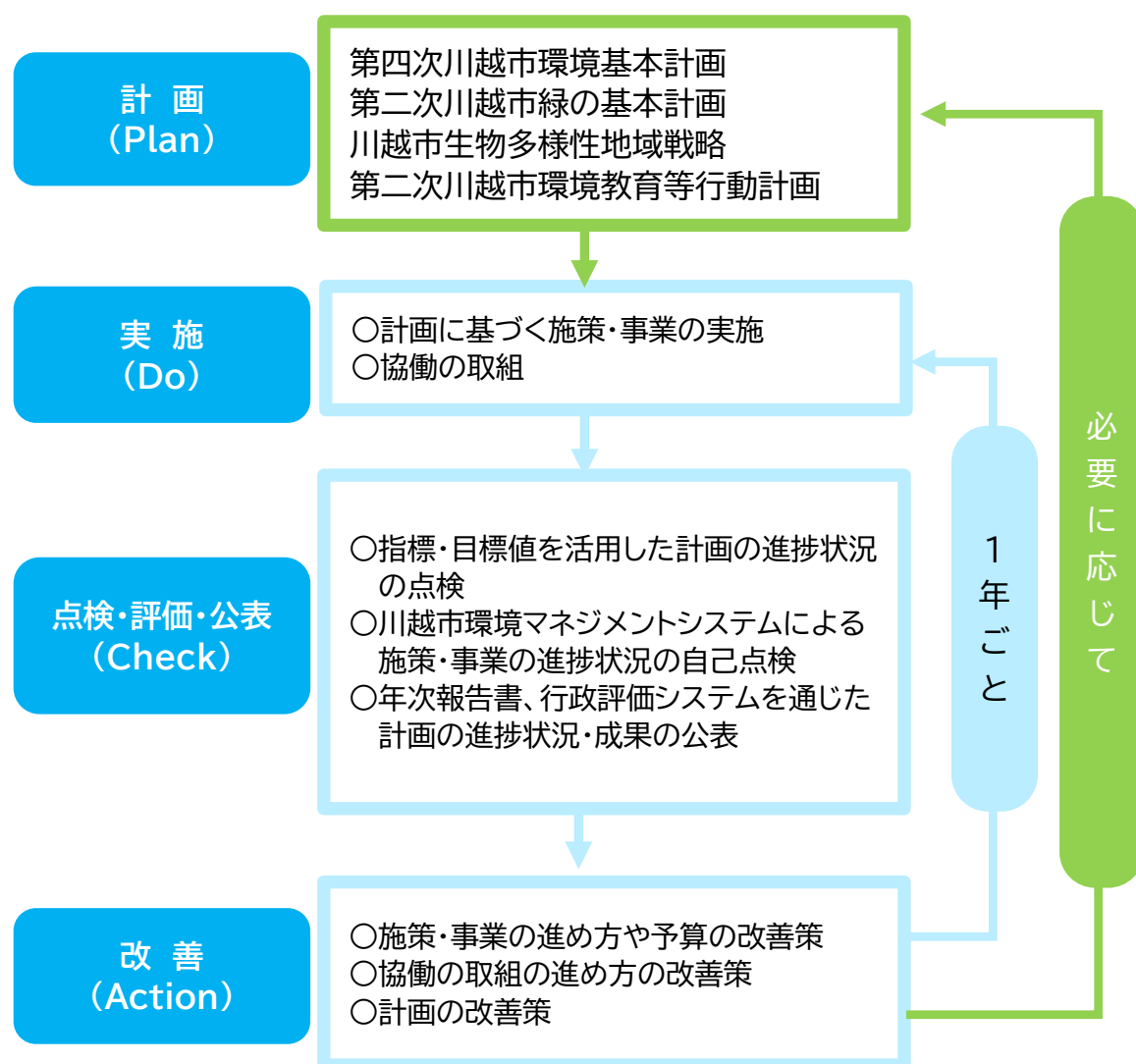
市民、事業者、民間団体及び市がパートナーシップを形成し、それぞれが役割を理解しつつ、協働して環境保全活動を行い、川越市環境基本計画における望ましい環境像を実現していくための組織として、平成12(2000)年8月に設立されました。

望ましい環境像の実現に向けた市民、事業者及び民間団体の行動指針となる川越市環境行動計画の策定にも携わります。

2 計画の進行管理

2-1 進行管理の考え方

計画の進行管理に当たっては、計画(Plan)→実施(Do)→点検・評価・公表(Check)→改善(Action)という PDCA サイクルを基本とし、計画内容や計画に基づく施策・事業の継続的な改善を図ります。



2-2 進行管理のポイント

○指標・目標値の活用

第四次計画及び第二次緑の基本計画は、指標・目標値を活用した、全体の進捗状況の点検を行います。

○川越市環境マネジメントシステムの活用

市は、計画に基づく施策・事業の実施に当たり、川越市環境マネジメントシステムを活用して、毎年度、目的・目標・実施計画を策定し、進捗状況の自己点検を行います。

○年次報告による公表、評価

市は、毎年度、計画の進捗状況の点検結果等について、川越市環境審議会に報告するとともに、年次報告書、広報、インターネットホームページ等を通じて、市民等に公表し、評価を受けます。寄せられた提案や意見は、施策・事業の推進と、計画見直しに反映させていただきます。また、計画に基づく施策・事業の成果・課題についての透明性の確保や予算等への評価結果の反映を図るため、行政評価システムを活用します。

○計画の見直し

本計画の中間年にあたる令和12(2030)年は国の環境政策のターニングポイントとなることから、本市を取り巻く環境や国等の新たな環境政策、市民等の意見を踏まえ、川越市環境審議会に諮り、必要に応じて、計画や指標・目標値等の見直しを行います。

資料編

資料1 地区別計画

- 1 川越市の地区構成
- 2 地区別計画

資料2 策定経過

- 1 策定体制
- 2 策定に係る会議等の開催
- 3 環境審議会答申

資料3 市民参加

- 1 かわごえ環境ネットからの提言等
- 2 パブリックコメント

資料4 川越市良好な環境の保全に関する基本条例

資料5 都市公園の種別

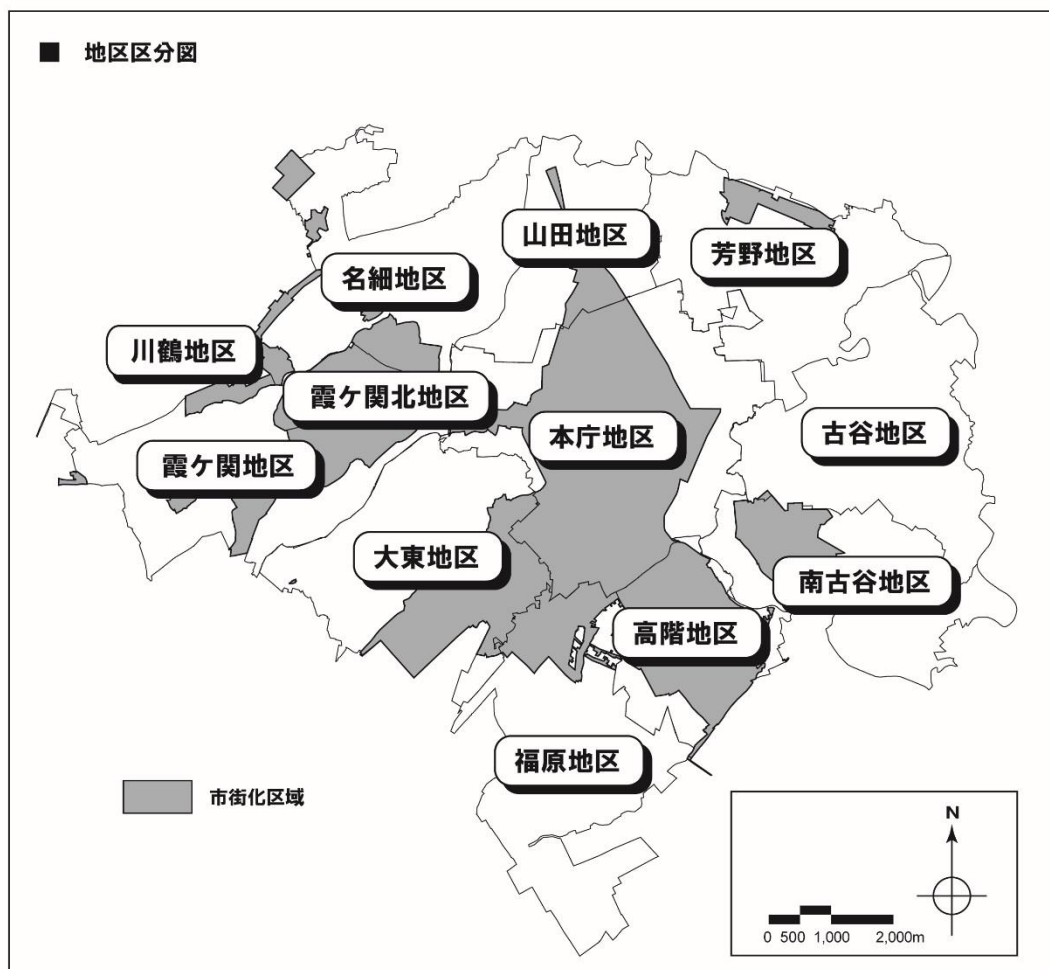
用語解説

資料 1 地区別計画

1 川越市の地区構成

本市は、本庁、芳野、古谷、南古谷、高階、福原、大東、霞ヶ関、川鶴、霞ヶ関北、名細及び山田の12地区の行政地区から構成されます。

地区別計画では、これらの地区ごとに現況と課題を整理し、取組の方針を設定することによって、より地域の状況に即した計画を推進します。



川越市 基本データ	地区の人口	都市公園数	都市公園面積	一人当たりの 都市公園面積
	352,673人	325箇所	1,684,479㎡	4.78 ㎡/人

※地区別計画における基本データは令和7(2025)年3月末時点のものです。

2 地区別計画

2-1 本庁地区

(1) 現況と課題

■緑の現状と課題

緑の特性に関すること	○地区の大部分は市街化区域であり、区域内にある新河岸川をはじめとする河川や湧水地、社寺林は、市民の身近な水と緑として保全する必要があります。 ○市街地内の農地は環境保全や防災機能など多面的機能を有しており、市街化区域内外を結ぶ貴重な緑として保全する必要があります。
都市公園等の整備に関すること	○大部分が既成市街地であり、今後の公園整備水準の向上は難しいため、既存都市公園等の維持管理や機能拡充が重要となっています。 ○歴史的な町並みを生かし、延焼・類焼防止や災害時の避難路等となる安全性に配慮した緑地の整備や維持管理について検討する必要があります。
緑化に関すること	○市街化区域内の緑が少ないことから、公共施設や道路・河川の緑化を進め、快適で安全な環境形成を積極的に図る必要があります。 ○歴史的な町並みを生かした緑化の推進や、三駅(川越駅、本川越駅、川越市駅)周辺地区の計画的な緑化が必要となっています。

■緑に関する基本データ

地区の人口	都市公園数	都市公園面積	1人当たりの都市公園面積
106,373人	51箇所	137,343㎡	1.29 ㎡/人

(2) 取組の方針

① 良好な河川、水辺環境の保全/巨木・名木等の保存/歴史的な町並みの保全

- 災害時の避難経路を形成するため、新河岸川の良好な河川、水辺環境の保全を図ります。
- 氷川神社等の社寺林の保全について検討します。
- 歴史的な町並みを残す地区では歴史的環境や路地等を保全するとともに、小さなスペースも生かした緑化等を推進します。

② 地域生活拠点における計画的な緑化/住宅地の緑化

- 三駅(川越駅、本川越駅、川越市駅)周辺から歴史的町並み地区にかけての地区において、緑の充実を市民、事業者、民間団体及び市が協働して進めます。
- 大部分が既成市街地であり、緑化余地が少ないことを踏まえ、住宅敷地内の緑化や屋上緑化、壁面緑化、駐車場緑化など民有地の緑化を積極的に推進します。

③ 身近な都市公園等の整備/管理と機能見直し

- 大部分が既成市街地であり、今後の公園整備水準の向上が難しいことを踏まえ、既存の都市公園等について適切な管理を行うとともに、公園の誘致距離や利用状況等を踏まえ、リノベーションや機能の再編を検討します。
- 大規模開発事業等が行われる際には、計画的な緑化と都市公園等の整備に努めます。

■地区の将来像



2-2 芳野地区

(1) 現況と課題

■ 緑の現状と課題

緑の特性に関すること	○地区の大部分は農地であり、農地の保全による田園景観の保全が重要となります。また、農地内の水路等についても、保全を検討する必要があります。 ○地区の骨格となる荒川、入間川や伊佐沼の水辺環境の保全を進める必要があります。
都市公園等の整備に関すること	○大部分が市街化調整区域であり、伊佐沼公園等が整備されていることから他地区と比べて都市公園の整備水準が比較的高くなっています。今後は、他地区とのネットワーク化を進め、都市公園等の活用を図る必要があります。
緑化に関すること	○本地区には川越工業団地、川越第二産業団地があり、周辺景観と調和した緑化を進め、緑豊かな工業団地の育成を図る必要があります。

■ 緑に関する基本データ

地区の人口	都市公園数	都市公園面積	1人当たりの都市公園面積
5,299人	11箇所	70,927㎡	13.38 ㎡/人

(2) 取組の方針

① 市街地を取り巻く田園の保全

- 地区の大部分を占める農地の保全を図るとともに、環境保全型農業や地産地消等による農業振興を推進します。
- 川越市グリーンツーリズム拠点施設を農業とのふれあい拠点として位置付けるとともに、市民農園の運営等により市民が農業とふれあう機会を創出します。
- 各種の農業体験イベントを通じ、市民が農業への理解を深める取組の充実を図ります。

② 良好な河川、水辺環境の保全

- 荒川、入間川等において、良好な河川環境の保全・復元に努めます。
- 伊佐沼において、生き物の生息・生育空間となる湿地の保全、キタミソウなどの希少な野生動植物の保護及びハス・ヨシ群落の保全・再生に努めます。
- 水路等において、水の流れを阻害しないよう適切な維持管理に努めます。

③ 身近な都市公園等の整備/管理と機能見直し

- 水辺の自然とのふれあいの場として、また、スポーツレクリエーション活動の場として、新たに入間川の河川敷を利用した公園の整備を進めます。
- 伊佐沼の良好な自然環境を生かした都市公園の整備を図ります。

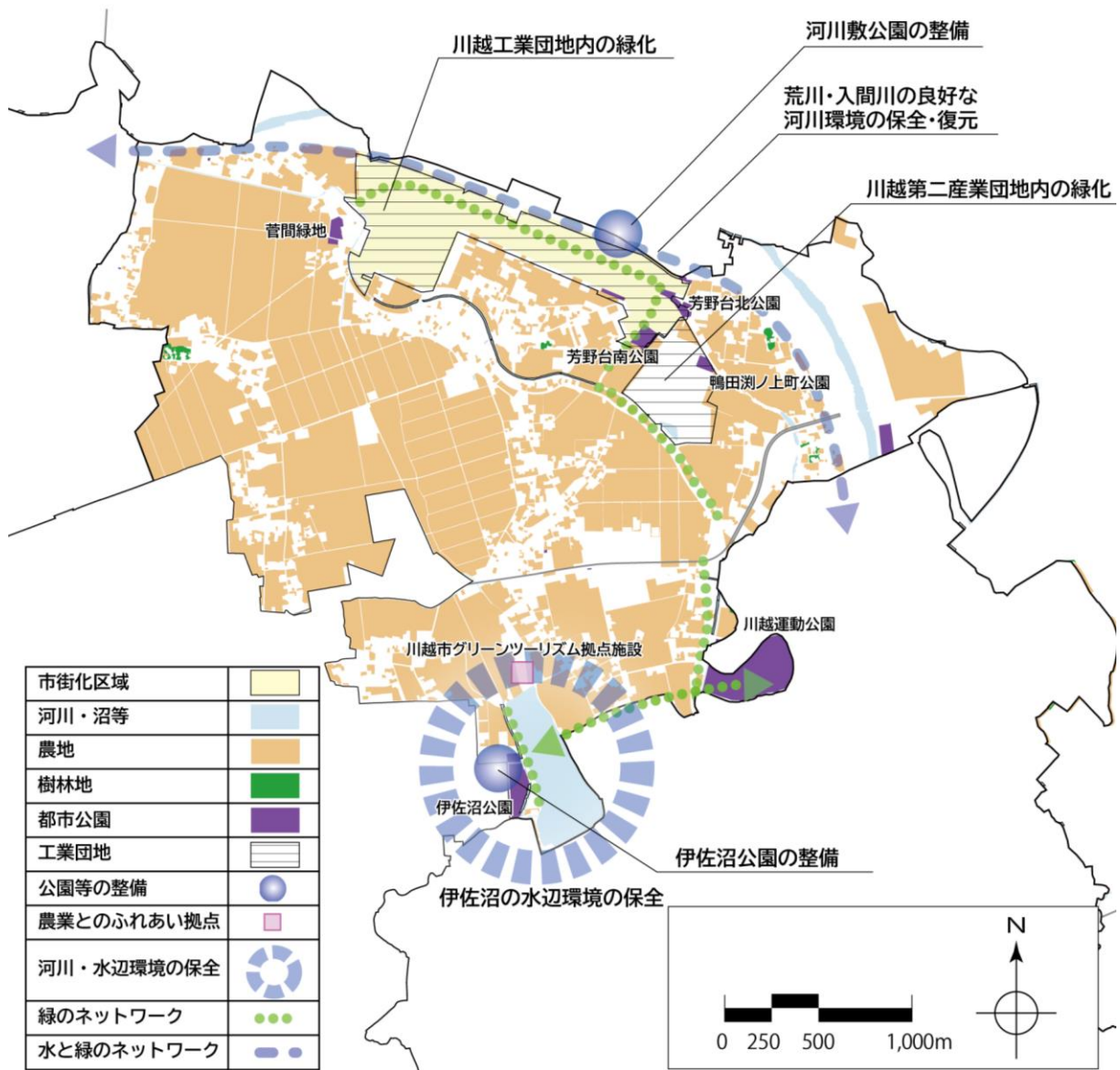
④ 工場の緑の充実

- 川越工業団地、川越第二産業団地内は周辺景観と調和した工場緑化を促進していきます。

⑤ 緑あふれる道づくり

- 都市公園等のネットワーク化を図るため、道路緑化等の充実に努めます。

■地区の将来像



2-3 古谷地区

(1)現況と課題

■緑の現状と課題

緑の特性に関すること	○地区の大部分は農地であり、農地の保全による田園景観の保全が重要となります。また、農地内の水路等についても、保全を検討する必要があります。 ○伊佐沼や古谷湿地は市内の生き物の生息・生育空間として重要な場所であり保全を図るとともに、地区の骨格となる荒川、入間川についても水辺環境の保全を進める必要があります。
都市公園等の整備に関すること	○大部分が市街化調整区域であり、川越運動公園や入間大橋緑地等の大規模な公園が位置することから、他地区と比べて都市公園の整備水準が比較的高くなっています。今後は、他地区とのネットワーク化を進め、都市公園等の活用を図る必要があります。
緑化に関すること	○道路や河川の緑化を進め、快適な環境の形成を図る必要があります。

■緑に関する基本データ

地区の人口	都市公園数	都市公園面積	1人当たりの都市公園面積
10,010人	8箇所	240,217㎡	24.00 ㎡/人

(2)取組の方針

①身近な農地の保全

- 地区の大部分を占める農地の保全を図るとともに、環境保全型農業や地産地消等による農業振興を推進します。
- 遊休農地の活用支援を検討することで、農地の保全と良好な田園景観の維持に努めます。

②良好な河川、水辺環境の保全

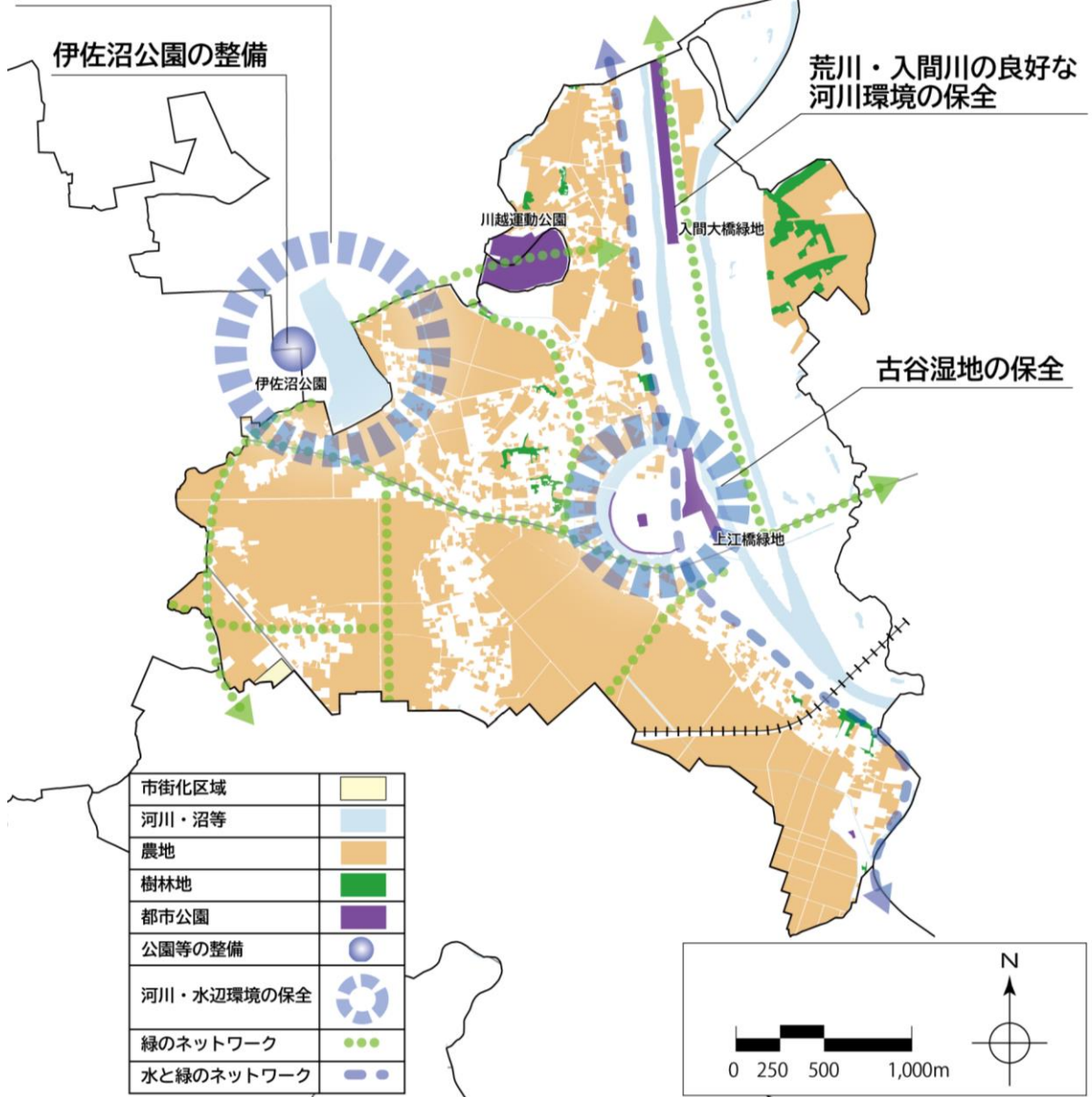
- 荒川、入間川等において、良好な河川環境の保全に努めます。
- 水路等において、水の流れを阻害しないよう適切な維持管理に努めます。
- 伊佐沼において、生き物の生息・生育空間となる湿地の保全及びハス・ヨシ群落の保全・再生に努めます。
- 古谷湿地等において、生き物の生息・生育空間となる湿地の保全及び良好な水辺環境の保全に努めます。

③緑あふれる道づくり

- 伊佐沼や古谷湿地、都市公園等のネットワーク化を図るため、道路緑化等の充実に努めます。

■地区の将来像

伊佐沼の水辺環境の保全



2-4 南古谷地区

(1)現況と課題

■緑の現状と課題

緑の特性に関すること	○地区の多くは農地であり、農地の保全による田園景観の保全が重要となります。また、農地内の水路等についても、保全を検討する必要があります。 ○新河岸川、九十川、びん沼川の水辺環境の保全を検討する必要があります。
都市公園等の整備に関すること	○整備されている都市公園は小規模であることから他地区と比べて都市公園の整備水準が比較的低くなっています。今後は、都市公園の整備について検討する必要があるとともに都市公園の機能を補完するものとして公共施設緑地の緑の充実を図る必要があります。
緑化に関すること	○地域核として位置付けられている南古谷駅周辺については、地域核にふさわしい計画的な緑化が重要となっています。

■緑に関する基本データ

地区の人口	都市公園数	都市公園面積	1人当たりの都市公園面積
25,127人	35箇所	37,649㎡	1.50 ㎡/人

(2)取組の方針

①身近な農地の保全

○地区の多くを占める農地の保全を図るとともに、環境保全型農業や地産地消等による農業振興を推進します。

②身近な都市公園等の整備/管理と機能見直し

○既存の都市公園等については、適切な管理を行うとともに、公園の誘致距離や利用状況等を踏まえ、リノベーションや機能の再編を検討します。

○市民ニーズを踏まえ、必要に応じて新たな公園等の整備を検討します。

○既存の公共施設緑地については、都市公園等の機能を補完する緑としてさらなる緑化などに努めます。

③良好な河川、水辺環境の保全

○下新河岸の河岸跡と一体になった緑や新河岸川の河岸林の保全を図ります。

○九十川、びん沼川等において、良好な河川・水辺環境の保全に努めます。

○水路等において、水の流れを阻害しないよう適切な維持管理に努めます。

○新河岸川、九十川沿いの遊歩道整備の促進に努め、都市公園等とのネットワーク化を図ります。

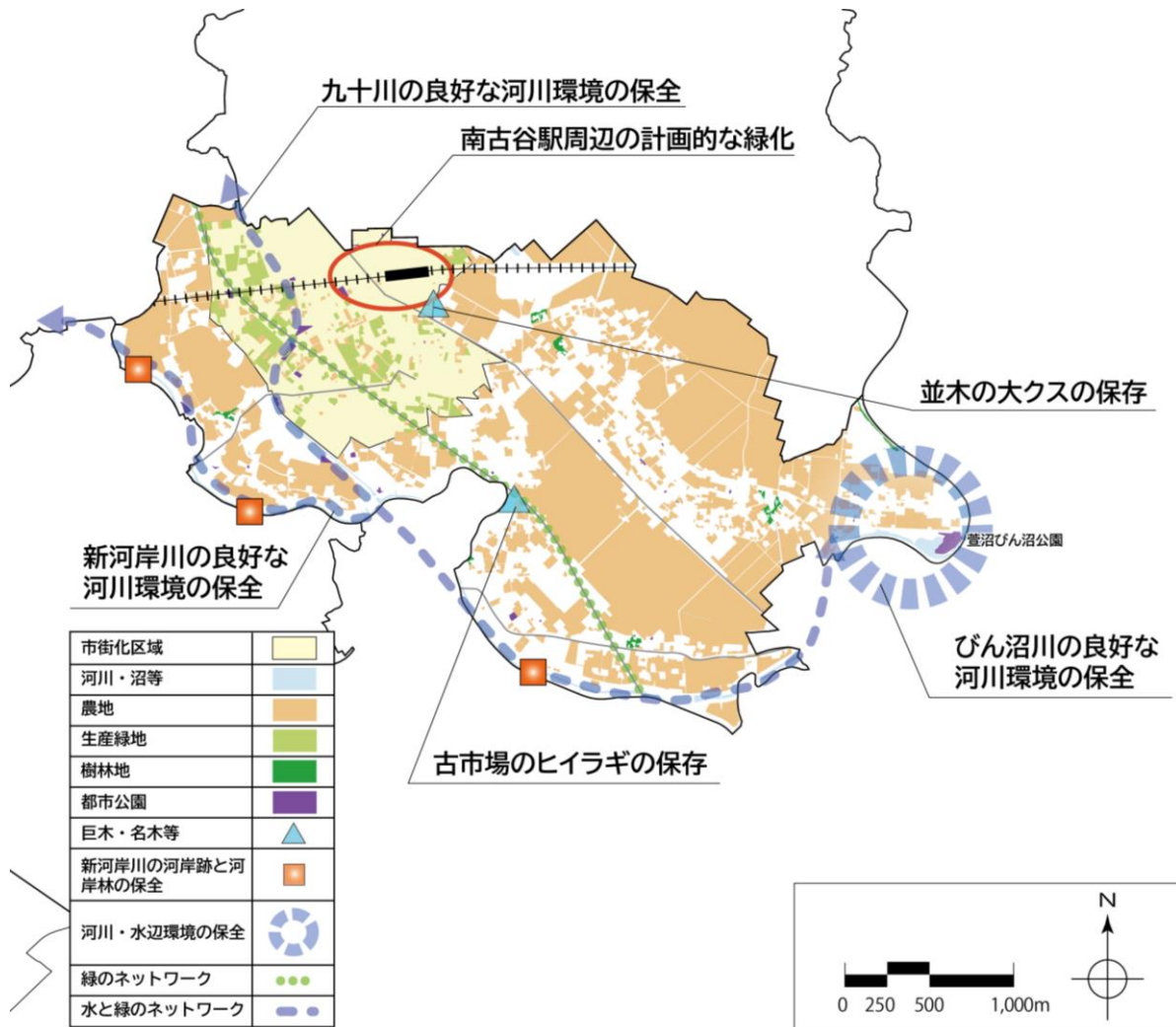
④地域生活拠点における計画的な緑化/住宅地の緑化/巨木・名木等の保存

○地域核として位置付けられている南古谷駅周辺において緑化に努めます。

○基盤整備の整った新たなまちでは、住宅地の緑化を促進します。

○並木の大クスや古市場のヒイラギなどの巨木等は、地区のシンボルとして保存に努めます。

■地区の将来像



2-5 高階地区

(1) 現況と課題

■緑の現状と課題

緑の特性に関すること	○地区の大部分は市街化区域であるものの、区域内には農地が多く残っており、市街地内の貴重な緑として保全が重要となります。 ○新河岸川の水辺環境の保全を検討する必要があります。
都市公園等の整備に関すること	○大部分が既成市街地であり、地区の人口が比較的多いことから他地区と比べて都市公園の整備水準が比較的低くなっています。今後は、都市公園の整備について検討する必要があるとともに都市公園の機能を補完するものとして公共施設緑地の緑の充実を図る必要があります。 ○南西部の砂新田では、(仮称)川越市森林公園の整備が進められており、本地区の貴重な緑として保全・活用していく必要があります。
緑化に関すること	○地域核として位置付けられている新河岸駅周辺については、地域核にふさわしい計画的な緑化が重要となっています。 ○地区の主要道である国道254号等の緑化推進について検討する必要があります。

■緑に関する基本データ

地区の人口	都市公園数	都市公園面積	1人当たりの都市公園面積
53,754人	24箇所	45,956㎡	0.85 ㎡/人

(2) 取組の方針

①市街地を取り巻く田園の保全/身近な農地の保全

○農地の保全を図るとともに、環境保全型農業や地産地消等による農業振興を推進します。また、生産緑地は市街地内の貴重な農地として保全に努めます。

②良好な河川、水辺環境の保全

○下新河岸の河岸跡と一体となった緑や新河岸川の河岸林の保全を図ります。

○新河岸川、寺尾調節池等において、良好な河川・水辺環境の保全に努めます。

③身近な都市公園等の整備/管理と機能見直し

○既存の都市公園等については、適切な管理を行うとともに、公園の誘致距離や利用状況等を踏まえ、リノベーションや機能の再編を検討します。

○(仮称)川越市森林公園は、武蔵野の面影を残す雑木林を保全するとともに、自然とのふれあいの場、緑の中のレクリエーションの場として整備・活用を図ります。

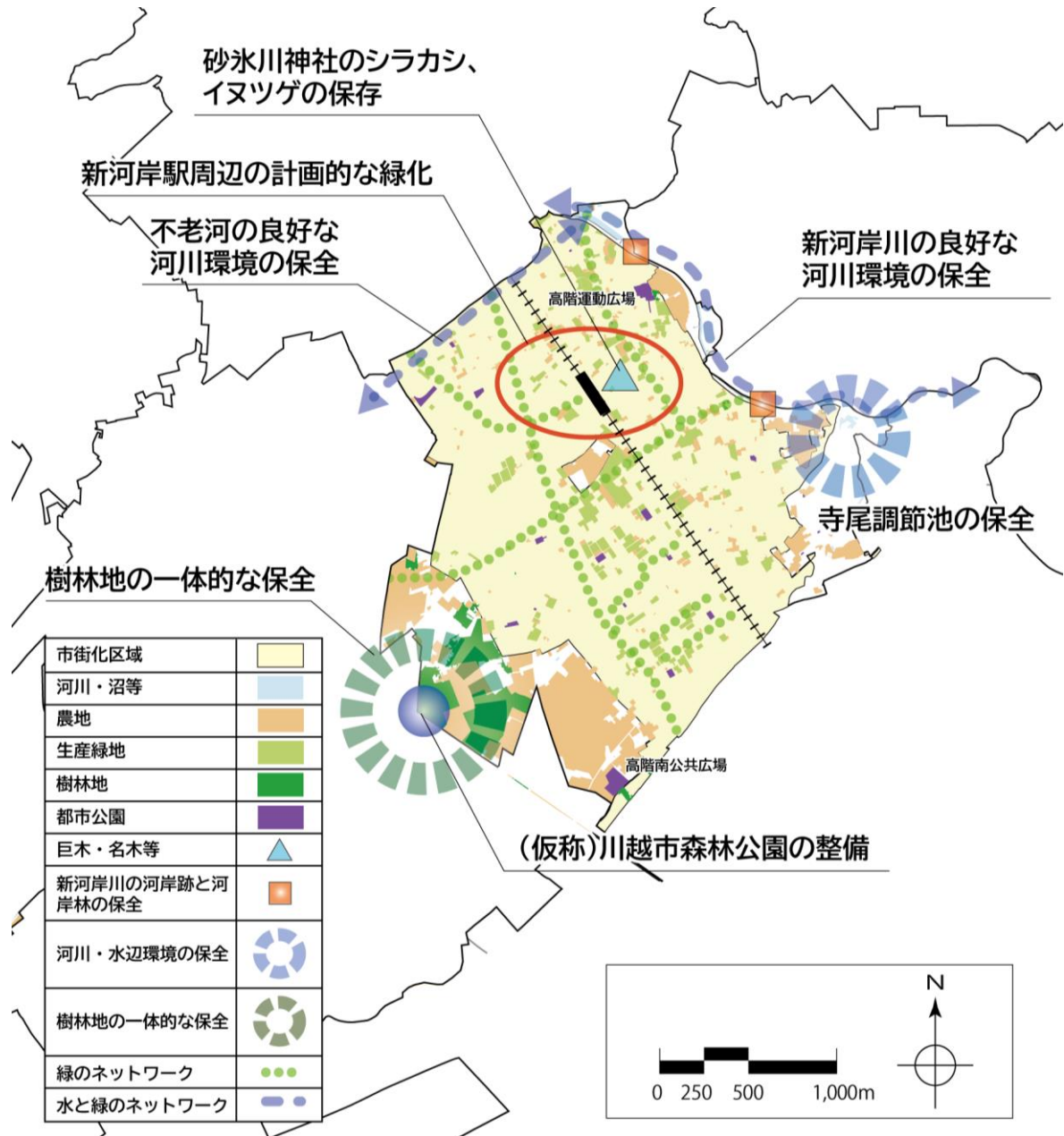
○既存の公共施設緑地については、都市公園等の機能を補完する緑としてさらなる緑化などに努めます。

④地域生活拠点における計画的な緑化/緑あふれる道づくり

○地域核として位置付けられている新河岸駅周辺において緑化に努めます。

○国道254号の緑化などにより福原地区の連続的な緑や大東地区等に点在する緑のネットワーク化に努めます。

■地区の将来像



2-6 福原地区

(1) 現況と課題

■緑の現状と課題

緑の特性に関すること	○地区の大部分は農地であり、生き物の生息・生育空間として重要な樹林地も多く位置していることから、これらの一体的な保全が重要となっています。 ○地区を縦貫している関越自動車道の緑地帯は、生き物の貴重な移動・休息空間となっていることから保全が重要となっています。 ○台地における貴重な水辺である不老川の保全・緑化について検討する必要があります。
都市公園等の整備に関すること	○他地区と比べて都市公園の整備水準が比較的低くなっているものの、地区には豊かな農地と樹林地が広がっており、都市公園が有する身近な緑とのふれあいを補完するものとなっています。 ○東部の砂久保、下松原、今福では、(仮称)川越市森林公園の整備が進められており、本地区の貴重な緑として保全・活用していく必要があります。
緑化に関すること	○地区内の工場等については緑化を推進するとともに周辺の良い樹林・田園景観との調和に配慮する必要があります。

■緑に関する基本データ

地区の人口	都市公園数	都市公園面積	1人当たりの都市公園面積
20,827人	28箇所	31,251㎡	1.50 ㎡/人

(2) 取組の方針

①樹林地の一体的な保全

○樹林地の保全を進めます。特に本市と所沢市、狭山市、三芳町にまたがる「くぬぎ山地区」を、県や関係市町と連携を図りながら保全に努めます。

②身近な農地の保全

○地区の多くを占める農地の保全を図るとともに、武蔵野の落ち葉堆肥農法の推進による伝統農法の継承に努めます。

③良好な河川、水辺環境の保全

○不老川の保全・緑化とともに、川沿いの遊歩道整備の促進に努め、快適な歩行者空間の創出を図ります。

④身近な都市公園等の整備/管理と機能見直し

○(仮称)川越市森林公園は、武蔵野の面影を残す雑木林として保全するとともに、自然とのふれあいの場、緑の中のレクリエーションの場として整備・活用を図ります。

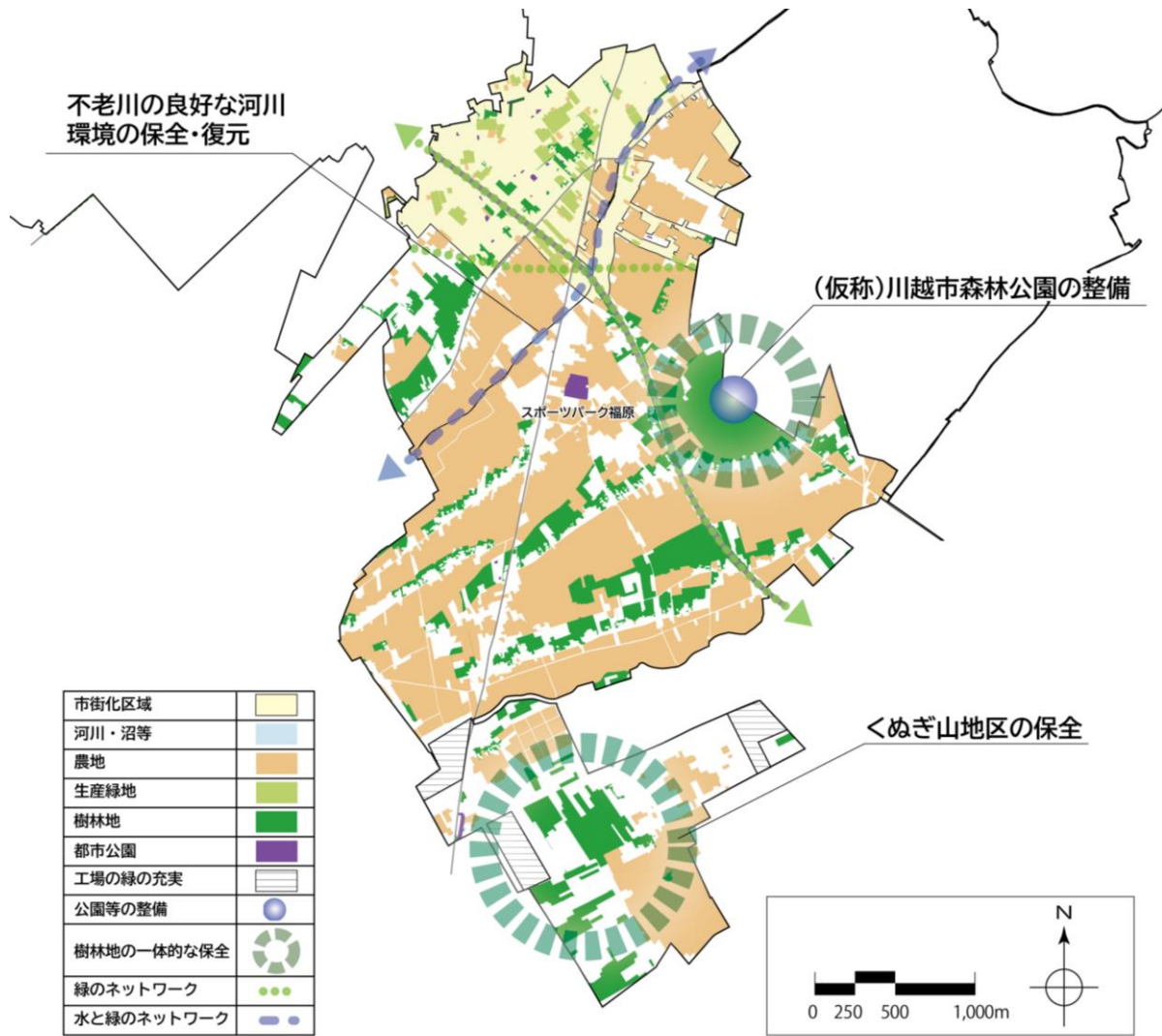
⑤工場の緑の充実

○周辺景観と調和した工場緑化を促進していきます。

⑥緑あふれる道づくり

○関越自動車道の緑地帯や福原地区の連続的な緑、高階地区、大東地区等に点在する緑について、

■地区の将来像



2-7 大東地区

(1)現況と課題

■緑の現状と課題

緑の特性に関すること	○地区は農地と市街化区域がそれぞれ約半分を占めており、市街地内にも農地が残っていることから、貴重な緑として保全が重要となります。 ○地区の骨格となり、生き物の生息・生育空間としても重要な入間川を保全する必要があります。
都市公園等の整備に関すること	○地区内には大規模な川越公園(川越水上公園)等が位置することから、他地区と比べて都市公園の整備水準が比較的高くなっています。今後は、河川区域の都市公園の整備や他地区とのネットワーク化等、更なる都市公園等の活用を検討する必要があります。
緑化に関すること	○本地区には川越狭山工業団地等があり、周辺景観と調和した緑化を進め、緑豊かな工業団地の育成を図る必要があります。また、国道16号等の地区の主要道路、市の地域核である南大塚駅周辺の緑化推進について検討する必要があります。

■緑に関する基本データ

地区の人口	都市公園数	都市公園面積	1人当たりの都市公園面積
35,011人	29箇所	461,238㎡	13.17 ㎡/人

(2)取組の方針

①市街地を取り巻く田園の保全/身近な農地の保全

- 水田・畑地・果樹園が混在する農地の保全を図るとともに、環境保全型農業や地産地消等による農業振興を推進します。
- 生産緑地は市街地内の貴重な農地として保全に努めます。

②良好な河川、水辺環境の保全

- 地区の骨格となり生き物の生息・生育空間としても重要な入間川の保全を推進します。

③身近な都市公園等の整備/管理と機能見直し

- 入間川の河川敷を利用した池辺公園等の整備・活用を図ります。

④地域生活拠点における計画的な緑化

- 地域核として位置付けられている南大塚駅周辺において緑化に努めます。

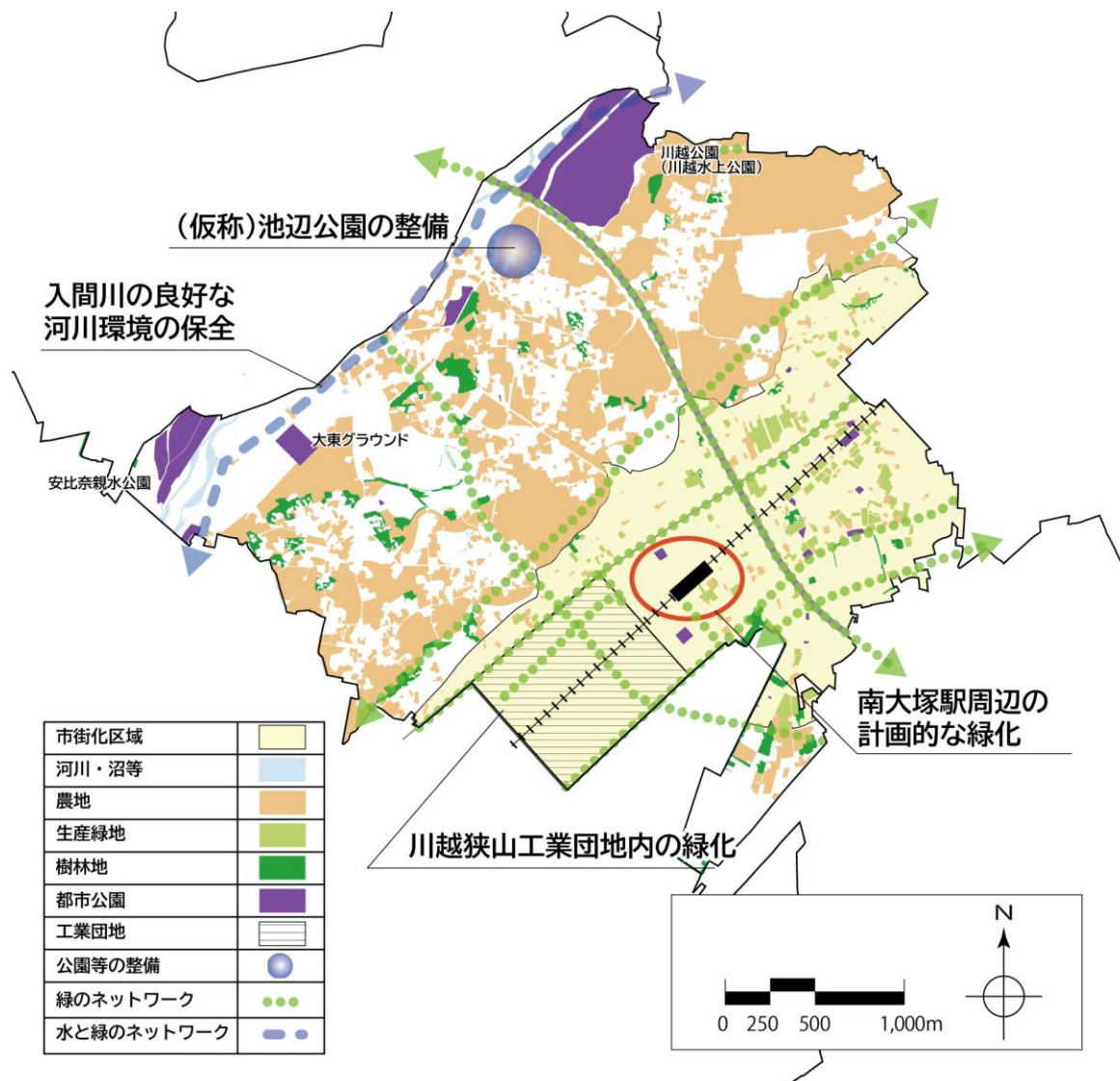
⑤緑あふれる道づくり

- 関越自動車道の緑地帯の充実を促進するとともに、側道の緑あふれる道としての活用策について検討します。
- 福原地区の連続的な緑や高階地区等に点在する緑について、国道16号等の主要道路の緑化などによりネットワーク化に努めます。

⑥工場の緑の充実

- 川越狭山工業団地等は周辺景観と調和した工場緑化を促進していきます。

■地区の将来像



2-8 霞ヶ関地区

(1) 現況と課題

■ 緑の現状と課題

緑の特性に関すること	○地区の多くは水田・畑地・果樹園が混在する農地であり、これらの保全が重要となります。また、農地内の水路等についても保全を検討する必要があります。 ○地区の西部にはまとまった規模の樹林地が位置しており、生き物の生息・生育空間として重要であることから、これらの保全が重要となっています。 ○地区の骨格となり、生き物の生息・生育空間としても重要な入間川、小畔川等の河川について保全・活用を検討する必要があります。
都市公園等の整備に関すること	○地区内には安比奈親水公園等の河川敷を利用した大規模な公園が位置することから、他地区と比べて都市公園の整備水準が比較的高くなっています。今後は、河川敷を利用した都市公園の整備を図るとともに他地区とのネットワーク化を検討する必要があります。
緑化に関すること	○本地区には的場工業団地等があり、周辺景観と調和した緑化を進め、緑豊かな工業団地の育成を図る必要があります。

■ 緑に関する基本データ

地区の人口	都市公園数	都市公園面積	1人当たりの都市公園面積
32,523人	56箇所	268,148㎡	8.24 ㎡/人

(2) 取組の方針

① 市街地を取り巻く田園の保全

○農地の保全を図るとともに、環境保全型農業や地産地消等による農業振興を推進します。また、生産緑地は市街地内の貴重な農地として保全に努めます。

② 樹林地の一体的な保全/巨木・名木等の保存

○北西部に広がる樹林地は、生き物の生息・生育空間として、また、大規模住宅地の緩衝帯として保全に努めます。

○笠幡浅間神社のヒヨクヒバや的場小川家のツゲなどの巨木等は、地区のシンボルとして保存に努めます。

③ 良好な河川、水辺環境の保全

○入間川、小畔川等において良好な河川環境の保全に努めます。

○小畔川沿いの遊歩道整備の促進に努め、水と緑とふれあえる空間としての活用を図ります。

④ 身近な都市公園等の整備

○自然環境に配慮した公園施設の整備を図ります。

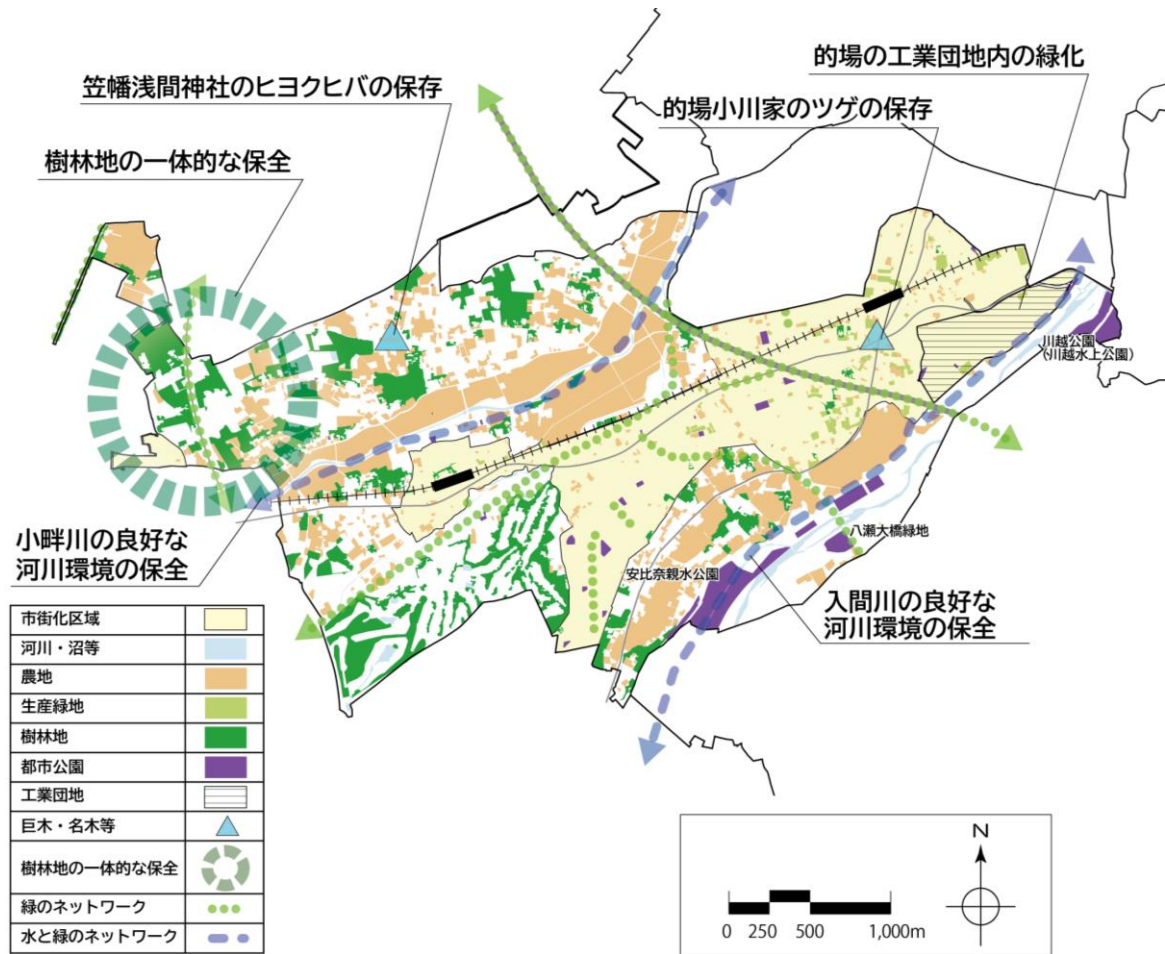
⑤ 工場の緑の充実

○的場工業団地等は周辺景観と調和した工場緑化を促進していきます。

⑥ 緑あふれる道づくり

○関越自動車道や首都圏中央連絡自動車道(圏央道)の緑地帯の充実を促進するとともに、側道の緑あふれる道としての活用策について検討します。

■地区の将来像



2-9 川鶴地区

(1)現況と課題

■緑の現状と課題

緑の特性に関すること	○地区内に樹林地や河川はないものの、笠幡公園や小畔水鳥の郷公園(川鶴調整池)など比較的緑が豊かな地区となっています。引き続き、市民の身近な緑として保全・活用を図る必要があります。
都市公園等の整備に関すること	○笠幡公園をはじめとした多くの都市公園が適切に配置されていることから、他地区と比べて都市公園の整備水準が比較的高くなっています。今後は、身近な地域活動の拠点として都市公園等の活用を図るとともに、他地区とのネットワーク化を検討する必要があります。
緑化に関すること	○地区の大部分が住宅地であることから、住宅地の緑化を促進する必要があります。 ○他の地区と比べて街路樹の整備率が比較的高くなっており、地区の貴重な緑として適切に管理していく必要があります。

■緑に関する基本データ

地区の人口	都市公園数	都市公園面積	1人当たりの都市公園面積
5,535人	8箇所	42,800㎡	7.73 ㎡/人

(2)取組の方針

①良好な河川、水辺環境の保全

○小畔水鳥の郷公園(川鶴調整池)においては良好な水辺環境の保全に努めます。

②身近な都市公園等の整備/住宅地の緑化

○既存の都市公園等については、適切な管理を行うとともに、公園の誘致距離や利用状況等を踏まえ、リノベーションや機能の再編を検討します。

○既存の公共施設緑地については、都市公園等の機能を補完する緑としてさらなる緑化などに努め、身近な緑による住環境の向上を図ります。

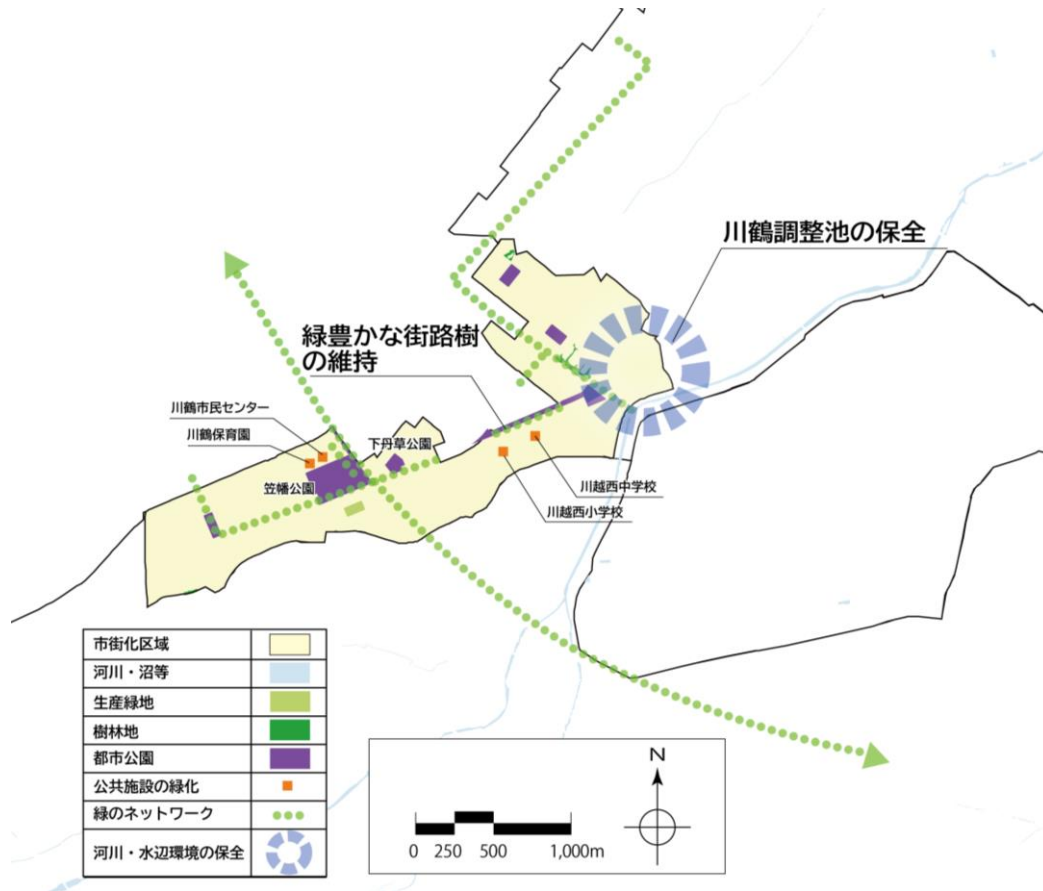
○地区の大部分を占める住宅地の緑化を積極的に促進します。

③緑あふれる道づくり

○関越自動車道の緑地帯や遊歩道の充実を図るとともに、緑あふれる道としての活用策について検討します。

○街路樹について、地区の貴重な緑として適切に維持管理を行います。

■地区の将来像



2-10 霞ヶ関北地区

(1) 現況と課題

■ 緑の現状と課題

緑の特性に関すること	○地区の大部分が市街化区域であり、地区の骨格となり、生き物の生息・生育空間としても重要な入間川、小畔川等の河川について保全・活用を検討する必要があります。
都市公園等の整備に関すること	○御伊勢塚公園をはじめとした多くの都市公園が適切に配置されていることから、他地区と比べて都市公園の整備水準が比較的高くなっています。今後は、都市公園の整備水準の向上とともに、他地区とのネットワーク化による多様な都市公園等の需要への対応を検討する必要があります。
緑化に関すること	○地区の大部分が住宅地であることから、住宅地の緑化を促進する必要があります。 ○地域核として位置付けられている霞ヶ関駅周辺については、地域核にふさわしい計画的な緑化が重要となっています。 ○他の地区と比べて街路樹の整備率が比較的高くなっており、地区の貴重な緑として適切に管理していく必要があります。

■ 緑に関する基本データ

地区の人口	都市公園数	都市公園面積	1人当たりの都市公園面積
16,446人	21箇所	107,587㎡	6.54 ㎡/人

(2) 取組の方針

① 良好な河川、水辺環境の保全

- 入間川、小畔川等において、良好な河川環境の保全に努めます。
- 入間川において、地域住民の憩いの場となるよう緑化・活用に努めます。
- 小畔川沿いの遊歩道整備の促進に努め、水と緑とふれあえる空間としての活用を図ります。

② 身近な都市公園等の整備/管理と機能見直し

- 既存の都市公園等については、適切な管理を行うとともに、公園の誘致距離や利用状況等を踏まえ、リノベーションや機能の再編を検討します。

③ 住宅地の緑化/地域生活拠点における計画的な緑化

- 地区の大部分を占める住宅地の緑化を積極的に促進します。
- 緑地協定、建築協定等の緑化に関する各種制度の指定等による総合的な取組について検討します。
- 地域核として位置付けられている霞ヶ関駅周辺において緑化に努めます。

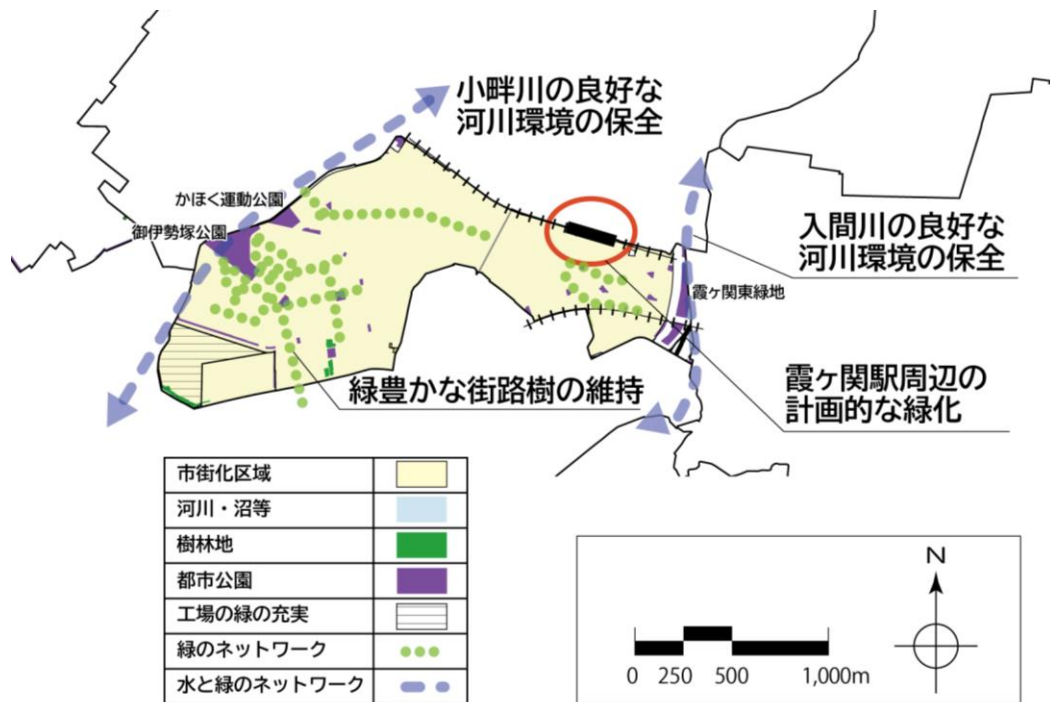
④ 緑あふれる道づくり

- 街路樹について、地区の貴重な緑として適切に維持管理を行います。

⑤ 工場の緑の充実

- 周辺景観と調和した工場緑化を促進していきます。

■地区の将来像



2-11 名細地区

(1) 現況と課題

■ 緑の現状と課題

緑の特性に関すること	○地区内には水田・畑地・果樹園が混在する農地があり、これらの保全が重要となります。 ○地区の北部にはまとまった規模の樹林地があり、生き物の生息・生育空間として重要であることから、樹林地の一体的な保全が重要となっています。 ○地区の骨格となり、生き物の生息・生育空間としても重要な入間川、小畔川等の河川について保全・活用を検討する必要があります。
都市公園等の整備に関すること	○なぐわし公園をはじめとした多くの都市公園が適切に配置されていることから、他地区と比べて都市公園の整備水準が比較的高くなっています。今後は、周辺環境との調和のとれた整備について検討する必要があります。
緑化に関すること	○本地区には富士見工業団地等があり、周辺景観と調和した緑化を進めるとともに、緑豊かな工業団地の育成を図る必要があります。 ○地域核として位置付けられている霞ヶ関駅周辺については、地域核にふさわしい計画的な緑化が重要となっています。

■ 緑に関する基本データ

地区の人口	都市公園数	都市公園面積	1人当たりの都市公園面積
29,960人	45箇所	194,957㎡	6.51 ㎡/人

(2) 取組の方針

① 市街地を取り巻く田園の保全

○水田・畑地・果樹園が混在する農地の保全を図るとともに、環境保全型農業や地産地消等による農業振興を推進します。

② 良好な河川、水辺環境の保全

○入間川堤防等の桜つつみの維持管理を推進し、市民の憩いの場としての活用を図ります。

③ 樹林地の一体的な保全/巨木・名木等の保存

○北部に位置するまとまった規模の樹林地は、生き物の生息・生育空間として保全を進めます。

○鯨井のヒイラギや下小坂の大ケヤキなどの巨木等は、地区のシンボルとして保存に努めます。

④ 身近な都市公園等の整備/管理と機能見直し

○小畔川との連携強化を視野に入れ、なぐわし公園を整備します。

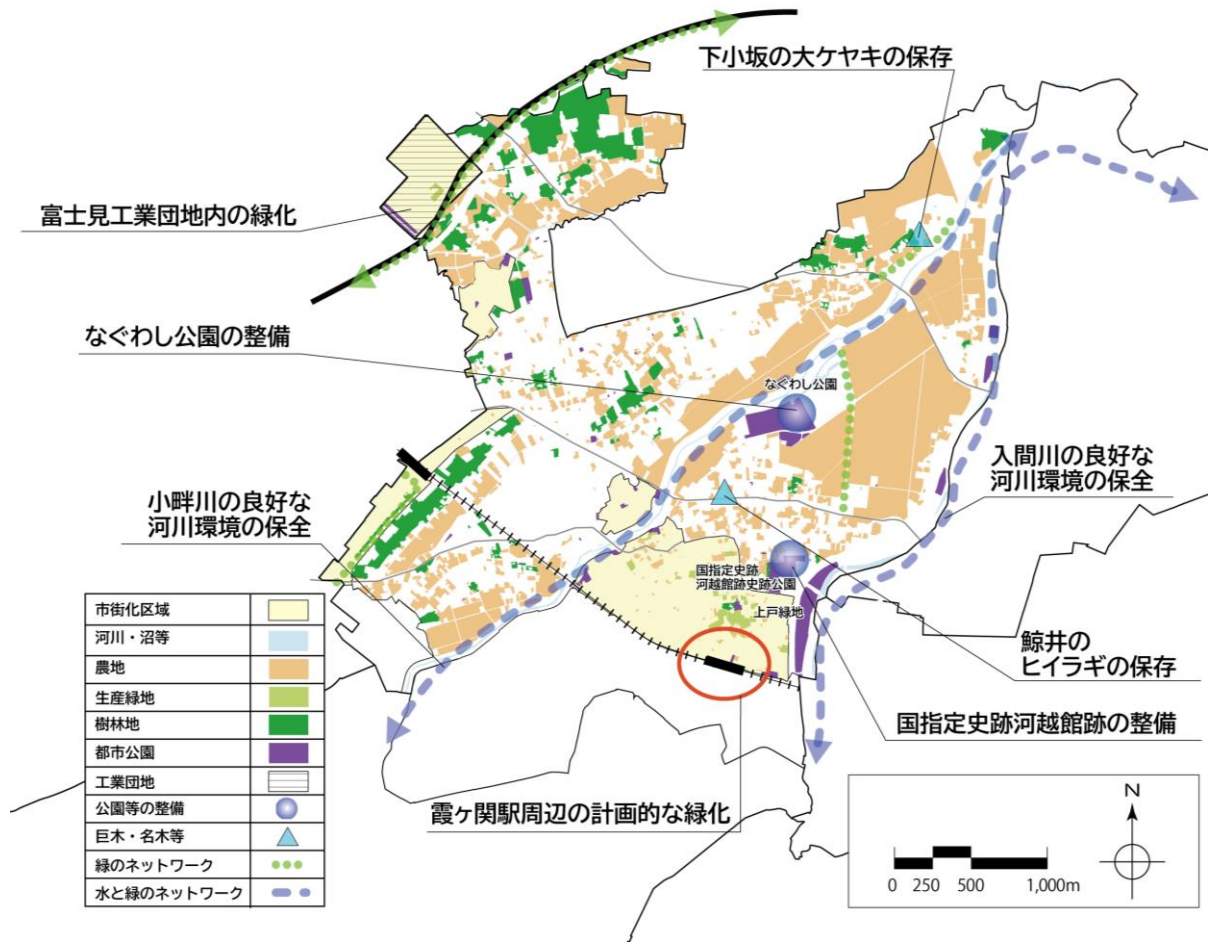
○国指定史跡となっている河越館跡について、史跡河越館跡整備基本計画に基づいて引き続き整備を推進します。

⑤ 地域生活拠点における計画的な緑化/工場の緑の充実

○地域核として位置付けられている霞ヶ関駅周辺において緑化に努めます。

○富士見工業団地は周辺景観と調和した工場緑化を促進していきます。

■地区の将来像



2-12 山田地区

(1)現況と課題

■緑の現状と課題

緑の特性に関すること	○地区の大部分が農地であり、地区の景観を構成する田園の保全、河川の一体的な保全が必要となります。 ○市街化区域内には農地が多いため、市街地内の緑として保全について検討する必要があります。 ○本地区は、入間川の河川敷を有し、多くの生き物にとって良好な生息・生育空間となっていることから、適切に保全していくことが重要です。
都市公園等の整備に関すること	○整備されている都市公園の数が少なく小規模であることから他地区と比べて都市公園の整備水準が比較的低くなっています。今後は、都市公園の整備について検討する必要があります。
緑化に関すること	○地区内を縦貫する国道254号や都市計画道路川越北環状線の緑化を促進する必要があります。 ○本地区は、埼玉県住生活基本計画において住宅の重点供給地域に指定されていることから、開発による緑の計画的な保全・創出を行う必要があります。

■緑に関する基本データ

地区の人口	都市公園数	都市公園面積	1人当たりの都市公園面積
11,808人	9箇所	46,406㎡	3.93 ㎡/人

(2)取組の方針

①身近な農地の保全/市街地を取り巻く田園の保全

- 生産緑地は市街地内の貴重な農地として保全に努めます。
- 農地の保全を図るとともに、環境保全型農業や地産地消等による農業振興を推進します。

②良好な河川、水辺環境の保全

- 入間川等において、良好な河川環境の保全に努めます。
- 入間川堤防等の桜つつみの維持管理を推進し、市民の憩いの場としての活用を図ります。

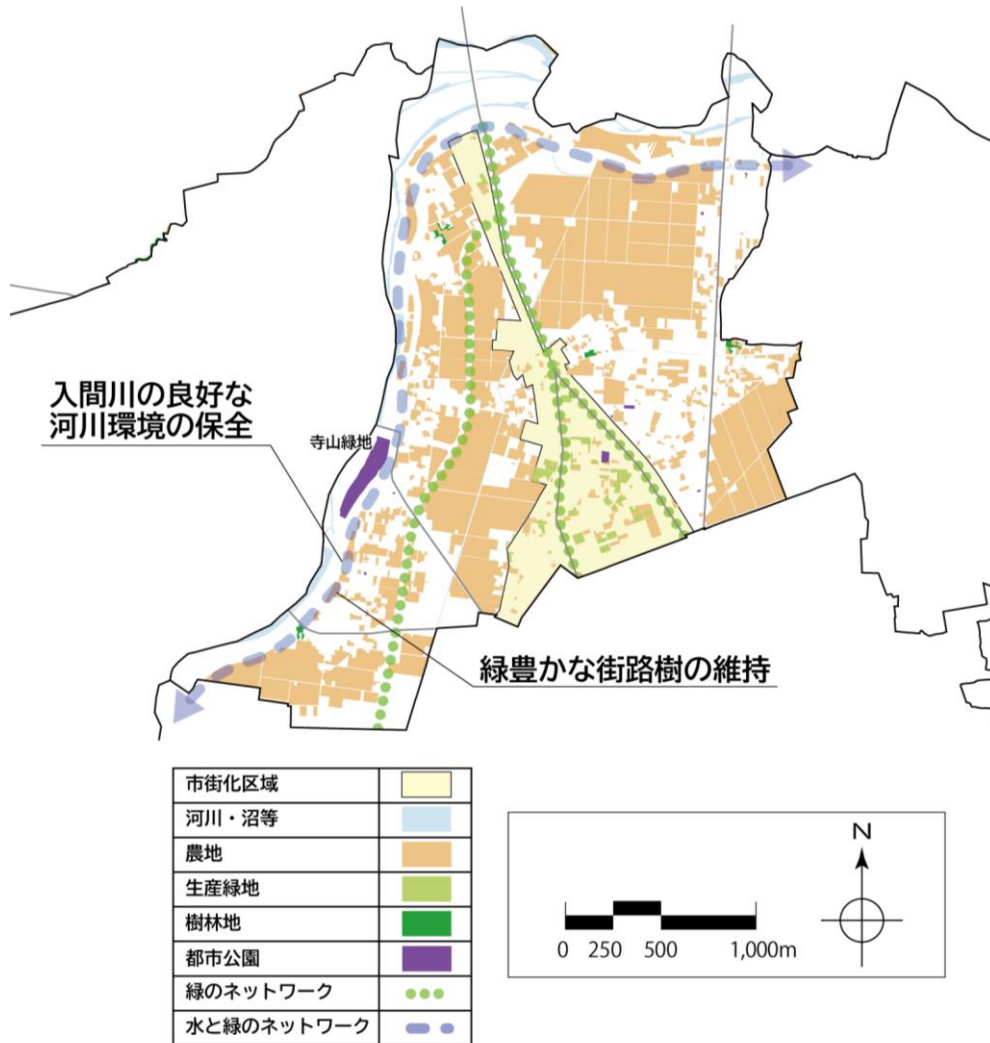
③身近な都市公園等の整備/管理と機能見直し

- 既存の都市公園等については、適切な管理を行うとともに、公園の誘致距離や利用状況等を踏まえ、リノベーションや機能の再編を検討します。
- 市民ニーズを踏まえ、必要に応じて新たな公園等の整備を検討します。

④緑あふれる道づくり

- 国道254号や都市計画道路川越北環状線については、道路緑化による快適な歩行者空間の創出を促進します。

■地区の将来像



資料２ 策定経過

１ 策定体制

■川越市環境推進会議

委員長	環境部長
副委員長	総合政策部長
委員	総務部長
委員	財政部長
委員	市民部長
委員	文化スポーツ部長
委員	福祉部長
委員	こども未来部長
委員	保健医療部長
委員	産業観光部長
委員	都市計画部長
委員	建設部長
委員	上下水道局長
委員	教育委員会教育総務部長
委員	教育委員会学校教育部長
委員	農業委員会事務局長
委員	消防局長

■川越市環境推進会議幹事会

幹事長	環境部長
副幹事長	環境政策課長
幹事	秘書室長
幹事	政策企画課長
幹事	社会資本マネジメント課長
幹事	行政改革推進課長
幹事	総務課長
幹事	財政課長
幹事	管財課長
幹事	地域づくり推進課長
幹事	防犯・交通安全課長
幹事	文化芸術振興課長
幹事	福祉推進課長
幹事	保健医療推進課長
幹事	保健総務課長
幹事	環境対策課長
幹事	産業廃棄物指導課長
幹事	資源循環推進課長
幹事	収集管理課長
幹事	環境施設課長
幹事	産業振興課長
幹事	農政課長
幹事	都市計画課長
幹事	都市景観課長
幹事	都市整備課長
幹事	交通政策課長
幹事	公園整備課長
幹事	建設管理課長
幹事	総務企画課長
幹事	教育委員会地域教育支援課長
幹事	教育委員会文化財保護課長
幹事	教育委員会学校管理課長

■川越市環境審議会（第16期 令和7年3月1日～令和9年2月28日）

会長： 小瀬 博之

副会長： 宮崎 千鶴

種別	氏名	備考
1号委員： 学識経験者	小島 洋一	市議会議員
	倉嶋 真史	市議会議員
	須藤 直樹	市議会議員
	鈴木 謙一郎	市議会議員
	牛窪 喜史	市議会議員
	池浜 あけみ	市議会議員
	高橋 剛	市議会議員
	小瀬 博之	東洋大学総合情報学部教授
	矢澤 則彦	東京国際大学商学部教授
	吉村 千鶴子	消費生活コンサルタント
2号委員： 公募による者	森山 浩光	公募
	石井 優子	公募
3号委員： 関係団体の代表者	白田 正至	かわごえ環境推進員協議会
	齊藤 正身	川越市医師会
	坂口 孝	川越商工会議所
	鈴木 崇弘	川越環境保全連絡協議会
	増田 知久	かわごえ環境ネット
	宮岡 寛	川越市自治会連合会
	宮崎 千鶴	川越女性団体連絡協議会
4号委員： 関係行政機関の職員	堀口 浩二	埼玉県西部環境管理事務所

2 策定に係る会議等の開催

令和6(2024)年度

・川越市環境審議会	1回
・調査研究会	随時

令和7(2025)年度

・川越市環境審議会	5回
・川越市都市計画審議会	1回
・川越市環境推進会議	3回
・川越市環境推進会議 幹事会	2回
・調査研究会	随時

■計画策定の経過

年月日	会議等	主な検討事項
令和6(2024)年 8月30日～9月17日	アンケート調査の実施	18歳以上の市民2,000人 市内300事業所
令和7(2025)年 3月27日	令和6年度第2回 川越市環境審議会	(仮称)第四次川越市環境基本計画及 び第二次川越市緑の基本計画の策定 について
7月18日	令和7年度第1回 川越市環境審議会	(仮称)第四次川越市環境基本計画及 び第二次川越市緑の基本計画 第1～ 4章について
8月7日	令和7年度第2回 川越市環境審議会	(仮称)第四次川越市環境基本計画及 び第二次川越市緑の基本計画 第5 章について
9月30日	令和7年度第3回 川越市環境審議会	(仮称)第四次川越市環境基本計画及 び第二次川越市緑の基本計画 第6 ～9章について
10月22日	令和7年度第4回 川越市環境審議会	(仮称)第四次川越市環境基本計画及 び第二次川越市緑の基本計画 第10 章～資料編及び総括について
11月5日～12月4日	パブリックコメント	(仮称)第四次川越市環境基本計画及 び第二次川越市緑の基本計画に対す るパブリックコメントの実施
令和8(2026)年 1月30日	令和7年度第5回 川越市環境審議会	パブリックコメントの結果について (仮称)第四次川越市環境基本計画及 び第二次川越市緑の基本計画につい て
3月〇日	答申	市長への答申

3 環境審議会答申

(答申の内容を記載予定)

資料3 市民参加

1 かわごえ環境ネットからの提言

(令和6(2024)年6月26日受領)

第四次川越市環境基本計画策定に向けた提言

かわごえ環境ネット
理事長 小瀬博之

環境の変化が深刻になる中、世界的には気候変動枠組条約締約国会議(COP)が開催され、日本でも2020年10月に菅義偉総理大臣が2050年カーボンニュートラルを目指すことを宣言しました。持続可能な生産と経済の体制を早期に実現すべく、GXリーグ基本構想(経済産業省)、みどりの食料システム戦略(農林水産省)、第六次生物多様性国家戦略(環境省)などの国家的なプロジェクトが動き出しています。先進的な取り組みを実現している地方自治体も増えています。川越市でも2021年5月には川合善明市長が「小江戸かわごえ 脱炭素宣言」を表明しました。2025年に策定される予定の第四次川越市環境基本計画は、こうした流れの中で野心的で責任ある中身を示さねばなりません。

そこで、かわごえ環境ネットでは2023年8月から2024年3月にかけて、第四次川越市環境基本計画策定に向けた意見交換会を計9回、20名のメンバーで開催してきました。その結果を「第四次川越市環境基本計画の策定に向けた川越市への提言」として提出いたします。川越市には、この内容を考慮したうえで第四次川越市環境基本計画を作成していただくことを要望いたします。以下に、本提言の趣旨および重点項目を簡潔に記します。環境目標、大施策、中施策をチャートで表わした施策体系案を別添いたしますが、以下の記述では大施策各項目との関連も指示いたします。

【脱炭素宣言の責任ある実行計画および実行体制】

脱炭素の目標となる2050年までに残された期間は約25年です。この間に目標を実現するのは容易ではない上に、わずか6年後の2030年までの進捗度合が目標達成の成否を左右すると言われています。第四次環境基本計画がどの程度野心的な目標を掲げ、実効性のある計画と体制を示せるかという点に、川越市における目標達成の見通しがかかっていると言えます。市長と行政の真剣さが今こそ問われる、まさに中心課題です。

(施策体系案:大施策1)

【温暖化への適応策のみならず緩和策を】

川越市のみならず埼玉県中心部では、他地域よりも急速に温暖化が進んでいます。熊谷地方気象台の年平均気温は、1900年から2020年にかけて2.5℃上昇しています。その一因は、土地利用の変化によるヒートアイランド現象の影響でもあるでしょう。2023年夏の日中の川越市中心部の猛暑が命に関わるレベルに達していたという事実は、記憶に新しいところです。このまま

は子ども、高齢者を含む弱者が夏の日中に外出することが不可能になるだけでなく、観光客も減少するでしょうし、熱中症で倒れる観光客も出てくるでしょう。そうなってしまえば観光業をはじめとする経済にも悪影響が及びます。

暑さ対策として、学校校舎等へのエアコン設置が進んでいます。しかし断熱材の敷設を合わせて行っていないため、エネルギーの無駄を生んでいるだけでなく、建物の冷却効果も不十分にとどまっています。温暖化への適応策は費用対効果を重視して実施してください。

適応策と同時に、かわごえ環境ネットは温暖化の緩和策を実施することを要望いたします。緩和策にもさまざまありえる中、下に述べるように川越市において最重要なのが緑地、湿地、湧水、田畑の減少を食い止めることです。そのために市税や補助金等のあらゆる制度的な手段を用い、緑地面積の回復、私有地の緑化促進、アスファルト・コンクリート除去、生産緑地も含めた田畑の維持、田畑に従事する農業者の確保等を強力に推し進めてください。

(施策体系案：大施策1、6、7)

【緑地、湿地、田畑面積の確保】

川越市の脱炭素および気温上昇対策において、さらに言えば水害等の災害対策において、最重要なのが、雑木林をはじめとした緑地、湿地、湧水、田畑の面積を確保することです。

現状では、これらの土地の面積は長期的に見て減少傾向にあります。2022年の樹林地は317haですが、1996年からの26年間、年平均8haの勢いで減少しています(出典：統計かわごえ)。最大で計11箇所あった市民の森も1998年以降相次いで計6箇所19,359㎡が指定解除となり、現在では計5箇所40,168㎡のみとなりました(環境政策課提供資料による)。それと並行して、2000年から2018年の間に田畑は約15%減少する一方で、宅地面積は約25%も増加し川越市の面積の30%以上を占めるようになっていきます(出典：統計かわごえ)。こうした土地利用状況の変化によってヒートアイランド現象が加速しています。

河川改修や貯水施設の設置は進んでいるものの、土地利用の変化に伴って土壌の保水・遊水機能が失われ、近年増加傾向にある短時間強雨時に処理能力を超える雨水が流れ込むことで洪水・内水氾濫の被害が頻発・激甚化する可能性が高まっています。一例を挙げると、新河岸川流域の水収支は蒸発量32%、河川流出量43%、地下水涵養24%ですが、地下水涵養の割合を年間降雨量の3分の1(33%)に引き上げるべきであると「新河岸川流域水循環マスタープラン」には明記されています。新河岸川流域の中でも、川越市を含む不老川ブロックの涵養割合は17%とさらに低くなっています。市民の「水循環」の認知度が低いことも課題です。

緑地や河川や田畑は日差しを吸収し、地表と地下の間の水分の交流を促すことで、暑熱を和らげてくれます。それに対してコンクリートやアスファルトは日差しを照り返し、地表付近の気温を上げています。また、雑木林や緑地や田畑の減少により内水氾濫などの水害のリスクが増大しています。今後、住宅地の排水設備容量を上回る豪雨の発生確率が増大すると予想されている中、緑地や田畑の面積を確保しておくことは死活的に重要です。

相続によって緑地が失われている現状がありますが、その税負担を軽減するための施策の充実を要望します。

(施策体系案：大施策1、5、6、7)

【生物多様性の保全・回復】

現在、川越市では急速に生物多様性が減少しています。正確な数値を出すことが困難なので

すが、このこと自体が問題です。第三次環境基本計画には川越市版レッドデータブックの作成が盛り込まれているにもかかわらず、いまだ着手されているようには見えません。

川越から姿を消した生物種の正確な数値を出すことはできませんが、多様な生物種の生息地が減少していることは確実に言えます。それは、上記のように樹林地、湿地、湧水、田畑の減少であり、宅地やコンクリート建造物の増大に他なりません。第三次環境基本計画で掲げた「武蔵野の面影を残す緑の保全」という目標を達成するための実行体制が形成されていないだけでなく、その不作為に対する責任もあいまいにされています。最優先事項として、川越市の生物多様性の約50%が保全されている(仮称)川越市森林公園計画地における緑地の持続可能な確保に向けた施策及び体制強化を強く要望いたします。

生物多様性の減少は、緑地、湿地、湧水、田畑等の減少と相関しています。緑地なしでは多様な生物も存続できません。これらの環境の確保が生物多様性の保全につながり、生物多様性の保全のための対策が環境の維持を可能にします。この観点からも、川越市にとって緑地、湿地、湧水、田畑等の保全は際立った重要性を帯びています。

(施策体系案：大施策3、4、5、6、7)

【環境のためにも農業振興】

既述の通り、温暖化対策、水害リスク軽減といった観点においても田畑の果たす役割は重要です。しかし第一義的には田畑は、市民の食糧確保という本来の意味において欠かせません。食料生産・流通を全体として見たときに出す二酸化炭素排出量を「カーボンフットプリント」と言いますが、脱炭素を実現するためにはこの値を極力低下させる必要があります。それは、環境に配慮した農業と地産地消を通じて実現しますが、そのためには何よりも農業従事者の確保が欠かせません。学校給食の地場産化・有機化、市民の農業参加の促進等の施策を取り入れて、農業振興の優先順位を早急に上げる必要があります。

(施策体系案：大施策3、7)

【最優先課題は緑地、湿地、湧水、田畑を守ること】

以上、行政とともに川越市の自然環境を20年にわたって観察してきたかわごえ環境ネットの知見に基づき、第四次環境基本計画策定に際して提言を提出する趣旨および重点項目について説明して参りました。要するに、脱炭素においても、生物多様性保全においても、自然災害予防においても共通する最重要課題は、緑地、湿地、湧水、田畑の減少を食い止めることこの点にあります。化学物質などの環境リスク対策や、歴史や文化と調和した形での環境政策など、これまでの努力の継承も重要です。こうした従来の課題を維持しつつも、目下の大目標に向けて大胆に、市民・事業者・行政の総力を結集する体制づくりをお願いいたします。川合善明市長および行政担当者の責任ある対応を求めます。

(施策体系案：大施策1、2、3、4、5、6、7、8)

望ましい環境像(案)

豊かな自然を未来につなぐまち

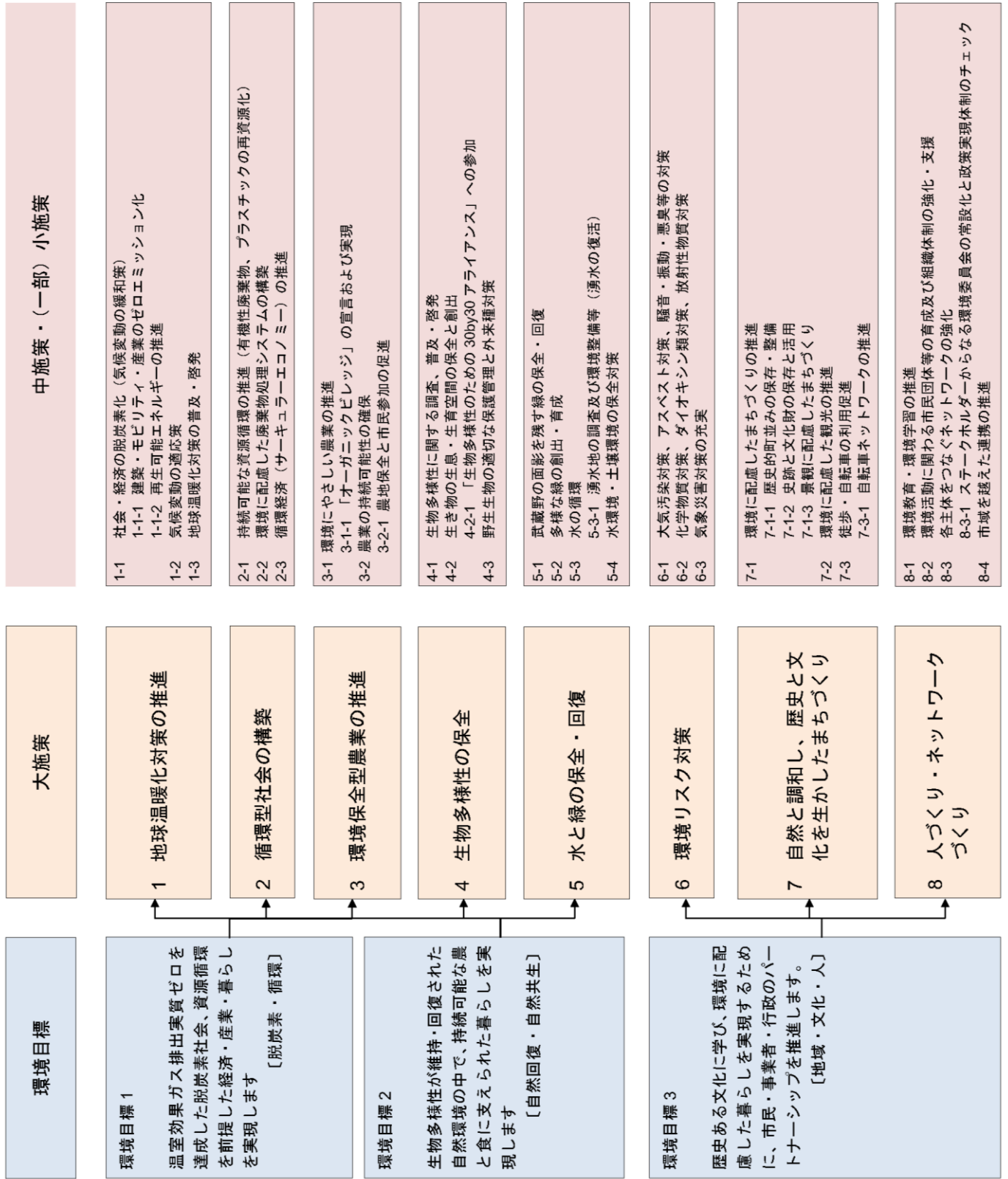
環境目標(案)

- 環境目標1:温室効果ガス排出実質ゼロを達成した脱炭素社会、資源循環を前提とした経済・産業・暮らしを実現します。〔脱炭素・循環〕
- 環境目標2:生物多様性が維持・回復された自然環境の中で、持続可能な農と食に支えられた暮らしを実現します。〔自然回復・自然共生〕
- 環境目標3:歴史ある文化に学び、環境に配慮した暮らしを実現するために、市民・事業者・行政のパートナーシップを推進します。〔地域・文化・人〕

施策体系(案)

1. 地球温暖化対策の推進(環境目標1)
2. 循環型社会の構築(環境目標1)
3. 環境保全型農業の推進(環境目標1,2)
4. 生物多様性の保全(環境目標2)
5. 水と緑の保全・回復(環境目標2)
6. 環境リスク対策(環境目標3)
7. 自然と調和し歴史と文化を生かしたまちづくり(環境目標3)
8. 人づくり・ネットワークづくり(環境目標 3)

豊かな自然を未来につなぐまち



2 パブリックコメント

令和7(2025)年11月5日から12月4日にかけて、「(仮称)第四次川越市環境基本計画及び第二次川越市緑の基本計画」(原案)に対する意見募集を行ったところ、○名から○件の意見が寄せられました。項目別の意見数を以下に示します。

■意見一覧

(表で整理予定)

資料4 川越市良好な環境の保全に関する基本条例

平成18年9月25日
条例第36号

目次

前文

第1章 総則(第1条—第8条)

第2章 環境の保全に関する基本方針等(第9条—第12条)

第3章 環境の保全に関する施策(第13条—第27条)

第4章 地球環境保全の推進(第28条—第30条)

第5章 川越市環境審議会(第31条)

附則

人は、豊かな自然の恵みの下に、その生命をはぐくみ、活力ある今日の社会を築いてきた。

私たちのまち川越は、荒川、入間川、伊佐沼などの水辺空間や武蔵野の面影を残す雑木林など恵まれた自然環境の下で、蔵造りの町並み、時の鐘、川越まつりなどの多くの歴史的又は文化的遺産を継承し、市民の活力と英知により今日まで発展を続けてきた。

一方、便利さや物質的な豊かさを求めて様々な資源やエネルギーを大量に消費する社会経済活動は、自然の再生能力や浄化能力を超えるような規模となり、その結果、地域の環境問題だけでなく、すべての生物の生存基盤である地球の環境を脅かすまでに至っている。

もとより、私たちは、良好な環境の下に、健康で文化的な生活を営む権利を有するとともに、このかけがえのない環境を健全で恵み豊かなものとして、将来の世代に引き継ぐ責務を有している。

ここに、私たちは、市、市民、事業者等それぞれの役割の下に、自主的かつ積極的にその責務を果たし、協働することによって、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を構築するとともに地球環境の保全に貢献していくため、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全(良好な環境の創造を含む。以下同じ。)について、基本理念を定め、及び市、市民、事業者等の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下(鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。))及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。)に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全は、市民が健康で文化的な生活を営むことができる良好な環境を確保し、その環境が将来の世代へ継承されるように適切に行われなければならない。

2 環境の保全は、生物の多様性が確保され、人と自然との共生が実現されるように行われなければならない。

3 環境の保全は、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会が構築されるように、市、市民、事業者及び民間団体(市民及び事業者の組織する民間の団体をいう。以下同じ。)のそれぞれの責務に応じた役割分担及び協働の下に積極的に行われなければならない。

4 地球環境保全は、人類共通の課題であり、地域の環境が地球環境に深く関わっていることを認識し、すべての事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第 4 条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、環境の保全に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(市民の責務)

第 5 条 市民は、基本理念にのっとり、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全のための活動を自主的かつ積極的に行うように努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

(事業者の責務)

第 6 条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、及び廃棄物を適正に処理し、並びに自然環境を適正に保全するために必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、基本理念にのっとり、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たっては、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。

3 事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全のための活動を自主的かつ積極的に行うように努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

(民間団体の責務)

第 7 条 民間団体は、基本理念にのっとり、その活動に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 民間団体は、基本理念にのっとり、環境の保全のための活動を自主的かつ積極的に行うように努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に積極的に協力するように努めなければならない。

(滞在者の責務)

第 8 条 観光旅行者その他の滞在者は、その滞在に伴う環境への負荷の低減に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力するように努めなければならない。

第 2 章 環境の保全に関する基本方針等

(施策の基本方針)

第 9 条 市は、基本理念にのっとり、次に掲げる環境の保全に関する基本方針に基づく施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

1 市民の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適正に保全されるように、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素を良好な状態に保持すること。

2 地域の特性を生かした都市景観の形成並びに歴史的又は文化的遺産の保存及び活用により、快適な都市環境を創造すること。

3 森林、農地、水辺地等における多様な自然環境の保全を図ることにより、人と自然が共生できる健全で恵み豊かな環境を確保すること。

4 資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用、廃棄物の発生の抑制等を推進し、及び地球温暖化の防止、オゾン層の保護等を図ることにより、地球環境保全に資する社会を構築すること。

5 市、市民、事業者及び民間団体が環境の保全に関し協働して取り組むことができる社会を形成すること。

(環境基本計画)

第 10 条 市長は、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくため、川越市環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全に関する目標及び施策の基本的な方向

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、第三十一条第一項に規定する川越市環境審議会の意見を聴かななければならない。

4 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、市民、事業者及び民間団体の意見を聴くために必要な措置を講ずるものとする。

5 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

6 前三項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境基本計画との整合)

第 11 条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計

画との整合を図らなければならない。

(年次報告)

第 12 条 市長は、毎年、環境の状況及び環境の保全に関して講じた施策の実施状況について、報告書を作成し、これを公表するものとする。

第 3 章 環境の保全に関する施策

(環境影響評価)

第 13 条 市は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施に当たりあらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正な配慮ができるように、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(規制の措置)

第 14 条 市は、公害を防止するため、公害の原因となる行為に対し、必要な規制の措置を講ずるものとする。

2 前項に定めるもののほか、市は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第 15 条 市は、環境の保全に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(施設の整備)

第 16 条 市は、下水道、廃棄物の処理施設その他の環境の保全上の支障の防止に資する公共的施設及び公園その他の自然との触れ合いを図るための公共的施設の整備を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(自然環境の確保)

第 17 条 市は、生物の多様性の確保に配慮しつつ、良好な自然環境を確保するため、緑地及び水環境の保全及び形成に関し必要な措置を講ずるものとする。

(都市景観の形成等)

第 18 条 市は、地域の特性を生かした快適な都市環境を確保するため、良好な景観の形成並びに歴史的又は文化的遺産の保存及び活用に関し必要な措置を講ずるものとする。

(環境教育及び学習の推進等)

第 19 条 市は、市民、事業者及び民間団体が環境の保全についての関心と理解を深め、環境への負荷の低減その他の環境の保全に関する活動を行う意欲が増進されるように、環境の保全に関する教育及び学習の推進、広報活動の充実その他の必要な措置を講ずるものとする。

(市民等との協働)

第 20 条 市は、環境の保全に関する施策について、市民、事業者及び民間団体と協働して、これを推進していくものとする。

(意見の反映)

第 21 条 市は、環境の保全に関する施策に、市民、事業者及び民間団体の意見を反映することができるように、必要な措置を講ずるものとする。

(自発的活動の促進)

第 22 条 市は、市民、事業者及び民間団体が自発的に行う緑化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第 23 条 市は、環境の保全に関する教育及び学習の推進並びに市民、事業者及び民間団体が自発的に行う環境の保全に関する活動の促進に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ、環境の保全に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

(監視等の体制の整備)

第 24 条 市は、環境の状況を把握し、及び環境の保全に関する施策を適正に実施するため、必要な監視、測定、検査等の体制の整備に努めるものとする。

(推進体制の整備)

第 25 条 市は、環境の保全に関する施策について、総合的に調整し、及び推進するため、必要な体制を整備するものとする。

(環境管理等)

第 26 条 市は、自らが環境管理(環境の保全に関する目標等を定めた行動計画を作成し、実行し、見直す等の一連の取組をいう。以下同じ。)及び環境監査(環境管理の状況についての監査をいう。以下同じ。)を実施するとともに、事業者の自主的な環境管理及び環境監査が促進されるように、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第 27 条 市は、環境の保全のための広域的な取組が必要とされる施策について、国及び他の地方公共団体と協力してその推進に努めるものとする。

第 4 章 地球環境保全の推進

(地球環境保全の推進)

第 28 条 市は、地球環境保全に資する施策を積極的に推進するものとする。

2 市は、国、他の地方公共団体その他の関係機関等と連携し、地球環境保全に関する国際協力を推進するよう努めるものとする。

(資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用等)

第 29 条 市は、環境への負荷の低減を図るため、市の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たっては、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用、廃棄物の発生の抑制等を積極的に推進するものとする。

2 市は、環境への負荷の低減を図るため、市民、事業者及び民間団体による資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用、廃棄物の発生の抑制等が促進されるように、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(新エネルギーの活用)

第 30 条 市は、環境への負荷の低減を図るため、新エネルギーの活用に努めるとともに、市民、事業者及び民間団体による新エネルギーの活用が促進されるように、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第 5 章 川越市環境審議会

(川越市環境審議会)

第 31 条 環境基本法(平成五年法律第九十一号)第四十四条の規定に基づき、川越市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、環境の保全に関する基本的事項を調査審議する。

3 審議会は、前項に規定する事項に関し市長に意見を述べることができる。

4 審議会は、委員二十五人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 公募による者

(3) 関係団体の代表者

(4) 関係行政機関の職員

5 委員の任期は、二年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第十条第三項及び第三十一条並びに次項の規定は、平成十八年十一月一日から施行する。

2 川越市環境審議会条例(平成六年条例第十八号)は、廃止する。

資料5 都市公園の種別

種類	種別	内容
住区基幹公園	街区公園	主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で1箇所当たり面積 0.25ha を標準として配置する。
	近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で1箇所当たり面積2ha を標準として配置する。
	地区公園	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で1箇所当たり面積4ha を標準として配置する。都市計画区域外の一定の町村における特定地区公園(カントリーパーク)は、面積4ha 以上を標準とする。
都市基幹公園	総合公園	都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積 10～50ha を標準として配置する。
	運動公園	都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積 15～75ha を標準として配置する。
大規模公園	広域公園	主として一の市町村の区域を超える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする公園で、地方生活圏等広域的なブロック単位ごとに1箇所当たり面積 50ha 以上を標準として配置する。
	レクリエーション都市	大都市その他の都市圏域から発生する多様かつ選択性に富んだ広域レクリエーション需要を充足することを目的とし、総合的な都市計画に基づき、自然環境の良好な地域を主体に、大規模な公園を核として各種のレクリエーション施設が配置される一団の地域であり、大都市圏その他の都市圏域から容易に到達可能な場所に、全体規模 1000ha を標準として配置する。
国営公園		主として一の都府県の区域を超えるような広域的な利用に供することを目的として国が設置する大規模な公園にあっては、1箇所当たり面積おおむね 300ha 以上を標準として配置する。国家的な記念事業等として設置するものにあっては、その設置目的にふさわしい内容を有するように配置する。
緩衝緑地等	特殊公園	風致公園、動植物公園、歴史公園、墓園等特殊な公園で、その目的に則し配置する。
	緩衝緑地	大気汚染、騒音、振動、悪臭等の公害防止、緩和若しくはコンビナート地帯等の災害の防止を図ることを目的とする緑地で、公害、災害発生源地域と住居地域、商業地域等とを分離遮断することが必要な位置について公害、災害の状況に応じ配置する。
	都市緑地	主として都市の自然的環境の保全並びに改善、都市の景観の向上を図るために設けられている緑地であり、1箇所あたり面積 0.1ha 以上を標準として配置する。但し、既成市街地等において良好な樹林地等がある場合あるいは植樹により都市に緑を増加又は回復させ都市環境の改善を図るために緑地を設ける場合にあってはその規模を 0.05ha 以上とする。(都市計画決定を行わずに借地により整備し都市公園として配置するものを含む)
	緑道	災害時における避難路の確保、都市生活の安全性及び快適性の確保等を図ることを目的として、近隣住区又は近隣住区相互を連絡するように設けられる植樹帯及び歩行者路又は自転車路を主体とする緑地で幅員 10～20mを標準として、公園、学校、ショッピングセンター、駅前広場等を相互に結ぶよう配置する。

注) 近隣住区＝幹線街路等に囲まれたおおむね 1km 四方(面積 100ha)の居住単位
出典: 都市公園の種類(国交省)

用語解説

アルファベット

AI(エーアイ)	人工知能「Artificial Intelligence」の略称。人間の思考プロセスと同じような形で動作するプログラム、あるいは人間が知的と感じる情報処理・技術のこと。
BCP(ビーシーピー)	「Business Continuity Plan」の略称で、企業が自然災害、大火災、テロ攻撃などの緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく計画のこと。
BOD (ビーオーディー)	生物化学的酸素要求量。水中の有機物が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素量で、河川の有機汚濁を測る代表的な指標。BOD が大きいほど、河川の汚濁が進んでいることになる。
CSR (シーエスアール)	「Corporate Social Responsibility」の略称で、企業の社会的責任のこと。企業活動において、社会的公正や環境などへの配慮を組み込み、従業員、投資家、地域社会などの利害関係者に対して責任ある行動をとるとともに、説明責任を果たしていくことを求める考え方。
DX(ディーエックス)	「Digital Transformation」の略称。デジタル技術を活用して生活やビジネスを変革すること。
Eco-DRR(エコ・ディーアールアール)	「Ecosystem-based Disaster Risk Reduction」の略称で、土地の生き物や環境を保護して、自然の持つ力によって災害による被害を防止又は軽減させる取組・考え方のこと。
ESD(イーエスディー)	「Education for Sustainable Development」の略称で、持続可能な開発のための教育のこと。現代社会の問題を自らの問題として主体的に捉え、人類が将来の世代にわたり恵み豊かな生活を確保できるよう、身近なところから取り組むことで、問題の解決につながる新たな価値観や行動等の変容をもたらし、持続可能な社会を実現していくことを目指して行う学習・教育活動のこと。
ICT(アイシーティー)	「Information and Communication Technology」の略称で、コンピュータやインターネット、スマートフォンなどの情報技術と、電話や通信ネットワークなどの通信技術を組み合わせたもの。
IoT(アイオーティー)	従来インターネットに接続されていなかった様々なモノ(住宅、車、家電製品など)が、ネットワークを通じてサーバーやクラウドサービスに接続され、相互に情報交換をする仕組みのこと。
J-クレジット	省エネルギー機器の導入や森林経営などの取組による、CO ₂ などの温室効果ガスの排出削減量や吸収量を「クレジット」として国が認証する制度のこと。
Park-PFI(パーク・ピーエフアイ)制度	都市公園内にカフェや売店などの収益施設を民間事業者が設置・運営し、その収益の一部を使って公園施設の整備・管理を行う制度のこと。

PDCA (ピーディーシーイー)	「Plan(計画) → Do(実行) → Check(評価) → Action(改善)」という一連のプロセスを繰り返すことで、業務の改善や効率化を図る手法の一つ。
PFAS(ピーファス)	有機フッ素化合物のうち、ペルフルオロアルキル化合物及びポリフルオロアルキル化合物の総称。PFAS の中でも、PFOS(ペルフルオロオクタンスルホン酸)、PFOA(ペルフルオロオクタン酸)は、幅広い用途で使用されており、これらの物質は、難分解性、高蓄積性、長距離移動性という性質があるため、国内で規制やリスク管理に関する取組が進められている。
PPA モデル	「Power Purchase Agreement(電力購入契約)」の略称で、太陽光発電設備の無償設置というビジネスモデルで、需要家が提供する敷地に発電設備を設置し、発電された電力を需要家が購入する仕組みのこと。
SDGs(エスディーゼー ズ)	「Sustainable Development Goals」の略称。「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された 2030(令和12)年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。17のゴールと169のターゲットで構成されている。
ZEH(ゼッチ)	「Net Zero Energy House」の略称。住宅の高断熱化や高性能設備の導入によって、快適な室内環境を維持しつつ大幅なエネルギー消費量の削減を行うと同時に、太陽光発電などによって創られたエネルギーを活用することで、年間のエネルギー消費量の収支を概ねゼロとすることを目指した住宅のこと。
ZEB(ゼブ)	「Net Zero Energy Building」の略称。外皮の断熱性能等の大幅な向上、高効率な設備システムの導入によって、室内環境の質を維持しつつ大幅に省エネルギー化した上で、再生可能エネルギーを導入することで、年間のエネルギー消費量の収支を概ねゼロとすることを目指した建築物のこと。

あ行

ウェルビーイング/高い 生活の質	身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念のこと。国の第六次環境基本計画が掲げる最上位の目的として記載されている。
エコアクション 21	環境マネジメントシステム、環境パフォーマンス評価及び環境報告を一つに統合した簡易な方法によるシステムで、平成8(1996)年より環境省が中小事業者等を対象に普及を進めている。
エコオフィス・エコストア	川越市内で簡易包装やはかり売りの推進、ごみの減量や分別の徹底、節電や雨水利用など環境への負荷の低減を積極的に行っているお店や事業所を市が認定する制度のこと。
エコツーリズム	自然環境や歴史文化などの地域資源を対象とし、それらを活かした体験活動や観光を通して、地域の自然環境や歴史文化の保全性と持続可能性を考慮するツーリズム(旅行、レクリエーションのあり方)のこと。
エコロジカル・ネットワ ーク	生物多様性の保全を目的として、自然環境の拠点(コアエリア)を生態的な回廊(コリドー)で有機的につなぎ、種の移動や遺伝的交流を可能にする空間構造のこと

エシカル消費

より良い社会に向けた、人や社会、環境に配慮した消費行動のこと。具体例として、障がい者支援につながる商品やエコ商品を選ぶ、地元の産品を買う(地産地消)などがある。

か行

カーボンクレジット	企業や個人が温室効果ガス(CO ₂ など)を削減・吸収した量を「クレジット(証書)」として認証・売買できる仕組みのこと。
カーボンニュートラル	二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量から、植林、森林管理などによる吸収量を差し引いて、合計を実質的にゼロにすること。
環境アドバイザー制度	環境保全に関する有識者、環境保全活動の実践者から構成される環境アドバイザーを、地域の環境活動や学習会に講師として派遣する制度のこと。
環境基本計画	「川越市良好な環境の保全に関する基本条例」第10条の規定に基づき、良好な環境を保全・創造するための各種の施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項を定めるもの。
環境教育等行動計画	「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」第8条の規定に基づき、環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する施策を示すもの。
環境マネジメントシステム	組織や事業者が、その運営や経営の中で自主的に環境保全に関する取組を進めるにあたり、環境に関する方針や目標を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくことを「環境マネジメント」といい、このための体制・手続き等の仕組みのこと。
グリーンインフラ	自然環境が有する多様な機能を防災・減災や、地域創生、環境保全等の様々な課題解決に活用しようとする考え方。
グリーン経営認証	環境保全を目的にした取組を行っている運輸事業者(トラック、バス、タクシー、旅客船、内航海運、港湾運送、倉庫)に対する認証制度のこと。
グリーン購入	製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入すること。
グリーンツーリズム	農山漁村地域において、その土地ならではの自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動のこと
香害	化粧品や香水、柔軟仕上げ剤などに含まれる合成香料(化学物質)のにおいによって、不快感や健康への影響が生じること。
光化学オキシダント	工場や車から出る窒素酸化物などが太陽からくる紫外線のエネルギーによって反応してできる汚染物質のこと。オキシダントの濃度が高くなり、遠くの景色やビルが「もや」がかかったように見えにくくなる現象は光化学スモッグと言われている。
小江戸かわごえ脱炭素宣言	川越市は国や他の自治体とともに「2050年二酸化炭素排出量実質ゼロ」の脱炭素社会を目指し、市民・事業者・民間団体と力を合わせて地球温暖化対策に取り組んでいくことを令和3年5月に宣言している。
さ行	
埼玉県エコアップ認証	埼玉県が独自に設けた環境マネジメント認証制度であり、環境マネジメントに取り組み、かつ、CO ₂ 削減及び廃棄物の排出抑制等環境負荷低減に優れた取組をしている事業所を県が認証する制度のこと。

彩の国リサイクル製品 認定制度	埼玉県が独自に実施している制度で、主に県内で発生した循環資源を利用し、安全性や品質など一定の基準を満たすリサイクル製品を埼玉県知事が認定し、広報等を行うことにより、リサイクル製品の利用を促進する制度。
サーキュラーエコノミー (循環経済)	従来の3Rの取組に加え、資源投入量・消費量を抑えつつ、ストックを有効活用しながら、サービス化等を通じて付加価値を生み出す経済活動であり、資源・製品の価値の最大化、資源消費の最小化、廃棄物の発生抑制等を目指すもの。
サステナブルファッション	衣服の生産から着用、廃棄に至るプロセスにおいて将来にわたり持続可能であることを目指し、生態系を含む地球環境や関わる人・社会に配慮した取組のこと。
30by30(サーティ・バイ・サーティ)	2030 年までに地球上の陸域と海域の少なくとも 30%を保全・保護することを目指す国際的な目標のこと。
施設緑地	「都市公園」と学校や公共施設の植栽地などが含まれる「公共施設緑地」、社寺境内地などが含まれる「民間施設緑地」のこと。
市民緑地制度	都市内のあき地等を地域住民の利用に供する緑地として設置・管理する者が、設置管理計画を作成し、市区町村長の認定を受けて、一定期間当該緑地を設置・管理・活用する制度のこと。
ステークホルダー	企業やプロジェクトの活動に直接又は間接的に影響を与える、あるいは受ける利害関係者のこと。
ストック効果	整備された社会資本が機能することによって、継続的に中長期的に得られる効果のこと。
生物多様性地域戦略	「生物多様性基本法」第 13 条の規定に基づき、市内の生物多様性の保全及び持続的な利用に関する施策を計画的に推進していくための施策を示すもの。
た行	
地域循環共生圏	各地域が美しい自然景観等の地域資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合うことで、地域の活力が最大限に発揮されることを目指す考え方のこと。
地域制緑地	緑地の保全や緑化を推進するために、一定の土地の区域に対して適用し、土地利用や開発を規制する、法律や条例などに基づく緑地のこと。
低炭素電力	太陽光発電、水力発電、風力発電など化石燃料を利用せずに創出された電力を多く含む電力のこと。
デコ活	「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動」の愛称。CO ₂ 排出削減を目指しながら、快適で持続可能なライフスタイルを広げることが目的としている。
な行	
ネイチャーポジティブ (自然再興)	自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させること。令和5(2023)年3月に閣議決定した「生物多様性国家戦略2023-2030」において、令和12(2030)年までにネイチャーポジティブを達成するという目標が掲げられている。
は行	
パークアンドサイクルライド	郊外の公共施設まで自動車アクセスし、公共施設の駐車場に駐車(パーク)して、自転車に乗り換えて(サイクルライド)、目的地まで移動する方法のこと。

パークアンドバスライド	郊外の公共施設やバス停まで自動車アクセスし、公共施設やバス停周辺の駐車場に駐車(パーク)して、バスに乗り換えて(バスライド)、目的地まで移動する方法のこと。
ハザードマップ	自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所・避難経路などの防災関係施設の位置などを表示した地図のこと。
非化石証書	CO ₂ を排出する化石燃料(石炭や石油、天然ガスなど)を使用しないで作られた電力の環境価値を証書化したもの。
ふれあい収集	高齢者や障がいのある方など、家庭ごみを自力で集積所まで持ち出すことが困難な方を対象に、自治体職員や委託業者が戸別訪問してごみを収集する制度。
ポケットパーク	中高層のビル街や団地の一角に作られた小規模な公園や広場のこと。
ま行	
緑の基本計画	「都市緑地法」第4条の規定に基づき、緑地の適正な保全及び緑化の推進により本市全域における緑の将来のあるべき姿とそれを実現するための施策を示すもの。
武蔵野の落ち葉堆肥農法	火山灰土に厚く覆われ、作物が育ちにくい武蔵野台地において、多くの木を植えて平地林を育て、その落ち葉を掃き集めて堆肥にして畑に入れることで土壌を改良する伝統農法のこと。令和5年7月に世界農業遺産に認定されている。